

29 原機 (再) 009 平成 29 年 6 月 30 日

原子力規制委員会殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条の5第2項の 規定に基づき、下記のとおり核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃 止措置計画の認可の申請をいたします。

記

- 一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
- 二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地名名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
- 三. 廃止措置対象施設及びその敷地
 - 1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 核燃料サイクル工学研究所の再処理施設(以下「再処理施設」という。) の敷地は、茨城県那珂郡東海村の南東端の平坦地に位置し、東側は太平洋に

面しており、その敷地面積は約15万平方メートルで、敷地はほぼ台形状の部分とその南側にのびる帯状の部分とからなっている。

廃止措置対象施設の範囲は,再処理の事業の指定があったものとみなされた再処理施設である。再処理事業指定申請又は再処理事業指定変更申請の経緯等を表 3-1 及び表 3-2 に示す。また,廃止措置対象施設を表 3-3,再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図 3-1 に示す。

2 廃止措置対象施設の状況

2.1 施設の概要

再処理施設において再処理を行う使用済燃料は,軽水型原子炉及び新型 転換炉原型炉等の使用済燃料である。

なお,再処理施設の再処理能力は,溶解施設の濃縮ウラン溶解槽の基数が2基の場合,軽水型原子炉使用済燃料の低濃縮ウラン燃料について,年間最大210 トン(金属ウラン換算),1 日当たり最大0.7 トン(金属ウラン換算)である。

2.2 施設の運転履歴

再処理施設は、昭和46年6月に建設に着工し、昭和52年9月にホット試験を開始、昭和55年12月に使用前検査合格証を受領、昭和56年1月から本格運転を開始した。平成19年5月までに約1,140トンの使用済燃料を再処理してきた。

平成18年9月19日に再処理施設においても参照している「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂されたことに鑑み、再処理の運転を停止し、耐震バックチェック評価を行い、耐震性向上工事を進めてきた。

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震の発生後は、施設の潜在的ハザード^{※1}の低減のため、保有しているプルトニウム溶液及び高放射性廃液の固化・安定化を図ることとし、平成26年4月から開始したプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)におけるプルトニウム溶液の固化・安定化については、平成28年7月までに終了した。同じく平成28年1月から開始したガラス固化技術開発施設(TVF)における高放射性廃液の固化・安定化については、継続して進めており、ハザードの低減に努めている。

一方, 平成 25 年から平成 26 年にかけて実施した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)改革における事業の重点化・合理化に係る検討の結果, 再処理施設については, 新規制基準の施行を踏まえた費用対効果を勘案し, 使用済燃料のせん断, 溶解等を行う一部施設の使用を取りやめ, 平成 27 年度以降の中長期目標期間中に廃止措置計画を

認可申請する方向で検討を進めることとした※2。

現在,再処理施設は,再処理設備本体^{※3}から通常の方法によって核燃料物質を回収した状態で安定に維持している。また,使用済燃料を分離精製工場 (MP)の貯蔵プールに,再処理により回収したウラン製品をウラン貯蔵所 (U03),第二ウラン貯蔵所(2U03)及び第三ウラン貯蔵所(3U03)に,ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末をプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の貯蔵ホールにそれぞれ貯蔵しているなど,複数の施設において放射性物質等をそれぞれ定められた様々な状態で保有している。

再処理に伴いこれまでに発生した放射性廃棄物のうち,特にリスクの高い高放射性廃液は,主に高放射性廃液貯蔵場(HAW)に貯蔵しており,ガラス固化技術開発施設(TVF)に移送し,安全確保に万全を期しつつ,できる限り早期に固化・安定化を図っていく。

低放射性廃液のうち低放射性濃縮廃液は、主に廃棄物処理場(AAF)、第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)、第二スラッジ貯蔵場(LW2)、アスファルト固化処理施設(ASP)及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)に貯蔵しており、今後、整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)にてセメント固化することを計画している。低放射性廃液のうち廃溶媒は、主に廃棄物処理場(AAF)、スラッジ貯蔵場(LW)及び廃溶媒貯蔵場(WS)に貯蔵しており、現在保有しているリン酸廃液を低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)においてセメント固化したのち、廃溶媒処理技術開発施設(ST)において廃溶媒をドデカンとTBPに分離し、回収したTBPをプラスチック固化する。

また、高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)には、高線量のハル・エンドピースを収納したハル缶や使用済フィルタ類等をセル内に不規則に貯蔵しており、廃止措置計画の変更認可を受けたのち、廃棄物を取り出す設備を新たに設置し、新規に建設する貯蔵施設(HWTF-1)に搬出することを計画している。

※1:ハザードとは危険性又は有害性のことであり、リスクとは危険性又は有害性によって生ずるおそれのある有害な結果及び発生する可能性の度合のこと。

※2:「日本原子力研究開発機構改革報告書」(平成26年9月30日)より引用。

※3:再処理設備本体とは、せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、酸及び溶媒の回収施設を示す。

2.3 施設の状況

(1) 使用済燃料,核燃料物質の状況

再処理施設における使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量を表 3-4 に示す。分離精製工場(MP)の貯蔵プールには使用済燃

料を, ウラン貯蔵所(U03), 第二ウラン貯蔵所(2U03)及び第三ウラン貯蔵所(3U03)には三酸化ウラン粉末(以下「ウラン製品」という。)を, プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)にはウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末をそれぞれ貯蔵中である。

(2) 放射性廃棄物の状況

再処理施設から発生する放射性廃棄物のうち,気体廃棄物及び液体廃棄物は,それらの性状に応じて放射性物質の濃度及び放出量を低減する措置を行い,再処理施設保安規定に定める基準を超えないよう管理し,気体廃棄物については,主排気筒,第一付属排気筒及び第二付属排気筒から排出し,液体廃棄物については,海中放出設備の放出管を通じて海中に放出している。

液体廃棄物のうち,高放射性廃液は,施設内に貯蔵しており,適宜ガラス固化している。また,蒸発処理後の低放射性濃縮廃液は,アスファルト固化処理施設火災・爆発事故以降,固化・安定化しないまま,現在も施設内に貯蔵している。また,再処理施設から発生した固体廃棄物のうち可燃性廃棄物及び難燃性廃棄物(ゴム製 RI 手袋)の一部は,焼却したのち放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵しており,不燃性廃棄物は,放射能レベルの区分や性状に応じて放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵している。

再処理施設に貯蔵している放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物について、貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量を表 3-5 及び表 3-6 に示す。

(3) 施設の汚染状況

再処理施設は、構造、形状、材質等が多種多様な設備・機器から構成されており、原子炉のような材料の放射化はほとんど見られないが、化学形態、物理形態の異なるウラン、プルトニウム、核分裂生成物等の放射性物質が材料に付着し、再処理施設各工程に分散して存在しており、放射性物質の取扱いによって汚染が考えられる区域は、管理区域に設定し管理している。特に放射能濃度が高い放射性物質を内包する設備、機器等が設置されているレッド区域等は、比較的放射能レベルが高い汚染がある。再処理施設の管理区域を図 3-2 に示す。今後、廃止措置の進捗に応じて、適宜詳細に汚染状況を調査する。

(4) 施設の管理状況

1) 先行して廃止措置に着手する施設(以下「主要4施設」という。) (1)分離精製工場(MP) 分離精製工場(MP)には、せん断装置、濃縮ウラン溶解槽、抽出器、プルトニウム溶液蒸発缶、ウラン溶液蒸発缶、酸回収蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶等が設置されている。

回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない状態で維持しており、機器・設備に残存する放射性物質が飛散・拡散しないよう換気により負圧バランスを確保している。また、使用済燃料は、臨界にならないよう使用済燃料の面間距離を確保した状態で貯蔵プールに貯蔵している。その他、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)等から発生する放射性気体廃棄物を主排気筒に送気する系統や放射性液体廃棄物を廃棄物処理場(AAF)に移送する系統については、各施設の廃止措置に応じて継続して使用しており、その間は換気による負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

先行して廃止する本施設は,後述する工程洗浄を行った後,核燃料物質の分離,精製は行わない。

②ウラン脱硝施設(DN)

ウラン脱硝施設(DN) には, UNH 貯槽, 蒸発缶(第2段), 脱硝塔等が 設置されている。

回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない状態で維持しており、機器・設備に残存する放射性物質が飛散・拡散しないよう換気による負圧バランスを確保している。その他、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

ウラン製品は, ウラン貯蔵所(UO3), 第二ウラン貯蔵所(2UO3), 第三ウラン貯蔵所(3UO3)に搬出している。

先行して廃止する本施設は、後述する工程洗浄により回収されるウランを脱硝し搬出した後、ウラン脱硝は行わない。

③プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)

プルトニウム転換技術開発施設(PCDF) には, 硝酸ウラニル貯槽, 硝酸プルトニウム給液槽, 脱硝加熱器, 焙焼還元炉等が設置されている。

使用済燃料の再処理終了後,ハザードの低減を目的に,プルトニウム溶液の固化・安定化を図っており,転換したウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末は,適宜,プルトニウム燃料技術開発センターに搬出している。

貯蔵中のウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末は、これまでの

管理と同様に、臨界にならないよう貯蔵ホールにより面間距離を確保した状態で管理している。また、機器・設備に残存する放射性物質が飛散・拡散しないよう換気による負圧バランスを確保している。その他、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を継続して維持している。

先行して廃止する本施設は、後述する工程洗浄により回収されるウラン及びプルトニウムを転換した後、ウラン及びプルトニウム転換は行わない。

④クリプトン回収技術開発施設(Kr)

クリプトン回収技術開発施設(Kr)には、反応器、クリプトン貯蔵シリンダ、キセノン貯蔵シリンダ等が設置されており、先行して廃止する本施設は、今後、クリプトン回収は行わない。

これまでの管理と同様に、換気による負圧バランスを確保した上で、 放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持し ている。

2) 使用を継続する施設

- 2)-1 リスク低減に取り組む施設
 - ①高放射性廃液貯蔵場(HAW)

高放射性廃液貯蔵場(HAW) には,高放射性廃液貯槽等が設置されている。

高放射性廃液の受入れ・貯蔵及びガラス固化技術開発施設(TVF)への移送を行うため、施設を継続して使用しており、換気による負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,高放射性廃液をガラス固化技術開発施設(TVF)に全て移送した後,廃止に移行する。

②ガラス固化技術開発施設(TVF)

ガラス固化技術開発施設(TVF)には、濃縮器、溶融炉、中放射性廃液蒸発缶等が設置されている。

使用済燃料の再処理で発生した高放射性廃液を溶融炉でガラス固化するため、施設を継続して使用しており、換気による負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線 遮蔽機能を維持している。 高放射性廃液によるハザードを早期に低減するため,ガラス固化体の保管能力の増強及び新規保管施設の設置を考慮しつつ,12.5年(平成28年8月を起点)でガラス固化処理を完了することとしている。

本施設は, 再処理施設から発生する高放射性廃液を全てガラス固化 した後, 廃止に移行する。

③高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)

高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) には、ハル貯蔵庫、予備貯蔵庫等が設置されている。

高放射性固体廃棄物(雑固体廃棄物,ハル・エンドピース等)の貯蔵 及び分析所(CB)から発生する高放射性固体廃棄物(分析廃ジャグ等) の受入れ・貯蔵を行うため,施設を継続して使用しており,換気によ る負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止 機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,高放射性固体廃棄物を新規に建設する貯蔵施設(HWTF-1)に全て搬出した後,廃止に移行する。

④低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)

低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) には、スラリ蒸発缶、硝酸塩溶液蒸発缶、焼却炉等が設置されている。

現在、運転開始に向けて施設の整備等を進めている。

本施設は,再処理施設から発生する低放射性濃縮廃液及びリン酸廃液等の処理を終えた後,廃止に移行する。

2)-2 核燃料物質の保管・貯蔵施設

①ウラン貯蔵所(U03)

ウラン貯蔵所(UO3) には、ウラン製品貯蔵設備等が設置されている。 ウラン製品を貯蔵するため、施設を継続して使用しており、ウラン 製品は、これまでの管理と同様に、臨界にならないようバードケージ により容器間距離を確保した状態で管理している。その他、放射線遮 蔽機能を継続して維持している。

本施設は、ウラン製品を全て搬出した後、廃止に移行する。

②第二ウラン貯蔵所(2U03)

第二ウラン貯蔵所(2U03) には、ウラン製品貯蔵設備等が設置されている。

ウラン製品を貯蔵するため、施設を継続して使用しており、ウラン製品は、これまでの管理と同様に、臨界にならないようバードケージにより容器間距離を確保した状態で管理している。その他、放射線遮蔽機能を継続して維持している。

本施設は、ウラン製品を全て搬出した後、廃止に移行する。

③第三ウラン貯蔵所(3U03)

第三ウラン貯蔵所(3U03) には、ウラン製品貯蔵設備等が設置されている。

ウラン製品を貯蔵するため、施設を継続して使用しており、ウラン製品は、これまでの管理と同様に、臨界にならないよう貯蔵ピットにより容器間距離を確保した状態で管理している。その他、放射線遮蔽機能を継続して維持している。

本施設は、ウラン製品を全て搬出した後、廃止に移行する。

なお、使用済燃料を貯蔵している分離精製工場(MP)及びウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末を保管しているプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)は前述のとおり。

2)-3 低レベル放射性廃棄物の処理・貯蔵施設

①第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)

第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) には、湿式貯蔵セル、 乾式貯蔵セル等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する高放射性固体廃棄物(雑固体廃棄物, ハル・エンドピース等)を受入れ・貯蔵するため, 施設を継続して使用しており, 換気による負圧バランスを確保した上で, 放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,高放射性固体廃棄物を今後必要な時期に建設する高線量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)に全て搬出した後,廃止に移行する。

②廃棄物処理場(AAF)

廃棄物処理場(AAF) には,低放射性廃液第一蒸発缶,低放射性濃縮 廃液貯槽,凝集沈殿処理装置等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性廃液を低放射性廃液第 一蒸発缶等で処理し低放射性濃縮廃液を貯蔵するため,施設を継続し て使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,再処理施設から発生する低放射性廃液の処理を終えた後, 廃止に移行する。

③第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)

第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) には,低放射性廃液第二蒸発缶等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性廃液を低放射性廃液第 二蒸発缶で処理するため、施設を継続して使用しており、換気による 負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機 能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,再処理施設から発生する低放射性廃液の処理を終えた後, 廃止に移行する。

④第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)

第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) には,低放射性廃液第三蒸発缶, 濃縮液貯槽,中和処理設備等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性廃液を低放射性廃液第 三蒸発缶等で処理し低放射性濃縮廃液を貯蔵するため,施設を継続し て使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物 質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,再処理施設から発生する低放射性廃液の処理を終えた後, 廃止に移行する。

⑤放出廃液油分除去施設(C)

放出廃液油分除去施設(C) には、サンドフィルタ、活性炭吸着塔等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性廃液を油分除去設備で 処理するため,施設を継続して使用しており,換気による負圧バラン スを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射 線遮蔽機能を維持している。

本施設は,再処理施設から発生する低放射性廃液の処理を終えた後, 廃止に移行する。

⑥焼却施設(IF)

焼却施設(IF)には、焼却炉、小型焼却炉等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性固体廃棄物を焼却炉で 処理するため、施設を継続して使用しており、換気による負圧バラン スを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射 線遮蔽機能を維持している。

本施設は, 再処理施設から発生する低放射性固体廃棄物の処理を終 えた後, 廃止に移行する。

(7) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)

廃溶媒処理技術開発施設(ST) には、抽出槽、シリカゲル吸着塔、 蒸発缶等が設置されている。

今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)が運転開始 したのち、本施設において廃溶媒を処理することとしており、換気に よる負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防 止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,再処理施設から発生する廃溶媒の処理を終えた後,廃止 に移行する。

⑧廃溶媒貯蔵場(WS)

廃溶媒貯蔵場(WS) には、廃溶媒貯槽等が設置されている。

再処理施設から発生する廃溶媒を貯蔵するため,施設を継続して使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は, 廃溶媒を廃溶媒処理技術開発施設(ST)に全て移送した後, 廃止に移行する。

⑨アスファルト固化処理施設(ASP)

アスファルト固化処理施設(ASP) には, 廃液受入貯槽等が設置されている。

平成 9 年に発生したアスファルト固化処理施設火災爆発事故を受けアスファルト固化処理は行わないこととした。それ以降においても低放射性濃縮廃液は貯蔵しており、換気による負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,低放射性濃縮廃液を低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)に

全て移送した後,廃止に移行する。

⑩低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)

低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) には、低放射性濃縮廃液貯槽等が設置されている。

低放射性廃液の処理により発生する低放射性濃縮廃液及び廃溶媒の処理により発生するリン酸廃液を受入れ・貯蔵するため、施設を継続して使用しており、換気による負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は、低放射性濃縮廃液及びリン酸廃液を今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に全て移送した後、廃止に移行する。

⑪スラッジ貯蔵場(LW)

スラッジ貯蔵場(LW) には, スラッジ貯槽, 廃溶媒貯槽等が設置されている。

凝集沈殿処理により発生するスラッジ及び再処理施設から発生する廃溶媒を貯蔵するため、施設を継続して使用しており、換気による 負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機 能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は、スラッジを今後必要な時期に建設する低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)に、廃溶媒を廃溶媒処理技術開発施設(ST)に全て搬出した後、廃止に移行する。

迎第二スラッジ貯蔵場(LW2)

第二スラッジ貯蔵場(LW2) には、スラッジ貯槽、濃縮液貯槽等が設置されている。

凝集沈殿処理により発生するスラッジ及び低放射性廃液の蒸発処理により発生する低放射性濃縮廃液を受入れ・貯蔵するため、施設を継続して使用しており、換気による負圧バランスを確保した上で、放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は、スラッジを今後必要な時期に建設する低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)に、低放射性濃縮廃液を低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)に全て搬出した後、廃止に移行する。

③アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)

アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) には,アスファルト固化体取扱 設備等が設置されている。

アスファルト固化体及びプラスチック固化体を貯蔵するため,施設を継続して使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は、アスファルト固化体等を今後必要な時期に建設する高線 量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)又は低線量系固体廃棄物廃棄 体化施設(TWTF)に全て搬出した後、廃止に移行する。

⑭第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)

第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2) には,アスファルト固化体 取扱設備等が設置されている。

アスファルト固化体及びプラスチック固化体等を貯蔵するため,施設を継続して使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は、アスファルト固化体等を今後必要な時期に建設する高線量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)又は低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)に全て搬出した後、廃止に移行する。

的第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)

第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) には、貯蔵場等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性固体廃棄物を受入れ・貯蔵するため,施設を継続して使用しており,放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,低放射性固体廃棄物を今後必要な時期に建設する高線量 系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)又は低線量系固体廃棄物廃棄体 化施設(TWTF)に全て搬出した後,廃止に移行する。

16第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)

第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) には、貯蔵場等が設置されている。

再処理施設の各施設から発生する低放射性固体廃棄物を受入れ・貯

蔵及び焼却施設(IF)への難燃性廃棄物(ゴム製 RI 手袋)の払出しをするため、施設を継続して使用しており、放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,低放射性固体廃棄物を今後必要な時期に建設する高線量 系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)又は低線量系固体廃棄物廃棄体 化施設(TWTF)に全て搬出した後,廃止に移行する。

2)-4 その他, 継続して使用する施設

①分析所(CB)

分析所(CB) には、セル、グローブボックス、試験装置等が設置されている。

再処理施設各工程から採取した試料を分析するため,施設を継続して使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,廃棄物処理,工程洗浄,系統除染,解体作業等に係る必要な分析業務を終えた後,廃止に移行する。

②除染場(DS)

除染場(DS) には、グローブボックス、フード、浸漬槽等が設置されている。

必要に応じて機器等の除染を行うため,施設を継続して使用しており,換気による負圧バランスを確保した上で,放射性物質の施設外への漏えい防止機能及び放射線遮蔽機能を維持している。

本施設は,分離精製工場(MP)の機器解体を終えた後,廃止に移行する。

③主排気筒,第一付属排気筒,第二付属排気筒 各施設からの廃気を排出するため,継続して使用している。 各施設の管理区域が解除された後,廃止に移行する。

④アクティブトレンチ

アクティブトレンチ内の配管については,低放射性廃液及び高放射 性廃液を移送するため、継続して使用している。

アクティブトレンチ内の配管を使用した移送を終えた後,廃止に移 行する。

⑤その他の附属施設

ユーティリティ施設,中間開閉所,第二中間開閉所,資材庫等については,各施設へのユーティリティ供給のため,継続して使用している。各施設へのユーティリティ供給を終えた後,廃止に移行する。また,リサイクル機器試験施設(RETF)については,今後の再処理施設の廃止措置における活用方策を検討した上で計画を定める。

表 3-1 再処理事業指定申請及び再処理事業指定変更申請の経緯

再処理施設事業指定申請書は、独立行政法人日本原子力研究開発機構(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の旧法人名称)の設立に当たり施行された独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成 16 年法律第 155 号)の附則第 18 条第 1 項及び第 2 項に基づき、経済産業大臣に提出(平成 17 年 9 月 27 日)し、設立の日(平成 17 年 10 月 1 日)に指定があったものとみなされたものである。再処理事業指定申請及び再処理事業指定変更申請の経緯を以下に示す。

なお,平成17年10月1日以前の再処理事業指定申請に係る内容は,設置承認申請に記載している。設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯を表3-2に示す。

| | T | T |
|------------------|--------------------|---------------------------|
| 許可年月日 | 許可番号 | 備 考 |
| 平成 18 年 5 月 29 日 | 平成 17.01.14 原第 8 号 | 再処理を行う使用済燃料に原子力第 1 船 |
| | | (むつ)使用済燃料を追加,新型転換炉使用 |
| | | 済燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃 |
| | | 料) の年間再処理量を 10 トンから 40 トン |
| | | に増加,第二アスファルト固化体貯蔵施設 |
| | | に蒸発固化体等の固化体廃棄物及び低放射 |
| | | 性の固体廃棄物を貯蔵,低放射性の固体廃 |
| | | 棄物を第二アスファルト固化体貯蔵施設, |
| | | 第一及び第二低放射性固体廃棄物貯蔵場か |
| | | ら廃棄物処理場等に送り再び処理できるよ |
| | | うに変更。 |
| (平成26年5月30日届 | _ | 原子力規制委員会 設置法附則第29条第1 |
| 出) | | 項に基づく届出 |
| (平成26年6月25日一 | | 本文に「7. 再処理施設における放射線の管 |
| 部補正) | | 理に関する事項」及び「8. 再処理施設におい |
| | | て核燃料物質が臨界状態になることその他 |
| | | の事故が発生した場合における当該事故に |
| | | 対処するために必要な施設及び体制の整備 |
| | | に関する事項」を追加。 |

表 3-2 設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯(1/3)

設置承認申請書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (法律第52号) 附則第2条第1項及び第2項に基づき、再処理施設設置承認申 請書を内閣総理大臣に提出(昭和55年2月23日(54動燃(再)63))し、提出を もって承認を受けたとみなされたものである。設置承認申請及び設置変更承認 申請の経緯を以下に示す。

| 承認年月日 | 承認番号 | 備考 |
|-------------------|-------------------|---------------------|
| 昭和 55 年 4 月 21 日 | 55 安 (核規) 第 163 号 | 第二スラッジ貯蔵場及び廃溶媒貯蔵場 |
| | | の新設 |
| 昭和 55 年 8 月 22 日 | 55 安(核規)第 444 号 | 低放射性廃液蒸発処理開発施設及び極 |
| | | 低放射性廃液蒸発処理開発施設を放射 |
| | | 性廃棄物の廃棄施設にする |
| 昭和 56 年 7 月 25 日 | 56 安(核規)第 357 号 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 |
| | | の変更 |
| | | 廃溶媒処理技術開発施設の新設 |
| 昭和 57 年 8 月 12 日 | 57 安(核規)第 457 号 | 高放射性廃液貯蔵場、ウラン脱硝施設 |
| | | 及び第二中間開閉所の新設並びに第二 |
| | | 低放射性固体廃棄物貯蔵場の増設 |
| 昭和 57 年 12 月 24 日 | 57 安(核規)第 782 号 | 溶解槽 1 基の溶解施設からその他再処 |
| | | 理設備の附属施設への区分変更 |
| 昭和 58 年 8 月 17 日 | 58 安(核規)第 566 号 | 濃縮ウラン溶解セル(第3セル)への |
| | | 濃縮ウラン溶解槽設置,現在ある濃縮 |
| | | ウラン溶解槽の遠隔補修技術開発設備 |
| | | への変更,第一低放射性固体廃棄物貯 |
| | | 蔵場及び資材庫の新設 |

表 3-2 設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯(2/3)

| 承認年月日 | 承認番号 | 備考 |
|------------------|-------------------|-----------------------|
| 昭和60年7月30日 | 60 安(核規)第 321 号 | 新型転換炉使用済燃料の再処理の実施,使 |
| | | 用済燃料の貯蔵施設の貯蔵能力の増大、照 |
| | | 射後試験に供した使用済燃料のうち試験燃 |
| | | 料片の再処理の実施、廃溶媒技術開発施設 |
| | | における廃溶媒のエポキシ固化の技術開発 |
| | | の実施, アスファルト固化体などの貯蔵能 |
| | | 力の増大, プルトニウム転換技術開発施設 |
| | | における濃縮度 20%未満の濃縮ウランを用 |
| | | いた技術開発の実施, 小型試験設備におけ |
| | | るパルスカラムを用いた溶媒抽出工程の試 |
| | | 験の実施 |
| 昭和61年9月8日 | 61 安(核規)第 494 号 | 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の新設及 |
| | | び高レベル放射性物質研究施設から発生す |
| | | る低放射性の固体廃棄物の受入れ |
| 昭和62年4月27日 | 62 安(核規)第 186 号 | パルスフィルタの追加設置、プルトニウム |
| | | 溶液蒸発缶の塔部及び酸回収蒸発缶の材料 |
| | | 変更、プルトニウム転換技術開発施設にお |
| | | ける脱硝ポート材料の追加変更 |
| 昭和63年2月9日 | 62 安(核規)第 865 号 | ガラス固化技術開発施設の新設 |
| 昭和63年12月1日 | 63 安(核規)第 709 号 | 焼却炉の更新, 硝酸ウラニル溶液の受け入 |
| | | れ機能の追加 |
| 平成元年 10 月 24 日 | 元安(核規)第729号 | 第三ウラン貯蔵所の新設 |
| 平成2年12月27日 | 2 安 (核規) 第 855 号 | 海洋放出口の移設 |
| 平成5年8月3日 | 5 安 (核規) 第 514 号 | リサイクル機器試験施設の新設 |
| 平成7年2月2日 | 6 安 (核規) 第 913 号 | クリプトン固定化試験設備の設置 |
| 平成9年7月31日 | 9 安 (核規) 第 474 号 | ユーティリティ設備の更新 |
| 平成9年10月21日 | 9 安 (核規) 第 657 号 | アスファルト固化処理施設の区分の変更 |
| 平成 10 年 6 月 25 日 | 10 安(核規)第 506 号 | スラッジ貯槽の転用及び第二アスファルト |
| | | 固化体貯蔵施設における低放射性固体廃棄 |
| | | 物の保管 |
| 平成 11 年 5 月 11 日 | 11 安 (核規) 第 315 号 | アスファルト固化技術開発施設の付属排気 |
| | | 筒の排気量の変更及び廃棄物処理場のコン |
| | | クリート固化装置の撤去 |

表 3-2 設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯 (3/3)

| 承認年月日 | 承認番号 | 備考 |
|------------------|---------------------|-----------------------|
| 平成 12 年 2 月 29 日 | 12 安(核規)第 150 号 | 株式会社ジェー・シー・オーの臨界事故に係 |
| | | る濃縮度 20%未満のウランを含む溶液の小 |
| | | 型試験設備への受入 |
| 平成 12 年 7 月 19 日 | 12 安(核規)第 654 号 | 低放射性濃縮廃液貯蔵施設の新設,株式会 |
| | | 社ジェー・シー・オーの臨界事故に係る濃縮 |
| | | 度 20%未満のウランを含む溶液の再処理, |
| | | 核的制限値の変更 |
| 平成 14 年 3 月 6 日 | 平成 13.03.01 原第 11 号 | 低放射性廃棄物処理技術開発施設の新設, |
| | | その他再処理設備の附属施設の一部の区域 |
| | | の変更、高レベル放射性物質研究施設の高 |
| | | 放射性固体廃棄物の受入れ・貯蔵、株式会社 |
| | | ジェー・シー・オーの臨界事故に係る溶液の |
| | | 再処理に関する記載の削除 |

表 3-3 廃止措置対象施設(1/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|----------|-----------------------|
| 分離精製工 | 使用済燃料 | 受入れ施設 | 天井クレーン設備 |
| 場(MP) | の受入れ施 | | カスク冷却設備 |
| | 設及び貯蔵 | | 除染設備 |
| | 施設 | | 燃料取出し設備 |
| | | | 燃料移動設備 |
| | | | 燃料汚染検査,除染設備 |
| | | | 燃料一時貯蔵設備 |
| | | 貯蔵施設 | 燃料取扱操作設備(貯蔵プール) |
| | | | 燃料貯蔵設備 |
| | | | 燃料移動設備 |
| | | | 燃料取扱操作設備(濃縮ウラン移動プール) |
| | | プール水処理設備 | 貯水ピット |
| | | | 廃液貯槽 |
| | | | 貯蔵プール水処理設備 |
| | | | 熱交換器 |
| | | | 移動プール・機械処理プール水処理設備 |
| | 再処理設備 | せん断処理施設 | 燃料移動設備 |
| | 本体 | | せん断装置 |
| | | | 天井クレーン (濃縮ウラン機械処理セル) |
| | | | マニプレータ類 (濃縮ウラン機械処理セル) |
| | | | 燃料装荷装置 |
| | | | ハル取扱設備 |
| | | | 天井クレーン (濃縮ウラン溶解槽装荷セル) |
| | | | マニプレータ (除染保守セル) |
| | | | 廃棄物取扱設備 |
| | | 溶解施設 | 濃縮ウラン溶解槽 |
| | | | スワーフタンク |
| | | | パルスフィルタ (放射性配管分岐室) |
| | | | パルスフィルタ(分離第1セル) |
| | | | 洗浄液受槽 |
| | | | 溶解槽溶液受槽 |

表 3-3 廃止措置対象施設(2/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備 | 等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|------|----------|--------------------|
| 分離精製工 | 再処理設備 | 溶解施設 | | 調整槽 |
| 場(MP) | 本体 | | | 給液槽 |
| | | 分離施設 | 分離第1サイクル | 高放射性廃液中間貯槽 |
| | | | | 分離第1抽出器 |
| | | | | 希釈剤洗浄器 |
| | | | | 分離第2抽出器 |
| | | | 分離第2サイクル | 分離第3抽出器 |
| | | | | 分離第4抽出器 |
| | | | | 調整槽 |
| | | | | 中間貯槽 |
| | | | | 分離第 5 抽出器 |
| | | | リワーク | 受槽 |
| | | | | 溢流受槽 |
| | | | | 中間貯槽 |
| | | | | 溶媒受槽 |
| | | | | 廃溶媒受槽 |
| | | | | プルトニウム溶液受槽 |
| | | | | 溢流溶媒受槽 |
| | | 精製施設 | プルトニウムの精 | 調整槽 |
| | | | 製系 | 中間貯槽 |
| | | | | 酸化塔 |
| | | | | 空気吹込塔 |
| | | | | プルトニウム精製第1抽出器 |
| | | | | プルトニウム精製第 2 抽出器 |
| | | | | 溶媒貯槽 |
| | | | | 中間貯槽(プルトニウム溶液濃縮系) |
| | | | | 希釈槽 |
| | | | | プルトニウム溶液蒸発缶 |
| | | | | プルトニウム濃縮液受槽 |
| | | | | 循環槽 |
| | | | | プルトニウム濃縮液取出し、受入れ設備 |

表 3-3 廃止措置対象施設(3/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備 | 等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|--------|-----------|----------------|
| 分離精製工 | 再処理設備 | 精製施設 | ウランの精製系 | 調整槽 |
| 場(MP) | 本体 | | | 中間貯槽 |
| | | | | ウラン精製第1抽出器 |
| | | | | ウラン精製第2抽出器 |
| | | | | 中間貯槽 |
| | | | | ウラン溶液蒸発缶(第1段) |
| | | | | 濃縮液受槽 |
| | | | | 希釈槽 |
| | | | | 給液槽 |
| | | | | 一時貯槽 |
| | | 脱硝施設 | | ウラン溶液蒸発缶 (第2段) |
| | | | | 濃縮液受槽 |
| | | | | 脱硝塔 |
| | | | | 製品積出し設備 |
| | | | | 重量計 |
| | | | | 三酸化ウラン容器接続器具 |
| | | | | 三酸化ウラン取出し装置 |
| | | 酸及び溶媒の | 酸回収施設 | 希釈剤洗浄器 |
| | | 回収施設 | | 希釈剤受槽 |
| | | | | 酸回収中間貯槽 |
| | | | | 酸回収蒸発缶 |
| | | | | デミスタ |
| | | | | 酸回収精留塔 |
| | | | | 凝縮器 |
| | | | | 冷却器 |
| | | | | 中間貯槽 |
| | | | 溶媒回収施設(分 | 第1溶媒洗浄器 |
| | | | 離第1サイクル系) | 希釈剤洗浄器 |
| | | | | 溶媒洗浄廃液中間貯槽 |

表 3-3 廃止措置対象施設(4/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備 | 等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|---------|-----------|-----------------|
| 分離精製工 | 再処理設備 | 酸及び溶媒の | 溶媒回収施設(分 | 溶媒貯槽 |
| 場(MP) | 本体 | 回収施設 | 離第1サイクル系) | 沈降槽 |
| | | | | フィルタ |
| | | | 溶媒回収施設(分 | 希釈剤洗浄器 |
| | | | 離第2サイクル系) | 溶媒洗浄廃液中間貯槽 |
| | | | | 溶媒貯槽 |
| | | | | 第2溶媒洗浄器 |
| | | | | フィルタ |
| | | | 溶媒回収施設(ウ | 第3溶媒洗浄器 |
| | | | ラン精製サイクル | 溶媒貯槽 |
| | | | 系) | フィルタ |
| | 製品貯蔵施 | プルトニウム製 | 品の貯蔵 | プルトニウム製品貯槽 |
| | 設 | | | プルトニウム製品取出し設備 |
| | 放射性廃棄 | 気体廃棄物の | 槽類換気系(燃料 | 酸吸収塔 |
| | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 溶解槽からの廃 | 洗浄塔 溶解廃気用 |
| | 設 | | 気) | フィルタ |
| | | | 槽類換気系(燃料 | フィルタ |
| | | | せん断装置からの | 洗浄塔 せん断廃気用 |
| | | | 廃気) | |
| | | | 槽類換気系(高放 | 洗浄塔 |
| | | | 射性廃液貯槽から | フィルタ |
| | | | の廃気) | |
| | | | 槽類換気系(高放 | 酸吸収塔(酸回収セル) |
| | | | 射性廃液蒸発缶, | 空気吹込塔(酸回収セル) |
| | | | プルトニウム濃厚 | 洗浄塔(プルトニウム濃縮セル) |
| | | | 溶液処理工程など | 酸吸収塔(ウラン濃縮脱硝室) |
| | | | からの廃気) | 洗浄塔(溶解オフガス処理セル) |
| | | | | フィルタ |
| | | | セル換気系 | フィルタ |
| | | | 廃ガス貯蔵装置 | 廃ガス貯槽 |

表 3-3 廃止措置対象施設(5/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|-----------------|----------|-------------------------|
| 分離精製工 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 高放射性の液体廃 | 高放射性廃液蒸発缶 |
| 場(MP) | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 棄物 | 高放射性廃液貯槽 |
| | 設 | | | 中間貯槽 |
| | | | 低放射性の液体廃 | 中間貯槽 |
| | | | 棄物 | |
| | その他再処 | 濃縮ウラン溶解槽の遠隔補修技術 | | 濃縮ウラン溶解槽 |
| | 理設備の附 | 開発設備 | | , 本位 14 位 - 14 一 1 |
| | 属施設 | | | 遠隔補修・検査装置 |
| | 計測制御系 | 安全保護回路 | | 濃縮ウラン溶解槽,ウラン溶液蒸発缶(第1段), |
| | 統施設 | | | プルトニウム溶液蒸発缶, 高放射性廃液蒸発缶, |
| | | | | 脱硝塔,分離,精製及び溶媒回収 |
| | | 核計装設備 | | アルファ線モニタ |
| | | | | 中性子線モニタ |

表 3-3 廃止措置対象施設(6/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|--------|-------|--------|-----------|
| ウラン脱硝 | 再処理設備 | 脱硝施設 | UNH 受槽 |
| 施設(DN) | 本体 | | UNH 貯槽 |
| | | | 蒸発缶 (第2段) |
| | | | 濃縮液受槽 |
| | | | 脱硝塔 |
| | | | 酸吸収塔 |
| | | | UO₃受槽 |
| | | | オーバーサイズ受槽 |
| | | | 計量台 |
| | | | 溶解槽 |
| | 計測制御系 | 安全保護回路 | 脱硝塔 |
| | 統施設 | | |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|--------|-------|----------|-----------|
| ウラン貯蔵 | 製品貯蔵施 | ウラン製品の貯蔵 | ウラン製品貯蔵設備 |
| 所(U03) | 設 | | |
| 第二ウラン | | | ウラン製品貯蔵設備 |
| 貯 蔵 所 | | | |
| (2U03) | | | |
| 第三ウラン | | | ウラン製品貯蔵設備 |
| 貯 蔵 所 | | | |
| (3U03) | | | |

表 3-3 廃止措置対象施設(7/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|--------|-------|----------------|----------------------|
| プルトニウ | その他再処 | プルトニウム転換技術開発施設 | 硝酸プルトニウム受入計量槽 |
| ム転換技術 | 理設備の附 | | 硝酸プルトニウム貯槽 |
| 開発施設 | 属施設 | | 混合槽 |
| (PCDF) | | | 混合液貯槽 |
| | | | 硝酸ウラニル受入計量槽 |
| | | | 硝酸ウラニル貯槽 |
| | | | 硝酸プルトニウム給液槽 |
| | | | ウラン受槽 |
| | | | 混合液給液槽 |
| | | | 脱硝加熱器 |
| | | | 焙焼還元炉 |
| | | | 粉砕機 |
| | | | 混合機 |
| | | | 廃液受入槽 |
| | | | 廃液蒸発缶 |
| | | | 中和沈殿槽 |
| | | | 安全保護回路(焙焼還元炉,窒素-水素混合 |
| | | | ガスの供給系) |

表 3-3 廃止措置対象施設(8/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|---------|-------|---------------|--------------|
| クリプトン | その他再処 | クリプトン回収技術開発施設 | 原料ガス中間貯槽 |
| 回収技術開 | 理設備の附 | | 反応器 |
| 発施設(Kr) | 属施設 | | 水吸着器 |
| | | | ウォームコンテナ |
| | | | 炭酸ガス吸着器 |
| | | | キセノン吸着器 |
| | | | コールドコンテナ |
| | | | 主精留塔 |
| | | | クリプトン精留塔 |
| | | | キセノン液化塔 |
| | | | キセノン精留塔 |
| | | | 中間槽 |
| | | | クリプトン貯蔵シリンダ |
| | | | キセノン貯蔵シリンダ |
| | | | 廃液貯槽 |
| | | | クリプトン固定化試験設備 |

表 3-3 廃止措置対象施設(9/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|--------|----------|----------|
| 高放射性廃 | 放射性廃棄 | 気体廃棄物の | 高放射性廃液貯蔵 | 洗浄塔 |
| 液貯蔵場 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 場の廃気 | フィルタ |
| (HAW) | 設 | 液体廃棄物の | 高放射性の液体廃 | 高放射性廃液貯槽 |
| | | 廃棄施設 | 棄物 | 中間貯槽 |
| | | | | 中間熱交換器 |
| | | | | 冷却塔 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|--------|-------|-------------|---------------|
| ガラス固化 | その他再処 | ガラス固化技術開発施設 | 受入槽 |
| 技術開発施 | 理設備の附 | | 回収液槽 |
| 設(TVF) | 属施設 | | 濃縮器 |
| | | | 濃縮液槽 |
| | | | 濃縮液供給槽 |
| | | | 溶融炉 |
| | | | 中放射性廃液蒸発缶 |
| | | | 台車 |
| | | | 溶接装置 |
| | | | クレーン設備 (固化セル) |
| | | | マニプレータ類 |
| | | | クレーン設備 (搬送セル) |
| | | | 検査設備 |
| | | | 保管ピット |
| | | | 中放射性廃液貯槽 |
| | | | 低放射性廃液第一貯槽 |
| | | | 低放射性廃液第一蒸発缶 |
| | | | 固化セル換気系設備 |
| | | | 槽類換気系設備 |
| | | | 冷却塔 |
| | | | 安全保護回路 (固化セル) |

表 3-3 廃止措置対象施設(10/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-----------|-------|--------|----------|----------|
| 高放射性固 | 放射性廃棄 | 固体廃棄物の | 高放射性の固体廃 | ハル貯蔵庫 |
| 体廃棄物貯 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 棄物 | 予備貯蔵庫 |
| 蔵庫(HASWS) | 設 | | | 汚染機器類貯蔵庫 |
| | | | | クレーン |
| | | | | フィルタ |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|----------|-------|--------|----------|--------------|
| 第二高放射 | 放射性廃棄 | 固体廃棄物の | 高放射性の固体廃 | 湿式貯蔵セル |
| 性固体廃棄 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 棄物 | 乾式貯蔵セル |
| 物貯蔵施設 | 設 | | | 100 トン天井クレーン |
| (2HASWS) | | | | ドラム移送容器 |
| | | | | 排気フィルタ |
| | | | | 湿式貯蔵セル水処理設備 |

表 3-3 廃止措置対象施設(11/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備 | 背等の区分 | 設備名称 |
|--------|-------|--------|--------------|-------------|
| 廃棄物処理 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 低放射性廃液貯槽 |
| 場(AAF) | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 中間受槽 |
| | 設 | | | 予熱器 |
| | | | | 低放射性廃液第一蒸発缶 |
| | | | | サイクロン |
| | | | | 凝縮器 |
| | | | | 冷却器 |
| | | | | 低放射性濃縮廃液貯槽 |
| | | | | 中和槽 |
| | | | | 反応槽 |
| | | | | 放出廃液貯槽 |
| | | | | 放出管 |
| | | | | 廃希釈剤貯槽 |
| | | | | 廃溶媒・廃希釈剤貯槽 |
| | | 固体廃棄物の | 低放射性の固体廃棄 | クレーン |
| | | 廃棄施設 | 物 | |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|--------|-----------|-------------|
| 第二低放射 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 予熱器 |
| 性廃液蒸発 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 低放射性廃液第二蒸発缶 |
| 処理施設 | 設 | | | サイクロン |
| (E) | | | | 濃縮液槽 |
| | | | | 凝縮器 |
| | | | | 冷却器 |

表 3-3 廃止措置対象施設(12/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備 | 請等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|--------|--------------|-------------|
| 第三低放射 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 予熱器 |
| 性廃液蒸発 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 低放射性廃液第三蒸発缶 |
| 処理施設 | 設 | | | サイクロン |
| (Z) | | | | 濃縮液冷却器 |
| | | | | 廃液受入貯槽 |
| | | | | 濃縮液貯槽 |
| | | | | 凝縮器 |
| | | | | 冷却器 |
| | | | | 粗調整槽 |
| | | | | 中和反応槽 |
| | | | | 中間貯槽 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|--------|-----------|----------|
| 放出廃液油 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 低放射性廃液貯槽 |
| 分除去施設 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | サンドフィルタ |
| (C) | 設 | | | 活性炭吸着塔 |
| | | | | シックナー |
| | | | | 廃炭貯槽 |
| | | | | スラッジ貯槽 |
| | | | | 放出廃液貯槽 |

表 3-3 廃止措置対象施設(13/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|--------|-------|--------|-----------|--------|
| スラッジ貯 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | スラッジ貯槽 |
| 蔵場(LW) | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 廃溶媒貯槽 |
| | 設 | | | |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|--------|-----------|----------|
| 第二スラッ | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | スラッジ貯槽 |
| ジ貯蔵場 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 濃縮液貯槽 |
| (LW2) | 設 | | | 廃砂・廃樹脂貯槽 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|--------|-----------|-------|
| 廃溶媒貯蔵 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 廃溶媒貯槽 |
| 場(WS) | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | |
| | 設 | | | |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|-------------|-----------|
| 廃溶媒処理 | その他再処 | 廃溶媒処理技術開発施設 | 受入貯槽 |
| 技術開発施 | 理設備の附 | | 洗浄槽 |
| 設(ST) | 属施設 | | 第1抽出槽 |
| | | | 第 2 抽出槽 |
| | | | 第3抽出槽 |
| | | | シリカゲル吸着塔 |
| | | | 廃シリカゲル貯槽 |
| | | | 蒸発缶 |
| | | | 充てん・かく拌装置 |
| | | | 加熱装置 |

表 3-3 廃止措置対象施設(14/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|---------|-------|--------|-----------|--------|
| アスファル | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 廃液受入貯槽 |
| ト固化処理 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | |
| 施設(ASP) | 設 | | | |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|--------|-------|--------|-----------|------------|
| 低放射性濃 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | 濃縮液貯槽 |
| 縮廃液貯蔵 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 低放射性濃縮廃液貯槽 |
| 施設 | 設 | | | 廃液貯槽 |
| (LWSF) | | | | 中間貯槽 |
| | | | | 換気設備 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|--------|-------|--------|-----------|----------|
| 低放射性廃 | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃棄 | スラリ蒸発缶 |
| 棄物処理技 | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 物 | 硝酸塩溶液蒸発缶 |
| 術開発施設 | 設 | 固体廃棄物の | 低放射性の固体廃棄 | 焼却炉 |
| (LWTF) | | 廃棄施設 | 物 | |

表 3-3 廃止措置対象施設(15/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|----------|-------|--------|-----------|---------------------|
| アスファル | 放射性廃棄 | 固体廃棄物 | 低放射性の固体廃棄 | アスファルト固化体取扱設備(移送セル) |
| ト固化体貯 | 物の廃棄施 | の廃棄施設 | 物 | |
| 蔵施設(AS1) | 設 | | | アスファルト固化体取扱設備(貯蔵セル) |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|-------|-------|--------|-----------|----------------------|
| 第二アスフ | 放射性廃棄 | 固体廃棄物 | 低放射性の固体廃棄 | アスファルト固化体取扱設備 (積換セル) |
| アルト固化 | 物の廃棄施 | の廃棄施設 | 物 | アスファルト固化体取扱設備 (移送セル) |
| 体貯蔵施設 | 設 | | | アスファルト固化体取扱設備(貯蔵セル) |
| (AS2) | | | | 固化体評価試験設備 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|---------|-------|--------|-----------|--------|
| 焼 却 施 設 | 放射性廃棄 | 固体廃棄物 | 低放射性の固体廃棄 | 焼却炉 |
| (IF) | 物の廃棄施 | の廃棄施設 | 物 | 小型焼却炉 |
| | 設 | | | 廃気処理設備 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | | 設備名称 |
|---------|-------|--------|----------|----------|
| 分析所(CB) | 放射性廃棄 | 液体廃棄物の | 低放射性の液体廃 | 中間貯槽 |
| | 物の廃棄施 | 廃棄施設 | 棄物 | |
| | 設 | | | |
| | その他再処 | 小型試験設備 | | セル |
| | 理設備の附 | | | グローブボックス |
| | 属施設 | | | 試験装置 |

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|---------|-------|-------------|------|
| リサイクル | その他再処 | リサイクル機器試験施設 | 試験設備 |
| 機器試験施 | 理設備の附 | | |
| 設(RETF) | 属施設 | | |

表 3-3 廃止措置対象施設(16/16)

| 建家名称 | 施設区分 | 設備等の区分 | 設備名称 |
|-------|-------|---------------|----------------------|
| 共通設備等 | 放射性廃棄 | 気体廃棄物の廃棄施設 | 主排気筒 |
| | 物の廃棄施 | | 第一付属排気筒 |
| | 設 | | 第二付属排気筒 |
| | | | フィルタ |
| | | | 換気設備 |
| | 計測制御系 | 工程計装設備 | 液面計,界面計,濃度計,圧力計,温度計, |
| | 統施設 | | 密度計,流量計,電導度計,放射線モニタ, |
| | | | 水素イオン濃度計 |
| | 放射線管理 | 空気汚染モニタリング用機器 | ベータ線ダストモニタ |
| | 施設 | | プルトニウムダストモニタ |
| | | 放射線モニタリング用機器 | ガンマ線エリアモニタ |
| | | | 中性子線エリアモニタ |
| | | | 臨界警報装置 |
| | | 排気モニタリング設備 | クリプトンモニタ |
| | | | ョウ素モニタ |
| | | | ダストモニタ |
| | | 排水モニタリング設備 | 排水サンプリング設備 |
| | | | 分析設備 |
| | | 屋外放射線モニタリング設備 | 屋外放射線モニタリング設備 |
| | その他再処 | 電源設備 | 動力用変圧器,照明用変圧器,動力・照明用 |
| | 理設備の附 | | 変圧器 |
| | 属施設 | 非常用電源設備 | 非常用発電機,無停電電源装置 |
| | | 圧縮空気設備 | 空気圧縮機 |
| | | 給水施設 | 浄水装置,浄水貯槽,ポンプ,冷却塔,冷却 |
| | | | 水供給ポンプ、冷却塔供給ポンプ、低温貯水 |
| | | | 槽,高温貯水槽,冷却水供給槽,純水設備 |
| | | 蒸気供給施設 | ボイラ装置 |

表 3-4 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量

平成 29 年 3 月 31 日現在

| 種別 | 施設 | 部屋名 | 数量 |
|--------------------------------|------------------------------|-------|----------------------------------|
| 使用済燃料 | 分離精製工場 (MP) | 貯蔵プール | 約 40.7t* ¹ (265 体) |
| ウラン製品 | ウラン貯蔵所 (UO3) | 貯蔵室 | |
| (三酸化ウラン 粉末) | 第二ウラン貯蔵所 (2U03) | 貯蔵室 | |
| 493 21< | 第三ウラン貯蔵所 (3U03) | 貯蔵室 | |
| ウラン・プルト ニウム混合酸化 物(MOX)粉末 | プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF) | 粉末貯蔵室 | |

上記の他、工程内に回収可能核燃料物質が存在する。

^{*1} 金属ウラン・プルトニウム換算

^{*2} 金属ウラン換算

表 3-5 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量

平成 29 年 3 月 31 日現在

| 廃棄物の貯蔵場所 | 廃棄物の種類 | 貯蔵量 |
|------------------------|----------|-----------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液 | 約 23m³ |
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液 | 約 350m³ |
| 廃棄物処理場(AAF) | 低放射性濃縮廃液 | 約 547m³ |
| | 廃溶媒 | 約 14m³ |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 低放射性濃縮廃液 | 約 810m³ |
| スラッジ貯蔵場 | 廃溶媒 | 約 30m³ |
| (LW) | スラッジ | 約 285m³ |
| 第二スラッジ貯蔵場 | 低放射性濃縮廃液 | 約 574m³ |
| (LW2) | スラッジ | 約 872m³ |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 廃溶媒 | 約 56m³ |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | 廃溶媒 | 約 8m³ |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | 低放射性濃縮廃液 | 約 95m³ |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | 低放射性濃縮廃液 | 約 1,032m³ |

表 3-6 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵(保管)量

平成 29 年 3 月 31 日現在

| T | |
|------------|---|
| 廃棄物の種類 | 貯蔵(保管)量 |
| ガラス固化体 | 272 本*1 |
| | 212 本 |
| ハル・エンドピース, | |
| 分析廃ジャグ, | 約 4, 264 本*2 |
| 雑固体廃棄物 | |
| ハル・エンドピース, | √⁄2 Ω 4ΩΩ ** *2 |
| 雑固体廃棄物 | 約 2, 490 本*2 |
| 雑固体廃棄物 | ∀ 4 00 100 1 *2 |
| | 約 33, 168 本*2 |
| 雑固体廃棄物 | 約 11, 554 本* ² |
| | ポリ 11, 554 本 |
| アスファルト固化体, | %/ |
| プラスチック固化体 | 約 14,582 本*2 |
| アスファルト固化体, | |
| プラスチック固化体, | 約 17, 216 本* ² |
| 雑固体廃棄物 | |
| | ガラス固化体 ハル・エンドピース, 分析廃ジャグ, 雑固体廃棄物 ハル・エンドピース, 雑固体廃棄物 雑固体廃棄物 雑固体廃棄物 アスファルト固化体, プラスチック固化体 アスファルト固化体, プラスチック固化体, |

^{*1} キャニスタ数

^{*2 200} リットルドラム缶換算値

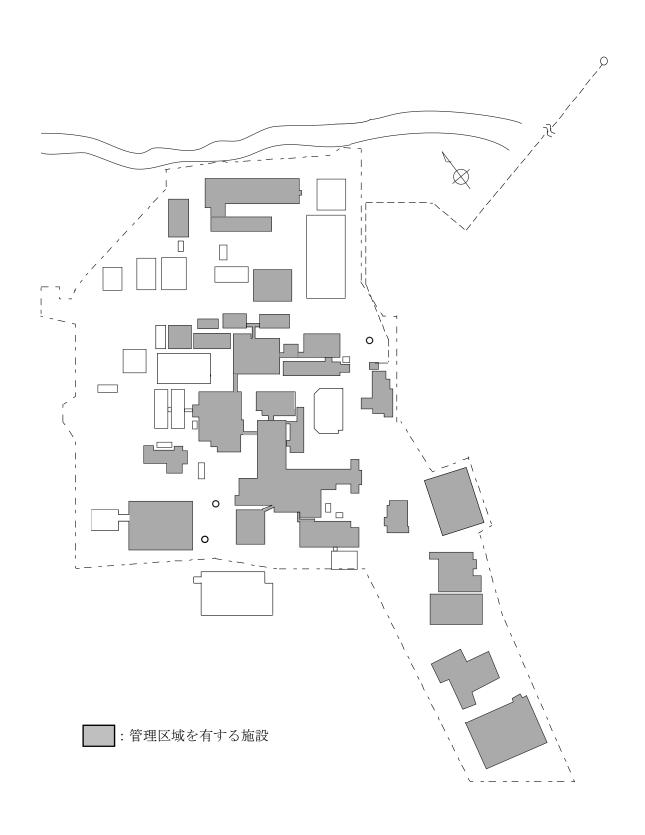


図 3-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置

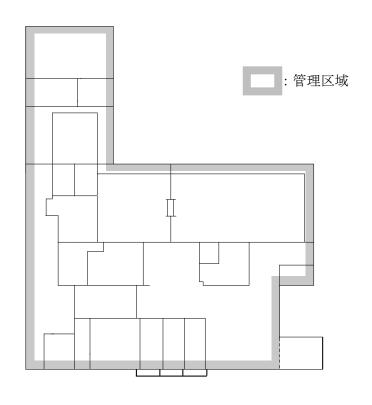


図 3-2 (1) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 地下 3 階)

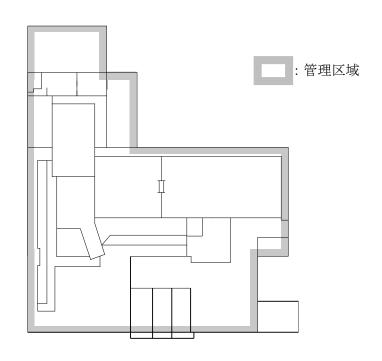


図 3-2 (2) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 地下 2 階)



図 3-2 (3) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 地下 1 階)

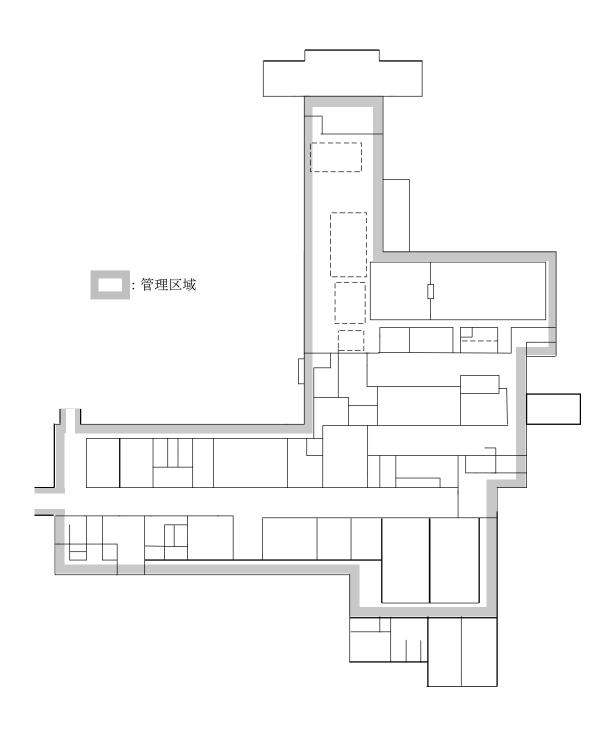


図 3-2 (4) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 1 階)

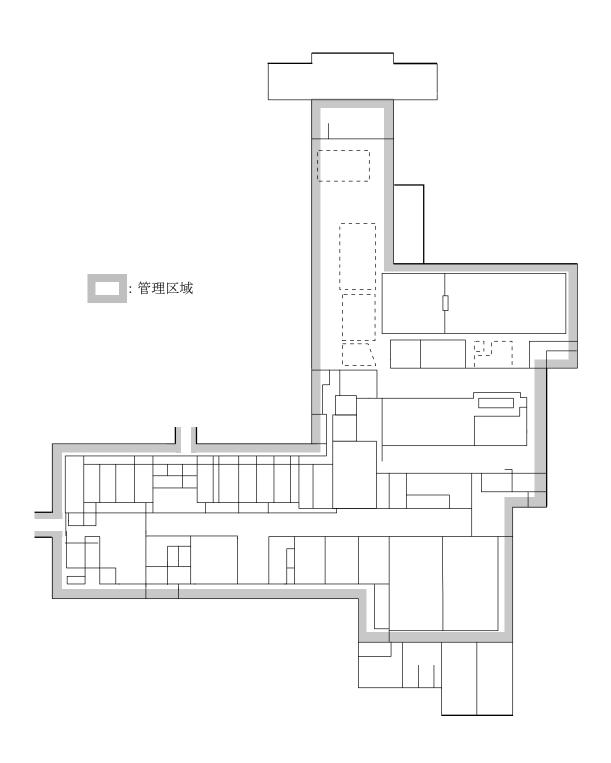


図 3-2 (5) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 2 階)

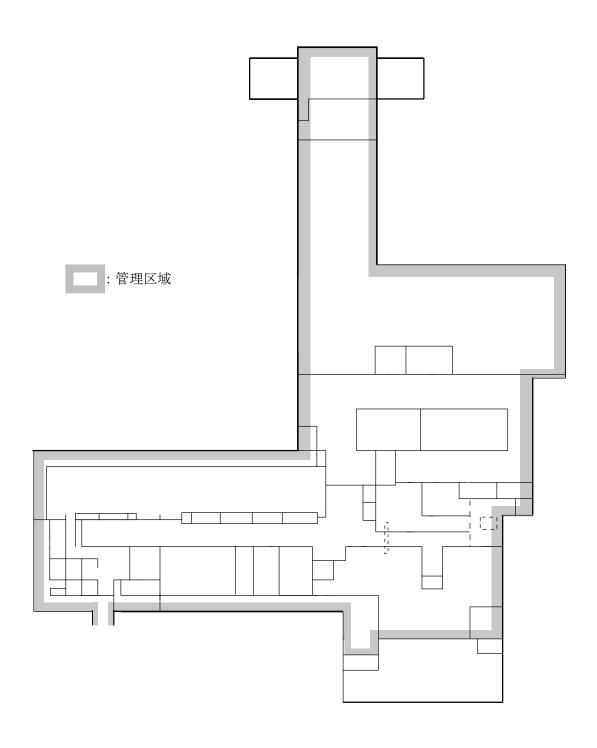


図 3-2 (6) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 3 階)

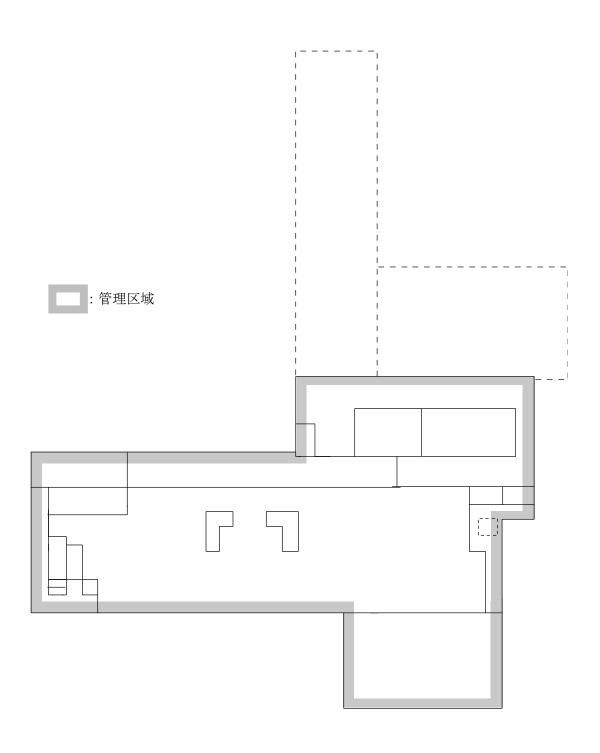


図 3-2 (7) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 4 階)

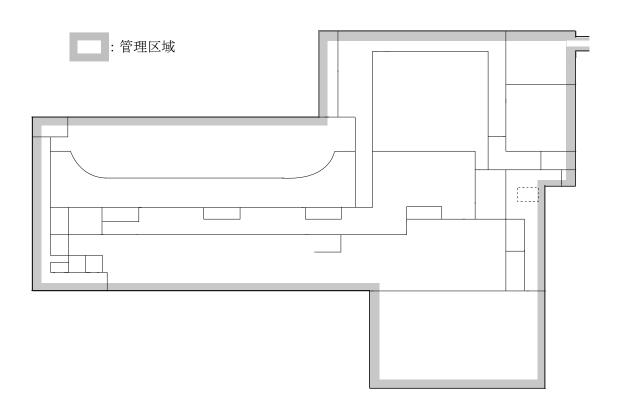


図 3-2 (8) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 5階)

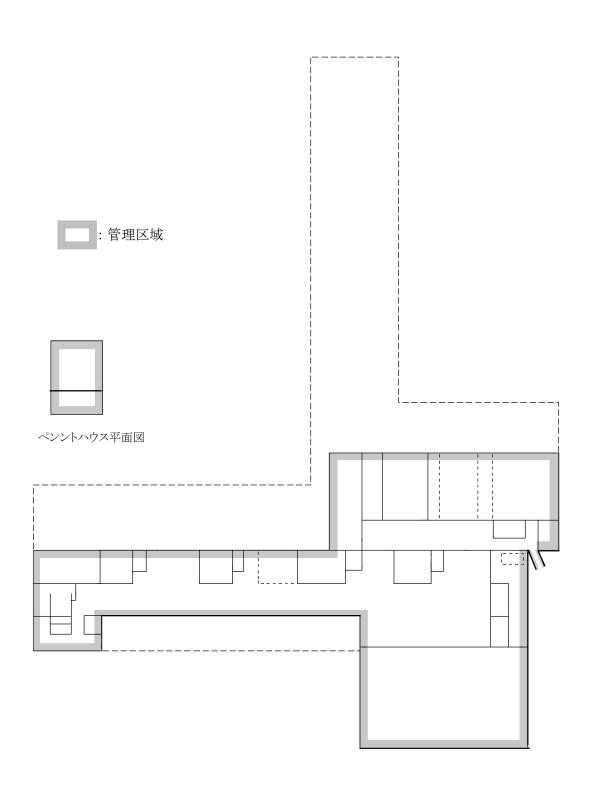


図 3-2 (9) 分離精製工場(MP)の管理区域 (分離精製工場(MP) 6階,ペントハウス)

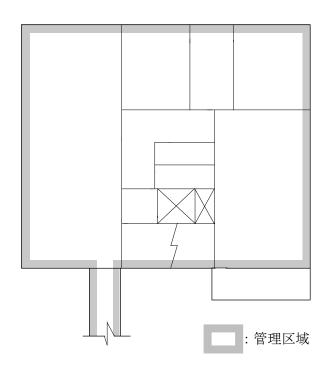


図 3-2 (10) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域 (ウラン脱硝施設 (DN) 地下 1 階)

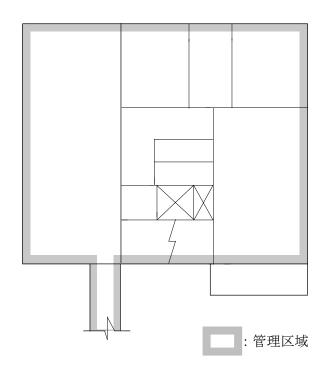


図 3-2 (11) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域 (ウラン脱硝施設 (DN) 地下中 1 階)

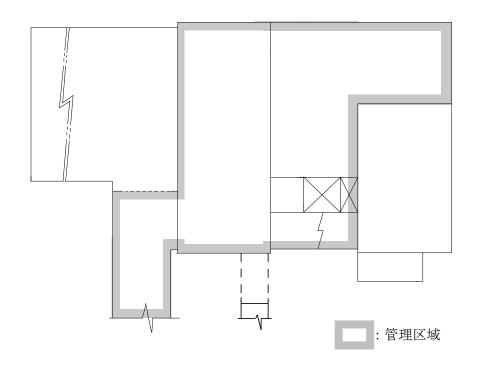


図 3-2 (12) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域 (ウラン脱硝施設 (DN) 1 階)

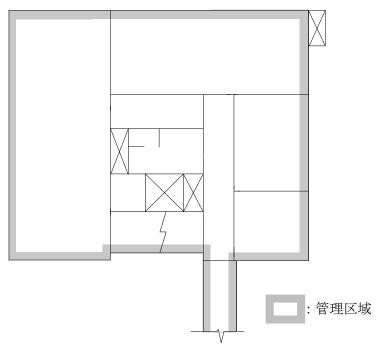


図 3-2 (13) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域 (ウラン脱硝施設 (DN) 2階)

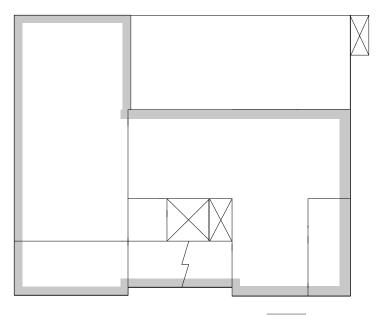


図 3-2 (14) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域 (ウラン脱硝施設 (DN) 3 階)

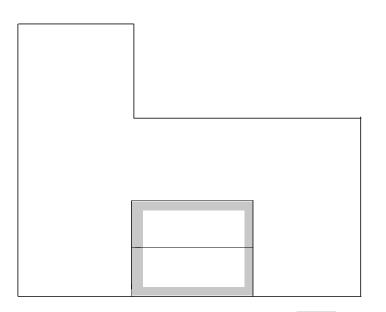


図 3-2 (15) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域 (ウラン脱硝施設 (DN) 4 階)



図 3-2 (16) ウラン貯蔵所(U03)の管理区域 (ウラン貯蔵所(U03) 1階)



図 3-2 (17) 第二ウラン貯蔵所(2U03)の管理区域 (第二ウラン貯蔵所(2U03) 1 階)



図 3-2 (18) 第二ウラン貯蔵所(2U03)の管理区域 (第二ウラン貯蔵所(2U03) 2 階)



図 3-2 (19) 第三ウラン貯蔵所(3U03)の管理区域 (第三ウラン貯蔵所(3U03) 1 階)

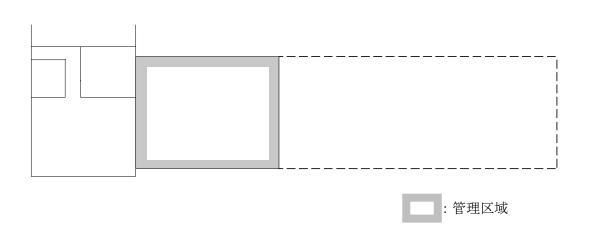


図 3-2 (20) 第三ウラン貯蔵所(3U03)の管理区域 (第三ウラン貯蔵所(3U03) 2階)

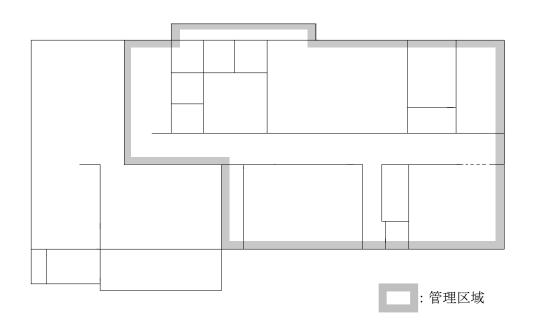


図 3-2 (21) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 地下 1 階)

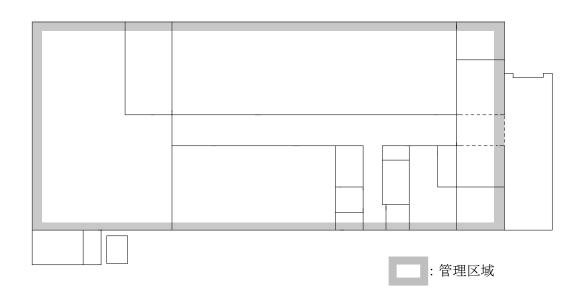


図 3-2 (22) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 1 階)

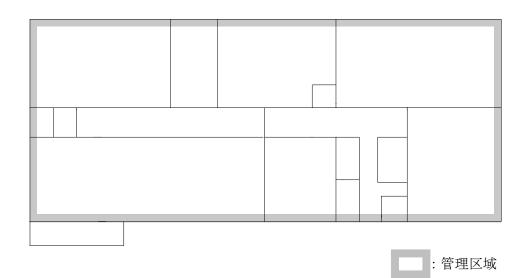


図 3-2 (23) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 2 階)

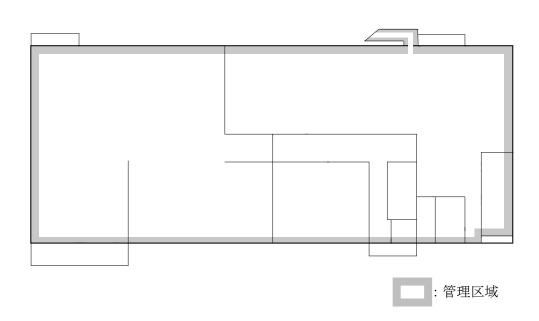


図 3-2 (24) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 3 階)

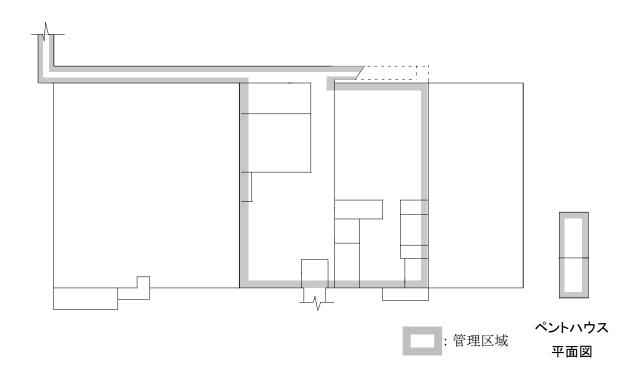


図 3-2 (25) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 4階,ペントハウス)

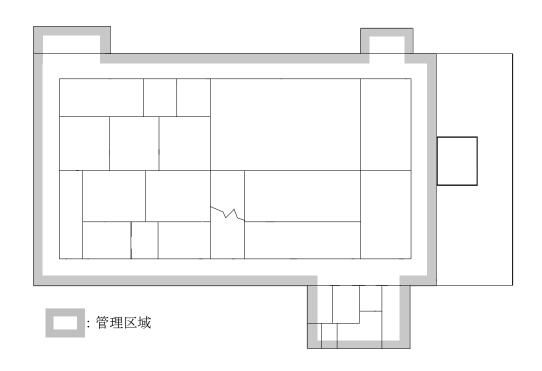


図 3-2 (26) クリプトン回収技術開発施設(Kr)の管理区域 (クリプトン回収技術開発施設(Kr) 地下1階)

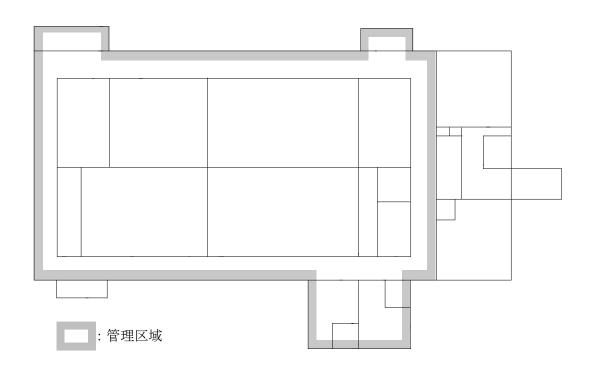


図 3-2 (27) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の管理区域 (クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 1 階)

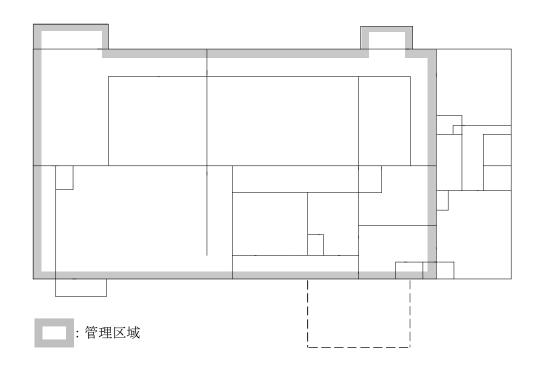


図 3-2 (28) クリプトン回収技術開発施設(Kr)の管理区域 (クリプトン回収技術開発施設(Kr) 2 階)

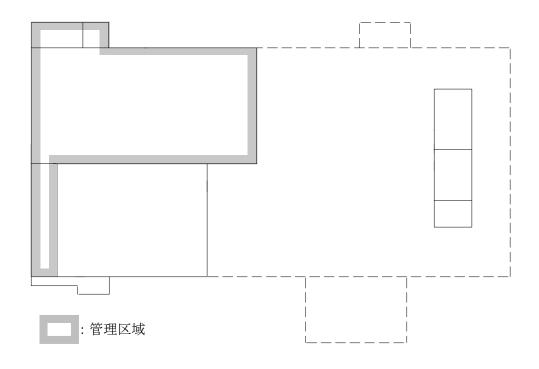


図 3-2 (29) クリプトン回収技術開発施設(Kr)の管理区域 (クリプトン回収技術開発施設(Kr) 3 階)

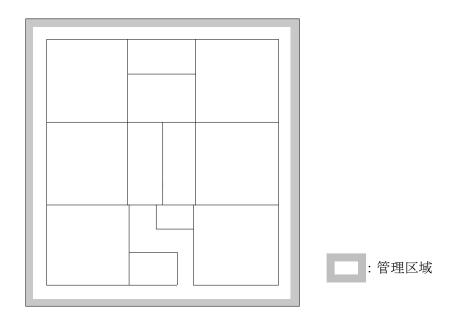


図 3-2 (30) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域 (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 地下1階)

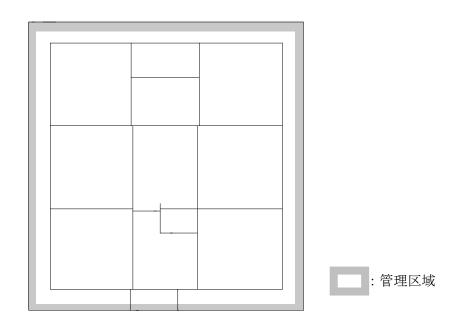


図 3-2 (31) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域 (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 1 階)

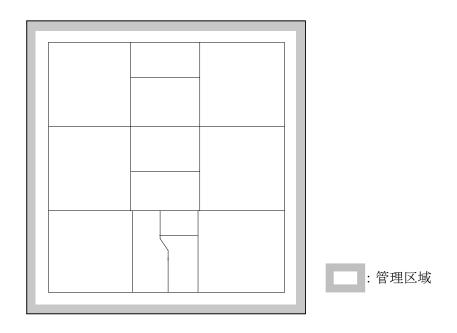


図 3-2 (32) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域 (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 2 階)

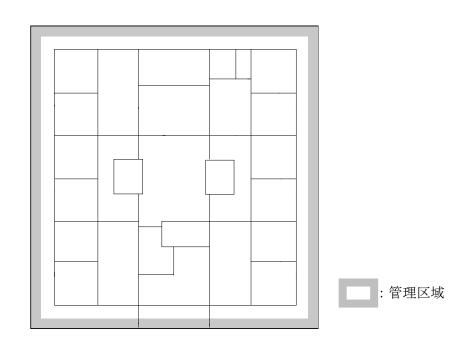


図 3-2 (33) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域 (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 3 階)

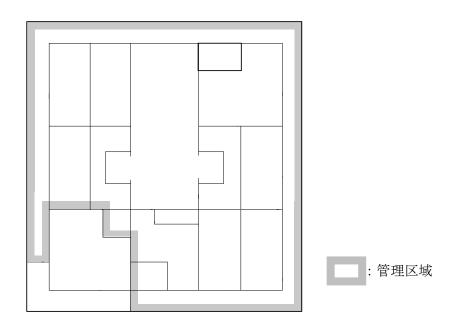


図 3-2 (34) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域 (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 4階)

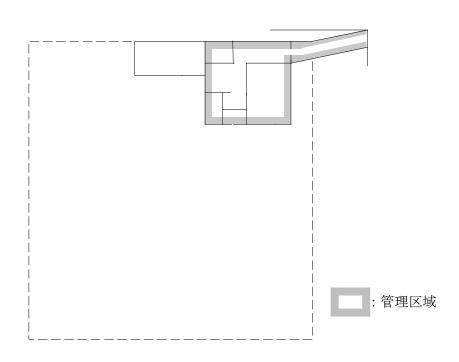
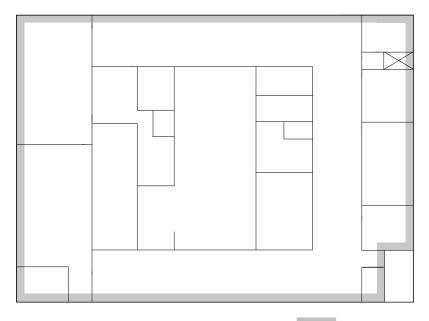
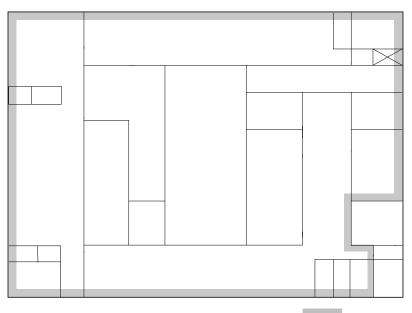


図 3-2 (35) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域 (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 5 階)



: 管理区域

図 3-2 (36) ガラス固化技術開発施設(TVF)の管理区域 (ガラス固化技術開発施設(TVF) 地下 2 階)



: 管理区域

図 3-2 (37) ガラス固化技術開発施設 (TVF) の管理区域 (ガラス固化技術開発施設 (TVF) 地下 1 階)

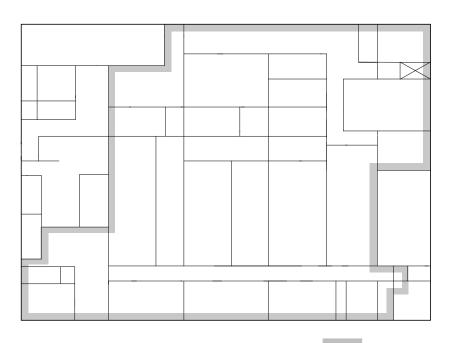


図 3-2 (38) ガラス固化技術開発施設 (TVF) の管理区域 (ガラス固化技術開発施設 (TVF) 1 階)

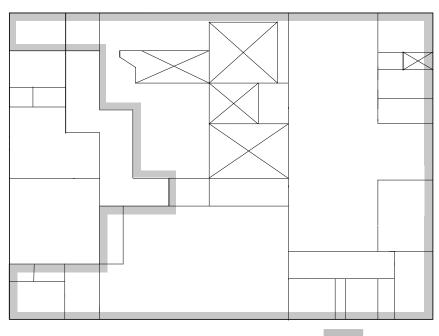


図 3-2 (39) ガラス固化技術開発施設(TVF)の管理区域 (ガラス固化技術開発施設(TVF) 2 階)

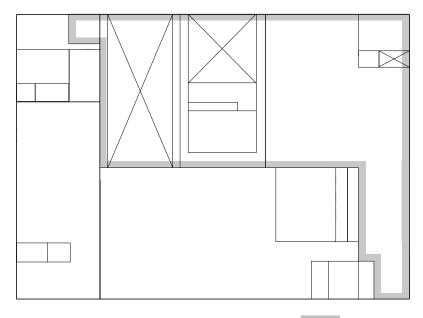


図 3-2 (40) ガラス固化技術開発施設(TVF)の管理区域 (ガラス固化技術開発施設(TVF) 3 階)

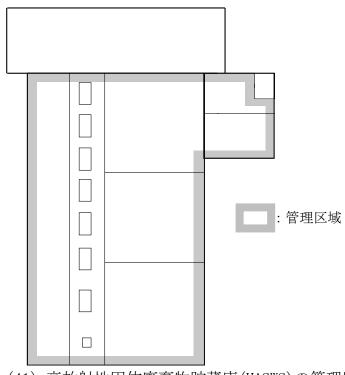


図 3-2 (41) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の管理区域 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) 1 階)

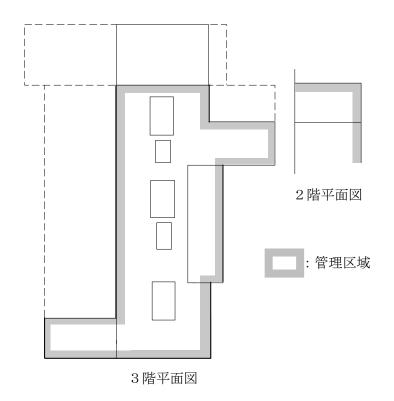


図 3-2 (42) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の管理区域 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) 2 階, 3 階)

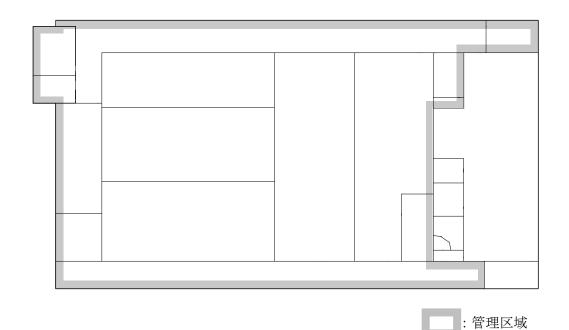


図 3-2 (43) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 地下 2 階)

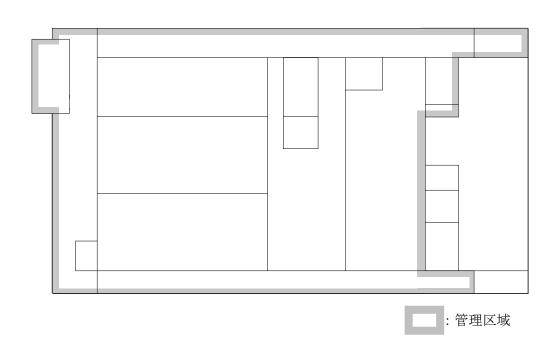


図 3-2 (44) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 地下中 2 階)

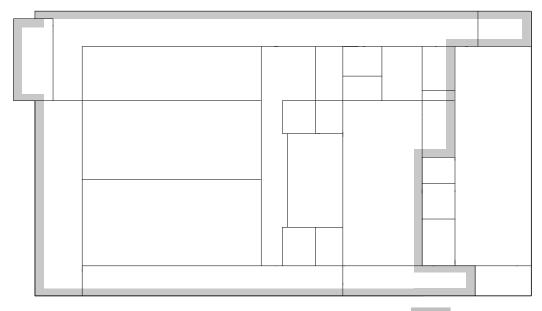


図 3-2 (45) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 地下 1 階)

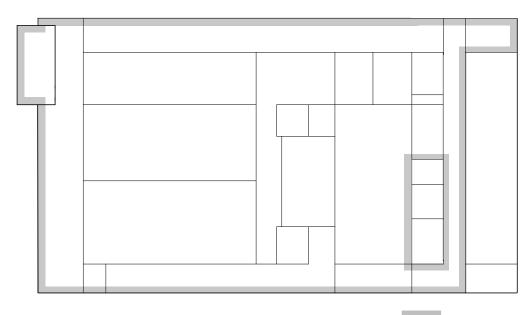


図 3-2 (46) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 地下中 1 階)

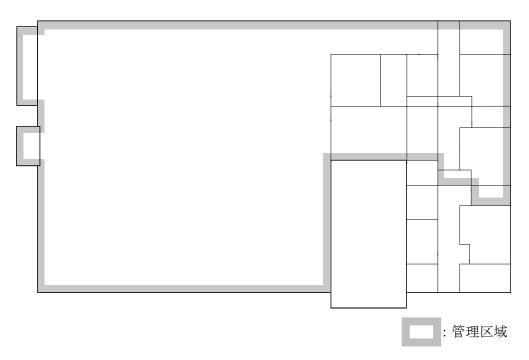


図 3-2 (47) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 1 階)

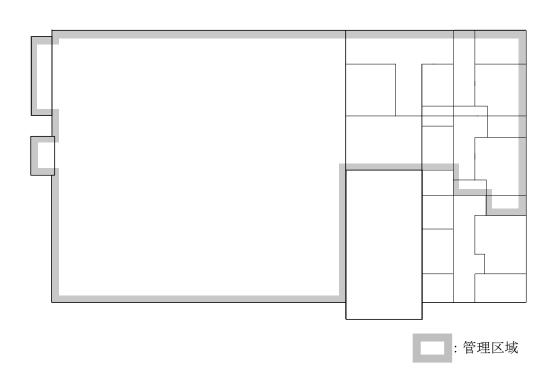


図 3-2 (48) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 中 2 階)

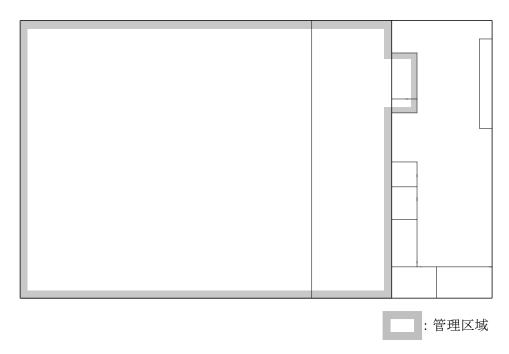


図 3-2 (49) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 2 階)

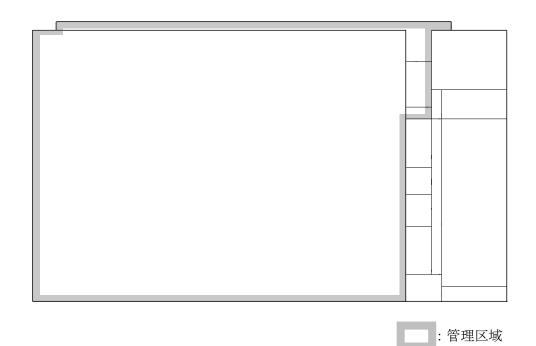


図 3-2 (50) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) の管理区域 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 3 階)

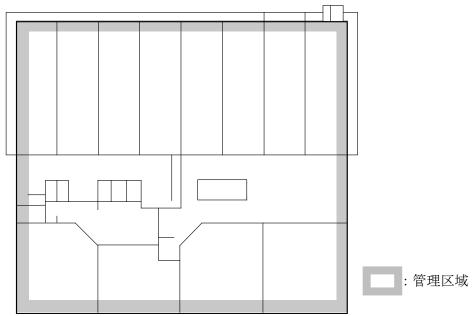


図 3-2 (51) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域 (廃棄物処理場(AAF) 地下中 2 階)

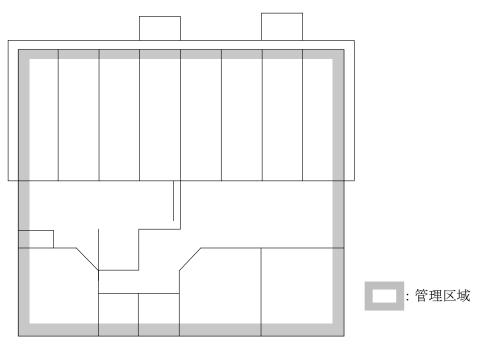


図 3-2 (52) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域 (廃棄物処理場(AAF) 地下 1 階)

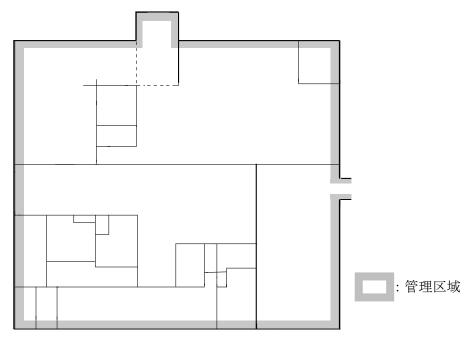


図 3-2 (53) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域 (廃棄物処理場(AAF) 1 階)

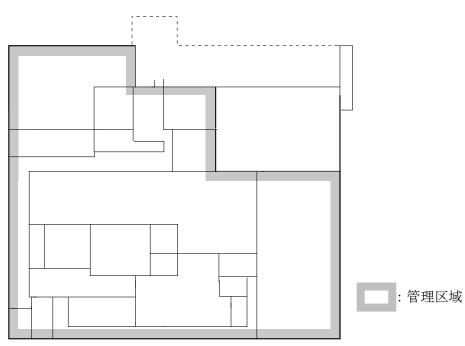


図 3-2 (54) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域 (廃棄物処理場(AAF) 2 階)

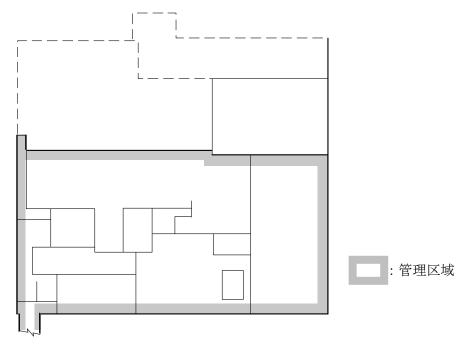


図 3-2 (55) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域 (廃棄物処理場(AAF) 中 3 階)

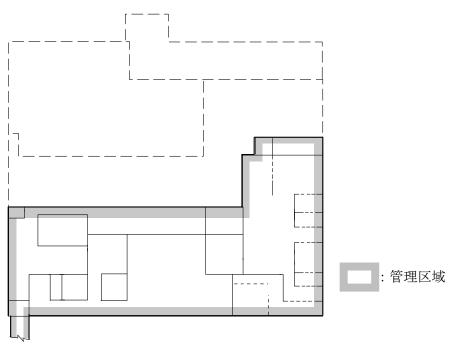


図 3-2 (56) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域 (廃棄物処理場(AAF) 3 階)

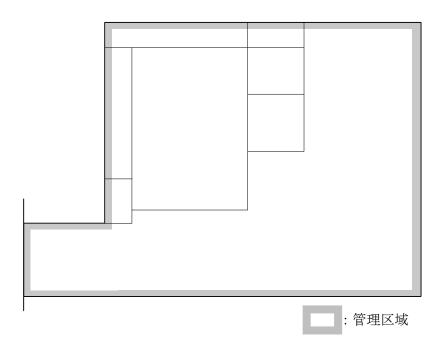


図 3-2 (57) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域 (第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 地下1階)

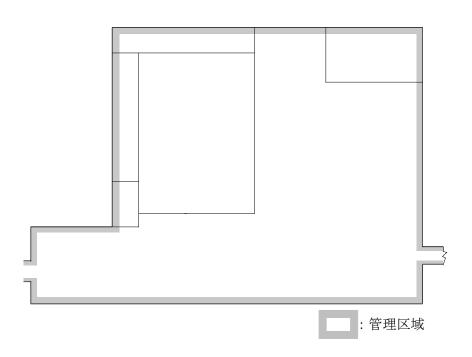


図 3-2 (58) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域 (第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 1 階)

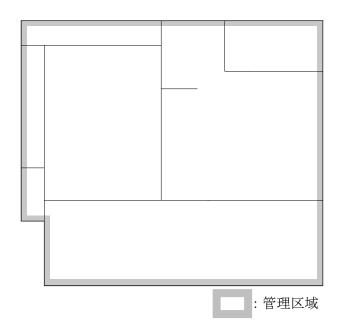


図 3-2 (59) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域 (第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 2 階)

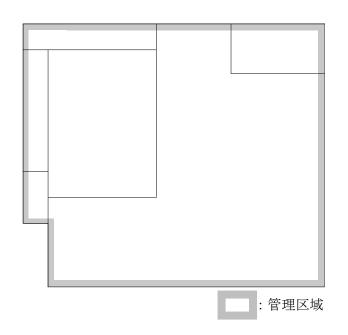


図 3-2 (60) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域 (第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 3 階)

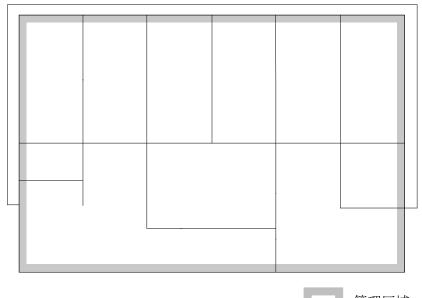


図 3-2 (61) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)の管理区域 (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 地下 2 階)

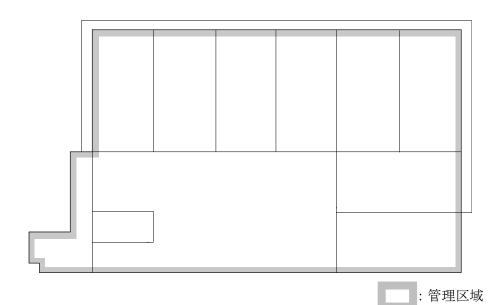


図 3-2 (62) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)の管理区域 (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 地下1階)

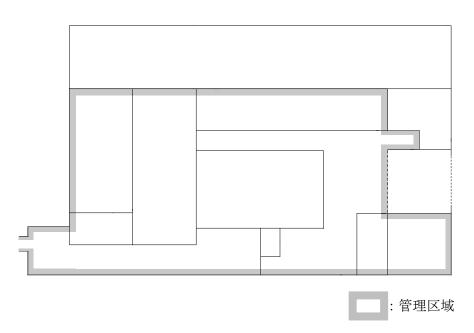


図 3-2 (63) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)の管理区域 (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 1 階)

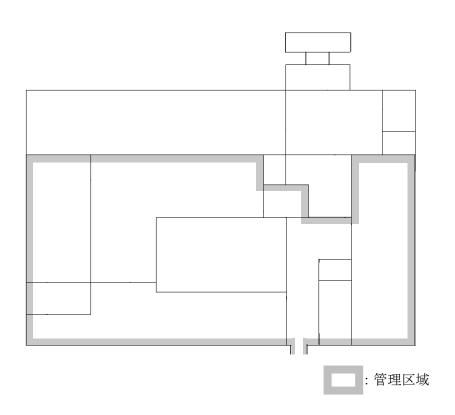


図 3-2 (64) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)の管理区域 (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 2 階)

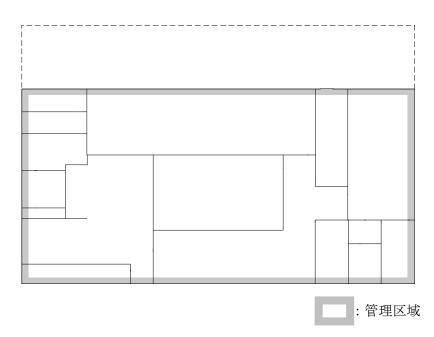


図 3-2 (65) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)の管理区域 (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 3 階)

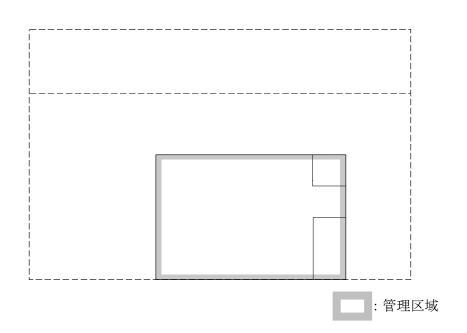


図 3-2 (66) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)の管理区域 (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 4階)

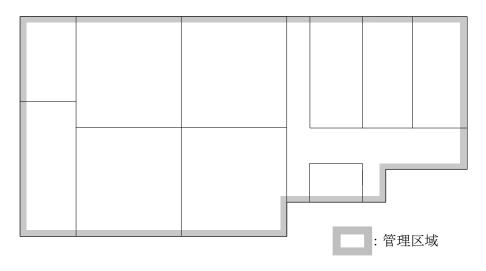


図 3-2 (67) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域 (放出廃液油分除去施設(C) 地下1階)

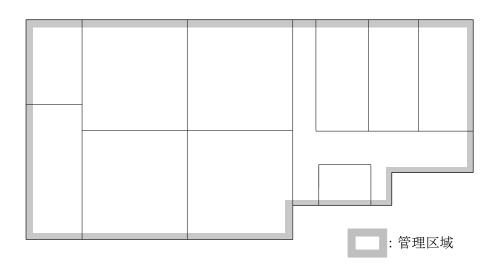


図 3-2 (68) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域 (放出廃液油分除去施設(C) 地下中1階)

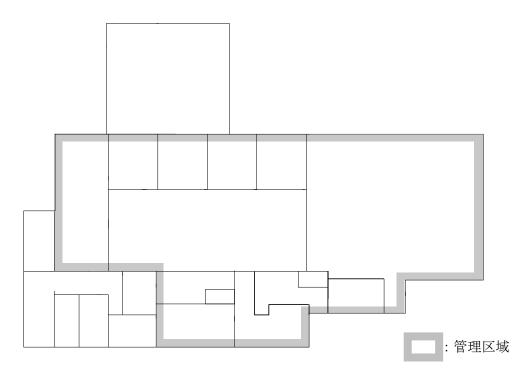


図 3-2 (69) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域 (放出廃液油分除去施設(C) 1 階)

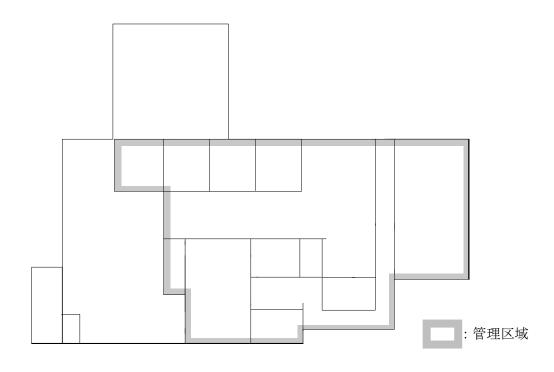


図 3-2 (70) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域 (放出廃液油分除去施設(C) 2 階)

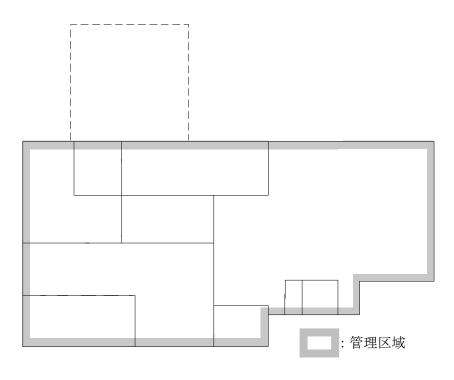


図 3-2 (71) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域 (放出廃液油分除去施設(C) 3 階)

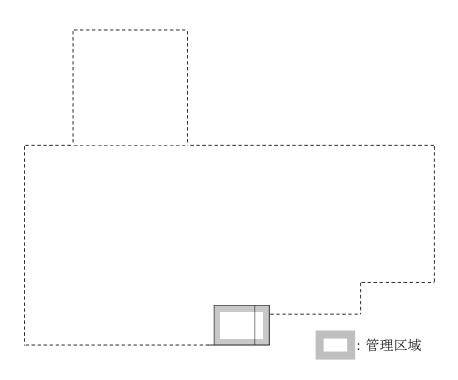


図 3-2 (72) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域 (放出廃液油分除去施設(C) 4 階)

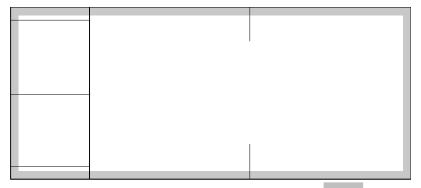
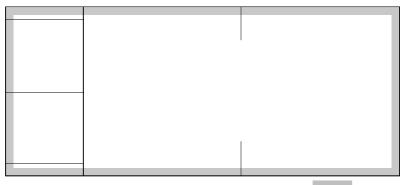


図 3-2 (73) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域 (スラッジ貯蔵場(LW) 地下1階)



: 管理区域

図 3-2 (74) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域 (スラッジ貯蔵場(LW) 1 階)



図 3-2 (75) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域 (スラッジ貯蔵場(LW) 2階)

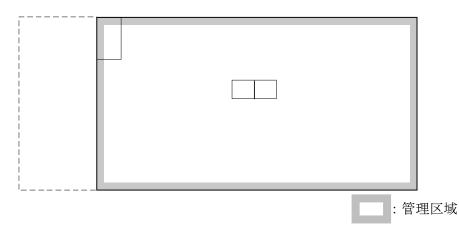


図 3-2 (76) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域 (スラッジ貯蔵場(LW) 3 階)

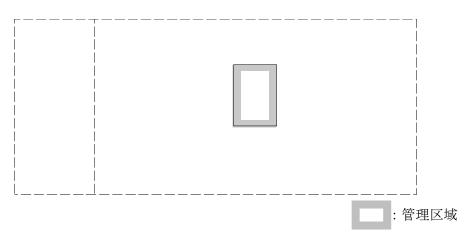


図 3-2 (77) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域 (スラッジ貯蔵場(LW) 4階)

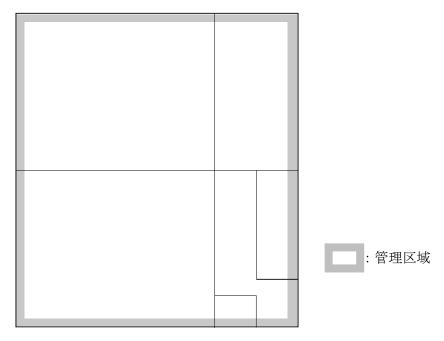


図 3-2 (78) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域 (第二スラッジ貯蔵場(LW2) 地下 2 階)

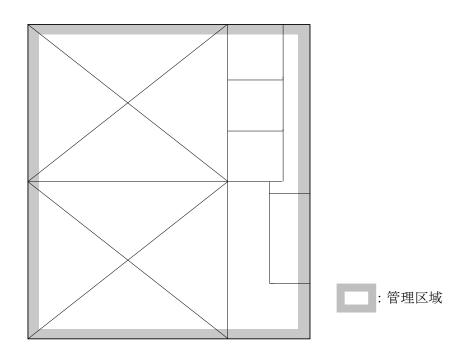


図 3-2 (79) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域 (第二スラッジ貯蔵場(LW2) 地下1階)

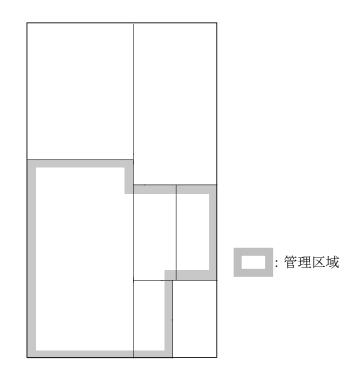


図 3-2 (80) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域 (第二スラッジ貯蔵場(LW2) 1 階)

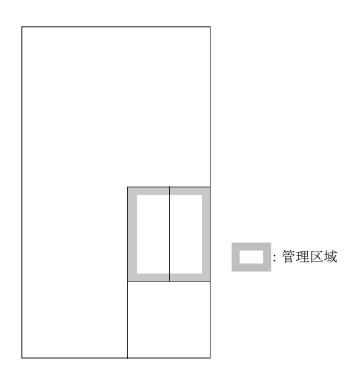


図 3-2 (81) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域 (第二スラッジ貯蔵場(LW2) 2 階)

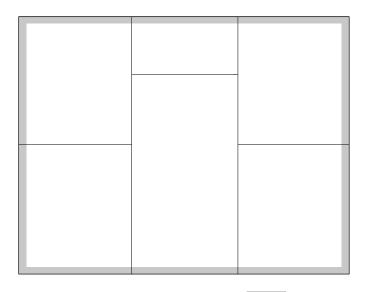


図 3-2 (82) 廃溶媒貯蔵場(WS)の管理区域 (廃溶媒貯蔵場(WS) 地下1階)

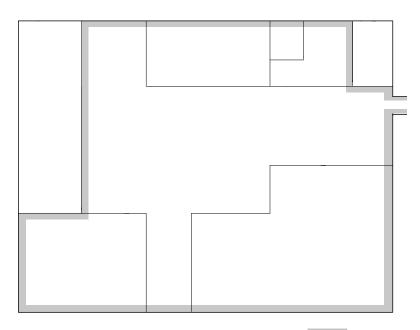


図 3-2 (83) 廃溶媒貯蔵場(WS)の管理区域 (廃溶媒貯蔵場(WS) 1 階)

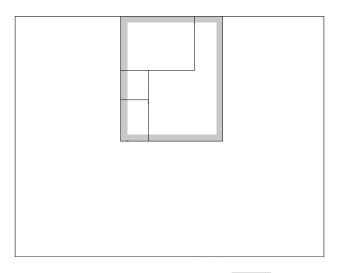


図 3-2 (84) 廃溶媒貯蔵場(WS)の管理区域 (廃溶媒貯蔵場(WS) 2 階)

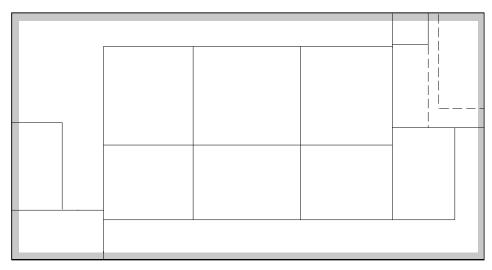


図 3-2 (85) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域 (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 地下 2 階)

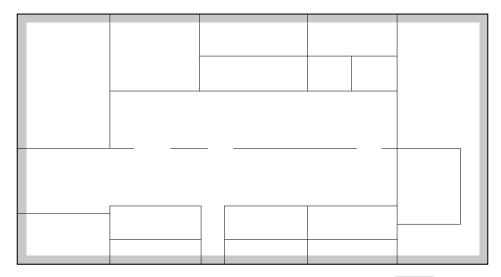


図 3-2 (86) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域 (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 地下1階)

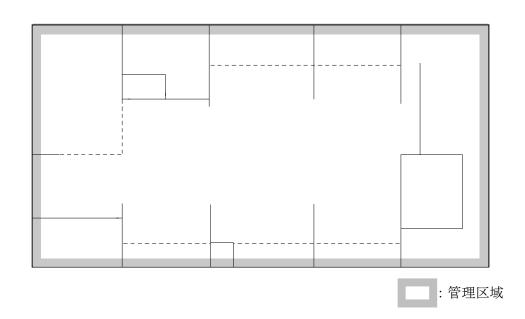


図 3-2 (87) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域 (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 地下中1階)

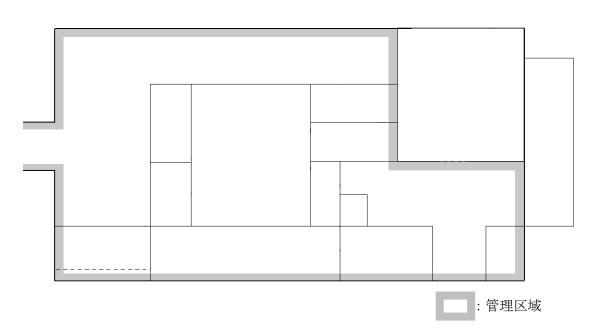


図 3-2 (88) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域 (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 1 階)

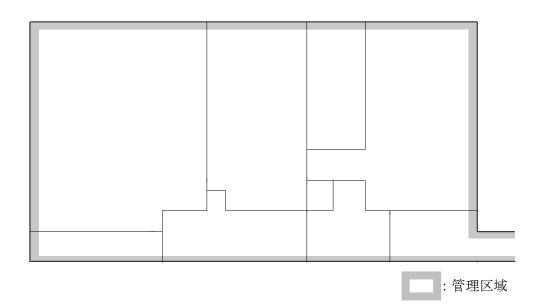


図 3-2 (89) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域 (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 2階)

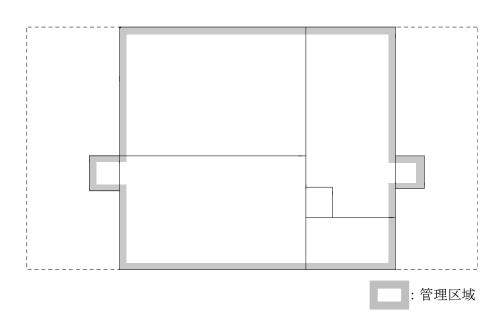


図 3-2 (90) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域 (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 3 階)

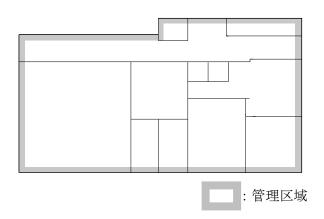


図 3-2 (91) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 地下 2 階)

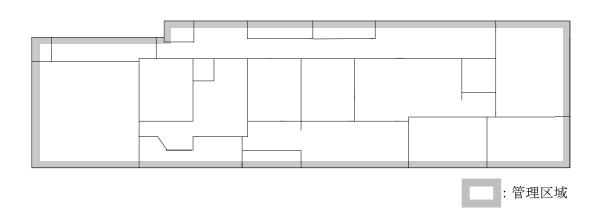


図 3-2 (92) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 地下 1 階)

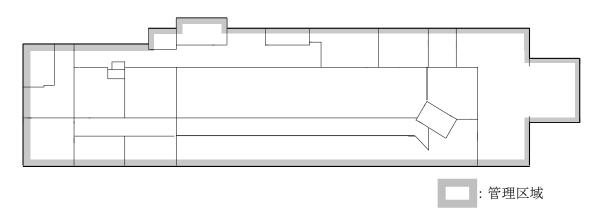


図 3-2 (93) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 1 階)

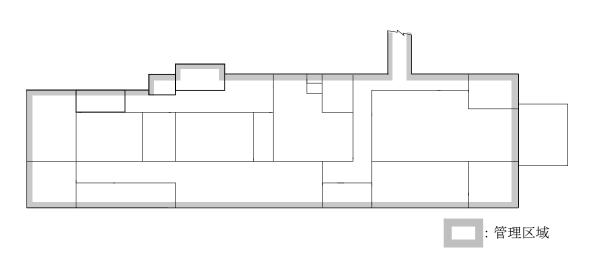


図 3-2 (94) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 2 階)

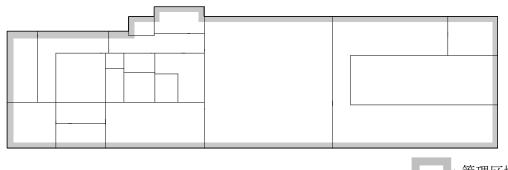


図 3-2 (95) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 3 階)

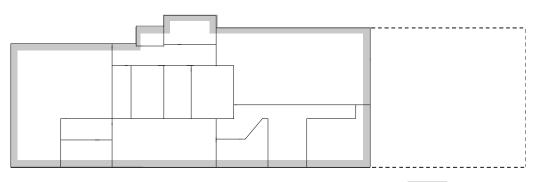


図 3-2 (96) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 4 階)

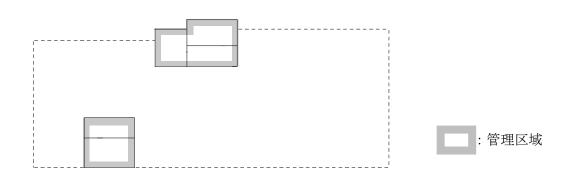


図 3-2 (97) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 5 階)

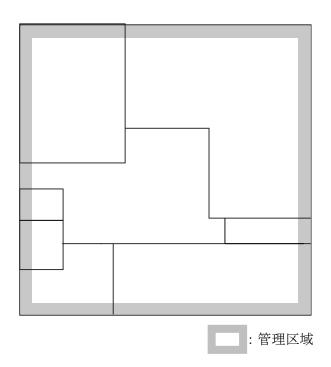


図 3-2 (98) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の管理区域 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 地下 2 階)

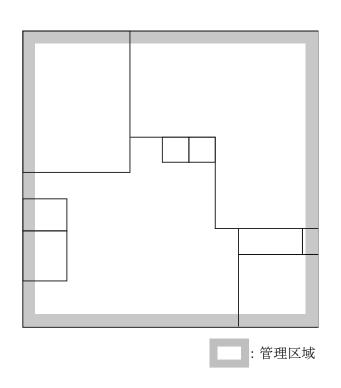


図 3-2 (99) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の管理区域 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 地下 1 階)

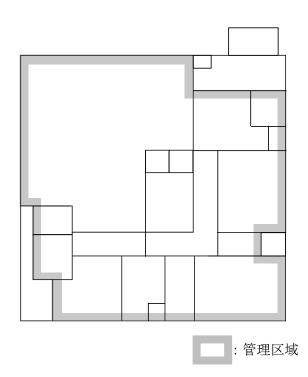


図 3-2 (100) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の管理区域 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 1 階)

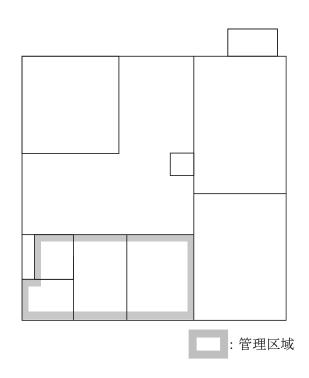


図 3-2 (101) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の管理区域 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 2 階)

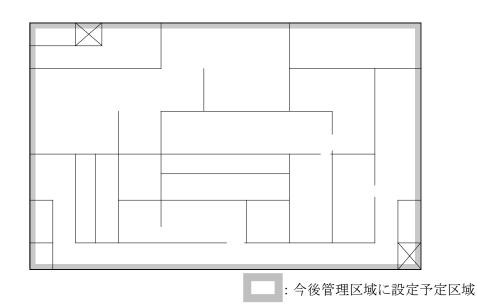


図 3-2 (102) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の管理区域 (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 地下 2 階)

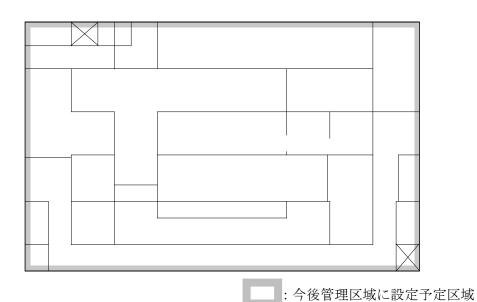


図 3-2 (103) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の管理区域 (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 地下 1 階)

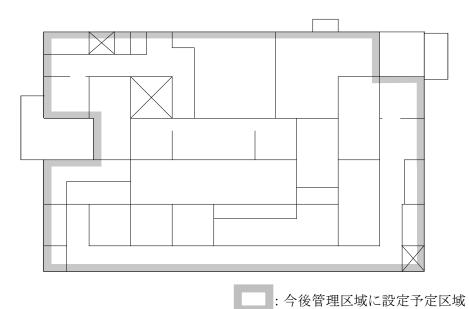
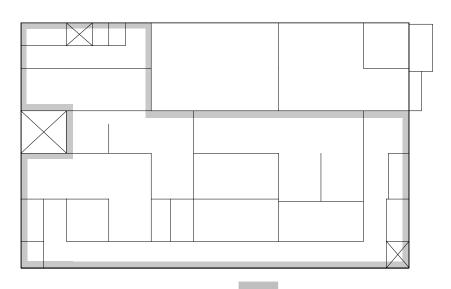
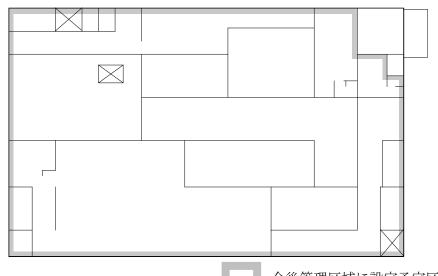


図 3-2 (104) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の管理区域 (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 1 階)



: 今後管理区域に設定予定区域

図 3-2 (105) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の管理区域 (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 2 階)



: 今後管理区域に設定予定区域

図 3-2 (106) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の管理区域 (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 3 階)

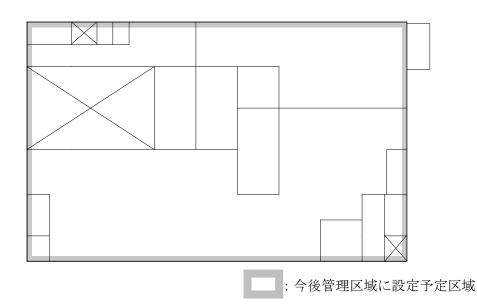


図 3-2 (107) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の管理区域 (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 4 階)

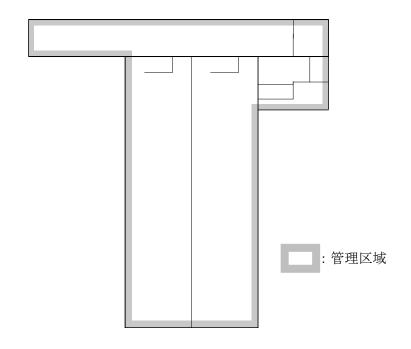


図 3-2 (108) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 地下 2 階)

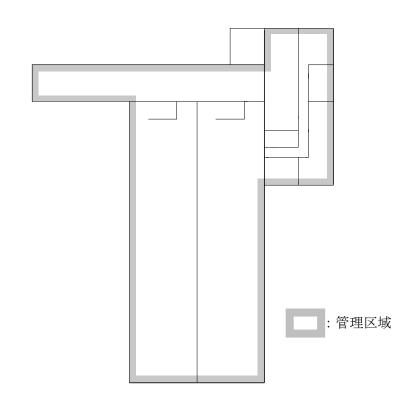


図 3-2 (109) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 地下 1 階)

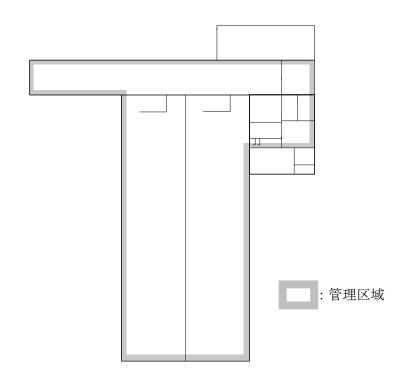


図 3-2 (110) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 1 階)

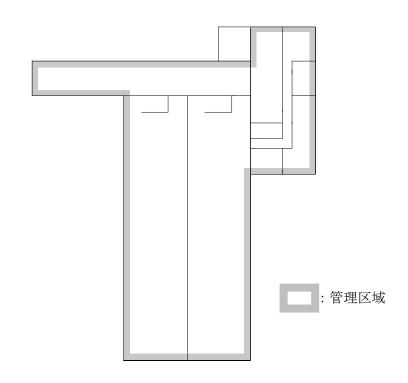


図 3-2 (111) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 2 階)

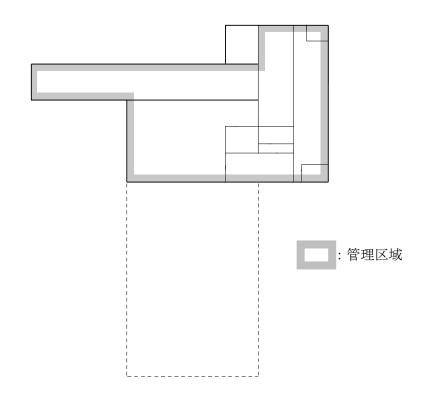


図 3-2 (112) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 3 階)

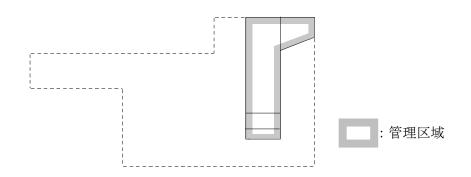


図 3-2 (113) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 4階)



図 3-2 (114) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 地下 2 階)

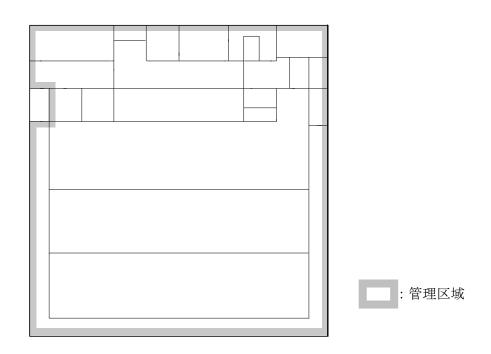


図 3-2 (115) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 地下 1 階)

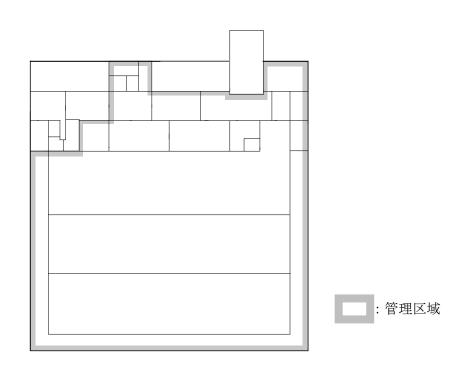


図 3-2 (116) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 1 階)

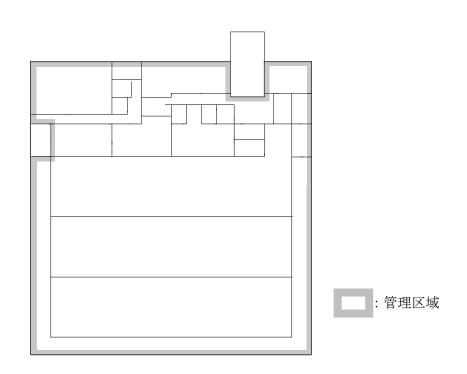


図 3-2 (117) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 2 階)

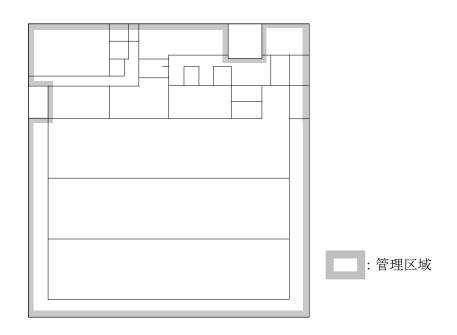


図 3-2 (118) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 中2階)

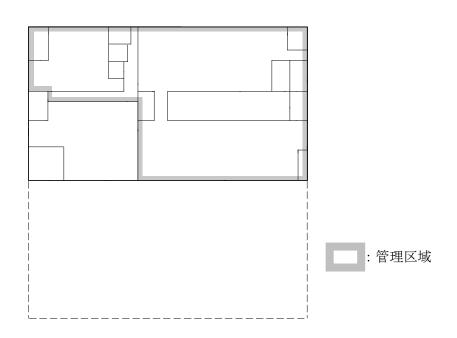


図 3-2 (119) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 3 階)

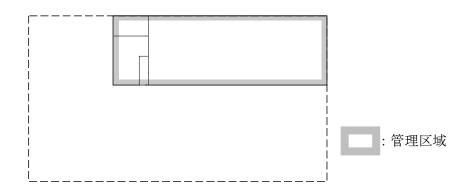


図 3-2 (120) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 4 階)

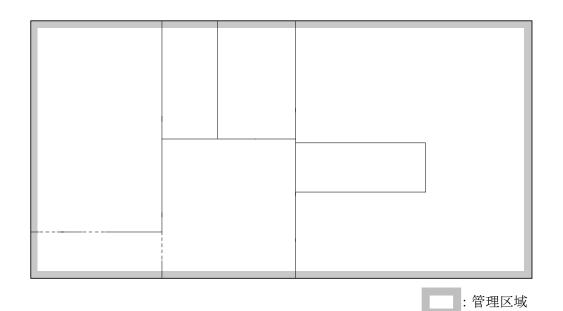


図 3-2 (121) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 地下 1 階)

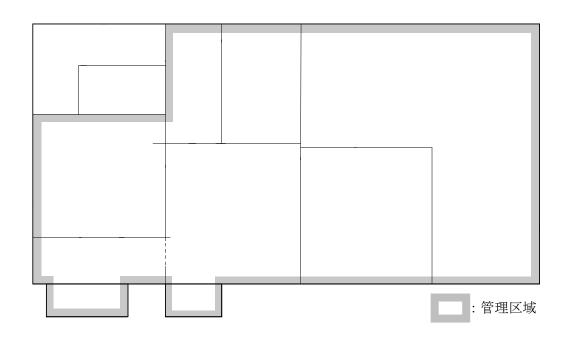


図 3-2 (122) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 1 階)

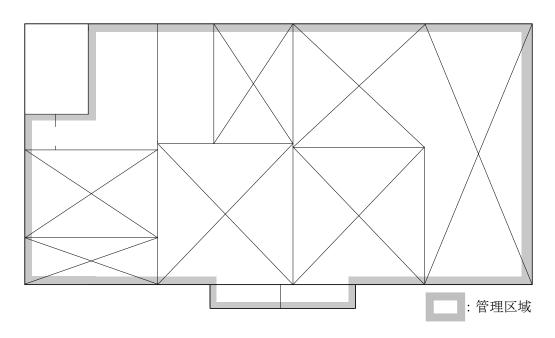


図 3-2 (123) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 2 階)

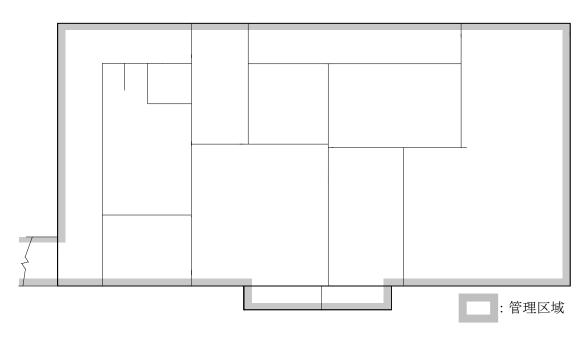


図 3-2 (124) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 3 階)

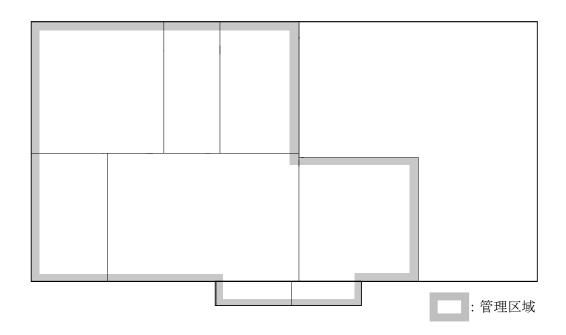


図 3-2 (125) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 4 階)

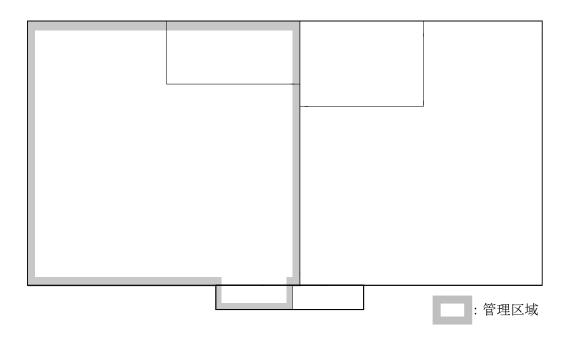


図 3-2 (126) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 5 階)

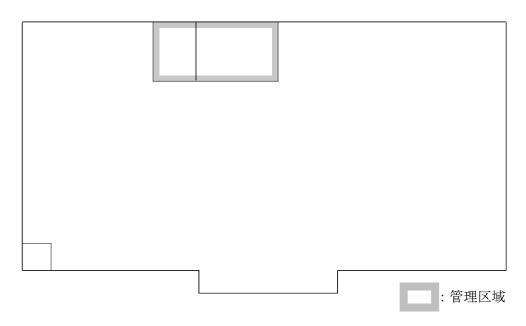
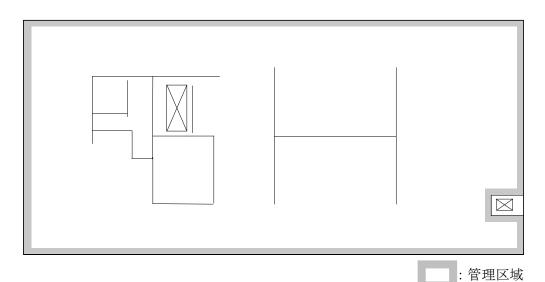


図 3-2 (127) 焼却施設(IF)の管理区域 (焼却施設(IF) 6 階)



. 自在区域

図 3-2 (128) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 地下 1 階)

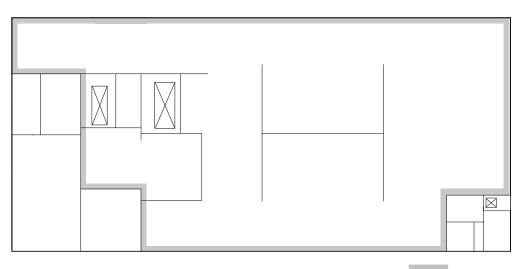


図 3-2 (129) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 1 階)

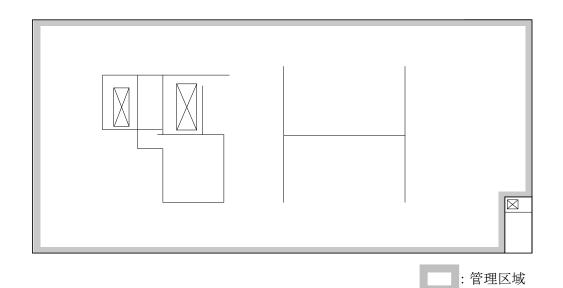


図 3-2 (130) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 2 階)

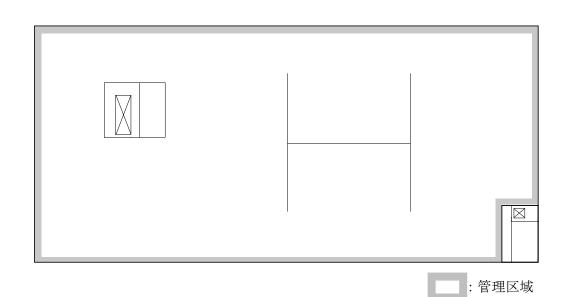


図 3-2 (131) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 3 階)

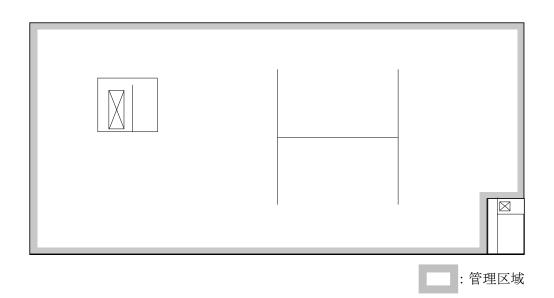


図 3-2 (132) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 4階)

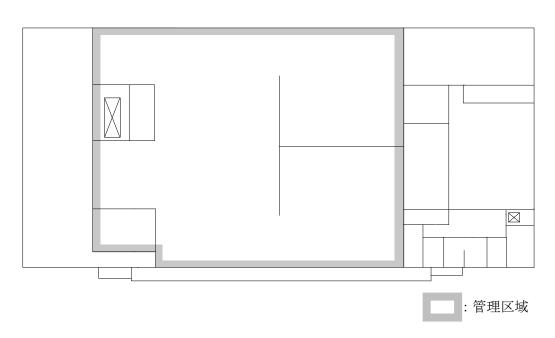


図 3-2 (133) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 5 階)



図 3-2 (134) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 6階)

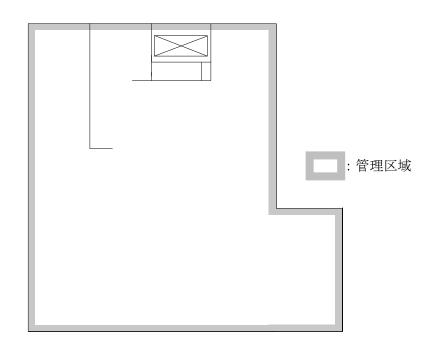


図 3-2 (135) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)の管理区域 (第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) 地下 1 階)

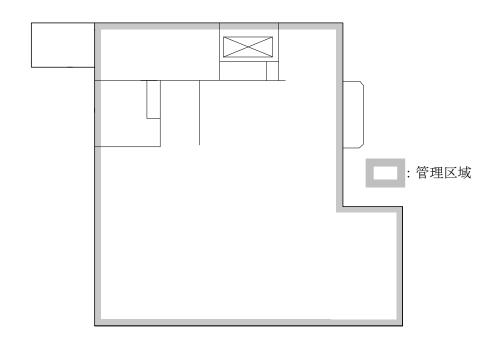


図 3-2 (136) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)の管理区域 (第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) 1 階)

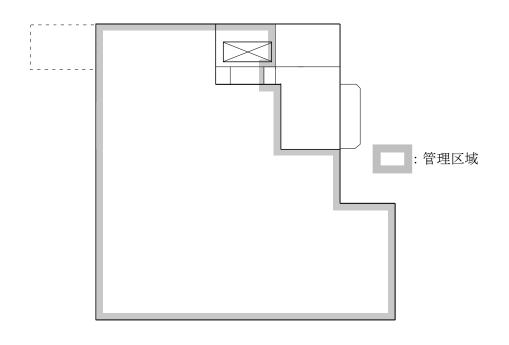


図 3-2 (137) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)の管理区域 (第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) 2 階)

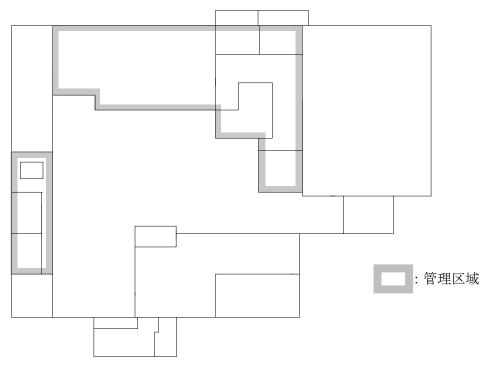


図 3-2 (138) 分析所(CB)の管理区域 (分析所(CB) 地下 1 階)

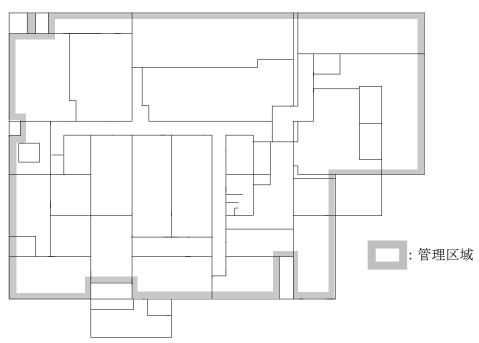
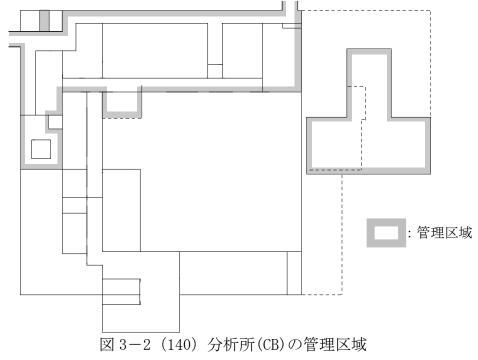


図 3-2 (139) 分析所(CB)の管理区域 (分析所(CB) 1 階)



(分析所(CB) 2階)

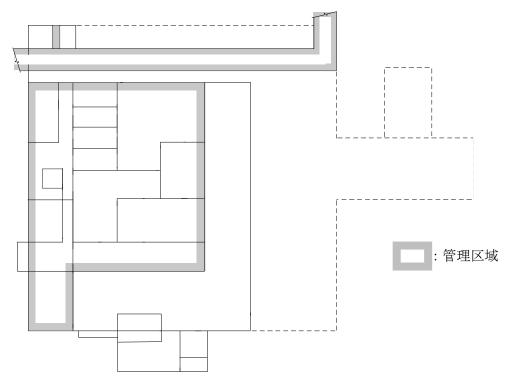


図 3-2 (141) 分析所(CB)の管理区域 (分析所(CB) 3 階)

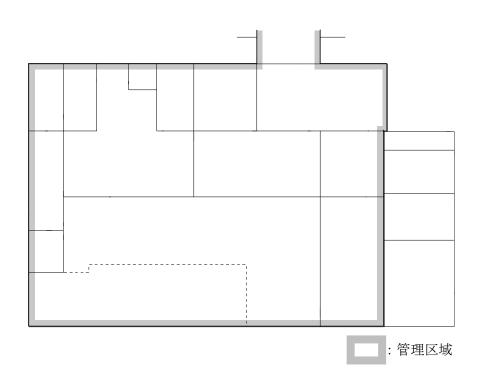


図 3-2 (142) 除染場(DS)の管理区域 (除染場(DS) 1 階)

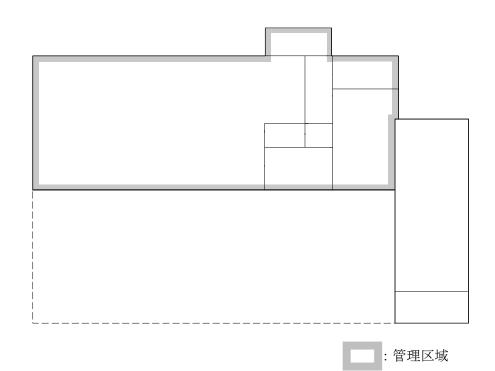


図 3-2 (143) 除染場(DS)の管理区域 (除染場(DS) 2階)

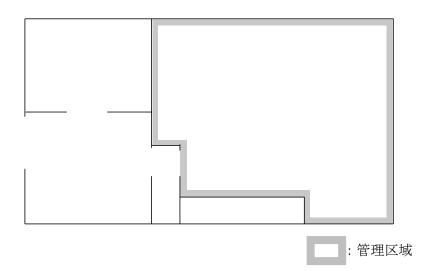


図 3-2 (144) 排水モニタ室 (DMS) の管理区域 (排水モニタ室 (DMS) 1 階)

- 四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
 - 1 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設

解体の対象となる施設は、再処理の事業の指定があったものとみなされた再処理施設全ての施設(表 3-3)である。ただし、建家は解体の対象としない。

2 廃止措置の基本方針

- 2.1 廃止措置の進め方
 - (1) 再処理施設の廃止措置においては、保有する液体状の放射性廃棄物に伴 うリスクの早期低減を当面の最優先課題とし、これを安全・確実に進めるた め、施設の高経年化対策と再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則 (以下「再処理維持基準規則」という。)を踏まえた安全性向上対策を重要 事項として実施する。
 - (2) 具体的に、当面は、リスクを速やかに低減させるため、①高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保、②高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化、③高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善及び④低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化を最優先で進める。
 - (3) 先行して使用を取りやめる主要 4 施設(①分離精製工場(MP),②ウラン脱硝施設(DN),③プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)及び④クリプトン回収技術開発施設(Kr))については、工程洗浄、系統除染等の実施により分散している核燃料物質を集約しリスク低減を図る。これらの施設に貯蔵している使用済燃料及び核燃料物質については、当面の貯蔵の安全を確保するとともに、搬出先が確保できたものから随時施設外に搬出する。
 - (4) 他の施設は、廃棄物の処理フロー等を考慮し、原則として高放射性固体 廃棄物貯蔵庫(HASWS)、高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施 設(TVF)等の高線量系の施設から段階的に廃止に移行し、順次低線量系の低 レベル放射性廃棄物を取り扱う施設の廃止を進め、全施設の管理区域解除 を目指す。
 - (5) 低レベル放射性廃棄物については、必要な処理を行い、貯蔵の安全を確保するとともに、廃棄体化施設を整備し廃棄体化を進め、処分場の操業開始後随時搬出する。
 - (6) バックエンド対策を原子力機構の重要な事業の一つとして着実に進めていくため、原子力機構本部の体制強化を図るとともに、施設現場においても廃止措置の進捗に応じて体制を再処理施設保安規定に定め、最適化していく。

2.2 廃止措置に向けたリスク低減の取組

(1) 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 再処理に伴い発生した高放射性廃液をガラス固化技術開発施設(TVF)に 全て移送し終えるまでの間,長期にわたり貯蔵管理していくことから,再 処理維持基準規則を踏まえた安全対策を実施することとし,高放射性廃液 の沸騰防止対策を中心に安全性を向上させる。具体的には,外部電源車から給電接続する緊急電源接続盤の2重化・分散配置を行う。また,緊急電 源接続盤に接続する安全系機器は,安全機能の喪失を防止する観点から多 重化されているが,ケーブルが同一系統に敷設されており,火災により同 時に安全機能が喪失する脆弱性がある。そのため,予備ケーブルを配備し, 直接緊急電源接続盤と機器との間に敷設できるよう対策を行っている。さ らに既設の敷設ルートの変更を検討する。

(2) 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化 再処理に伴い発生した高放射性廃液をガラス固化し、長期間の保管の安 全性を向上させるとともに、ガラス固化に要する期間を可能な限り短縮す るため、溶融炉の改良(傾斜角:45度、傾斜形状:円錐)及び運転体制の強 化等を図る。

また、耐震、遮蔽、冷却機能を評価し、廃止措置計画の変更認可を得た上で、現在のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化体の保管を6段積みから9段積みに変更し、420本から630本とするガラス固化体の保管能力の増強を早期に行う。さらには630本を超えるガラス固化体を保管できるよう新規保管施設の建設を必要な時期に行う。

(3) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善

高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)では、高放射性固体廃棄物(ハル・エンドピース等)を貯蔵しているが、取出し設備がなく高放射性固体廃棄物のハンドリングができない状態である。これらの貯蔵状態の改善を図るため、新たに取出し建家を設け高放射性固体廃棄物の取出し装置を設置する。また、取り出した高放射性固体廃棄物は、新規に建設する貯蔵施設(HWTF-1)で貯蔵し管理する。

なお、これらの高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの間のリスク評価(別添 4-1)を踏まえ、以下の安全確保対策を実施する。

1) 湿式セルライニングの健全性確認 これまで腐食電位の測定により当該セルライニングが腐食を生じに くい環境であることを確認している。セルライニングの外観観察及び プール水の分析を継続実施することによりライニングの健全性を定期 的に確認し維持する。

2) プール水の漏えい対策

プール水が大量漏えいした場合に備えて、漏えい水を循環させる仮設の戻りライン及びポンプを配備した。また、停電時においても漏えい水の移送が行えるよう電源の確保対策を実施する。さらに、管理区域境界シャッター下部からの流出を防ぐための堰を準備する。

3) プール水の浄化

既設移送設備を用いたプール水の移送・給水による希釈法及び吸着 剤を用いた吸着法について多角的な観点から適用性を評価するなど, プール水の浄化に向けた検討を行う。

4) 乾式セルでの火災発生時の対策

これまで乾式セルに貯蔵している分析廃棄物の主な材料であるポリエチレンについて、試薬(硝酸、ドデカン)の接触を考慮した自然発火性を評価しており、自然発火の可能性がないことを確認している。その上で万一の火災に備えて、予備貯蔵庫においてはセル内散水装置を製作した。モックアップの結果を踏まえた上で配備する。汚染機器類貯蔵庫には、新たに排気ダクトに温度計を設置し常時監視する他、セル入気配管から消火作業を可能とする冶具を準備する。

(4) 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化

廃棄体化技術の進展を踏まえて、ホウ酸ナトリウムを用いた中間固化体を製造する蒸発固化設備から埋設処分可能なセメント固化設備への改造を行う。また、セメント固化体を浅地中処分する際に廃液に含まれる硝酸性窒素(環境規制物質)による環境影響を低減させるため、廃液中の硝酸根を分解する設備の整備を行う。これらの改造及び整備により、再処理に伴い発生した低放射性濃縮廃液の固化・安定化を行い、低放射性濃縮廃液に係るリスク(別添 4-2)低減を図る。また、低放射性濃縮廃液の貯蔵に係る設備の健全性確認を定期的に行うなど、現状の安全管理を継続することにより安全を確保し、万一、低放射性濃縮廃液が漏えいした場合には、スチームジェット及びポンプにより所定の廃液貯槽へ漏えい液を移送し回収する。地震時の影響等により既設の移送設備が使用できない場合の代替措置について検討を行う。

また、廃溶媒についても、廃溶媒に係るリスク(別添 4-3)低減を図るた

め、低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の運転開始に併せて、速やかに廃溶媒の固化・安定化に着手する。

高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)のリスク評価

○ 乾式セルにおけるポリエチレンの自然発火性評価

乾式セルに貯蔵している分析廃棄物の主な材料であるポリエチレンについて、試薬の接触を考慮した自然発火性を 平成18年度より評価し、以下のことを確認している。

・廃棄物の主な材料であるポリエチレンについて、試薬の接触を考慮したこれまでの評価では、自然発火性の可能性はない。

> ポリエチレンと硝酸に対する自然発火性評価

・ポリエチレンと硝酸による酸化反応による反応熱が蓄積し、 自然発火に至ることが懸念されるため、自然発火性を評価 した。

【試験方法】

ポリエチレンを粉砕後、濃硝酸(85%)溶液を10%添加 した試料を1L容器に入れ、恒温槽内で、40℃、60℃、 100℃の3条件で24時間温度保持し、発熱ピークの有 無を確認。

【試験結果】

いずれの温度条件でも発熱ピークはなく、自然発火の可能性はない。

> ポリエチレンとドデカンに対する自然発火性評価

・ ドデカンが残存している可能性を考慮し、保管中の自 然発火が懸念されるため、自然発火性を評価した。

【試験方法】

ポリエチレンを粉砕後、ポリエチレンとドデカンの重量比が 1:0.1の割合で混合し、3日間浸漬した試料を1L容器 に入れ、恒温槽内で、40℃、60℃、100℃の3条件で 24時間温度保持し、発熱ピークの有無を確認。

【試験結果】

いずれの温度条件でも発熱ピークはなく、自然発火の可能性はない。

<概要>

HASWSの貯蔵に係るリスクを確認するために、耐震性、プール水喪失時の線量評価、周辺公衆の被ばく、津波、竜巻の評価を実施し、いずれの評価においてもリスクレベルを十分低く抑えることができることを確認。

○ 耐震性評価

▶ 保有水平耐力評価

耐震化促進法に基づき保有水平耐力評価を実施し、<u>貯蔵セルは、必要保有水平耐力の1.5倍以上(7.7倍)</u>であることを確認(H25年)。

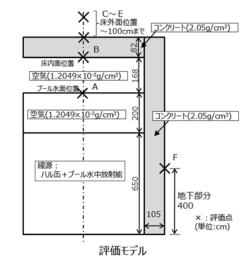
○プール水喪失時の線量評価

- ▶ 使用した計算コード 点減衰核積分コード「QAD-CGGP2R」
- ▶ 評価条件

床内外面及びコンクリート壁外面(側部)の線量率を評価(評価モデル参照)

- ・プール水の遮蔽効果は、見込まず、空気として評価
- ・線源は、ハル缶+プール水に含有される放射能
- ・プール水からの線源への寄与は、2010年1月のプール水分析結果を基に評価
- ▶ 評価結果

- ・C~Eは、管理区域(アンバー区域)線量率の上限 (25µSv/h)に対し、約 0.5µSv/h
- ·Fについては、管理区域設定基準である実 効線量1.3mSv/3月 (約0.6µSv/h)に 対し、0.032µSv/h



○セル遮蔽機能損傷時の周辺公衆の被ばく評価

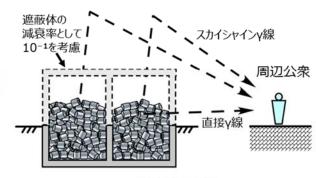
▶ 評価方法

- ・貯蔵セルは、保有水平耐力が必要保有水平耐力の1.5倍以上(7.7倍)であるが、保守的に損傷を考慮し、遮蔽体の減衰率として10⁻¹を設定。
- ・線源強度は、貯蔵期間における放射能の減衰を考慮し設定。
- ・直接γ線は、QAD-CGGP2R、スカイシャインγ線はQAD-CGGP2R及びG33-GP2を用いて算出。
- ・被ばく経路は、直接γ線及びスカイシャインγ線を考慮。地下の線源は、土壌による遮蔽を期待し、スカイシャインγ線のみ考慮。
- ・評価点は、人の居住する可能性のある西側敷地境界 (主排気筒から約370m) とした。

> 評価結果

| 実効線量 | 直接γ線 | スカイシャインγ線 | 合計 |
|--------------------|---------|-----------|---------|
| | (mSv/y) | (mSv/y) | (mSv/y) |
| HASWS (湿式セル2基分) | 2.2 | 0.97 | 3.2 |

・周辺公衆の実効線量は、3.2mSv/y(0.36µSv/h)であり、 十分な時間的裕度を有しているため、その間に線量を抑える対 策(次項参照)が可能であり十分被ばく線量を抑えることができ る。



被ばく評価モデル

貯蔵セルが損傷し、遮蔽機能が低下した場合の周辺公衆の被ばくを評価した結果、実効線量で3.2mSv/yとなり、十分な時間的裕度を有していることから、その間にクレーン等による遠隔操作で施設周辺及び対象セル内へ土のうを設置することで十分被ばく線量を抑えることができる。

○土のう設置の作業手順

- ▶ 重機(クレーン車、パワーショベル等)及び作業員の手配 新潟県中越沖地震における柏﨑刈羽原子力発電所周辺での復旧状 況から地震発生後約10日で手配可能
- > 土のうの製作及び必要個数
 - ・設置する土のうの仕様(容量約1m3、重量約2トン、密度1.8g/cm3)
 - ・HASWSのセル開放部約100m2を覆うために必要な土のうは約250個。
 - ・作業員の被ばくを低減するための中間遮蔽体として100個ずつ2箇所に 土のうを設置。(計 約200個必要)
 - ・よって、必要となる土のう数は約350個
 - (第一中間遮蔽体の100個は、セル開放部の遮蔽へ併用)
- ▶ 土のう製作に要する時間

パワーショベル使用により、5分間で土のう1個の製作が可能と想定し、必要な土のうの製作に必要な時間は、約30時間

♪ クレーン車による土のう設置に要する時間

クレーン車により約10分間で1個の土のうの設置が可能と仮定すると、中間遮蔽体(2か所)並びにセル開放部の土のう設置には約75時間必要

地震発生から約15日間(10日+30時間+75時間)で土のう設置完了。

○土のう投入による遮蔽効果

- ・土壌の密度は、1.8q/cm³であるが保守的に水の密度(1.0q/cm³)とした場合、土の51m厚さのy線透過率は0.007となる。
- ・15日間で土のう設置を完了した場合、周辺公衆の実効線量を0.15mSv/yまで低減できる。

○土のう設置後の復旧

放射性物質の飛散防止のために建家カバーを設置し、建家カバーを覆う取出し建家を建設した上で、土のう、ガレキ及びバル缶等を取り出す 方法を今後検討する。

○津波に対するリスク

暫定津波シミュレーション(※)の結果、HASWSの浸水深さは、約6.8mであり、一方、ハル貯蔵庫及び予備貯蔵庫の開口部高さは、7.2mであることから、<u>浸水の可能性は低い</u>。

汚染機器類貯蔵庫の開口部高さば、0.7mであり、浸水する可能性があるが、強固なセルの中に収納していることから、 廃棄物が流出するリスクは低い。

※暫定津波シミュレーションは、想定される波源(茨城県沖〜房総沖プレート間地震(Mw8.7))について暫定的な条件で実施(港湾構造物無し、建家ありモデル)。

○竜巻に対するリスク

HASWSの貯蔵セルは、一部地上に設置されているが、貯蔵セル壁及び天井は、破損の可能性に対し十分な厚さを有していることから竜巻により損傷し、廃棄物が建家外に流出するリスクは低いと考えられる。

く リスク評価のまとめ >

- ・貯蔵セルは、十分な保有水平耐力を有している。
- ・プール水の喪失を想定した場合、建家外において管理区域設定基準を上回ることはない。
- ・保守的に損傷を想定した場合でも周辺公衆被ばく量を5mSvより十分低く抑えることができる。
- ・津波及び竜巻の影響により貯蔵セルが損傷し、廃棄物が建家外へ流出するリスクは低い。



・HASWSには廃棄物の取出し設備がないこと、湿式セルプール水の漏えい対策及び可燃性廃棄物の貯蔵に対する考慮が十分ではないことから、<u>廃棄物貯蔵状態の改善に向けた取組を進めると共に、取出し完了までの安全確保対策を早急に実施していく。</u>

東海再処理施設の廃止に向けた計画(平成28年11月)より引用

低放射性濃縮廃液に係るリスク評価

<概要>

比較的放射能濃度の高い液体廃棄物を大量に保管する施設における漏えい時(施設内に保有している濃縮廃液全量の漏えいを想定)の線量評価に用いた気相及び建家外への移行率、放出量並びに線量評価方法は、以下のとおりである。

○気相への移行率

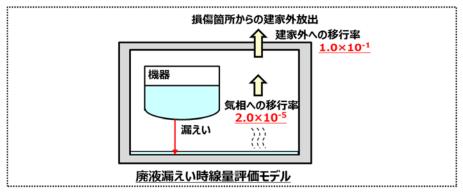
- ▶ 液中に内蔵される放射性物質の気相への移行率: 2.0×10-5 *※: 希ガス,ハロゲン元素については、1
- ➤ 気相への移行率は、NUREG/CR-2139(1981)より引用 (再処理事業指定申請書 リサイクル機器試験施設における安全評価に使用)

○建家外への移行率

- > 気相移行した放射性物質の建家外への移行率: 1.0×10-1
- ▶ 建家外への移行率は、IAEA-SM-119/7 (1969) より引用 (セルにひび割れ等の損傷が生じた場合)

○放出量の算出

放出量(Bq) = 内蔵放射能(Bq) × 漏えい率1(全量漏えい想定) × 気相移行率2.0×10⁻⁵ × 建家外移行率1.0×10⁻¹



○実効線量の評価方法

> 液体廃棄物中の内蔵放射能(Bq)から算出した放出量(Bq)を基に内部被ばく及び外部被ばくの実効線量(mSv)を評価

▶ 放出量及び実効線量の評価方法及び評価に用いたデータの引用元は、以下のとおり

| が出量 ②気相への移行率 ③技術への移行率 ③技術への移行率 ③技術への移行率 ③技術への移行率 ③技術への移行率 ③技術を含めるでは、 ②性変外への移行率 ③性変外への移行率 ③性変が、 ③性が、 ②性変が、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②性のでは、 ②生命の預託検量検算係数(mSv/Ba) 「発電用軽水型原子が施設の安全評価に関する審査指針」に示される呼吸率 【1089 Publication72を拡張した108Pによるデータベースに基づき、設定 ③実効検量(mSv)=⑤×⑥×⑦×⑥ ③を技種ので検実効エネルギー (MeV/dis) ①生物を表現して、 ②生物のでは、 ②生物のでは、 ②生物のでは、 ②生物のでは、 ②生の、 ③生の、 ④性の、 ③生の、 ④生の、 ③生の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 ④性の、 | 例)AAF |
|---|--|
| 放出 | 1.0×10 ¹⁴ |
| 出量 ②気相への移行率 | 1 |
| ■ 建家外への移行率 | 2.0×10 ⁻⁵ |
| 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1884年) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される可吸率 (m³/h) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に示される可吸率 (m²/h) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に示される可吸率 (m²/h) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 (m²/c) 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 (m²/c) 「発電用軽水型原子炉施設の図の線量目標値に対する評価指針」に基づき、設定 (m²/c) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 (m²/c) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 (m²/c) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 (m²/c) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 (m²/c) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1895/189 | 1.0×10 ⁻¹ |
| 1984年 | 2.67×10° |
| 部 | 1.12×10 ⁻⁶ :データより設定) |
| ばく ②全身の預託線量換算係数(mSv/Ba) ICRP Publication72を拡張したICRPによるデータベースに基づき、設定 ③実効線量(mSv)=⑤×⑥×⑦×⑥ ③多本核種の 7線実効エネルギー基準値(=0.5MeV/dis) 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 ① 7線実効エネルギー基準値(=0.5MeV/dis) ⑤空気吸収線量から実効線量への換算係数(Sv/Gv) 「発電用軽水型原子炉施設の図の線量目標値に対する評価指針」に基づき、設定 ⑥空気吸収線量から実効線量への換算係数(Sv/Gv) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 ②相対線量(mSv/Ba) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/198 (mSv/Ba) 「のののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 1.2 |
| ⑩各核種の γ線実効エネルギー (MeV/dis) 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 ⑪・線実効エネルギー基準値 (=0.5MeV/dis) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 ②空気吸収線量から実効線量への換算係数 (Sv/Gy) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/198 (mSv) = ⑤×⑩/⑪×⑫×⑫ ⑤ 各核種の β線による皮膚被ばく換算係数 ((mSv/Ba) / (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/198 (mSv/Ba) / (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1994年) ⑩組織荷重係数 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 | 8.97×10 ⁻⁵ に換算計数を設定 Cs:4.6×10 ⁻⁶) |
| ① | 3.22×10 ⁻² |
| ©空気吸収線量から実効線量への換算係数 (Sw/Gy) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/199 (mSv/Bq) (mSv/Bq) / (h/m²)) NUREG/CR-1918(1981)に基づき、設定 (mSv/Bq) / (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (mSv/Bq) / (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1994年 6 利利濃度 (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995年 6 利利濃度 (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995年 6 利利濃度 (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/1989 (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/1989 (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/1989 (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づき、設定 (h/m²)) 「 (1995/1989 (h/m²)) (h/m²)) (h/m²)) 「 (1995/1989 (h/m²)) (h/m | 6.0×10 ⁻⁹ |
| 7 (1995/1999) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/1999) 8 (1995/1999) (1995/1999) 8 (1995/1999) (1995/1999) 8 (1995/1999) (1995/1999) 9 合核種の β 線による皮膚被ばく検算係数 ((mSv/Ba) / (h/m²)) (1995/1999) (1995/1999) (1991)に基づき、設定 (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) (1994年) | 5.0×10 ⁻¹ |
| 7 9個村対線量 (mSv/Ba) 1発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (1995/199 (ロSv/Ba) / (ト/m²) | 1 |
| ●実効線量 (mSv) = ⑤×⑩/⑪×⑫×⑫ の各核種の β線による皮膚被ばく換算係数 (mSv/Bq) / (h/m²)) NLREG/CR-1918(1981)に基づき、設定 (mSv/Bq) / (h/m²)) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1994年 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5.73×10 ⁻¹⁵ 8年データより設定) |
| 「 8 線 ®相対濃度 (h/m³) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 (1894年 ®組織荷重係数 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 | 1.84×10 ⁻⁸ |
| ®組織荷重係数 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 | 1.01×10 ⁻¹⁰ |
| | 1.12×10 ⁻⁴ :データより設定) |
| | 1.0×10 ⁻² |
| ①実効線量 (mSv) = ⑤×⑥×⑥×⑥ | 3.02×10 ⁻¹⁰ |
| 実効線量 (mSv) = ③+@+① | 3.22×10 ⁻² |

| i i | 評価結果 | | | |
|------|---|-------|-----------------------------|-------|
| 施設名 | 低放射性濃縮廃液を保管する地下階の 耐震性 (保有水平耐力/必要保有水平耐力) | | 漏えい時における敷地境界外の線量*1 (mSv) | |
| AAF | 2.5 *2 | | 3.2 × 10 ⁻² | |
| LWSF | 2.1 *3 | | 4.0 × 10 ⁻² | |
| ASP | 1.6 *2 | ≧1.25 | 4.0 × 10 ⁻³ | <5mSv |
| LW2 | 7.9 *2 | | 2.4 × 10 ⁻³ | |
| Z | 4.3 *2 | | 3.1 × 10 ⁻² | |

*1: 線量評価

- ・核種組成: 東海再処理施設の安全性確認に係る基本データの確認(JNC TN8410 99-002(1999))を引用
- ・放出量:建家内に全量が漏えいし、気相へ移行(気相への移行率:2.0×10⁵(ただし、希ガス,ハロゲン元素については1))
- ・放出経路:排気筒を介さず、建家外へ放出(地上拡散)することを想定(建家の除染係数10を考慮)
- ・被ばく経路:放射性雲による外部被ばく及び呼吸摂取に係る内部被ばくを考慮(実効放出時間:1時間)
- ・線量: 暫定値(最新の気象データを用いて評価予定)
- *2:昭和56年以前の建築基準法(旧耐震基準)により建設された施設を評価(平成25年)
- *3:施設建設時の値(平成10年)

● まとめ

- ・低放射性濃縮廃液を保管している地下階は十分な保有水平耐力を有している。
- ・廃液の漏えいを想定した場合でも周辺公衆被ばく量を5mSvより十分低く抑えることができる。

東海再処理施設の廃止に向けた計画(平成28年11月)より引用

廃溶媒に係るリスク評価

<概要>

廃溶媒を保管する施設における火災発生時の線量評価に用いた気相及び建家外への移行率、放出量並びに線量評価方法は、以下のとおりである。

○気相への移行率

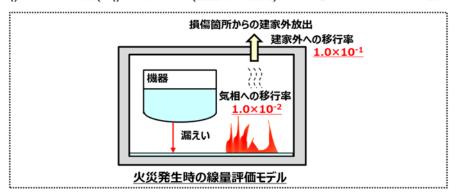
- ▶ 液中に内蔵される放射性物質の気相への移行率: 1.0×10-2 *※: 希ガス、ハロゲン元素については、1
- ▶ 気相への移行率は、JAERI-M90-127(1990)より引用

○建家外への移行率

- > 気相移行した放射性物質の建家外への移行率: 1.0×10-1
- > 建家外への移行率は、IAEA-SM-119/7 (1969) より引用(セルにひび割れ等の損傷が生じた場合)

○放出量の算出

▶ 放出量(Bq) = 内蔵放射能(Bq) × 漏えい率 1 (全量漏えい想定) × 気相移行率1.0×10⁻² × 建家外移行率1.0×10⁻¹



○実効線量の評価方法

- ▶ 廃溶媒中の内蔵放射能から放出量(Bq)から、内部被ばく及び外部被ばくの実効線量(mSv)を算出
- ▶ 放出量及び実効線量の評価方法及び評価に用いたデータの引用元は、以下のとおり

| 項目 | | 終量評価に用いたデータの引用元等 | 例)AAF |
|-------------|--|---|---|
| | ①内蔵放射能 (Bq) | 貯槽に保有している廃溶媒の放射能濃度の実測データより算出 | 1.0×10 ¹⁰ |
| | ②セルへの漏えい率 | 全量漏えいを想定し「1」に設定 | 1 |
| 放出 | ③気相への移行率 | JAERI-M 90-127(1990)に基づき、設定 | 1.0×10 ⁻² |
| 量 | ④建家外への移行率 | TAFA-SM-119/7(1969)に基づき、設定 | 1.0×10 ⁻¹ |
| | ⑤放出量 (Bq) =①×②×③×④ | | 1.0×10 ⁷ |
| 内 | ⑥相対濃度(h/m³) | 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 | 1.12×10 ⁻⁶ (1994年データより設定) |
| 部 | ②呼吸率 (m³/h) | 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に示される呼吸率 | 1.2 |
| 被ばく | ②全身の預託線量換算係数 (mSv/Bq) | ICRP Publication72を拡張したICRPによるデータベースに基づき、設定 | 8.97×10 ⁻⁵ 核種ごとに換算計数を設定 (¹³⁷ Cs:4.6×10 ⁻⁶) |
| | ③実効線量 (mSv) = 5×6×7×8 | | 7.82×10 ⁻³ |
| | ⑩各核種のγ線実効エネルギー (MeV/dis) | 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 | 6.0×10 ⁻⁹ |
| | ① γ線実効エネルギー基準値 (=0.5MeV/dis) | 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に基づき、設定 | 5.0×10 ⁻¹ |
| | ◎空気吸収線量から実効線量への換算係数 (Sv/Gy) | 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、設定 | 1 |
| γ 線 | ③相対線量(mGy/Ba) | 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、設定 | 5.73×10 ⁻¹⁵ (1995/1996年データより設定) |
| 1 | ¹ | | 0 |
| 皮 | ⑤各核種のβ線による皮膚被ばく換算係数 [(mSv/Ba) / (h/m³)] | NUREG/CR-1918(1981)に基づき、設定 | 1.01×10 ⁻¹⁰ |
| f A 線 | ⑥相対濃度(h/m³) | 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示される式に従い、 設定 | 1.12×10 ⁻⁶ (1994年データより設定) |
| | ⑯ 組織荷重係数 | 「原子炉安全基準専門部会報告書」 原子力安全委員会(1988)に基づき、設定 | 1.0×10 ⁻² |
| | ①実効線量 (mSv) = 5×6×6×6 | | 0 |
| 実効 | 線量 (mSv) = ⑨+⑭+⑰ | | 7.82×10 ⁻³ |

| | 評価結果 | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|------------------------|----------------|
| 施設名 | | 廃溶媒を保管する地下階の耐震性 (保有水平耐力/必要保有水平耐力) | | 対境界外の線量* √) |
| AAF | 2.5 *2 | | 7.8 × 10 ⁻³ | |
| LW | 2.7 *2 | ≥1.25 | 6.5 × 10 ⁻³ | <5mSv |
| WS | 7.8 *2 | =1.20 | 6.5 × 10 ⁻³ | |
| ST | 1.4 *3 | | 7.8 × 10 ⁻³ | |

*1: 線量評価

- ・核種組成: 東海再処理施設の安全性確認に係る基本データの確認(JNC TN8410 99-002(1999))を引用 ・放出量: 建家内に全量が漏えいし、火災により気相へ移行(気相への移行率:1.0×10⁻²(ただし、希ガス,ハロゲン元素については1)) ・放出経路: 排気筒を介さず、建家外へ放出(地上拡散) することを想定(建家の除染係数 10を考慮)
- ・放口経路・排気同と月とり、建多アドへ放口・地上が 別りることを忽と(建多の原来所数 10と考慮) ・被ばく経路: 放射性雲による外部被ばく及び呼吸摂取に係る内部被ばくを考慮(実効放出時間: 1 時間) ・線量: 暫定値(最新の気象データを用いて評価予定) *2: 昭和56年以前の建築基準法(旧耐震基準)により建設された施設を評価(平成25年) *3: 施設建設時の値(昭和57年)

- ・廃溶媒を保管している地下階は十分な保有水平耐力を有している。
- ・廃溶媒の火災を想定した場合でも周辺公衆被ばく量を5mSvより十分低く抑えることができる。 ・低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の運転開始に併せて、廃溶媒処理技術開発施設 (ST)において速やかに廃溶媒の処理に着手する。

東海再処理施設の廃止に向けた計画(平成28年11月)より引用

2.3 関係法令等の遵守

廃止措置の実施に当たっては,安全確保を最優先に,「核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。),

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」,「使用 済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下「再処理規則」という。)等の 関係法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の 規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)等の 関係告示を遵守する。また、保安のために必要な事項を再処理施設保安規 定に定めて、適切な品質保証活動のもと実施する。

さらに、日本原子力学会標準「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止 措置の計画:2013」及び先行プラントの実績を参考とする。

2.4 放射線管理に関する方針

放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくが線量告示に定められている線量限度を超えないことはもとより,合理的に達成可能な限り低減するように,適切な除染方法,機器解体工法及び機器解体手順を策定する。

放射線業務従事者の被ばく低減のために、汚染された機器は、必要に応じて系統除染を実施する。機器解体に当たり、放射線レベルの高い区域で作業を行う場合は、遠隔操作装置、遮蔽を用いるとともに、汚染拡大防止措置等を施す。

周辺公衆の被ばくを低減させるため、放射性気体廃棄物及び放射性液体 廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載の方法に従って適切に処理を行っ て放出管理し、平常時における周辺公衆の被ばく線量の評価結果が、再処 理事業指定申請書に記載の値を超えないようにする。

2.5 放射性廃棄物に関する方針

放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するように、適切な除 染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定するとともに、発生した放 射性廃棄物を適切に処理する。

放射性気体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載に従って、洗浄塔、フィルタ等で洗浄、ろ過したのち、主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒を通じて大気に排出する。

放射性液体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載に従って、主に蒸発 処理、中和処理、油分除去を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に 放出する。一方、蒸発処理に伴い蒸発濃縮した低放射性濃縮廃液について は、セメント固化し放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。 放射性固体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載の方法に従って、焼 却処理等を行い、放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。

放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵した廃棄物は、廃棄体化施設の整備が整い次第廃棄体化施設に搬出し、処分場の要件に見合うよう廃棄体化処理する。廃棄体は処分場の操業開始後随時搬出する。放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む。)は、可能な限り再生利用するか、又は産業廃棄物として適切に廃棄する。

2.6 施設・設備の維持管理に関する方針

廃止措置を安全かつ確実に実施するため、必要な設備を廃止措置の進捗に応じて適切に維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理する。専ら廃止措置の用に供する装置を導入する場合は、安全対策を施した設計とする。

2.7 技術開発に関する方針

再処理施設の廃止措置を進める上で,設備・機器の除染技術や解体技術,被ばく線量を低減するための遠隔技術,放射性廃棄物の処理技術,廃棄体の検認等のための測定・分析技術の開発が必要であり,廃止措置の進捗に合わせて実施していくとともに,施設解体までの間,一定の技術開発を実施する。

再処理施設の廃止措置を通じて得られた知見は、六ヶ所再処理工場の保守管理や廃止措置コストの削減のほか、福島第一原子力発電所の廃炉のための遠隔技術、放射性廃棄物の特性調査及び廃棄物の処理・処分に係る研究開発等へ反映できるよう、その知見を適宜取りまとめるものとする。

3 廃止措置の実施区分

再処理施設は、再処理により発生した放射性廃棄物を保有しており、継続して処理を行う必要がある状態の中で廃止措置に着手することから、一般的な原子力発電所における原子炉の廃止措置とは異なり、施設ごとに段階的に進めることになる。

分離精製工場(MP), ウラン脱硝施設(DN), プルトニウム転換技術開発施設(PCDF), クリプトン回収技術開発施設(Kr)は, 所期の目的を終了したことから, 先行して廃止措置(除染, 解体)に着手する施設であり, 一方,

それ以外の施設においては、当面、放射性廃棄物の処理や貯蔵等を行い、 所期の目的を終了した施設から順次廃止に移行する。

廃止措置は、基本的に①解体準備期間、②機器解体期間及び③管理区域 解除期間に区分し、建家ごとにこの順序で実施する。廃止措置の基本的な ステップを表 4-1 に示す。

| 区分 | 期間中の主な実施事項 |
|----------|------------------------|
| 第1段階 | ・工程洗浄 |
| 解体準備期間 | ・系統除染 |
| | ・汚染状況の調査 |
| 第2段階 | ・放射性物質により汚染された区域(管理区域) |
| 機器解体期間 | における機器の解体撤去 |
| 第3段階 | ・建家の汚染除去 |
| 管理区域解除期間 | ・保安上必要な機器の撤去 |
| | • 管理区域解除 |

表 4-1 廃止措置の基本的なステップ

解体準備期間においては、分散している核燃料物質を集約する工程洗浄 及び被ばく線量を低減する系統除染を実施するとともに、汚染状況の調査 結果等を踏まえ、機器解体の工法及び手順の詳細について検討を進め、機 器の解体撤去計画を策定する。

なお、機器の高経年化及び潜在的な危険性の排除の観点から一部の機器 に対して先行して解体撤去を行うことも考慮する。

機器解体期間では、放射性物質により汚染された区域(管理区域)における供用を終了した機器の解体に着手する。

管理区域解除期間においては、管理区域の解除を行うに当たり、機器等の撤去後に建家躯体表面(コンクリート)に付着し残存している汚染について、はつり等の方法で除去する。その後、汚染検査を行い、安全を確認した上で、保安上必要な機器である換気設備や放射線管理設備等を撤去し、管理区域を順次解除する。管理区域を解除した建家については、利活用することを検討する。廃止措置終了後の状態を図 4-2 に示す。

最終的には、再処理施設の全施設において、①使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡しが完了していること、②廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること、③使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染さ

れた物の廃棄が終了していること,及び④放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していることの確認をもって廃止措置の終了とする。

なお,廃止措置に係る各作業の管理及び工程管理については,再処理施 設保安規定に定める。

3.1 主要 4 施設 (MP, DN, PCDF, Kr) の廃止措置

(1) 解体準備期間

主要 4 施設の解体準備期間では、建家及び構築物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理設備、換気設備、電源設備、その他保安上必要な設備等の必要な機能を維持管理する。

解体準備期間に実施する系統除染は、機器解体時における放射線業務 従事者の被ばくを低減することを目的として、機器内表面の汚染を除去 する。基本的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし、必要に応じ てその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また、設備によって は補助的に高圧水等による機械的な除染を行う。

放射線業務従事者及び周辺公衆の放射線被ばくを低減するように適切な機器解体工法及び解体手順を策定するため並びに機器解体に伴って発生する放射性固体廃棄物発生量の評価精度の向上を図るため、施設の汚染状況を調査する。試料採取に当たっては、系統の維持管理に影響を与えないよう考慮する。

安全確保のための機能に影響を与えない範囲で管理区域外の機器や機器の高経年化及び潜在的な危険性の排除の観点から一部の機器に対して 先行して解体撤去を行うことも考慮する。

なお,系統除染により合理的に放射能レベルが低減されたことをもって,解体準備期間を完了とする。

解体準備期間における系統除染等の詳細な方法等については、解体準備期間に実施する工程洗浄後の汚染状況調査を踏まえ検討し決定することから、系統除染に着手するまでに廃止措置計画の変更認可を受ける。

(2) 機器解体期間

主要 4 施設の機器解体期間では、管理区域における供用を終了した機器の解体に着手する。また、解体準備期間から着手している管理区域外の機器の解体撤去を継続して実施する。

機器解体は、機器解体に伴い発生する解体廃棄物の搬出ルート及び資機材置場を確保の上、工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断装置又は

機械的切断装置を用いた切断等を行う。解体廃棄物は、機器解体後のスペースを活用して保管することも考慮する。セル内機器の解体に当たっては、放射線業務従事者の被ばく低減のために、遮蔽や遠隔操作装置の利用等を考慮する。

これらの作業に伴う施設内の汚染拡大防止を図るために,必要に応じて汚染拡大防止囲い,局所排気フィルタ及び局所排風機を導入する。

また,各種装置の使用に当たっては,取り扱う解体廃棄物の放射能レベルに応じて,必要な安全確保対策を講じる。

なお,管理区域に設置してある機器(保安上必要な機器を除く。)の解体を全て終えたことをもって機器解体期間を完了とする。

機器解体期間における機器解体及び機器撤去の詳細な方法等については、解体準備期間に実施する工程洗浄及び系統除染後の汚染状況調査を踏まえ検討し決定することから、機器解体に着手するまでに廃止措置計画の変更認可を受ける。

(3) 管理区域解除期間

主要 4 施設の管理区域解除期間においては、管理区域の解除を行うに当たり、機器等の撤去後に建家躯体表面(コンクリート)に付着し残存している汚染について、はつり等の方法で除去する。その後、汚染検査を行い安全を確認した上で、換気設備や放射線管理設備等を撤去し、管理区域を順次解除する。管理区域を解除した建家については、利活用することを検討する。

管理区域解除期間における詳細なはつり方法等については、機器解体期間に実施する機器の解体・撤去後の汚染状況調査を踏まえ検討し決定することから、はつり作業等に着手するまでに廃止措置計画の変更認可を受ける。

なお,管理区域の解除をもって当該施設の管理区域解除期間を完了と する。

3.2 主要4施設以外の施設の利用及び廃止措置

主要 4 施設以外の施設においては、引き続き核燃料物質等の貯蔵を行うとともに、放射性廃棄物の処理を行う。これに付随する施設(分析所(CB)、主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒等)についても使用を続ける。主要 4 施設以外のこれらの施設は、各施設の所期の目的が完了した時点で廃止に移行する。主要 4 施設における系統除染、機器解体等の経験を踏まえ、前述の廃止措置の基本的なステップに従って進める。廃止措置の着手

に当たっては解体準備期間に実施する事項を定め,廃止措置計画の変更認 可を受ける。

4 使用しない設備の措置

分離精製工場(MP)においては、せん断装置に使用済燃料が挿入できないよう使用済燃料を導入するコンベアの通路上にある可動カバの開閉ができないようにするため措置、脱硝塔に硝酸ウラニル溶液を供給できないようにするための措置を施している。溶解槽、各抽出器、プルトニウム溶液蒸発缶、ウラン濃縮蒸発缶等については系統除染終了後、それぞれの機器・配管等に措置を行い使用できないようにする。

また,クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては,反応器を運転する ために必要な原料の供給等ができないようにするための措置を施している。 ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)においても, 系統除染終了後,それぞれの機器・配管等に措置を行い使用できないよう にする。

その他、廃溶媒処理技術開発施設(ST)において、PVC 固化のための加熱 装置の運転ができないよう給電ケーブルの解線や制御盤への施錠の措置を 施しており、その他の施設についても廃止措置の進捗状況及び施設の利用 状況を踏まえ、必要に応じて使用しない設備に対して措置を行うこととす る。

これらの措置を適宜,再処理施設保安規定に定め実施することにより,安全を確保しつつ,施設定期自主検査及び点検整備方法の見直しを図る。

5 先行して使用を取りやめる主要 4 施設の安全確保対策

機器の解体等の廃止措置における安全対策は,過去のトラブル等の経験を 十分踏まえた上で,以下の放射性物質の施設内外への漏えい防止及び拡散防止対策,被ばく低減対策並びに事故防止対策を講じることを基本とする。これらの安全確保に係る事項を再処理施設保安規定に定め,これに基づき工程洗浄,系統除染,機器の解体撤去等を行う。

(1) 漏えい及び拡散防止対策

気体状の放射性物質に対して,既存の建家・構造物及び換気設備により施設外への漏えい及び拡散防止機能を維持するとともに,この機能が損なわれないように解体の工法及び手順を計画する。汚染のある施設・設備を解体撤去する場合など,必要に応じて汚染拡大防止囲い,局所排気フィルタ及び局所排風機等の施設・設備外への拡散防止機能を持った装置を

導入する。

液体状の放射性物質が発生する間は、漏えい防止機能を維持するとと もに、この機能が損なわれないように解体の工法及び手順を計画する。

なお、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策に係る管理が 適切に行われていることを確認するため、廃止措置時においても再処理 施設からの放射性物質の放出管理に係る排気モニタリング、排水モニタ リング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して実施する。

(2) 放射線業務従事者の被ばく低減対策

機器解体に当たっては、対象範囲の表面汚染密度、線量率及び空気中の 放射性物質濃度を考慮して、下記の措置を講じることにより、合理的に達 成可能な限り被ばく低減に努める。

外部被ばく低減のため、機器解体の着手前に系統除染を実施する。また、 放射能レベルの高い区域で作業を行う場合は、必要に応じて遠隔操作装 置、遮蔽等を用いる。

対象範囲の汚染状況等については,事前に確認を行い,その結果に基づき,放射性物質の拡散防止対策,被ばく低減対策等の安全確保対策を講じて解体を行うことにより,環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努める。

内部被ばく防止のため、放射性粉じんの発生及び拡散を抑制する工法 を採用する。放射能レベルの高い区域で作業を行う場合は、汚染拡大防止 囲い、局所排気フィルタ及び局所排風機を設置するなどにより施設内の 汚染拡大防止を図るとともに、マスク等の防護具等を用いる。

作業の実施に当たっては、必要に応じて目標線量を設定し、実績線量と 比較し改善策を検討するなどして、被ばく低減に努める。また、作業区域 内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量率を測定するとと もに、線量率が著しく変動するおそれのある作業は、可搬式エリアモニタ 装置等を用いて作業中の線量率を監視する。

放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う遠隔操作装置等の導入に 当たっては,放射線業務従事者の被ばく低減を考慮して,作業区域内の空間線量率に応じて適切に遮蔽を行う。

(3) 事故防止対策

廃止措置中の過失,機械又は装置の故障による人的災害,又は周辺公衆 への影響を防止するため,事前に作業における危険性等を調査し,必要な 安全対策を講じる。遠隔操作装置等の導入に当たっては,汚染物の落下防 止対策及び衝突防止対策を講じる。

地震, 台風等の自然事象に備え, 内包する有意な汚染を除去するまで既存の建家を維持する。

火災等の人為事象に対する安全対策として、既存の消火設備等を維持するとともに難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重装置の使用等の措置を講じる。

事故発生時には、事故拡大防止等の措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。

(4) 労働災害防止対策

一般労働災害防止対策として,高所作業対策,有害物対策,感電防止対策,粉じん障害対策,閉所・酸欠防止対策,振動対策,騒音対策等を講じる。なお,作業に当たっては,周辺設備に影響を及ぼさないよう作業方法を計画する。

(5) 廃止措置のために導入する装置の安全設計

廃止措置の基本方針に基づき,装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び規準に準拠するとともに,必要に応じて漏えい及び拡散防止対策,被ばく低減対策,事故防止対策の安全確保対策を講じる。

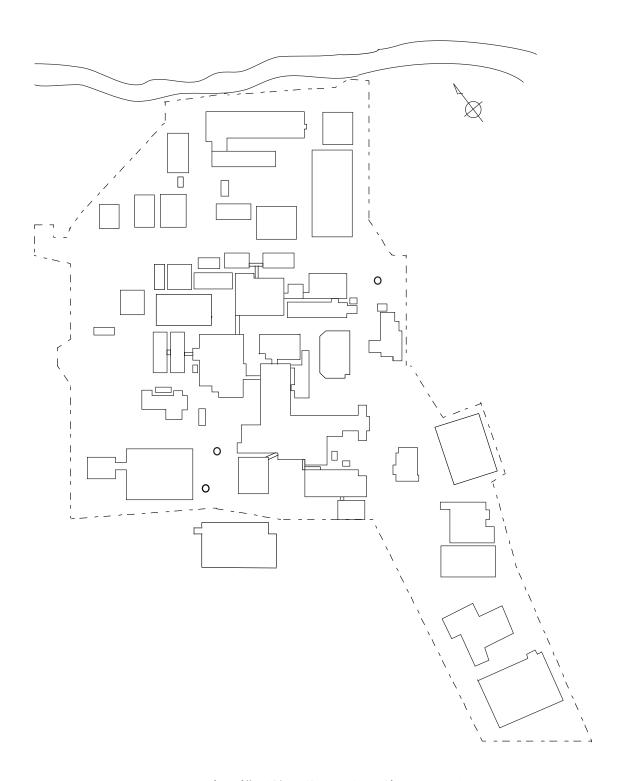


図 4-1 廃止措置終了後の再処理施設の配置図 (全施設管理区域を解除)

五. 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設

再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、表 5-1 に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とし、詳細な設備については平成 29 年度末までに定める。

表 5-1 性能維持施設 (1/17)

| 設備。 | 名 称 等 |
|-----------------------|-----------|
| | 燃料受入系扉 |
| 分離精製工場(MP) | 貯蔵プール熱交換器 |
| ガラス固化技術開発施設(TVF) | 溶融炉 |
| 分離精製工場(MP) | 建家及びセル換気系 |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | 建家及びセル換気系 |
| 廃棄物処理場(AAF) | 建家及びセル換気系 |
| 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | 建家及びセル換気系 |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | 建家及びセル換気系 |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 建家換気系 |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 建家及びセル換気系 |
| 第二スラッジ貯蔵場(LW2) | 建家及びセル換気系 |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 建家換気系 |
| 燒却施設 (IF) | 建家換気系 |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | 建家及びセル換気系 |
| (2HASWS) | 建家及いビル換気示 |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | 建家及びセル換気系 |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | 建家及びセル換気系 |
| 廃溶媒処理技術開発施設(ST) | 建家及びセル換気系 |
| 低放射濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) | 建家及びセル換気系 |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) | セル換気系 |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 建家及びセル換気系 |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | 建家及びセル換気系 |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 建家及びセル換気系 |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | 建家及びセル換気系 |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | |
| ユーティリティ施設 (UC) | |
| 焼却施設 (IF) | 空気圧縮機 |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | |
| (2HASWS) | |

表 5-1 性能維持施設 (2/17)

| 設備 | 名 称 等 |
|-----------------------|---------------|
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2) | |
| ガラス固化技術開発施設(TVF) | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 空気圧縮機 |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | |
| 分離精製工場(MP) | プルトニウム溶液蒸発缶 |
| 刀两th作我工物(MII) | 冷水設備用ポンプ |
| 資材庫 | 浄水設備用ポンプ |
| ユーティリティ施設 (UC) | 冷却水供給ポンプ |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | 冷却水設備プロセス用ポンプ |
| 同///分引生/定代以引/政场(「IAW) | 冷水設備用ポンプ |
| 中央運転管理室 | 蒸気設備 |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | 保管ピット |
| カノへ回行政 (1117) | 冷却塔 |
| ガラス固化技術開発棟 | |
| ガラス固化技術管理棟 | |
| 第二付属排気筒 | |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | |
| ウラン貯蔵所 (U03) | |
| 第二ウラン貯蔵所 (2U03) | |
| 第三ウラン貯蔵所 (3U03) | 建家・構築物 |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | |
| 除染場(DS) | |
| 分離精製工場(MP) | |
| 分析所(CB) | |
| ユーティリティ施設 (UC) | |
| 資材庫 | |
| 主排気筒 | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) | |

表 5-1 性能維持施設 (3/17)

| 設備。 | 名 称 等 |
|--------------------------|--------------------|
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | |
| 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) | |
| 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) | |
| 廃棄物処理場 (AAF) | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 建家・構築物 |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | 足豕・博衆初 |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | |
| 廃溶媒貯蔵場(WS) | |
| スラッジ貯蔵場 (LW) | |
| 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) | |
| 焼却施設 (IF) | |
| 第一付属排気筒 | |
| 中間開閉所 | |
| 第二中間開閉所 | |
| 排水モニタ室 | |
| | 浸水防止扉 |
| 分離精製工場(MP) | ハッチ扉 |
| 万能作我工物(ML) | 閉止板 |
| | その他, 延長ダクト等の浸水防止設備 |
| = 按射性 champa | 浸水防止扉 |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | 閉止板(盾式角落し) |
| | 浸水防止扉 |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | ハッチ扉 |
| | その他, 延長ダクト等の浸水防止設備 |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | 浸水防止扉 |

表 5-1 性能維持施設 (4/17)

| 設備名 | 3 称 等 |
|-----------------------|--------------------|
| | 閉止板 |
| ガラス固化技術開発施設(TVF) | 閉止板(盾式角落し) |
| | その他, 延長ダクト等の浸水防止設備 |
| | 浸水防止扉 |
| 分析所 (CB) | ハッチ扉 |
| | 閉止板 |
| 中間開閉所 | 浸水防止扉 |
| 中间册初分 | 閉止板 |
| 第二中間開閉所 | 浸水防止扉 |
| 第二中间用闭 <i>剂</i> | 閉止板 |
| 分離精製工場 (MP) | |
| 除染場(DS) | |
| 分析所 (CB) | |
| 廃棄物処理場(AAF) | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | |
| ウラン貯蔵所 (U03) | |
| 第二ウラン貯蔵所 (2U03) | |
| 第三ウラン貯蔵所 (3U03) | |
| 廃溶媒貯蔵場(WS) | ガンマ線エリアモニタ |
| ウラン脱硝施設 (DN) | |
| 高放射廃液貯蔵場(HAW) | |
| 焼却施設(IF) | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | |
| 廃溶媒処理技術開発施設(ST) | |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | |
| (2HASWS) | |

表 5-1 性能維持施設 (5/17)

| 設備 | 名 称 等 | |
|-----------------------|-----------------|--------------|
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | ガンマ線エリアモニタ | 7 |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) | | |
| 分離精製工場(MP) | 中州フ绰ーリフェーク | 7 |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | ・中性子線エリアモニタ | • |
| 分離精製工場(MP) | | |
| 除染場(DS) | | |
| 分析所 (CB) | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | | |
| 除染場(DS) | | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | | |
| 焼却施設 (IF) | ベータ線ダストモニタ | 7 |
| 廃溶媒処理技術開発施設(ST) | | |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | | |
| (2HASWS) | | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | | |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) | | |
| 分離精製工場(MP) | | |
| 分析所 (CB) | プルトニウムダストモニタ | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | | |
| 主排気筒 | | |
| 第一付属排気筒 | 排気モニタ | |
| 第二付属排気筒 | | |
| 分析所 (CB) | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | 排気モニタ | 局所排気 |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | DI X | 7-9/214/1 ZN |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | | |

表 5-1 性能維持施設 (6/17)

| は出廃液油分除去施設(C) アラン脱硝施設(DN) ボニスラッジ貯蔵場(LW2) 正却施設(IF) ボニ高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) エニタリングステーション ニタリングポスト | 放射線測定器 | | |
|---|-----------------|------|--|
| 第二スラッジ貯蔵場(LW2) 選却施設(IF) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2) ニタリングステーション | 放射線測定器 | | |
| #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ #気モニタ | 放射線測定器 | | |
| #気モニタ (2HASWS) (2HASWS) (スファルト固化体貯蔵施設 (AS1) (エアスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) (エタリングステーション | 放射線測定器 | | |
| 三二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)ニスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)ニアスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)ニタリングステーション | 放射線測定器 | | |
| スファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) ニタリングステーション | | | |
| Sニアスファルト固化体貯蔵施設(AS2) ニタリングステーション | | | |
| ニタリングステーション | | | |
| | | | |
| ーカルンガポット | | | |
| ニーグリングがヘト | | | |
| アルファ放 | +始训学思 | | |
| *水モニタリング設備 ベータ放射 | ベータ放射線測定器 | | |
| ガンマ放射 | ガンマ放射線測定器 | | |
| 移動式発電 | 移動式発電機(1000kVA) | | |
| 移動式発電 | 移動式発電機(1000kVA) | | |
| | 分離精製工 | 場,高放 | |
| ↑☆◇±↓↓↓ ▽ ぬ | 射性廃液貯 | :蔵場 | |
| 接続端子盤 | ガラス固化 | 技術開発 | |
| | 施設 | | |
| | 分離精製工 | 場 | |
| 取名录证书 | 高放射性廃 | 液貯蔵場 | |
| 緊急電源接 | ガラス固化 | 技術開発 | |
| 急時対応設備 | 施設 | | |
| £ 10% | ホイールロ | ーダ | |
| 重 機 | 油圧ショベ | ル | |
| タンクロー | タンクローリー | | |
| 水槽付き消 | 水槽付き消防ポンプ自動車 | | |
| 水槽付き消 | 肖防ポンプ自動車 | | |
| 水槽付き消 | 肖防ポンプ自動車 | | |
| 化学消防自 | 化学消防自動車 | | |
| 7≥ 1⇒+₩++ | MCA 携帯型 | 型無線機 | |
| 通信機材 | 衛星電話 | | |

表 5-1 性能維持施設 (7/17)

| | 設備 | 名 称 等 | | | |
|---------------------|----|---|--------------------|--|--|
| | | `孟/壹+%++ | 簡易無線機 | | |
| | | 通信機材 | トランシーバ | | |
| | | | 空気循環装置 | | |
| | | 中央制御室空気循 | 環 可搬型入気装置 | | |
| | | 用機材 | エアロック用グリー | | |
| | | | ンハウス | | |
| | | 可搬型発電機 | | | |
| | | 予備循環ポンプ | | | |
| | | 予備循環ポンプ | | | |
| | | 排風機 | | | |
| | | 排風機 | 排風機 | | |
| | | ブロワ | | | |
| | | ブロワ | ブロワ | | |
| | | 可搬型発電機 | 可搬型発電機 | | |
| | | 可搬式圧縮機 | | | |
| 緊急時対応設備 | | 可搬式圧縮機 | | | |
| ZNAL 47/4/A BX VIII | | エンジン付きポン | プ | | |
| | | 可搬型蒸気供給設備 | ボイラ,燃料タンク | | |
| | | 4400 TO 101 PLANT | 等 | | |
| | | | タングステン製防護 | | |
| | | | 服 | | |
| | | 高線量対応防護服 | | | |
| | | | \(\sum_{0}^{0} \) | | |
| | | V/ V/\ \Lambda \ \Lambda \rightarrow \mathfrak{\pi} \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 鉛エプロン | | |
| | | 一次冷却水循環ポ | | | |
| | | 二次冷却水循環ポンプ | | | |
| | | 可搬型ブロワ | | | |
| | | 可搬式圧縮機 | | | |
| | | 可搬型発電機 | | | |
| | | 可搬型発電機 | | | |
| | | TVF 制御室空気循環 | | | |
| | | 用機材 | 空気循環装置 | | |

表 5-1 性能維持施設 (8/17)

| 設 備 | 名 称 等 | |
|------------|-----------------|-----------------|
| | | 圧力上限緊急操作装 |
| | 溶解槽 | 置[I] |
| | 溶解槽 | 圧力上限緊急操作装 |
| | | 置[Ⅱ] |
| | 溶解槽溶液受槽 | 密度制御操作装置 |
| | | 温度上限操作上限警 |
| | 第1ストリップ調整 | 報装置 |
| | 槽 | 電導度上限操作上限 |
| | | 警報装置 |
| | 温水器(282H50) | 温度上限操作上限警 |
| | (三八百百 (2021100) | 報装置 |
| | 第2ストリップ調整 | 電導度下限操作装置 |
| | 槽 | 电 (7人) (A) |
| | 第3ストリップ調整 | 電導度下限操作装置 |
| 分離精製工場(MP) | 槽 | |
| | 第1スクラブ調整槽 | 密度下限操作装置 |
| | 第3スクラブ調整槽 | 電導度下限操作装置 |
| | | 流量低下緊急操作装 |
| | 抽出器 | 置 |
| | | 溶媒流量上限警報装 |
| | | 置 |
| | | 圧力上限緊急操作装 |
| | | 置 |
| | | 温度上限緊急操作装 |
| | プルトニウム溶液蒸 | 置 |
| | 発缶 | 蒸発缶加熱蒸気温度 |
| | | 警報装置 |
| | | 加熱蒸気凝縮水放射 |
| | | 性物質検知装置 |
| | | 密度上限警報装置 |

表 5-1 性能維持施設 (9/17)

| 設備。 | 名 称 等 | |
|---------------------|----------------|-----------|
| | | 液面上限緊急操作装 |
| | | 置[I] |
| | | 液面上限緊急操作装 |
| | | 置[Ⅱ] |
| / | ウラン溶液蒸発缶 | 蒸発缶加熱蒸気温度 |
| 分離精製工場(MP) | (第1段) | 警報装置 |
| | | 温度上限緊急操作装 |
| | | 置 |
| | | 圧力上限操作上限警 |
| | | 報装置 |
| | | ウラン濃縮度記録上 |
| | IINII丹埔 | 限操作装置 |
| | UNH受槽 溶解液受槽 | 密度指示上限操作装 |
| | | 置 |
| ウラン脱硝施設 (DN) | | 密度指示上限操作装 |
| クノン MUNH MERX (DIN) | | 置 |
| | 脱硝塔 | 温度下限緊急操作装 |
| | | 置 |
| | | 圧力上限緊急操作装 |
| | | 置 |
| | | 蒸発缶加熱蒸気温度 |
| | 酸回収蒸発缶 | 警報装置 |
| | 改四·依然儿田 | 缶内圧力上限緊急操 |
| | | 作装置 |
| 分離精製工場(MP) | | 圧力上限緊急操作装 |
| | | 置[I] |
| | 高放射性廃液蒸発缶 | 圧力上限緊急操作装 |
| | | 置[Ⅱ] |
| | | 圧力上昇警報装置 |

表 5-1 性能維持施設 (10/17)

| 設 備 名 称 等 | | | | |
|--------------------|-----------|---------------|--|--|
| | | 蒸発缶加熱蒸気温度 | | |
| | | 警報装置 | | |
| | | 压力上限操作上限警 | | |
| | | 報装置 | | |
| | 高放射性廃液蒸発缶 | 温度上限操作上限警 | | |
| 分離精製工場(MP) | | 報装置 | | |
| 万百年173年7月11日 | | 液位下限警報装置 | | |
| | | γ線上限警報装置 | | |
| | | 流量上昇警報装置 | | |
| | | 温度上昇警報装置 | | |
| | 高放射性廃液貯槽 | 槽内圧力上昇警報装 | | |
| | | 置 | | |
| | 高放射性廃液貯槽 | 温度上昇警報装置 | | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | | 槽内圧力上昇警報装 | | |
| | | 置 | | |
| | プルトニウム製品貯 | 液位上昇警報装置 | | |
| 分離精製工場(MP) | 槽 | 似位上升音報表直 | | |
| 万能相妥工物(MIT) | グローブボックス | 液位上限操作上限警 | | |
| | (267X65) | 報装置 | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | 低放射性廃液第1蒸 | 圧力上限緊急操作装 | | |
| 完果初处连笏(AAF) | 発缶 | 置 | | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | 低放射性廃液第2蒸 | 圧力上限緊急操作装 | | |
| 另一似双列性)発微然光处垤爬苡(C) | 発缶 | 置 | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | 低放射性廃液第3蒸 | 圧力上限緊急操作装 | | |
| | 発缶 | 置 | | |
| | 蒸気凝縮水系 | 放射性物質検知装置 | | |
| 分離精製工場(MP) | | 槽内圧力上昇警報装 | | |
| | 廃ガス貯槽 | 置 | | |

表 5-1 性能維持施設 (11/17)

| 設備 | 名 称 等 | | |
|-----------------------|---------------------|--------|--|
| 分析所 (CB) | | | |
| 分離精製工場 (MP) | | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | | | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | | | |
| 第二スラッジ貯蔵場(LW2) | | | |
| 廃溶媒貯蔵場(WS) | | | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | | | |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | 建家及びセル換気系 | | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | | | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | | 負圧警報装置 | |
| (2HASWS) | | | |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | | | |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | | | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | | | |
| クリプトン回収技術開発施設(Kr) | | | |
| 放出廃液油分除去施設(C) | 建家換気系 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | | | |
| 燒却施設 (IF) | | | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) | セル換気系 | | |
| 分析所 (CB) | セル等 | 温度警報装置 | |
| 73 (A) (CB) | - 7V - 4 | 漏洩検知装置 | |
| 分離精製工場(MP) | セル等 | 温度警報装置 | |
| 刀附作X上物(MI) | - 10 - 4 | 漏洩検知装置 | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | セル等 | 漏洩検知装置 | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | セル等 | 漏洩検知装置 | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル等 | 温度警報装置 | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | セル等 | 漏洩検知装置 | |
| (2HASWS) | | | |

表 5-1 性能維持施設 (12/17)

| 設備名称等 | | | | |
|-------------------------|---------------|-------------|--|--|
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | セル等 | 温度警報装置 | | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | セル等 | 温度警報装置 | | |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | セル等 | 漏洩検知装置 | | |
| | セル等 | 温度警報装置 | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | | 漏洩検知装置 | | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | セル等 | 漏洩検知装置 | | |
| 第二年4 計計成立表 3 5 m | セル等 | 温度警報装置 | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | | 漏洩検知装置 | | |
| 成於相応聲相(wc) | セル等 | 温度警報装置 | | |
| 廃溶媒貯蔵場(WS) | | 漏洩検知装置 | | |
| スラッジ貯蔵場(LW) | セル等 | 温度警報装置 | | |
| スノツンstylox/場(LW) | | 漏洩検知装置 | | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | セル等 | 漏洩検知装置 | | |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | セル等 | 漏洩検知装置 | | |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | セル等 | 温度警報装置 | | |
| 光俗妹是些XM闭先旭 议(31) | ピル寺 | 漏洩検知装置 | | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) セル等 | | 漏洩検知装置 | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | セル等 | 温度警報装置 | | |
| フルドーク A科技が開発地段(ICDI) | | 漏洩検知装置 | | |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | セル等 | 漏洩検知装置 | | |
| ユーティリティ施設 (UC) | | | | |
| 中間開閉所 | - 非常用電源 | 非常用発電機 | | |
| 第二中間開閉所 | 介市 用电源 | | | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | | | | |
| 分析所 (CB) | | | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | | | | |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | - 非常用電源 | 無停電電源装置 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | クF市 円 电係 | 無行电电你装直 | | |
| 焼却施設 (IF) | | | | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | | | | |

表 5-1 性能維持施設 (13/17)

| 設 備 | 名 称 等 | |
|-----------------------------|--------------------------|-----------|
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 非常用電源 | 無停電電源装置 |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | | |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | | |
| クリプトン回収技術開発施設(Kr) | | |
| ユーニ , 川二 , 佐乳 (IIC) | 冷却水設備 | 广力工阻数规壮等 |
| ユーティリティ施設 (UC) | 圧縮空気設備 | 圧力下限警報装置 |
| | 槽 | |
| 廃溶媒処理技術開発施設(ST) | (328V10, V11, V20, V21, | 温度記録上限緊急操 |
| | V22, V23, V24, V25, V30, | 作装置 |
| | V31, V32, V40, V41, V47) | |
| ガラス固化技術開発施設(TVF) | 固化セル | 圧力上限緊急操作装 |
| メノハ国に技術所先施設(141) | | 置 |
| | | 温度上限緊急操作装 |
| | 焙焼還元炉 | 置 |
| | | 流量下限緊急操作装 |
| | | 置 |
| | 窒素水素混合ガス供給 | 水素濃度上限緊急操 |
| プルトニウム転換技術開発施設(PCDF) | 系 | 作装置 |
| フルトーリム転換技術開発施設(FCDF) | 窒素水素混合ガス供給 | 水素濃度上限警報上 |
| | 系 | 限操作装置 |
| | | 温度上限緊急操作装 |
| | 廃液蒸発缶 | 置 |
| |) | 圧力上限緊急操作装 |
| | | 置 |
| 燒却施設 (IF) | 焼却灰受槽 | 温度上限操作装置 |
| 分離精製工場 (MP) | その他の主要な設備 | 臨界警報装置 |
| プルトニウム転換技術開発施設 | その他の主要な設備 | 臨界警報装置 |
| (PCDF) | 「CVIEV工安な政制 | 四介言 |

表 5-1 性能維持施設 (14/17)

| 設備。 | 名 称 等 | |
|----------------------|-------------------|-----------|
| | 次 紀 抽 | 温度計 |
| | 溶解槽 | 圧力計 |
| | 溶解槽溶液受槽 | 密度計 |
| | 抽出器 | 流量計 |
| | 第1スクラブ調整槽 | 密度計 |
| | 第3スクラブ調整槽 | 電導度計 |
| / \ | 第2ストリップ調整 槽 | 電導度計 |
| 分離精製工場(MP) | 第3ストリップ調整 槽 | 電導度計 |
| | プルトニウム溶液蒸 | 温度計 |
| | 発缶 | 圧力計 |
| | ドレン受槽(266V41) | 液位計 |
| | ウラン溶液蒸発缶 (第1段) | 温度計 |
| | | 圧力計 |
| | | 流量計 |
| | 脱硝塔 | 温度計 |
| | | 圧力計 |
| | UNH 受槽 | 密度計 |
| ウラン脱硝施設 (DN) | UNII 文作 | ウラン濃縮度モニタ |
| J J J DUPINELL (DIV) | | 温度計 |
| | 溶解槽 | 圧力計 |
| | | 密度計 |
| | 溶解液受槽 | 密度計 |
| | 酸回収蒸発缶 | 温度計 |
| 分離精製工場(MP) | | 圧力計 |
| | 高放射性廃液中間貯槽 | 液位計 |
| | 高放射性廃液蒸発缶 | 温度計 |
| | | 圧力計 |
| | | |

表 5-1 性能維持施設 (15/17)

| 設 備 名 称 等 | | | | |
|-----------------------------|-------------------------|------|--|--|
| | | 液位計 | | |
| | 高放射性廃液蒸発缶 | 密度計 | | |
| / | | 電導度計 | | |
| 分離精製工場(MP) | | γ 線計 | | |
| | 高放射性廃液貯槽 | 温度計 | | |
| | | 圧力計 | | |
| 享益計外政策時費相(HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 温度計 | | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | 向 <i>队</i> 别[生 <i>]</i> | 圧力計 | | |
| 分離精製工場 (MP) | 廃ガス貯槽 | 圧力計 | | |
| 海中放出設備 | | 流量計 | | |
| 主排気筒 | | 流量計 | | |
| 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 | | |
| 分離精製工場(MP) | 建家及びビル換刈ポ | 圧力計 | | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) | セル換気系 | 圧力計 | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | | 圧力計 | | |
| スラッジ貯蔵場 (LW) | | 圧力計 | | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) | | 圧力計 | | |
| 第二スラッジ貯蔵場(LW2) | | 圧力計 | | |
| 廃溶媒貯蔵場(WS) | | 圧力計 | | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 建家換気系 | 圧力計 | | |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 建家換気系 | 圧力計 | | |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 | | |
| 焼却施設 (IF) | 建家換気系 | 圧力計 | | |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | | 圧力計 | | |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | | 圧力計 | | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 | | |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | | 圧力計 | | |

表 5-1 性能維持施設 (16/17)

| 設備名称等 | | | | |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 廃溶媒処理技術開発施設(ST) | 圧力計 | | | |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | 圧力計 | | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 | | |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | | 圧力計 | | |
| | | 流量計 | | |
| 分離精製工場(MP) | 溶解施設給液槽 | 液位計 | | |
| | | 密度計 | | |
| | 拉陸潘二位 | 温度計 | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 焙焼還元炉 | 流量計 | | |
| プルトーリム転換技術開発施設 (PCDF) | 窒素水素混合ガス供 | ************************************* | | |
| | 給系 | 水素濃度計 | | |
| 第一付属排気筒 | 流量計 | | | |
| 第二付属排気筒 | 流量計 | | | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) | 温度計 | | | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 | セル | 泪 庄 卦 | | |
| (2HASWS) | | 温度計 | | |
| po no han tarte (A A D) | 低放射性廃液第1蒸 | 圧力計 | | |
| 廃棄物処理場(AAF) | 発缶 | 一生力計 | | |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | 低放射性廃液第2蒸 | 圧力計 | | |
| 第二個放射性廃散為完定達施設(C) | 発缶 | <i> </i> エ刀計 | | |
| | 焼却灰受槽 | 温度計 | | |
| 燒却施設(IF) | 焼却灰貯槽 | 温度計 | | |
| | 焼却炉 | 温度計 | | |
| | 槽 | 温度計 | | |
| | (328V10, V11, V20, V21, | | | |
| 廃溶媒処理技術開発施設(ST) | V22, V23, V24, V25, V30, | | | |
| | V31, V32, V40, V41, V47) | | | |

表 5-1 性能維持施設 (17/17)

| 設備。 | 名 称 等 |
|--|----------------|
| | 燃料カスククレーン |
| | 燃料取出しプールクレーン |
| 分離精製工場(MP) | 燃料貯蔵プールクレーン |
| の の の の の の の の の の の の の の | 燃料移動プールクレーン |
| | セル内クレーン |
| | 廃ガス貯槽 (246V42) |
| 海中放出設備 | |
| 分離精製工場 (MP) | 加熱蒸気供給系 |
| 高放射性廃液貯蔵場(HAW) | 空気圧縮機 |
| | 空気圧縮機 |
| ユーティリティ施設 (UC) | 冷却水供給ポンプ |
| | 冷却塔供給ポンプ |

六. 性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能,その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号)第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

1 性能維持施設の位置,構造

- 1.1 性能維持施設の位置、構造
 - (1)性能維持施設の位置 性能維持施設の位置は、再処理事業指定申請書の記載から変更ない。

(2)性能維持施設の一般構造

各施設の今後の使用計画を踏まえた上で、施設が保有する放射性物質によるリスクに応じて安全上の重要度を見直し、その安全上の重要度に応じて、再処理維持基準規則を踏まえた必要な安全対策を行う。

安全対策については、廃止に向かう限られた期間の中で使用を継続する 施設であることを踏まえ、恒設設備のみならず可搬型設備による代替策も 含めて、より実効性のある対策を選定するものとする。

各施設の安全上の重要度は、取り扱う放射性物質の種類や量を踏まえ、 安全機能の喪失による周辺公衆の被ばく影響を考慮し見直しを行う。その 際には、可搬型設備等の代替策による安全機能の維持や回復を考慮するも のとする。

見直した重要度に応じて耐震性の確保や外部事象からの防護等,必要な 安全対策を行う。可搬型設備等による代替策については、地震・津波等に より複数の対策が同時に機能喪失することのないよう、配備数や分散配置 を考慮するとともに、代替策の機能が正常に機能していることを確認する ための監視を行うことにより、信頼性を向上させる。

再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の設計を進めている段階であり、平成29年度末までの設計内容を踏まえて対策の可否を判断するとともに、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の実施範囲及び実施内容を整理する。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。その際、再処理維持基準規則により難い特別な事情があり、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策を実施できない場合については、必要に応じて可搬型設備等の代替策により安全機能の維持や回復を検討するとともに、その事情を明確にする。

ただし、スケジュールについては進捗等に応じて適宜見直すものである。 廃止措置中に使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによ って汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を取り扱う期間中は, 性能維持施設として必要な安全機能を確保するものとし,以下のとおり対 応する。

1)核燃料物質の臨界防止

- ① 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じている。
- ② 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じている。
- ③ 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために 必要な設備を設けており万一、臨界事故が発生しても液移送、硝酸 ガドリニウムの供給等により臨界を終息させることができる設計としている。

2) 火災等による損傷の防止

- ① 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることによる 再処理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれを考慮して、消火 設備及び警報設備(警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火 災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備 に限る。以下同じ。)を設置している。
- ② 上記①の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものとする。
- ③ 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用す

るとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を 行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の 実施範囲及び実施内容を定める。

火災防護対策においては、再処理維持基準規則はもとより、消防法、建築基準法等に準拠するとともに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原規技発第1306195号原子力規制委員会決定)を適切に取り入れることとし、火災等が発生した場合でも維持すべき「防護対象安全機能」を選定した上で当該安全機能を有する設備を「火災防護対象設備」に設定する。当該設備を火災等から適切に防護を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,内部火災による多重化された安全上重要な施設の同時損傷を想定した場合でも,崩壊熱除去機能,水素掃気機能及び高放射性廃液の漏えい液回収機能を維持できるよう可搬型発電機,可搬型空気圧縮機,可搬型給水設備及び可搬型蒸気供給設備を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-1 に示す。

- ④ 有機溶媒その他の可燃性の液体(以下「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は,有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること, その他の火災及び爆発の発生を防止するための措置を講じている。
- ⑤ 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれ があるものは、適切に接地している。
- ⑥ 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル, グローブボックス及び室のうち, 当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは, 換気その他の爆発を防止するための適切な措置を講じている。
- ⑦ 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。以下「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えない設計としている。
- ⑧ 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられている。
- ⑨ 水素を取り扱う設備は、適切に接地している。
- ⑩ 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造 としている。また、外部電源が喪失し非常用電源設備が起動しない 場合であっても、水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機、可

搬型空気圧縮機等を配備している。

- ① 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造としている。その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられている。
- ② ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄をし得る構造としている。

3) 安全機能を有する施設の地盤

安全機能を有する施設は、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「事業指定基準規則」という。)第六条第一項の地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置するよう耐震安全性を確認した上で、安全対策を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

4) 地震による損傷の防止

- ① 安全機能を有する施設は、これに作用する耐震重要度に応じた地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものとなるよう耐震安全性を確認した上で、安全対策を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。
- ② 安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいものを耐震重要施設とし、設備区分による概要を表6-1に示す。耐震重要施設の詳細については、平成29年度末までに定める。

耐震重要施設は、隣接する原子力科学研究所の JRR-3 原子炉施設と同様に策定した基準地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものとなるよう耐震安全性を確認した上で、安全対策を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。また、基準地震動については、平成29年9月末までに定める。

耐震重要施設である高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技

術開発施設(TVF)開発棟において,高放射性廃液を保有する機器・配管系,それを内包するセル,建家は,基準地震動に対する耐震安全性を確保するよう検討を進め,平成29年度末までの設計内容を踏まえて安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。

なお,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟において,高放射性廃液を保有する機器・配管系,それを内包するセル,建家は,これまで実施した暫定基準地震動(Ss880ガル)に基づく評価から十分な安全裕度を有しており,安全機能を確保できる見通しである(別添 6-1-2 参照)。また,これらへの蒸気並びに水の供給設備及び非常用給電設備については,耐震補強対策をしなくても安全機能を確保できるよう可搬型蒸気供給設備,可搬型給水設備及び可搬型発電機を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-3 に示す。

一方,高放射性廃液貯蔵場(HAW)に非常用電源を供給する第二中間開閉所,ガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟に非常用電源を供給するガラス固化技術開発施設(TVF)管理棟並びに蒸気及び水を供給する既存の設備については,基準地震動に対して基礎杭も含め耐震性が不足する見通しであり,既存建家及び設備直下の大規模な補強工事は,困難な状況である。また,新たな代替施設の建設については,過去に建設した施設の実績から約8年を要する見通しであり,ガラス固化処理の期間に対して安全対策に長期間を要すことから合理的でない。以上の事情から,第二中間開閉所,ガラス固化技術開発施設(TVF)管理棟並びに蒸気及び水を供給する既存の設備の補強工事,新たな代替施設の建設は行わない。これに代え迅速かつ実効性のある対策として,可搬型設備を用いることとし,既に配備している可搬型設備の有効性を確認した上で,分散配備の仕方及び追加配備の必要性を検討し,その詳細について遅くとも平成31年度末までに定める。

また、その他の耐震重要施設については、耐震性確保にむけた検討を進め、平成29年度末までの設計内容を踏まえて対策の可否を判断するとともに、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。

③ 耐震重要施設は、基準地震動により生ずる斜面の崩壊によりその安

全性が損なわれるおそれがないよう、耐震性確保にむけた検討を進め、平成29年度末までに対策の可否を判断する。

耐震重要施設の概要(1/2) 表 6-1

| | まるよう | (注2) | 記の主要 構造物及 に波及的 いのある に属する | にの主要 直接支 支持構造 及ぼすお 耐震クラ | 記の主 (備, 直 り影響を かる下位 する設備 | 記の主要 直接支 支持構造 及ぼすお 耐震クラ | 7.在記 及び間 に |
|-------|-------------|----------------------|--|--|---|---|---|
| | 波及的影響を考慮すべき | 設備 | 破損等によって左記の主要 破構等。直接支持構造物及 び間接支持構造物に波及的 影響を及ぼすおそれのある 下位の耐震クラスに属する 設備 | 破損等によって左記の主要 動機等、補助設備、直接支 持構造物及び間接を支持構造 物に波及的影響を及ぼす外 それのある下位の耐震クラ スに属する設備 | 破損等によって左記の主 要設備等、補助設備、直 接支持構造物及び間接支 持構造物に波及的影響を 及ぼすおそれのある下位 の耐震クラスに属する設備 | 破損等によって左記の主要 破機等、補助設備、直接支 持構造物及び間接支持構造 物に成及的影響を及ぼすお それのある下位の耐震ウス スに属する設備 | 破損等によって左記 の主要設備等及び間 接支持構造物に波及 的影響を及ぼすおそ れのある下位の耐震 クラスに属する設備 |
| | 間接支持構造物 | (注4) | 左記の直接支持構造 物から伝達される荷 重を受ける支持構造 物 | 左記の直接支持構造 物から伝達される荷 重を受ける支持構造 物 | 左記の直接支持構造 物から伝達される荷 重を受ける支持構造 物 | 左記の直接支持構造 物から伝達される荷 重を受ける支持構造 物 | 左記の主要設備等から伝達される荷重を ら伝達される荷重を受ける支持構造物 |
| (1) | 直接支持構造物 | (注3) | 左記の主要設備等に直接 取り付けられる支持構造 物,又はこれら設備の荷重 物。 物質性的に受ける支持構造 | な記の主要設備等及び補 2 助設備に直接取り付けられ 4 を表対構造物、又はこれら 5 を持構造物、又はこれら 5 を持備さ物・超離で直接的に受け 重 る支持構造物 | 左記の主要設備等及び補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれら お支持構造物、又はこれら設備の荷重を直接的に受ける 表す特権造物 | 左記の主要設備等及び補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらる支持構造物、又はこれら設備の有重を直接的に受ける支持構造物。 | |
| | 補助設備 | (注2) | | 左記の設備の機能を確保するために必要な施設 | 左記の設備の冷却系統 左記の設備の機能を確保するため に必要な施設 | 左記の設備の機能を確保するために必要な施設 | |
| 秋 0 1 | 主要設備等 | (注1) | 分離精製工場(MP)においてその破損又は機能要失により臨界事故を起こすおそれのある施設 | 分離精製工場(MP)において使用 済燃料を貯蔵するための施設 | 高放射性廃液貯蔵場(HAM), ガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟及び分離精製工場(MP)において高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 | プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)及び分離精製工場(MP)においてプルトニウムを含む溶液を 内蔵する系統及び機器 | 高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)開発 ス国化技術開発施設(TVF)開発 様、分離精製工場(MP)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF) において、高レベル放射性液体廃棄 乗物及びブルトニウムを含む溶液 を内蔵する系統及び機器を収納するセル等 |
| | | 施設区分 | 溶解施設等 | 使用済燃 料の貯蔵 施設 | 液体廃棄 物の廃棄 施設等 | 精製施設 等 | セル等 |
| | を終めに対 | JI也 A又 V 7 7 7 7 日 6 | 1)その破損又は機能要 失により臨界事故を起 こすおそれのある施設 | 2)使用済燃料を貯蔵す るための施設 | 3) 高レベル放射性液体 廃棄物を内蔵する系統 及び機器並びにその冷 却系統 | 4)プルトニウムを含む 溶液を内蔵する系統及 び機器 | 5) 上記3) 及び4) の系 統及び機器から放射性 物質が漏えいした場合 に、その影響の拡大を防 止するための施設 |
| | | | 耐震重要施設 | | | | |

主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。支持する設備の耐震重要度に応じて定めた確認用地震動から求まる地震力に 対して、支持機能の確認を行う。 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。影響を受けるおそれのあると機能に応じて定めた確認用地震動から求まる地震力に大 (注2)

耐震重要施設の概要(2/2) 表 6-1

|]影響を考慮 | 設備 (注5) | 破損等によって左記の主要設備等、補助の主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物及び間接支持構造物に波及的影響を及ったオカのなる下 | はの耐震クラスに属する設備 | | | | | |
|---------|---------|---|--|---------|--|--|--|--|
| 間接支持構造物 | (注4) | 左記の直接支持構造 物から伝達される荷 重を受ける支持構造 物 | | | 左記の直接支持構造 物から伝達される荷 重を受ける支持構造 物 | 左記の主要設備等から伝達される荷重を ら伝達される荷重を 受ける支持構造物 | 左記の主要設備等及び補 助設備から伝達される荷 重を受ける支持構造物 | |
| 直接支持構造物 | (注3) | 左記の主要設備等及び補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれら 記集備の荷重を直接的に受ける影備の荷重を直接的に受ける る支持構造物 | | | 左記の主要設備等及び補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれら設備の荷地の一般のでは一般のでは、これの一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の | | | |
| 補助設備 | (注2) | 左記の設備の機能を確保するために必要な施設 | | | 左記の設備の機能を確保するために必要な施設 | | 左記の設備の機能を確保するため に必要な施設 | |
| 主要設備等 | (注1) | 高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟, 分離精製工場(MP)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における槽類換気系設備における槽類換気系設備 | 高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)開発体, 分離精製工場(MP)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)におけるセル換気系設備 | 第二付属排気筒 | 高放射性廃液貯蔵場(HAM)及び ガラス固化技術開発施設(TVF)開 発棟において事故時の放射性物 質の放出量を監視する機能を有す る設備 | 高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟, 分離精製工場(MP)及びブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における水密扉 | 津波監視設備 | |
| | 施設区分 | 気体廃棄 物の廃棄 施設 | | | 放射線管理施設 | 漫水防止 施設 | 津波監視 施設 | |
| を禁みに対 | が正文といる。 | 6)上記3)及び5)に関連 する施設で放射性物質 の外部に対する放散を 抑制するための施設 | | | | 7)津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備 能を有する設備 | 8)敷地における津波監 視機能を有する施設 | |
| | | 耐震重要施設 | | | | | | |

主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。 (1世)

補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注2)

(洋3)

直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。支持する設備の耐震重要度に応じて定めた確認用地震動から求まる地震力に 対して、支持機能の確認を行う。 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を为ぼすおそれのある設備をいう。影響を受けるおそれのある上にの方の安全機能に応じて定めた確認用地震動から求まる地震力に対して、波及的影響が (3世)

5) 津波による損傷の防止

安全機能を有する施設は、隣接する原子力科学研究所の JRR-3 原子 炉施設の津波に係る評価を踏まえて策定した基準津波(以下「基準津波」という。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものとするよう 検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び 実施内容を定める。また、基準津波については、平成 29 年 9 月末まで に定める。

高放射性廃液を内蔵する設備については、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め、平成29年度末までの設計内容を踏まえて安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。

なお,暫定津波シミュレーションから高放射性廃液貯蔵場(HAW)の浸水深を東京湾平均海面(以下「T.P.」という。)+12.8mと評価しており,高放射性廃液を内蔵する建家開口部に浸水防止扉を設置しているT.P.+14.4mを超えるものではない。また,基準津波の襲来により電源供給機能を維持できない場合でも,崩壊熱除去機能,水素掃気機能等の安全機能を維持できるよう可搬型発電機をT.P.+約 18m の地点に配備している。さらに,漂流物等により敷地内のアクセス性が低下した場合に備え,漂流物撤去用の重機を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-4 に示す。

一方、津波防護施設の建設については、概念検討の結果から 4~5 年程度の工事期間が必要との見積りを得ており、設計・審査を含めれば建設完了までに約 8 年を要する見通しである。また、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) に非常用電源を供給する第二中間開閉所及びガラス固化技術開発施設 (TVF) 開発棟に非常用電源を供給するガラス固化技術開発施設 (TVF) 管理棟については、T. P. +約 8~11mまでの浸水防止対策を実施しているものの、基準津波が襲来した場合に電源供給機能を維持できない可能性があり、基準地震動に対する耐震性も不足する見通しである。現状よりさらに高い位置まで浸水防止対策を実施するには、建家等の耐震補強が必要となるが、既存建家及び設備直下の大規模な補強工事は、困難な状況である。さらに、蒸気及び水を供給する既存の設備についても、基準地震動に対する耐震性が不足する見通しであることから、浸水防止対策を実施するには、建家等の耐震補強が必要となるが、既存建家及び設備直下の大規模な補強工事は、困難な状況である。これら既存の設備に代わる新たな電源・蒸気・浄水施設の建設については、

過去に建設した施設の実績から約8年を要する見通しであり、ガラス固化処理の期間に対して安全対策に長期間を要すことから合理的でない。以上の事情から、津波防護施設及び新たな電源・蒸気・浄水施設の建設は行わない。これらに代え迅速かつ実効性のある対策として、既に配備している可搬型設備の有効性を確認した上で、分散配備の仕方及び追加配備の必要性を検討し、その詳細について遅くとも平成31年度末までに定める。

また、その他の防護対象施設については、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め、平成29年度末までの設計内容を踏まえて対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。

6)外部からの衝撃による損傷の防止

① 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,自然現象の抽出は,国内外の文献等から再処理施設の立地 及び周辺環境を踏まえて再処理施設の安全性に影響を与える可能性 のある事象を選定する。

(a) 竜巻

「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成 26 年 9 月 17 日原規技発第 1409172 号原子力規制委員会決定)に基づき,再処理施設の敷地で想定される基準竜巻・設計竜巻及びそれらから導かれる設計荷重に対して,防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め,対策の可否を判断するとともに,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

高放射性廃液を内蔵する設備については、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め、基準竜巻・設計竜巻を設定した上で、 平成29年度末までの設計内容を踏まえて安全対策の実施範囲及び 実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策 の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。

なお, 竜巻発生時においても崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を 維持できるよう可搬型発電機及び可搬型給水設備を既設設備から離 して配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別 添 6-1-5 に示す。

一方,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の屋上に設置している冷却設備については,設計飛来物により損傷する可能性があるが,竜巻防護対策(防護ネット等の設置)を施し,飛来物からの損傷を防ぐ場合,重量の増加により建家の耐震性が確保できない可能性がある。また,新たなユーティリティ施設の建設については,過去に建設した施設の実績から約8年を要する見通しであり,ガラス固化処理の期間に対して安全対策に長期間を要すことから合理的でない。以上の事情から,設計飛来物に対する当該設備に対する防護対策,新たな代替施設の建設は行わない。これに代え迅速かつ実効性のある対策として,可搬型設備を用いることとし,既に配備している可搬型設備の有効性を確認した上で,分散配備の仕方及び追加配備の必要性を検討し,その詳細について遅くとも平成31年度末までに定める。

また、その他の防護対象施設については、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め、平成 29 年度末までの設計内容を踏まえて対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成 31 年度末までに定める。

(b) 森林火災

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061912 号原子力規制委員会決定)に基づき森林火災の影響を評価する。

安全上重要な施設は、敷地及び敷地周辺で想定される森林火災が 発生した場合においても安全機能を損なわないものとし、森林火災 影響評価を踏まえ、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を 進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実 施内容を定める。

なお、森林火災発生時でも消火活動が行えるよう、核燃料サイクル工学研究所では消防計画に基づき、自衛消防組織を有している。 現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-5 に示す。

(c) 火 山

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061910 号原子力規制委員会決定)に基づき影響を評価する。

再処理施設への火山影響を評価するため、再処理施設に影響を及 ぼし得る火山の抽出、設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の 評価及び再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある火山事象 の検討を行う。

安全上重要な施設は、想定される火山事象が発生した場合においても安全機能を損なわないものとし、火山影響評価を踏まえて、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

(d) 竜巻,森林火災及び火山の影響以外の自然現象

竜巻,森林火災及び火山以外の事象に対しては,再処理施設の立地及び周辺環境を踏まえて,安全機能を有する施設の安全機能を損なわないものとし,影響評価を踏まえて,防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め,対策の可否を判断するとともに,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお, 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象による安全 上重要な施設の同時損傷を想定した場合でも, 崩壊熱除去機能, 水 素掃気機能及び高放射性廃液の漏えい液回収機能を維持できるよう 可搬型発電機, 可搬型空気圧縮機, 可搬型給水設備及び可搬型蒸気 供給設備を配備している。

(e) 異種の自然現象の重畳及び自然現象と事故の組合せ

抽出された自然現象については、その特徴から組合せを考慮する。 事故については、設備や系統における内的な事象を起因とするも のに対しては、外部からの衝撃である自然現象との因果関係が考え られないこと、及び自然現象の影響と時間的変化による事故への発 展が考えられないことから、自然現象と事故の組合せは考慮しない。

② 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、 鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因が ある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭 載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状 況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを 除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置そ の他の適切な措置を行うよう検討を進め、対策の可否を判断すると ともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、人為事象の抽出は、国内外の文献等から再処理施設の立地 及び周辺環境を踏まえて再処理施設の安全性に影響を与える可能性 のある事象を選定する。

(a) 外部火災(森林火災を除く)

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061912 号原子力規制委員会決定)に基づき影響を評価する。

ここでの外部火災としては、近隣工場等の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。また、これらの火災においては、 核燃料サイクル工学研究所内及びその周辺に存在する屋外の重油タンク等の施設を対象として、外部火災による影響及び外部火災源としての影響を考慮する。

安全上重要な施設は、敷地及び敷地周辺で想定される外部火災が 発生した場合においても安全機能を損なわないものとし、外部火災 影響評価を踏まえ、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を 進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実 施内容を定める。

なお,外部火災発生時でも消火活動が行えるよう,核燃料サイクル工学研究所では消防計画に基づき,自衛消防組織を有している。

(b) 航空機墜落, 爆発, 外部火災等の火災以外の人為による事象

再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定された航空機墜落,爆発,近隣工場等の火災以外の事象に対しては,再処理施設の立地及び周辺環境を踏まえて,安全機能を有する施設の安全機能を損なわないものとし,影響評価を踏まえて,防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め,対策の可否を判断するとともに,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、人為事象による安全上重要な施設の同時損傷を想定した場合でも、崩壊熱除去機能、水素掃気機能及び高放射性廃液の漏えい液回収機能を維持できるよう可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型給水設備及び可搬型蒸気供給設備を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-5 に示す。

③ 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性 を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置 を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策 の実施範囲及び実施内容を定める。

(a) 航空機墜落

航空機墜落については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下 確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号(平成21年 6月30日原子力安全・保安院改正))等に基づき防護設計の要否を判 断する。

7) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止

再処理施設への人の不法な侵入,再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するため,核物質防護対策として,適切な措置を講じた設計とし,必要な機材を配備する。

再処理施設への人の不法な侵入の防止については、性能維持施設を 含む区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コ ンクリート造りの壁などの障壁によって防護して、巡視等を行うこと により接近管理及び出入管理を行う。

また,不正アクセス防止については,再処理施設の装置の操作に係る情報システムが,電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように,当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する他,施錠管理により当該情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

8) 再処理施設内における溢水による損傷の防止

安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生により その安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適 切な措置を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全 対策の実施範囲及び実施内容を定める。

「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成26年8月6日原規技発第1408064号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水影響評価ガイド」という。)に基づき影響を評価する。安全上重要な施設は、再処理施設内において想定される溢水に対し、没水、被水及び蒸気漏えいによる影響により、可搬型設備も含めて崩壊熱除去機能、水素掃気機能等の安全機能及びその支援機能を維持する。また、事故対処設備及び屋内のアクセスルートが、溢水による没水により機能を損なうことを防止する設計とすることとし、安全上重要な施設の機能を喪失させるおそれのある配管や事故対応に必要となるアクセスルート上の配管に対して、地震による溢水が生じないように必要に応じサポートを追加敷設する等の具体的な溢水対策の設計を実施するよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、内部溢水により多重化された安全上重要な施設の同時損傷を 想定した場合でも、崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を維持できるよ う可搬型発電機、可搬型空気圧縮機及び可搬型給水設備を配備してい る。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-6 に示す。

9) 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止

安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

安全機能を有する施設のうち、安全機能の重要度に応じて機能を確保する観点から、安全上重要な施設は、再処理施設内において想定される化学薬品の漏えいに対し、内部溢水影響評価ガイドに基づき評価を行い、安全機能を損なわないものとするよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、化学薬品の漏えいにより多重化された安全上重要な施設の同時損傷を想定した場合でも、崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機、可搬型空気圧縮機及び可搬型給水設備を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-6 に示す。

10)材料及び構造

- ① 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する 構造物のうち,再処理施設の安全性を確保する上で重要なものの材 料及び構造は,設計上要求される強度及び耐食性を確保している。
- ② 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置している。

11) 閉じ込めの機能

安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料等 を限定された区域に閉じ込める機能を保持する設計としている。

① 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造と

している。

- ② セルは、その内部を常時負圧状態に維持している。
- ③ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造としている。
- ④ セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置している。
- ⑤ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは,その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり,かつ,給気口及び排気口を除き密閉することができる構造としている。
- ⑥ 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質 がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造としている。
- ⑦ 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の 風速を適切に維持し得るものとしている。
- ⑧ プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものとしている。
- ⑨ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げる対策を講じている。
 - (a) 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難 い構造としている。
 - (b) 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設置しているか、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合は、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないものとしている。
 - (c) 工場等の外に排水を排出する排水路に使用済燃料等により汚染 された排水を安全に廃棄する設備及び再処理維持基準規則第二 十七条第三号に掲げる事項を計測する設備を設置している。

12) 遮蔽

- ① 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回る設計としている。
- ② 工場等における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を設けている。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じている。

13)換気

再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線 障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設 備が設けられている。

- ① 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有している。
- ② 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造としている。
- ③ ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造としている。
- ④ 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように 設置している。

14) 使用済燃料等による汚染の防止

- ① 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建家内部の壁,床その他の部分であって,使用済燃料等により汚染されるおそれがあり,かつ,人が触れるおそれがあるものの表面は,使用済燃料等による汚染を除去しやすいものとしている。
- ② 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられている。

15) 安全機能を有する施設

① 安全機能を有する施設は、事故時及び事故に至るまでの間に想定さ

れる全ての環境条件において、安全機能を発揮することができる設 計とするよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対 策の実施範囲及び実施内容を定める。

- ② 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、可搬型設備も含めて再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計としている。
- ③ 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保 守及び修理ができる設計としている。
- ④ 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器 又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全 性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置 を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策 の実施範囲及び実施内容を定める。
- ⑤ 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合において、再処理施設の安全性が損なわれない設計としている。

16)安全上重要な施設

非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性 を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設 自体又は当該施設が属する系統として多重性を有する設計とするよ う検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲 及び実施内容を定める。

安全上重要な施設については、事業指定基準規則の定義を踏まえて 設定するものとし、表 6-2 に概要を示す。詳細については、性能維持 施設の選定を踏まえて平成 29 年度末までに定める。

安全上重要な施設は、動的機器の単一故障が発生した場合において も、崩壊熱除去機能、水素掃気機能等の安全機能を維持するものとし、 動的機器の2重化、系統分離等に係る具体的な設計を実施するよう検 計を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び 実施内容を定める。

なお、安全上重要な施設の同時損傷を考慮した場合でも、崩壊熱除 去機能及び水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機、可搬型空気 圧縮機及び可搬型給水設備を配備している。現状の安全対策及び検討 中の安全対策の例を別添 6-1-7 に示す。

表 6-2 安全上重要な施設の概要

| | 道目 | 該当する系統・設備 |
|------|---|---|
| (E) | プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器 | ・未回収核燃料物質の回収において直接プルトニウムを内蔵する系統・機器 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末を内蔵する系統及び機器 |
| (5) | 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 | ・高放射性廃液を内蔵する系統及び機器 |
| (3) | 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統 | - 上記(1)及び(2)の槽類換気系統 |
| (4) | 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等 | ・上記(1)及び(2)を収納するセル, グローブボックス及びドリップトレイ等 ※今後, 使用済燃料のせん断を行わないことから, せん断工程を収納するセルは該当しない |
| (2) | 上記(4)の換気系統 | ・上記(4)のセル換気系統 |
| (9) | 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統 | ・上記(4)のセル等を収納する建家及び建家換気系統 |
| (7) | ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統 | つな・ |
| (8) | 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必 要な圧縮空気等の主要な動力源 | ・安全上重要な施設の機能確保に必要な非常用電源系統,圧縮空気供給系統,蒸気供給系統 |
| (6) | 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 | ・熱的,化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 |
| (10) | 使用済燃料を貯蔵するための施設 | ・使用済燃料を貯蔵するための貯蔵プール及びクレーン |
| (11) | 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設 | ・ガラス固化体を保管する施設 |
| (12) | 安全保護回路 | 安全保護回路 |
| (13) | 排気筒 | 安全上重要な施設に該当する換気系統が接続されている排気筒 |
| (14) | 制御室等及びその換気系統 | ・事故対応に必要とする建家の制御室及びその換気系統 |
| (15) | その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 | ・崩壊熱除去機能を有する系統・火災・爆発防止機能を有する機器・放射性物質の過度の放出防止機能を有する漏えい検知装置及び回収装置・安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能として竜巻防護対策及び溢水防護設備・事故時の放射性物質の放出量を監視する機能を有する系統 |

17) 搬送設備

使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるとおりとしている。

- ① 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有している。
- ② 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。
- ③ 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に,使用済 燃料等を安全に保持する設計としている。

18) 安全避難通路等

- ① その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路を設けている。
- ② 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の 照明を設けている。
- ③ 事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその 専用の電源を設けている。

19) 使用済燃料の貯蔵施設等

- ① 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、次に掲げる構造としている。
 - (a) 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得る構造としている。なお、再処理施設は、今後新たに使用済燃料を受け入れることはないこと及び現有の使用済燃料は十分冷却されていることから、プール水が全喪失したとしても燃料が溶融するような温度上昇に至ることはなく臨界のおそれもない。プール水全喪失時の影響評価を別添 6-1-8 に示す。
 - (b) 使用済燃料を受け入れ,又は貯蔵する水槽は,次に掲げる構造と している。
 - a) 水があふれ、又は漏えいするおそれがない構造としている。
 - b) 使用済燃料貯蔵プールには、浄化装置を設けている。
 - c) 液位計にて水の漏えいを含めた水槽の液位低下を確認できる 設計としている。
- ② プルトニウム製品貯蔵施設及びウラン・プルトニウム混合酸化物 (MOX)粉末については、搬出するまでの期間、製品の崩壊熱を安全に除去できる設計としている。

20) 計測制御系統施設

① 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御す

る設備を設けている。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって替えることとする。

- (a) ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度
- (b) 濃縮ウラン溶解槽内の温度
- (c) 蒸発缶内の温度及び圧力
- (d) 高放射性廃液を保有する貯槽の冷却水流量及び温度
- ② 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により 再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、再処理維持 基準規則第二十七条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号 の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上 昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射 性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検 知して速やかに警報する設備を設けている。

21) 安全保護回路

再処理施設は特定廃液及び回収可能核燃料物質を有しており,廃液の処理や核燃料物質回収作業の方法及び時期等に合わせて,安全保護回路を設定した上で以下のとおり適切な措置を行うよう検討を進め,対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

- ① 再処理施設には、安全保護回路を設ける。
- ② 安全保護回路は、次に掲げるものとする。
 - (a) 事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設計とする。
 - (b) 火災,爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(上記(a)を除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設計とする。
 - (c) 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。
 - (d) 駆動源の喪失,系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合に おいても,再処理施設をより安全な状態に移行するか,又は当該 状態を維持することにより,再処理施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。

- (e) 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき 動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による 被害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (f) 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとする。

22)制御室等

- ① 再処理施設には、主要な建家に制御室を設けている。
- ② 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置している。
- ③ 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置を設けるよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるよう分離精製工場(MP)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟に再処理施設の外部の状況を把握するための装置を設けており,それぞれの建家の制御室にて監視できるものとしている。

- ④ 分離施設,精製施設その他必要な施設には,再処理施設の健全性を確保するために必要な温度,圧力,流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けている。
- ⑤ 事故対策を行う制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,分離精製工場(MP)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の制御室には,換気循環設備を設けている。

23) 廃棄施設

放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除 く。)は、次に掲げる構造としている。

- ① 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量がそれぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有している。
- ② 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置している。
- ③ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において 気体状の放射性廃棄物を排出しない構造としている。
- ④ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造としている。
- ⑤ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は,海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない構造としている。

24) 保管廃棄施設

放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及 び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるもの は、冷却のための必要な措置を講じている。

25) 放射線管理施設

工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられている。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測できるものとしている。

- ① 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率を計測している。
- ② 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度を計測している。
- ③ 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度を計測している。
- ④ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量 当量,空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された 物の表面の放射性物質の密度を計測している。
- ⑤ 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める

線量当量を計測している。

26) 保安電源設備

- ① 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする非常用電源設備及び可搬型発電機を設けている。
- ② 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には,無停電電源装置を設けている。
- ③ 保安電源設備は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じている。
- ④ 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は,当該再処理施設において受電可能なものであり,かつ,それにより当該再処理施設を電力系統に連系する構造としている。
- ⑤ 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、事故時において安全上重要な施設及び事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有している。

なお,地震,津波,外部からの衝撃等に対して,電源供給機能を維持できない場合でも,崩壊熱除去機能,水素掃気機能等の安全機能を維持できるよう可搬型発電機を配備している。

27) 緊急時対策所

工場等には,事故が発生した場合に適切な措置をとるため,緊急時対 策所を制御室以外の場所に設けている。

28) 通信連絡設備

- ① 工場等には、事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な 指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設 けている。
- ② 工場等には、事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けるよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-9 に示す。

29) 火災等による損傷の防止

- ① 事故対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に 至るおそれがある事故又は重大事故(以下「重大事故等」という。) に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合におい て、既存の消火設備及び警報設備の有効性を確認した上で、必要に応 じて追加の安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定 める。
- ② 上記①の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものとする。
- ③ 事故対処施設であって,火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは,可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに,必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を行うよう検討を進め,「2)火災等による損傷の防止」と同様に対策の可否を判断するとともに,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、内部火災による多重化された安全上重要な施設の同時損傷を 想定した場合でも、崩壊熱除去機能、水素掃気機能及び高放射性廃液 の漏えい液回収機能を維持できるよう可搬型発電機、可搬型空気圧縮 機、可搬型給水設備及び可搬型蒸気供給設備を配備している。現状の 安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-10 に示す。

- ④ 事故対処施設は、火災又は爆発によりその重大事故等に対処するため に必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を講じている。
 - (a) 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他 の措置を講じている。
 - (b) 避雷設備については各建家及び排気筒に建築基準法,消防法等 に基づき避雷針を設置している。その他の自然現象による火災 発生を防止するための対策を検討している。

30) 事故対処施設の地盤

事故対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める 地盤に設置する。

① 事故対処設備のうち常設のもの(事故対処設備のうち可搬型のもの (以下「可搬型事故対処設備」という。)と接続するものにあっては、 当該可搬型事故対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常 設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設事故対処設 備」という。)であって、耐震重要施設に属する事故に対処するため の設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要事故対処設備」という。)が設置される事故対処施設

基準地震動による地震力が作用した場合においても当該事故対処 施設を十分に支持することができる地盤とする。

② 常設耐震重要事故対処設備以外の常設事故対処設備が設置される事故対処施設

事業指定基準規則第七条第二項 の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該事故対処施設を十分に支持することができる地盤とする。

「3) 安全機能を有する施設の地盤」と同様に安全対策を行うよう検討を進め,対策の可否を判断するとともに,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

31) 地震による損傷の防止

- ① 事故対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める ものとする。
 - (a) 常設耐震重要事故対処設備が設置される事故対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するため に必要な機能が損なわれるおそれがないものとする。
 - (b) 常設耐震重要事故対処設備以外の常設事故対処設備が設置される事故対処施設

事業指定基準規則第七条第二項 の規定により算定する地震 力に十分に耐えるものとする。

- ② 上記(a)の事故対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものとする。
 - 「4) 地震による損傷の防止」と同様に安全対策を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、上記①、②に対しては、崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機、可搬型空気圧縮機及び可搬型給水設備を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-3 に示す。

32) 津波による損傷の防止

事故対処施設は、基準津波によりその重大事故等に対処するために必

要な機能が損なわれるおそれがないよう, 防護措置その他の適切な措置 が講じられたものとする。

「5) 津波による損傷の防止」と同様に安全対策を行うよう検討を進め、対策の可否を判断するとともに、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、基準津波の襲来により電源供給機能を維持できない場合でも崩壊熱除去機能、水素掃気機能等の安全機能を維持できるよう可搬型発電機を T.P.+約 18m の地点に配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-4 に示す。

33) 事故対処設備

重大事故を選定し、既に配備している設備の有効性を確認した上で、 必要に応じて追加の安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内 容を定める。

- ① 事故対処設備は、次に掲げる設計とする。
 - (a) 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有する設計とする。
 - (b) 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷 重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必 要な機能を有効に発揮する設計とする。
 - (c) 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できる設計とする。
 - (d) 健全性及び能力を確認するため,再処理施設の運転中又は停止 中に検査又は試験ができる設計とする。
 - (e) 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用 する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り 替えられる機能を備える設計とする。
 - (f) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。
 - (g) 想定される重大事故等が発生した場合において事故対処設備の 操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるお それが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その 他の適切な措置を講ずる設計とする。
- ② 常設事故対処設備は、上記①に掲げるもののほか、共通要因によって 事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれ るおそれがないよう、適切な措置が講じられたものとする。
- ③ 可搬型事故対処設備に関しては、上記①によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- (a) 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずる設計とする。
- (b) 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型事故対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設ける設計とする。
- (c) 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型事故対処 設備を設置場所に据え付け,及び常設設備と接続することがで きるよう,線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定,設置 場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずる設計とする。
- (d) 地震,津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムによる影響,事故に対処するための設備及 び事故対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設事故対 処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。
- (e) 想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型事故対処設備を運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,工場等内の道路及び通路が確保できるよう,適切な措置を講ずる設計とする。
- (f) 共通要因によって、事故に対処するための設備の安全機能又は 常設事故対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と 同時に可搬型事故対処設備の重大事故等に対処するために必要 な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずる設 計とする。

34) 材料及び構造

- ① 事故対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物の うち,再処理施設の安全性を確保する上で重要なものの材料及び構造 は,設計上要求される強度及び耐食性を確保している。
- ② 事故対処設備に属する容器及び管のうち,再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは,適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき,これに耐え,かつ,著しい漏えいがないように設置している。

35) 臨界事故の拡大を防止するための設備

セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な事故対処設備を設けるものとし、重大事故を選定し、既に配備している設備の有効性を確認した上で、必要に応じて追加の安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお, 臨界事故が発生した場合においても, 未臨界にするために液移 送及び硝酸ガドリニウムの供給が可能である。

36) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの 又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には,再処理規 則第一条の三第二号 に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するた めに必要な事故対処設備を設けるものとし,重大事故を選定し,既に配 備している設備の有効性を確認した上で,必要に応じて追加の安全対策 を検討し,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,崩壊熱除去機能を維持できるよう可搬型発電機及び可搬型給水設備を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添6-1-11に示す。

37) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な事故対処設備を設けるものとし、重大事故を選定し、既に配備している設備の有効性を確認した上で、必要に応じて追加の安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機及び可搬型空気圧 縮機を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-11 に示す。

38) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には,再処理規則第一条の三第四号 に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な事故対処設備を設けるものとし,重大事故を選定し,既に配備している設備の有効性を確認した上で,必要に応じて追加の安全対策を検討し,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,消火のためにセル内への水噴霧設備等を設置しており,さらに, 溶媒が漏えいした場合にも,漏えい液回収を行えるよう可搬型蒸気供給 設備を配備している。

39) 使用済燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備

再処理施設には、使用済燃料貯蔵プール等の冷却機能又は水の供給機能が喪失し、又は水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けるものとし、重大事故を選定し、既に配備している設備の有効性を確認した上で、必要に応じて追加の安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、東海再処理施設は、今後新たに使用済燃料を受け入れることはないこと及び現有の使用済燃料は十分冷却されていることから、プール水が全喪失したとしても燃料が溶融するような温度上昇に至ることはなく臨界のおそれもない。プール水全喪失時の影響評価を別添 6-1-8 に示す。また、使用済燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合においても給水できるよう可搬型給水設備を配備している。

40) 放射性物質の漏えいに対処するための設備

セル内又は建家内(セル内を除く。)において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な事故対処設備(建家内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号を除く。)を設けるものとし、重大事故を選定し、既に配備している設備の有効性を確認した上で、必要に応じて追加の安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、漏えい事象が発生した場合においても、漏えい液を回収できるよう可搬型蒸気供給設備を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-7 に示す。

41) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

再処理施設には,重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けるものとし,重大事故を選定した上で,必要な安全対策を検討し,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,気体状の放射性物質が工場等外へ放出するおそれが発生した場合には,工場等外への放射性物質等の放出の抑制できるよう可搬型給水設備を配備している。

42) 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、事故対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けることとし、重大事故を選定した上で、必要な安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお,再処理施設の浄水貯槽が使用できない場合には,研究所内の浄水貯槽等を利用することが可能である。

43) 電源設備

再処理施設には、事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けることとし、重大事故を選定した上で、必要な安全対策を検討し、安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、崩壊熱除去機能、水素掃気機能等を維持できるよう可搬型発電機を配備している。

44) 計装設備

再処理施設には,重大事故が発生した場合において事故対応のために 必要なパラメータを計測するものとし,重大事故を選定した上で,必要 な安全対策を検討し,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

- ① 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設ける設計とする。
- ② 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を設ける設計とする。
- ③ 上記②の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものとする。

なお、上記①、②及び③に対して高放射性廃液貯槽の液位、密度及び

温度等の計測を継続できるよう可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機を 配備しており、さらに、可搬型計測設備も配備している。現状の安全対 策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-12 に示す。

45)制御室

再処理維持基準規則 第二十四条第一項の規定により設置される制御室には,重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けるものとするよう検討を進め,「22)制御室等」と同様に対策の可否を判断するとともに,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、分離精製工場(MP)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の制御室には、事故時対応を行えるよう換気循環設備を設けており、さらに必要な防護具を配備している。高放射性廃液貯蔵場(HAW)に対する検討中の安全対策の例を別添 6-1-13 に示す。

46) 監視測定設備

- ① 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺 (工場等の周辺海域を含む。)において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設ける設計とする。
- ② 再処理施設には,重大事故等が発生した場合に工場等において,風向,風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録することができる設備を設ける設計とする。

上記①,②について,重大事故を選定した上で,必要な安全対策を検討し,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

47)緊急時対策所

- ① 再処理維持基準規則 第二十九条の規定により設置される緊急時対策 所は,重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処す るための適切な措置が講じられるよう,平成29年度末までに新規施 設の建設の要否を含めて緊急時対策所の在り方について判断する。
 - (a) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,適切な措置を講ずる。
 - (b) 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう,重大 事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設け る。
 - (c) 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連

絡を行うために必要な設備を設ける。

② 緊急時対策所は,重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものとする。

48) 通信連絡を行うために必要な設備

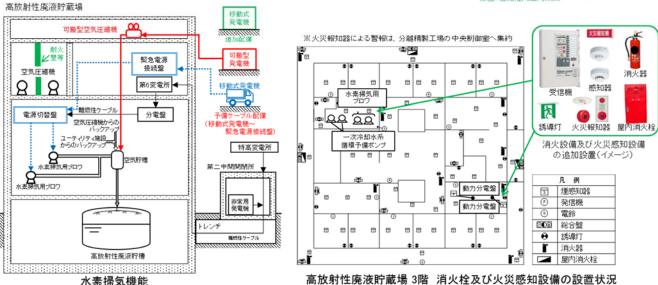
再処理施設には,重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるものとし,重大事故を選定した上で,必要な安全対策を検討し,安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。

なお、緊急時対策所等への通信連絡が行えるよう衛星電話、無線機等 を配備している。現状の安全対策及び検討中の安全対策の例を別添 6-1-9 に示す。

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災及び爆発に対する安全対策

- 火災防護で、必要に応じて、移動式発電機を拡充し、分散配備を検討予定
- 潤滑油保有量の多い空気圧縮機は耐火壁等による隔離を検討中
- 必要に応じて、消火設備・火災感知設備の追加設置を検討予定

青色: 緊急安全対策による安全機能維持 赤色: 追加安全対策による信頼性向上 經由·信頼性向上対策室

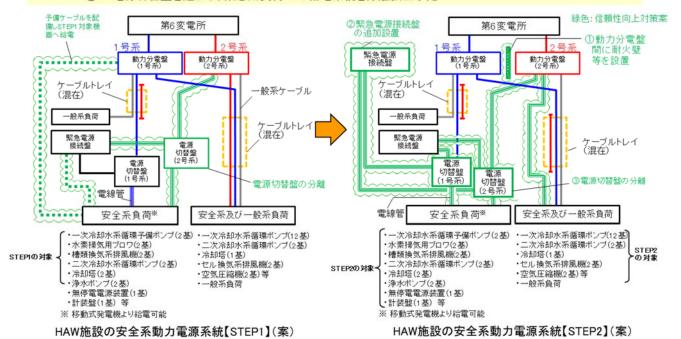


高放射性廃液貯蔵場 3階 消火栓及び火災感知設備の設置状況

【STEP1】高放射性廃液貯蔵場(HAW施設)の安全系負荷のうち崩壊熱除去機能、水素掃気機能及び閉じ込め機能 に関する動力電源系統に対し、内部火災等による機能喪失に備え、まずは給電用予備ケーブルを配備。 電源切替盤を含め、系統分離した1系統を追加設置予定

【STEP2】安全系負荷への対策実施及び事故時に用いる緊急電源供給系統の信頼性向上

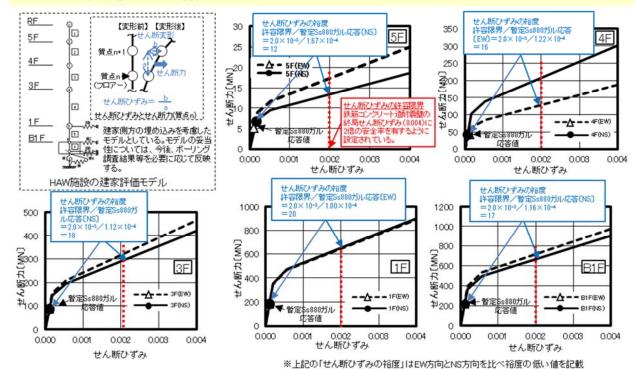
- 1 動力分電盤の火災防護対策として、耐火壁等の仕切りを室内に設置することを検討中
- (Q) (3) 緊急電源接続盤を追加し、緊急用電源との接続口を複数分散設置予定 電源切替盤を追加し、緊急用負荷への給電系統を分離独立予定



高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐震性に関する評価

【建家の耐震性に関する評価】

HAW施設の建家は暫定基準地震動Ss880ガルに対するスケルトンカーブ(せん断力-せん断ひずみ)により、各階のせん断ひずみの許容限界に対して、十分な余裕があることを確認している。



【HAW貯槽の耐震性に関する評価】

HAW貯槽は、最大容量約120m³を貯蔵している状態においても暫定基準地震動Ss880ガルの詳細解析により、最も裕度(許容応力と発生応力の比)の小さい据付ボルトのせん断応力に着目しても1.6倍程度の裕度を確保している。なお、現在の貯蔵液量(最大約80m³)においては、さらに裕度は向上する。

1. HAW貯槽の耐震解析

【貯槽及び解析の概要】

| 内包液 | 高放射性廃液(容量120m²) |
|------|---|
| 温度 | 60℃ |
| 圧力 | 冷却ジャケット:約0.3MPa |
| 総質量 | 満水時:約207t、空時:約53t |
| 主要材料 | 胴:SUS316L、ラグ:SUS304L 据付ボルト:SUS316(M48) |
| 解析方法 | 3次元有限要素モデルによる解析 地震動解析は暫定波(Ss880ガル) を用いたスペクトルモーダル法 |

【耐震解析結果】

| 評価部位 | 応力種類 | 発生応力 (MPa) | 許容応力 (MPa) | 裕度 *1 |
|----------------------|----------|---------------|---------------|-------|
| 胴 (冷却ジャケッ ト含む) | 一次一般膜 | 113 | 278 | 2.46 |
| | 一次(膜+曲げ) | 225 | 417 | 1.85 |
| ラグ | 一次 | 114 | 210 | 1.84 |
| 据付ボルト | 引張 | 33 | 246 | 7.45 |
| | せん断 | 149 | 244 *2 | 1.63 |



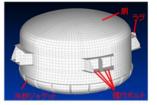


図-1 HAW貯槽の解析モデル

2 HAW貯槽の耐震性の検討

最も裕度の低い据付ボルトのせん断応力に着目した当該貯槽の発生応力と許容応力の比較検討を以下のとおり実施した。

- ➤ 暫定波(Ss880ガル)における耐震解析のほか、当該解析に用いた床応答スペクトルを1200ガル、1500ガル相当に係数倍し、それぞれの加速度において耐震解析を実施
- > 発生応力と許容応力の比較検討は、貯槽の最大液量(約120m²)、現在の貯蔵液量(約80m³)及び液量が空(0m³)の場合の3ケース

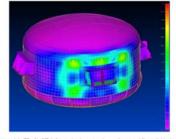


図-2 地震動解析の応力コンター(1500ガル 満水時)

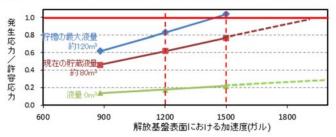
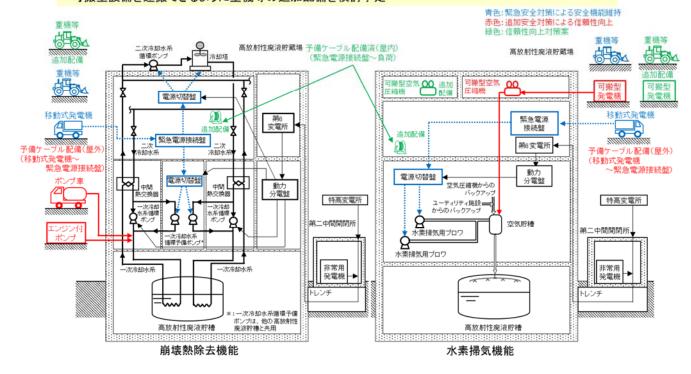


図-3 HAW貯槽の耐震性の検討

東海再処理施設の高放射性廃液の貯蔵リスク低減計画(平成28年11月)より引用

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の地震に対する安全対策

- ・地震による機能喪失に備え、必要に応じて、可搬型設備の追加配備を検討予定
- ・施設内で使用する予備の給電ケーブルを配備
- ・可搬型設備を運搬できるように重機等の追加配備を検討予定



高放射性廃液貯蔵場(HAW)の津波に対する安全対策

| | 暫定津波シミュレーションの | | | | |
|--------|---------------|-------------------------|------------|------------|--|
| 設置フロア | 据付設備 | 設置箇所 | 扉設置高さ | 浸水深さ※ | |
| 地上1階 - | スイング式扉 | 2 | | | |
| | スライド式扉 | スライド式扉 1 T.P.+14.4mまで対応 | | T.P.+12.8m | |
| 地上3階 | スイング式扉 | 1 | (地上高さ8.4m) | (浸水深さ6.9m) | |
| | スライド式扉 | 1 | | | |

※暫定津波シミュレーションは、HAW施設に最も影響を与えると考えられる波源(茨城県沖から房総沖プレート間地震(Mw8.7))について暫定的な条件で実施(港湾構造物無し、建家ありモデル)。現在、最新の知見、近隣原子力施設の津波の審査状況を反映し、パラメータスタディを実施中。

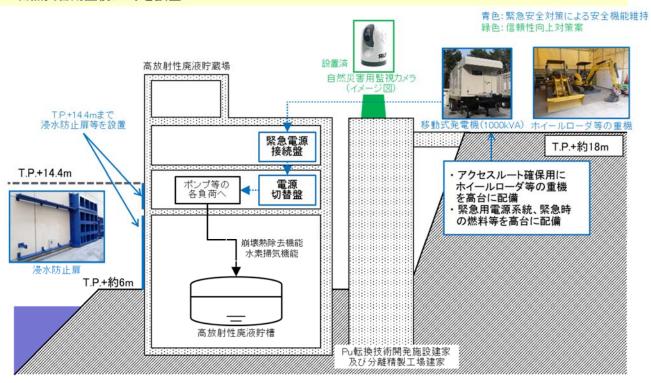


- 暫定津波シミュレーションの結果、HAW施設ではT.P.+12.8mまで浸水する結果となり、浸水防止対策を実施したT.P.+14.4mに比べ、低いことを確認
 - 津波に対するHAW施設建家の健全性については、評価中(特に大きな開口部のある南側外壁面は、津波に対し、比較的弱いと考えられる)。
- 建家内部が浸水した場合でも、電源系統は、上層階に設置して おり、影響はない。地下の高放射性廃液貯槽(HAW貯槽)を設置 しているセルは、浸水することが考えられるが、HAW貯槽への影 響はない(浮力の発生によるHAW貯槽の据付ボルトの引張り応 力は許容値未満)

HAW施設の浸水防止対策の例(スライド式扉)

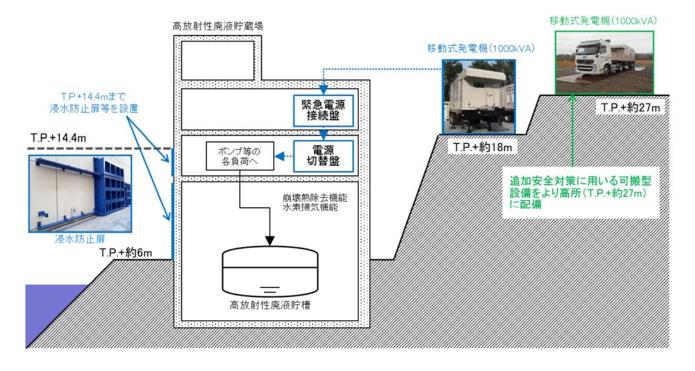
東海再処理施設の高放射性廃液の貯蔵リスク低減計画(平成 28 年 11 月)より引用

- ・ 津波の影響等の評価に応じて、建家外壁等への対策等を検討中
- 自然災害用監視カメラを設置



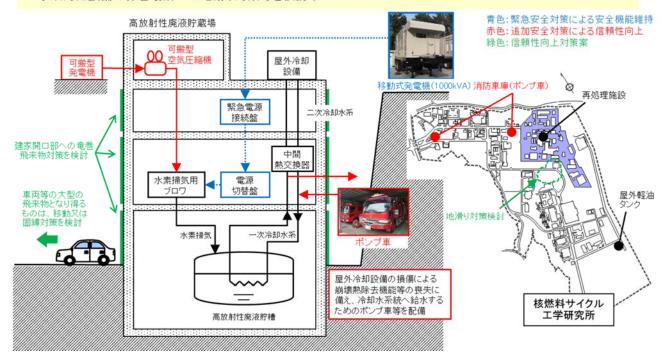
- ・津波の影響等の評価に応じて、建家外壁等への対策等を検討中 ・追加安全対策に用いる可搬型設備を緊急安全対策より高所に配備予定

青色: 緊急安全対策による安全機能維持 緑色: 信頼性向上対策案

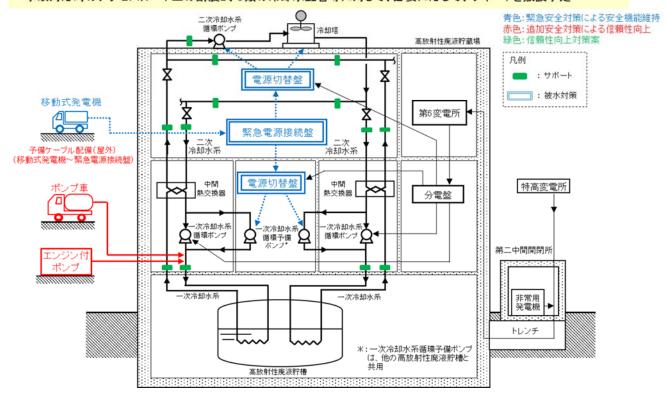


高放射性廃液貯蔵場(HAW)の外部からの衝撃に対する安全対策

- 竜巻対策で、設計飛来物の影響を上回るおそれのある飛来物候補に対して移設・固縛等の対策を検討予定
- ・ 竜巻の影響評価に応じて、竜巻飛来物対策等を検討中・ 再処理施設の外部火災に関する詳細評価を進め、防火帯の設置を検討中
- 事故対処設備の保管場所への地滑り対策等を検討中



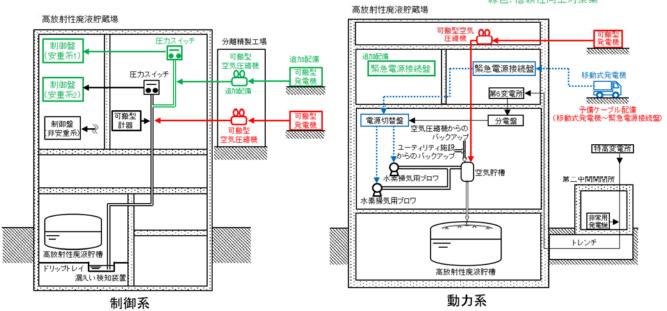
- ・溢水及び化学薬品の漏えいによって安重機器を機能喪失させる可能性のある耐震B、C類の冷却水配管等に 対して、必要に応じて、サポートを敷設予定 ・事故対応時のアクセスルート上の耐震B、C類の冷却水配管等に対して、必要に応じて、サポートを敷設予定



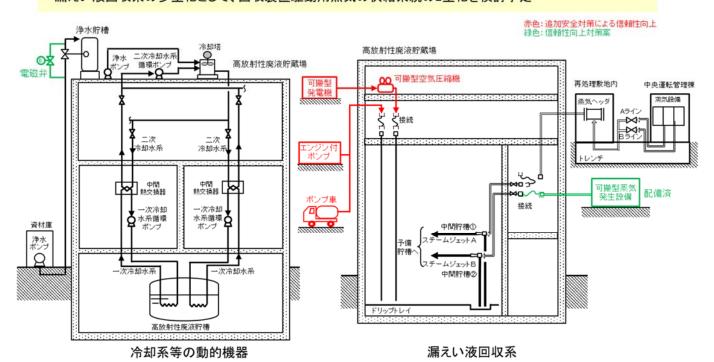
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全上重要な施設の多重化

- ・高放射性廃液の漏えい検知装置の動的部分を2重化し、分離設置あるいは可搬型設備による対応を検討中
- ・制御盤更新による安重系の2系統化及び系統分離あるいは可搬型設備による対応を検討中
- ・緊急電源接続盤を2重化し、分散設置を検討中

青色: 緊急安全対策による安全機能維持 赤色: 追加安全対策による信頼性向上 緑色: 信頼性向上対策案



・高放射性廃液の冷却系統(冷却塔)の動的部分(液位検知、冷却水供給弁の自動化)の2重化を検討中 ・漏えい液回収系の多重化として、回収装置駆動用蒸気の供給系統の2重化を検討予定

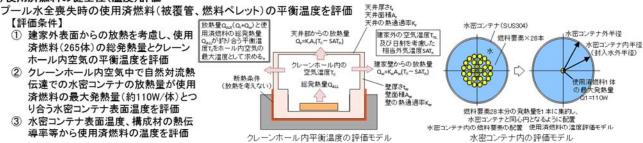


使用済燃料の貯蔵プールにおけるプール水全喪失時の影響評価

(1)使用済燃料の健全性(温度)評価

【評価条件】 放熱量Q_{out}(Q,+Q_w)と使 ① 建家外表面からの放熱を考慮し、使用

- 済燃料(265体)の総発熱量とクレ ホール内空気の平衡温度を評価
- ② クレーンホール内空気中で自然対流熱 伝達での水密コンテナの放熱量が使用 済燃料の最大発熱量(約110W/体)とつ り合う水密コンテナ表面温度を評価
- ③ 水密コンテナ表面温度、構成材の熱伝 導率等から使用済燃料の温度を評価



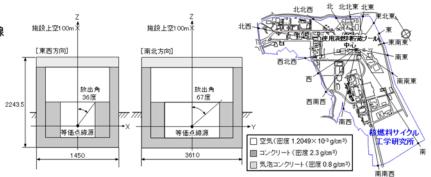
プール水全喪失時に建家換気系が停止したとしても、<u>被覆管の平衡温度、使用済燃料の平衡温度は、</u>約110℃以下となり、冷却材 喪失時の被覆管の基準値1200℃及び使用済燃料(二酸化ウラン燃料)の融点 約2800℃より十分低く、燃料損傷に至ることはない。

(2)周辺公衆への影響評価

プール水全喪失時にスカイシャインガンマ線 による周辺公衆への被ばく影響を評価

【評価条件】

- ① クレーンホール建家、燃料貯蔵バス ケット配置形状をモデル化
- 線源強度は現状貯蔵している使用済 燃料265体として設定
- 点減衰核計算コード(QAD-CGGP2R) 及び一回散乱法コード(G33-GP2R)を 用いて解析を実施
- ④ 評価地点は敷地境界16方位



G33評価モデル(東西、南北)

評価地点(敷地境界16方位)

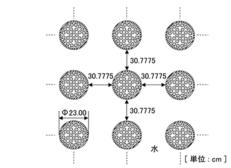
プール水全喪失時、敷地境界で人の居住の可能性のあるエリアの最大実効線量は約4 µ Sv/h(西方向)、敷地境界の最大実効 線量は約36 µ Sv/h(北東)となり、周辺公衆への著しい被ばく(5mSv)へ達するまでに約5.7日程度の余裕があることを確認した。

(3) 臨界安全性評価

プール水全喪失時に使用済燃料の未臨界性を評価

【評価条件】

- ① 燃料種類:UO。燃料、MOXB燃料
- ② 燃料貯蔵バスケット(3種)による使用済燃料の 面間距離を考慮した無限配列モデル
- ③ プール水位(使用済燃料の水没高さ)をパラ メータとして解析
- ④ 臨界安全解析コードシステム(SCALE4.4a)を用 いて実効増倍率(keff+3σ)を評価



水密コンテナの無限配列 燃料貯蔵バスケット(BWR型)の評価モデル

プール水の喪失過程において、プール水全喪失時の実効増倍率(keff+3σ)が約0.87で最大となり、未臨界の判断基準(≦0.95)を

下回ることから臨界に至ることはない。

【プール水全喪失時における影響評価のまとめ】

- 東海再処理施設の使用済燃料貯蔵プールにおいては、プール水が全喪失に至った場合においても、現在貯蔵中のふげん燃料 <u>は、</u>冷却日数が十分長く、発熱量が低いことから、<u>燃料損傷に至ることはなく、また未臨界を維持する</u>ことを確認
- プール水全喪失時において敷地境界の最大実効線量は、約36 μ Sv/h(北東)となり、周辺公衆への著しい被ばく(5mSv)へ達す るまでには約5.7日程度の時間余裕があることを確認

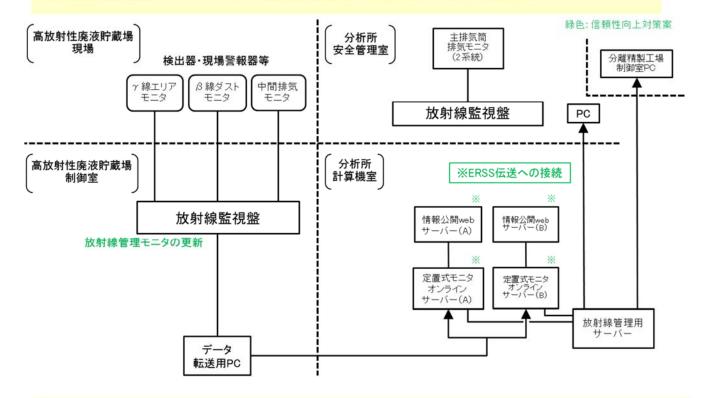


スカイシャイン線による周辺公衆の被ばく影響の観点から、プール水位が維持できない場合には速やかに遮へ い対策を実施するための必要な資機材等(可搬式給水設備、プールの状態監視のための可搬型計装機器)を配 備する。

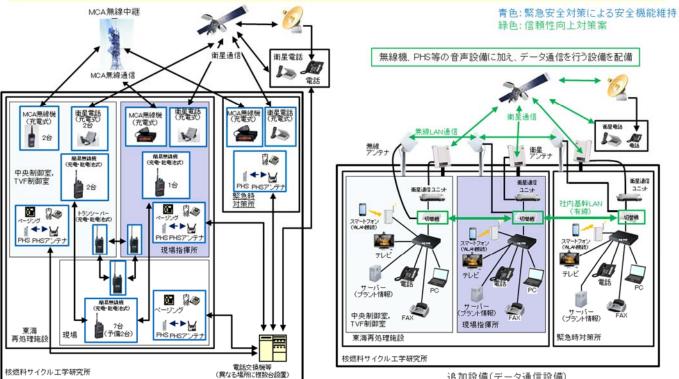
東海再処理施設の廃止に向けた計画(平成28年11月)より引用

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の通信連絡設備に関する安全対策

・緊急時対策支援システム(ERSS)への放射線管理データ等の伝送方法を検討予定



- ・通信連絡に対する信頼性を向上させるために、これまでの無線機等による音声設備に加え、データ通信設備を配備予定
- ・データ通信を行うために、社内基幹LAN、地上無線通信(無線LAN)、衛星通信を採用し、多重化を実施予定

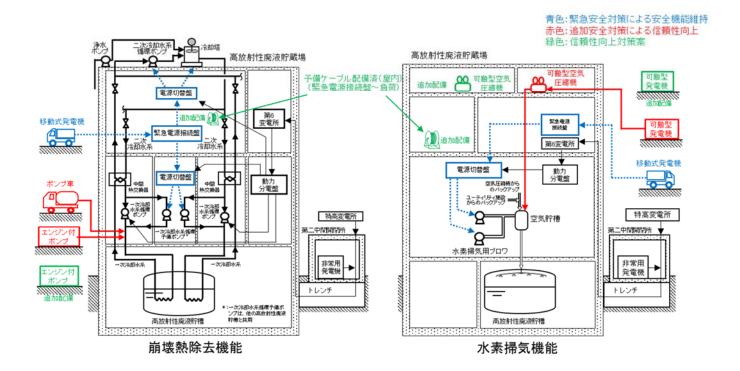


既存設備(音声設備)

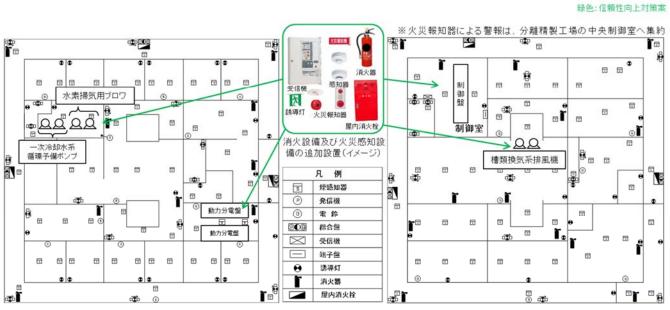
追加設備(データ通信設備)

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災に対する安全対策

・火災による機能喪失に備え、必要に応じて、可搬型設備の分散配備を検討予定



・火災による機能喪失に備え、必要に応じて、消火設備、火災感知設備の追加設置を検討予定



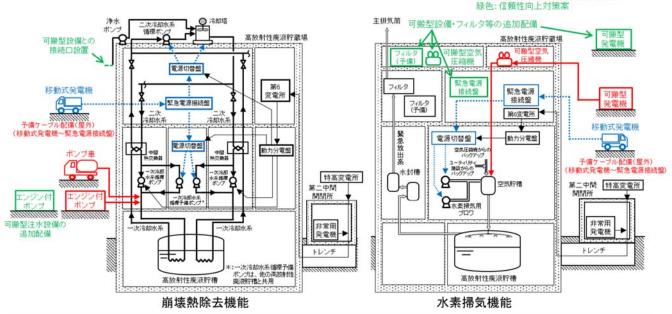
高放射性廃液貯蔵場 3階 消火設備及び火災感知設備の設置状況

高放射性廃液貯蔵場 4階 消火設備及び火災感知設備の設置状況

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の水素爆発,蒸発乾固に関する安全対策

- ・可搬型設備が同時に機能喪失しないように保管場所を複数確保し、位置的分散を検討予定
- ・機能回復のために、可搬型設備、フィルタ(予備)を配備予定
- ・ 既設設備と可搬型設備の接続口を複数確保予定

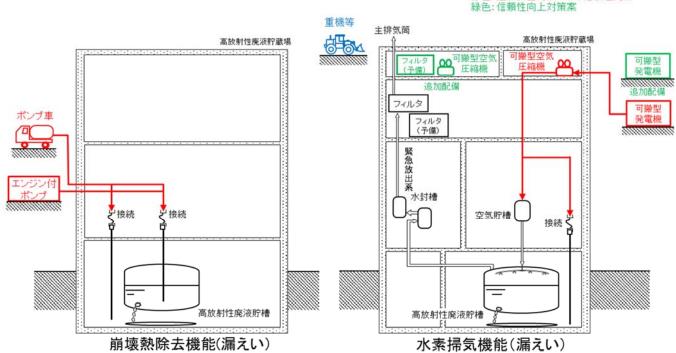
青色: 緊急安全対策による安全機能維持 赤色: 追加安全対策による信頼性向上



崩壊熱除去機能及び水素掃気機能喪失の対策(貯槽からの溶液漏えい時)

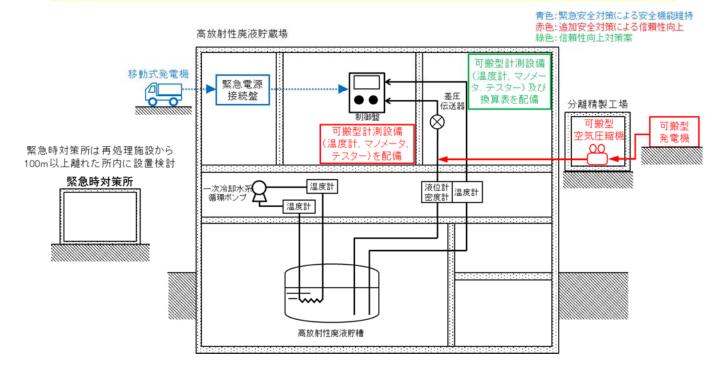
- 可搬型設備が同時に機能喪失しないように保管場所を複数確保し、位置的分散を検討予定
- ・機能回復のために、可搬型設備、フィルタ(予備)を配備予定

青色: 緊急安全対策による安全機能維持 赤色: 追加安全対策による信頼性向上



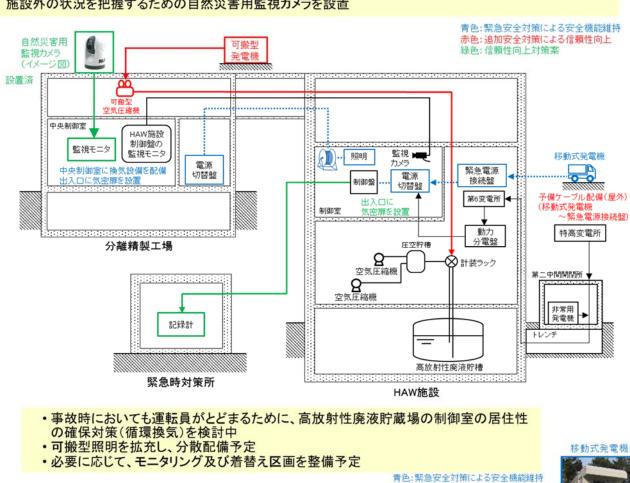
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の計装設備に関する安全対策

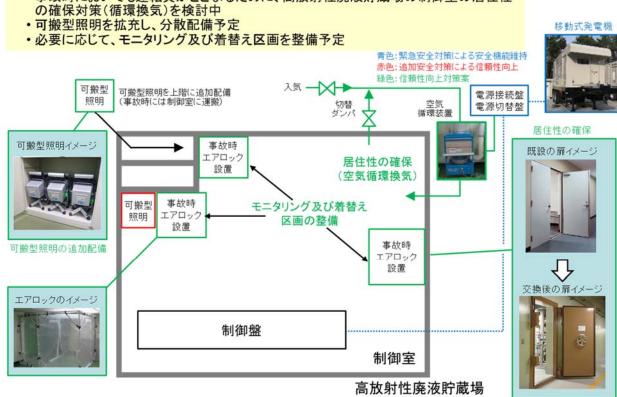
- ・監視に必要な液位、密度、温度等を計測するために、可搬型計測設備を拡充し、分散配備予定
- ・換算表等を配備予定



高放射性廃液貯蔵場(HAW)の制御室に関する安全対策

- 高放射性廃液貯蔵場(HAW施設)の制御室から緊急時対策所への信号(プロセス、放射線管理)の伝送、 記録機能の分離・付加を検討予定
- ・施設外の状況を把握するための自然災害用監視カメラを設置





2 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間

廃止措置期間中に性能及び機能を維持すべき設備・機器等は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、工程洗浄、系統除染、施設の汚染状況調査、解体作業及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。

廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、 被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足する よう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検 査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。

これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認することとし、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続を経て必要な機能を満足するよう補修等を行う。これらの維持管理に関しては、再処理施設保安規定に管理の方法を定めてこれに基づき実施する。

主な設備・機器等の維持管理の基本的な考え方は、下記のとおりである。 また、添付資料六に性能維持施設の性能及びその性能を維持すべき期間を 示す。

- (1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家及び構築物については、管理区域解除までの期間、閉じ込め及び遮蔽の機能を維持管理する。
- (2) 放射性物質を内包する系統及び機器については、系統除染が完了するまでの期間、閉じ込めの機能を維持管理する。
- (3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設については、使用済燃料を搬出するまでの期間、燃料を取り扱う設備及び臨界防止、遮蔽等の機能を維持管理する。
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設については、管理区域解除までの期間、廃棄物処理に係る機能及び廃棄物貯蔵に係る機能を維持管理する。
- (5) 核燃料物質の貯蔵施設については、核燃料物質を搬出し、管理区域解除するまでの期間、製品を取り扱う機能、製品を貯蔵する機能及び臨界防止機能を維持管理する。
- (6) 計測制御系統施設及び安全保護回路については、系統除染が完了するまでの期間、測定、制御、異常な状態の検知機能を維持管理する。

- (7) 放射線管理施設については、管理区域解除までの期間、放射線を監視 する機能を維持管理する。
- (8) 換気設備については、管理区域解除までの期間、閉じ込め機能を維持管理する。
- (9) ユーティリティの供給設備については、供給先の管理区域解除までの期間、ユーティリティの供給に係る機能を維持管理する。
- (10) その他の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。
- 3 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二章及び第三章に定める ところにより難い特別の事情

再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の設計を進めている段階であり、 平成29年度末までの設計内容を踏まえて対策の可否を判断するとともに、 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の実施範囲及び実施内容を整理する。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、 遅くとも平成31年度末までに定める。その際、再処理維持基準規則により 難い特別な事情があり、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策を実施でき ない場合については、必要に応じて可搬型設備等の代替策により安全機能の 維持や回復を検討するとともに、その事情を明確にする。

なお,再処理施設は,廃止措置段階においてもリスクの高い高放射性廃液 を保有しており,ガラス固化処理運転を可能な限り短期間で終了させる必要 があること等を踏まえ,再処理維持基準規則を踏まえた安全対策を実施する 際に,以下の項目に該当する場合は再処理維持基準規則により難い特別な事 情に当てはまるものと判断する。

(1) ガラス固化処理運転を長期間停止させる,及び未回収の核燃料物質の回収作業時期が遅れるような設備改造等が発生する場合

再処理維持基準規則に適合させるために,ガラス固化処理運転を長期間停止させる,及び未回収の核燃料物質の回収作業時期が遅れる様な設備改造等を実施するよりも,速やかに当該施設に係るリスクを低減させることが合理的であることから,可搬型設備による代替策により安全を確保する。

(2) 施設の現況に照らし、建家の耐震性等の問題で補強や安全対策を行うことが物理的に困難である場合

再処理維持基準規則に適合させるために,建家の耐震性等の問題で補 強や安全対策を行うことが物理的に困難である場合には,可搬型設備に よる代替策により安全を確保する。

(3) ガラス固化処理の期間に対して安全対策のための工事や新たな施設建設 に長期間を要するよりも当該施設に係るリスクを低減させることが合理 的である場合

再処理維持基準規則に適合させるために、対策のための工事や新たな 施設建設に長期間を要するよりも当該施設に係るリスクを低減させるこ とが合理的である場合には、可搬型設備による代替策により安全を確保 する。

(4) 当面の安全性は確保できる旨の大略の評価結果は得ているものの、精緻な評価結果を得るためには、適切な資源配分を行ったとしても相当の期間を要するため、直ちに再処理維持基準規則への適合性を説明することができない場合

精緻な評価結果を得るために相当の期間を要する場合には、これまで実施してきた大略の評価結果にて、現状の安全性を説明する。

- 七. 使用済燃料,核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法
 - 1 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量

再処理施設における核燃料物質(分析又は校正に用いる核燃料物質を除く。)の存在場所ごとの種類及び数量は表 3-4 のとおりである。今後,廃止措置対象施設には,分析又は校正に用いる核燃料物質を除き,新たに使用済燃料及び核燃料物質を持ち込まない。

2 使用済燃料,核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理

分離精製工場(MP)に貯蔵中の使用済燃料は、搬出までの期間、当該施設の貯蔵プールに貯蔵する。これらの燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の燃料取扱操作設備、燃料貯蔵設備、燃料移動設備等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止、崩壊熱除去及び閉じ込め機能を有する既設の設備を維持管理する。

ウラン貯蔵所(U03), 第二ウラン貯蔵所(2U03)及び第三ウラン貯蔵所(3U03)に貯蔵中のウラン製品は,搬出までの期間,当該施設の貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は,既設のクレーン等で取り扱うとともに,安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既設の設備を維持管理する。

プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) に貯蔵中のウラン・プルトニウム 混合酸化物 (MOX) 粉末は、搬出が完了するまでの期間、当該施設の粉末貯蔵 室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は、既設のクレーン 等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既 設の設備を維持管理する。

- 3 核燃料物質の譲渡し
- 3.1 使用済燃料

分離精製工場(MP)に貯蔵中の使用済燃料は、海外での再処理を視野に入れて搬出先を決定し搬出する。

3.2 ウラン製品及びウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末

ウラン貯蔵所(UO3), 第二ウラン貯蔵所(2UO3)及び第三ウラン貯蔵所(3UO3)に貯蔵中のウラン製品は,廃止対象施設外の施設に搬出する。また,プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に貯蔵中のウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末は,プルトニウム燃料技術開発センターに搬出する。

八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去

1 廃止措置対象施設の汚染の特徴

再処理施設は、構造、形状、材質等が多種多様な設備・機器から構成されており、原子炉のような材料の放射化はほとんど見られないが、化学形態、物理形態の異なるウラン、プルトニウム、核分裂生成物等の放射性物質が材料に付着し、核燃料物質等を取り扱ってきた工程設備全体やこれらの設備を収納しているセル等が汚染していることが特徴である。

これらの放射性物質による汚染の除去に当たっては、特殊放射線作業に おけるモニタリングのデータや汚染の固定箇所を纏めた汚染マップ等活用 し、事前に対象施設・設備の汚染状況等の確認を行う。その結果に基づき、 除染の要否及び方法を確定するとともに、放射線業務従事者及び周辺公衆 の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止及び廃棄物低減の観 点から、合理的に達成可能な限り汚染を除去する。

2 主要 4 施設の解体準備期間における除染

解体準備期間における除染は、再処理施設の供用期間中における設備・機器の点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的な除染及び機械的な除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な方法で実施する。

主要 4 施設のうち分離精製工場(MP), ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における系統除染は,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄を実施したのち,機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として,機器内表面に付着したウラン,プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を除去する。基本的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし,必要に応じてその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また,設備によっては補助的に高圧水等による機械的な除染を行う。対象とする機器は,貯槽,抽出器,配管,弁等であり,解体準備期間に実施する。

クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、クリプトン貯蔵シリンダ に貯蔵しているクリプトンを管理した状態で安全に放出した後に、機器内 表面に付着した汚染の除去を行う。対象とする機器は、貯槽、配管、弁等 であり、解体準備期間に実施する。

系統除染に係る詳細な方法等については、工程洗浄やクリプトンの管理 した状態での放出後に行う汚染状況の調査を踏まえ、系統除染(平成32年度)に着手するまでに定める。

3 主要 4 施設の機器解体期間における除染

機器解体期間における除染は、機器解体した後、系統除染では取り除く ことができなかった機器内表面に付着したウラン、プルトニウムや核分裂 生成物等による汚染を必要に応じて除去する。機器解体期間における汚染 の除去に係る詳細な方法等については、機器解体に着手するまでに定める。

4 主要 4 施設の管理区域解除期間における除染

管理区域を解除するため、管理区域の解除を行うに当たり、汚染された機器等の撤去後に建家躯体表面(コンクリート)に付着し残存しているウラン、プルトニウムや核分裂生成物等による汚染について、はつり等の方法で除去する。管理区域解除期間における汚染の除去に係る詳細な方法等については、建家の除染に着手するまでに定める。

九. 使用済燃料,核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら によって汚染された物の廃棄

使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性 固体廃棄物に分類される。これらの廃棄に係る計画は以下のとおりである。

1 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方

放射性廃棄物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定するとともに、適切な処理を行う。

1.1 放射性気体廃棄物

放射性気体廃棄物は、洗浄塔、フィルタ等で洗浄、ろ過したのち、主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒を通じて大気に放出する。放出に当たっては、排気筒において放射性物質濃度を測定監視し、再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置については、再処理施設保安規定に従って管理する。再処理施設の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図 9-1 に示す。

1.2 放射性液体廃棄物

廃止措置に伴い発生した放射性液体廃棄物は、放射能レベルの区分や性状に応じて蒸発処理、中和処理及び油分除去を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。放出に当たっては、放射性液体廃棄物の放出量が再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。一方、蒸発処理に伴い蒸発濃縮した低放射性濃縮廃液については、今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)でセメント固化し放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置については、再処理施設保安規定に従って管理する。現在の再処理施設の放射性液体廃棄物の処理フローを図 9-2 に示す。

1.3 放射性固体廃棄物

廃止措置に伴い発生した放射性固体廃棄物のうち可燃性廃棄物及び難燃性廃棄物は、焼却したのち放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。不燃性廃棄物は、放射能レベルの区分や性状に応じて放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。処理や運搬スケジュール、貯蔵先の都合等により施設内での貯蔵が必要な場合は、機器解体後のスペースを放射性固体廃棄物の保管場所と

して活用する。これらの廃棄物は、廃棄体化施設の整備が整い次第廃棄体化施設に搬出し、処分場の要件に見合うよう廃棄体化処理する。廃棄体は処分場の操業開始後随時搬出する。放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む。)は、可能な限り再生利用するか、又は産業廃棄物として適切に廃棄する。放射性固体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置については、再処理施設保安規定に従って管理する。解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量を表 9-1 に示す。再処理施設の放射性固体廃棄物の処理フローを図 9-3 に示す。

2 既存施設(低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)を含む。)における処理と 貯蔵

2.1 高レベル放射性廃棄物

分離精製工場(MP)及び高放射性廃液貯蔵場(HAW)に貯蔵している高放射性廃液は,ガラス固化技術開発施設(TVF)にてガラス固化し,ガラス固化体は搬出するまで同施設及び今後必要な時期に建設する保管施設に保管する。

2.2 低レベル放射性廃棄物

(1) 高放射性固体廃棄物

高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)に貯蔵しているハル・エンドピース等の高放射性固体廃棄物は、取出し設備を設置した上で、新規に建設する貯蔵施設(HWTF-1)に搬出し、今後必要な時期に建設する高線量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)に搬出するまで同施設に貯蔵する。各施設(高レベル放射性物質研究施設(CPF(核燃料物質使用施設))を含む。)から発生する高放射性固体廃棄物及び第二高放射性廃棄物貯蔵施設(2HASWS)に貯蔵している高放射性固体廃棄物については、高線量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)に搬出するまで第二高放射性廃棄物貯蔵施設(2HASWS)に貯蔵する。

(2) 低放射性固体廃棄物

各施設 (CPF を含む。) から発生する低放射性固体廃棄物のうちβγ系の可燃性廃棄物及び難燃性廃棄物は、焼却施設 (IF) 又は今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) で焼却する。また、βγ系の難燃性廃棄物 (塩素系のものを含む。) は、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) にて焼却する。焼却灰及び Pu 系の廃棄物は、今後必要な時期に建設する高線量系固体廃棄物廃棄体化施設 (HWTF-2) 又は低線量系固体廃棄物廃棄体化施設 (TWTF) に搬出するまで第一低放射性固体廃棄物貯蔵場

(1LASWS) 又は第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) に貯蔵する。

第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS), 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) 並びにアスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 及び第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) に貯蔵している β γ 系の不燃性廃棄物, アスファルト固化体,プラスチック固化体等は,今後必要な時期に建設する高線量系固体廃棄物廃棄体化施設 (HWTF-2) 又は低線量系固体廃棄物廃棄体化施設 (TWTF) に搬出するまで同施設に貯蔵する。

(3) 低放射性液体廃棄物

各施設(CPF を含む。)から発生する低放射性液体廃棄物は,放射能レベルの区分や性状に応じて,廃棄物処理場(AAF),第二低放射性廃液蒸発処理施設(E),第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)及び放出廃液油分除去施設(C)にて処理を行い,海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。蒸発処理により発生する低放射性濃縮廃液及び廃溶媒処理技術開発施設(ST)での廃溶媒処理に伴い発生するリン酸廃液は,今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)でセメント固化し,廃棄体化施設に搬出するまで第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)に貯蔵する。その他、スラッジ貯蔵場(LW)及び第二スラッジ貯蔵場(LW2)に貯蔵しているスラッジは、今後必要な時期に建設する低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)に搬出するまで同施設に貯蔵する。

3 新規施設における廃棄体化処理

原子力機構におけるこれまでの研究活動により,施設内に既に保管している放射性廃棄物や施設の廃止措置によって今後発生する放射性廃棄物に係るリスクを根本的に低減するため,放射性廃棄物の廃棄体化処理及び処分を推進する。

廃棄体化施設の整備には廃棄体に求められる要件の検討に処分場の情報が必要なことから、第5期中長期目標期間(平成41年度~平成47年度)以降に高線量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)と低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)を整備する。再処理施設から発生する放射性固体廃棄物についても、高放射性固体廃棄物は高線量系固体廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)に、低放射性固体廃棄物は低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)にそれぞれ搬出し、廃棄体化処理された後、処分場に搬出する。

表 9-1 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物 (固体及び液体)の推定発生量

(単位:トン)

| 放射能レベル | 再処理施設全体 |
|------------------------|----------|
| 低レベル放射性廃棄物 (固体及び液体) | 約 71,000 |

- ※1 推定発生量には、貯蔵中の低レベル放射性廃棄物の量を含む。
- ※2 推定発生量には、解体作業に伴い発生する防護着や養生シート等の付随廃棄物 を含まない。
- ※3 原子炉等規制法第61条の2に従って放射能濃度の確認を受けることなどにより,低レベル放射性廃棄物の発生量は変動することがある。

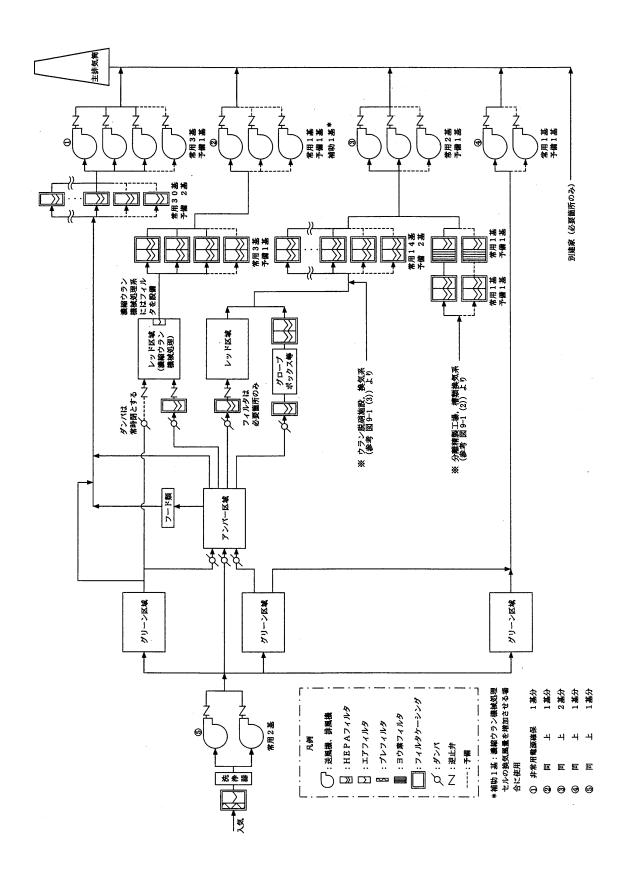


図 9-1 (1) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (分離精製工場(MP) 建家及びセル換気系)

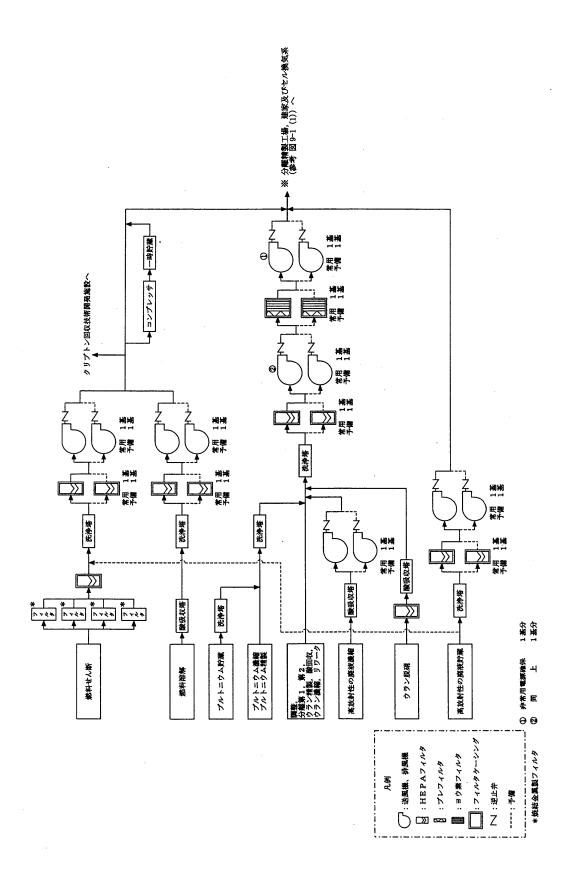


図 9-1 (2) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (分離精製工場(MP) 槽類換気系)

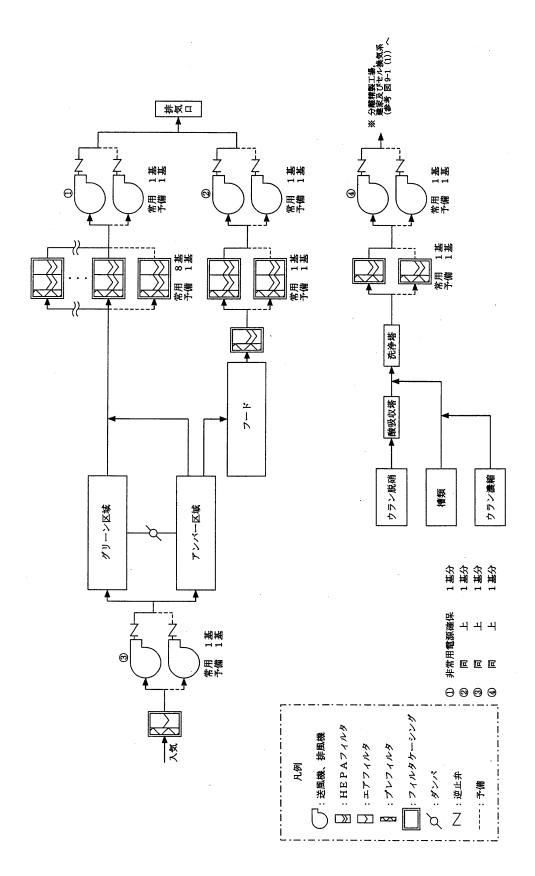


図 9-1 (3) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (ウラン脱硝施設(DN) 換気系)

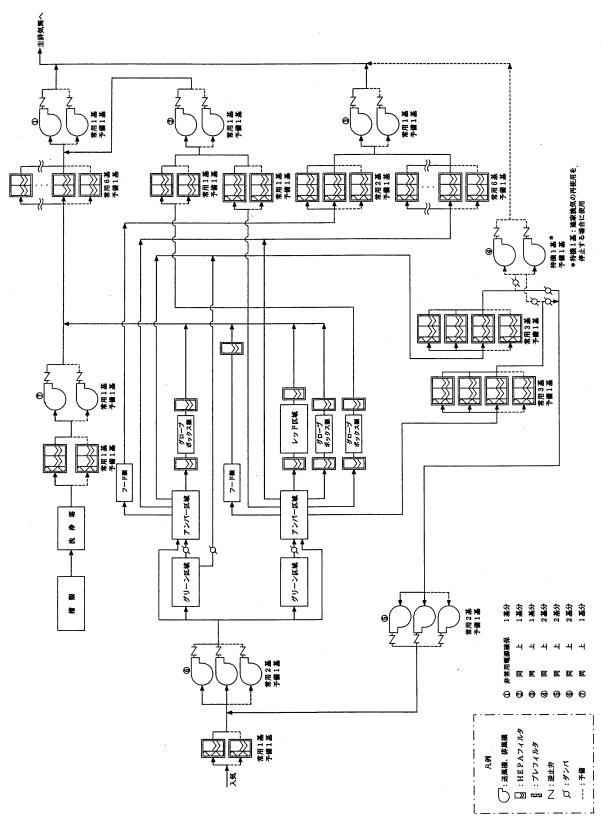


図 9-1 (4) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (プルトニウム転換技術開発施設(PCDF) 換気系)

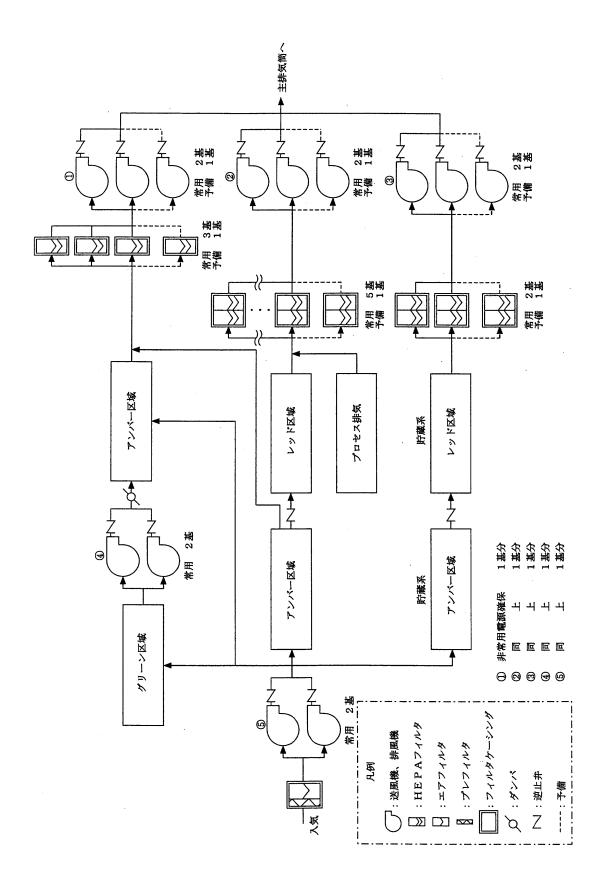


図 9-1 (5) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (クリプトン回収技術開発施設(Kr) 換気系)

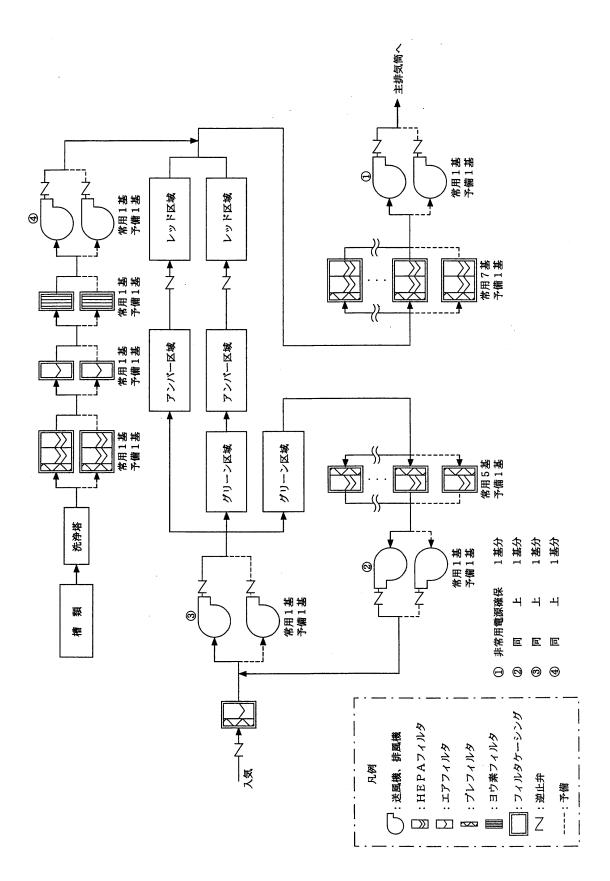


図 9-1 (6) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (高放射性廃液貯蔵場(HAW) 換気系)

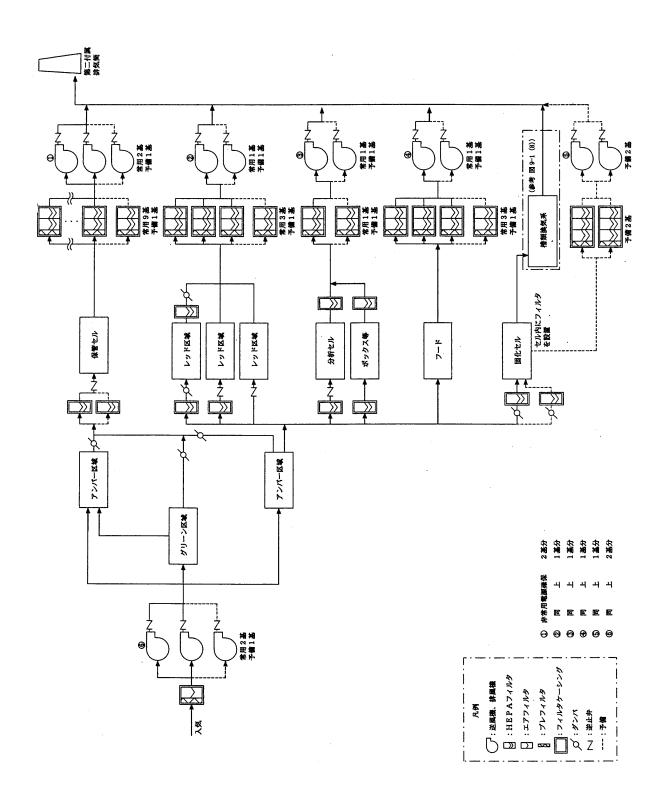


図 9-1 (7) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (ガラス固化技術開発施設(TVF) 建家及びセル換気系)

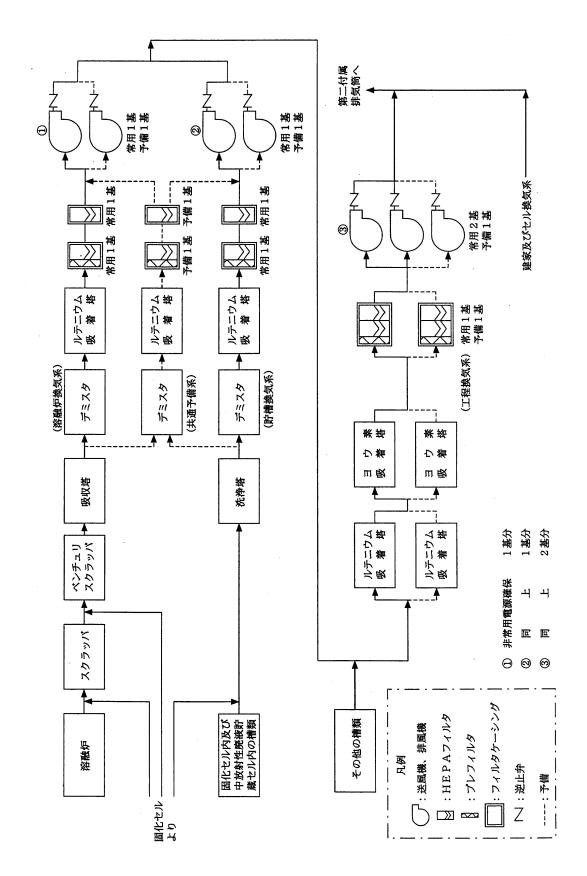


図 9-1 (8) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (ガラス固化技術開発施設(TVF) 槽類換気系)

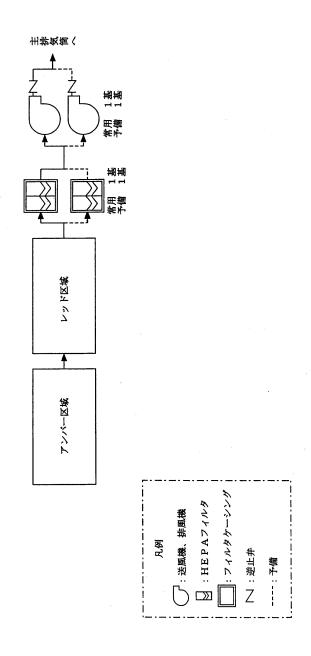


図 9-1 (9) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) 換気系)

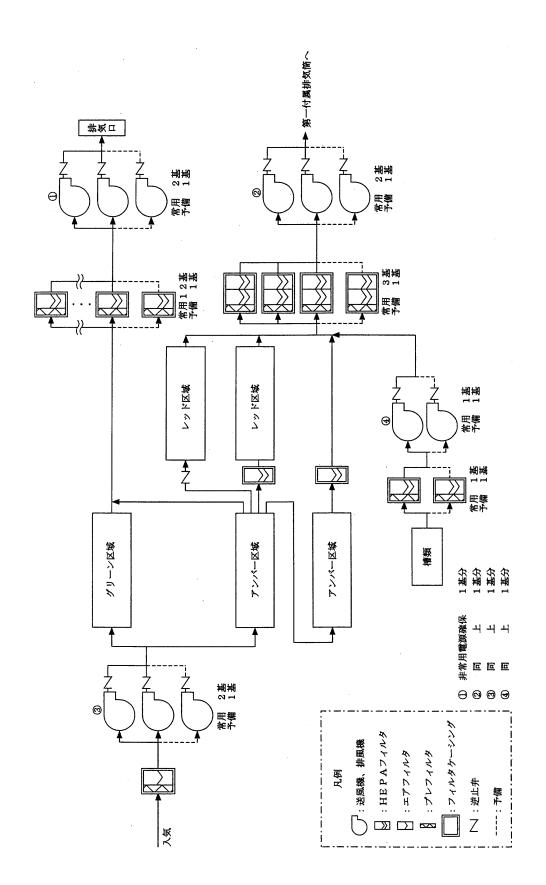


図 9-1 (10) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 換気系)

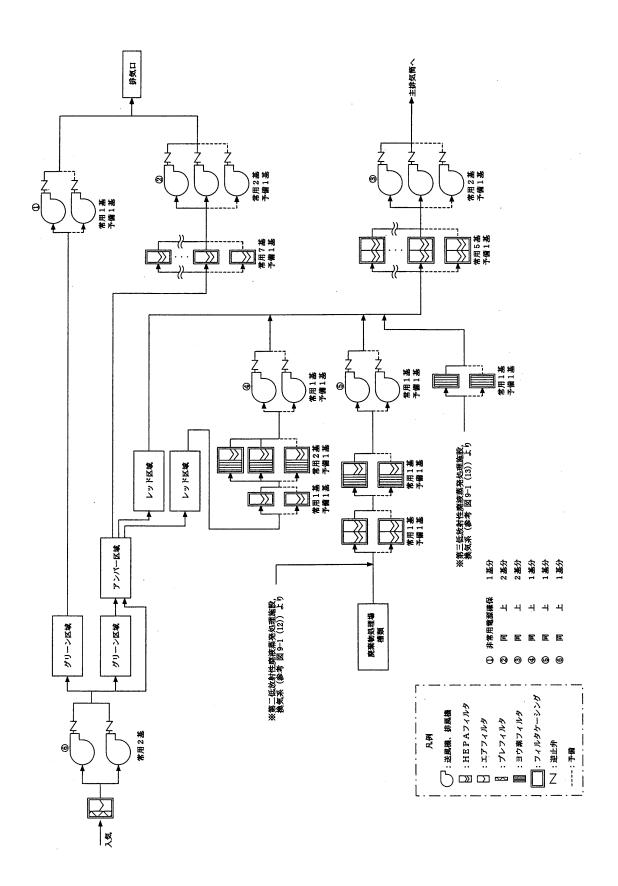


図 9-1 (11) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (廃棄物処理場(AAF) 換気系)

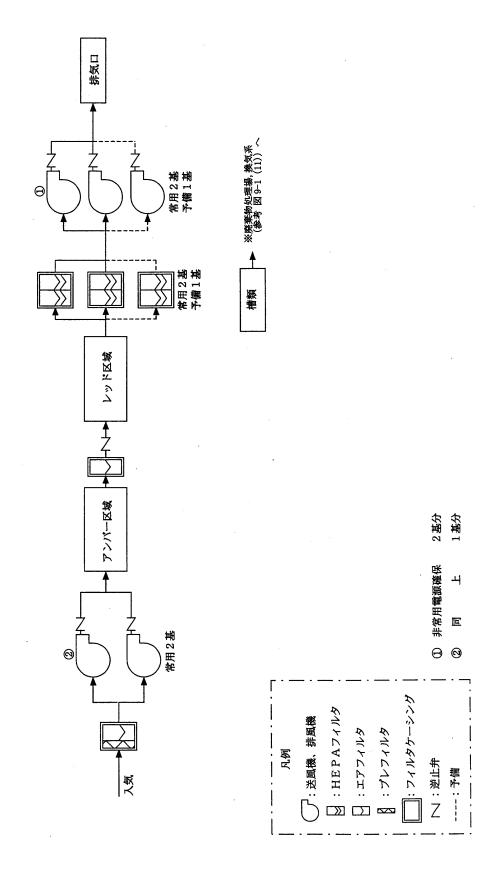


図 9-1 (12) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 換気系)

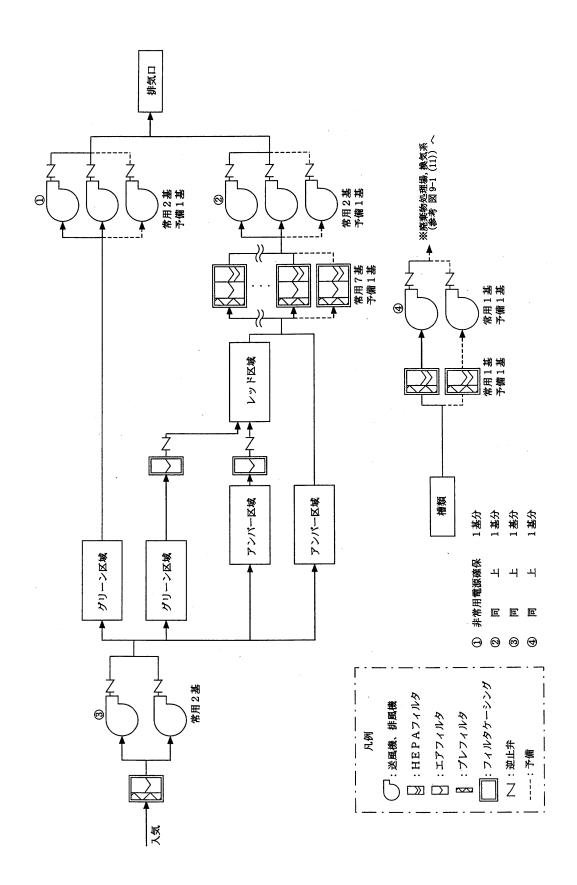


図 9-1 (13) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 換気系)

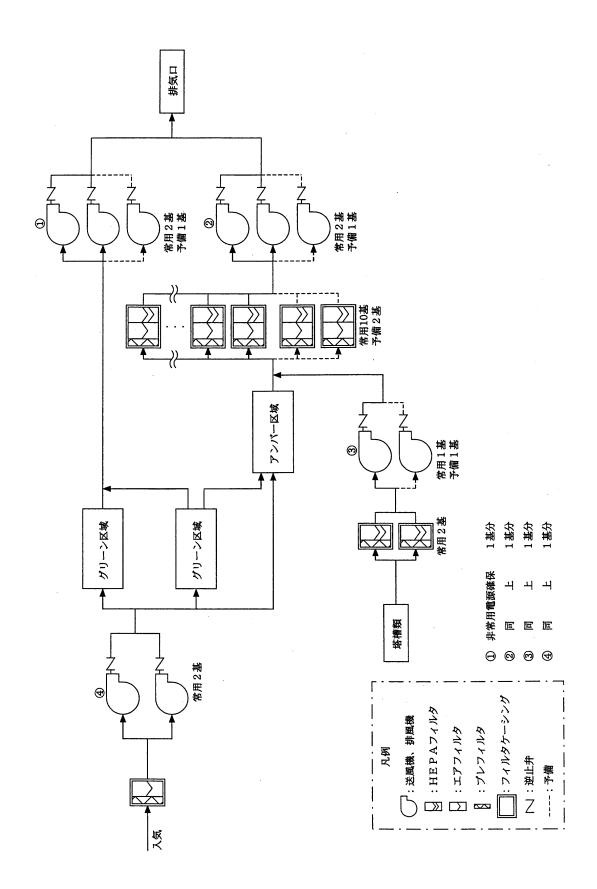


図 9-1 (14) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (放出廃液油分除去施設(C) 換気系)

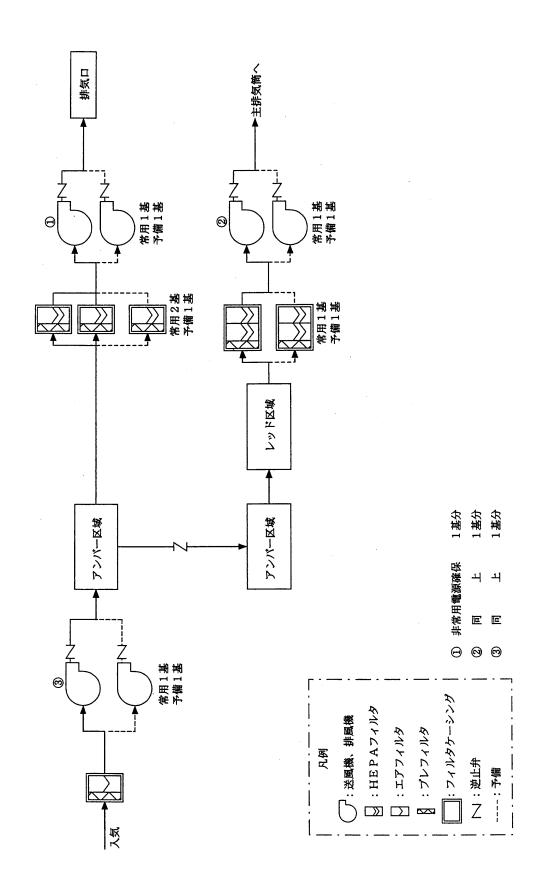


図 9-1 (15) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (第二スラッジ貯蔵場(LW2) 換気系)

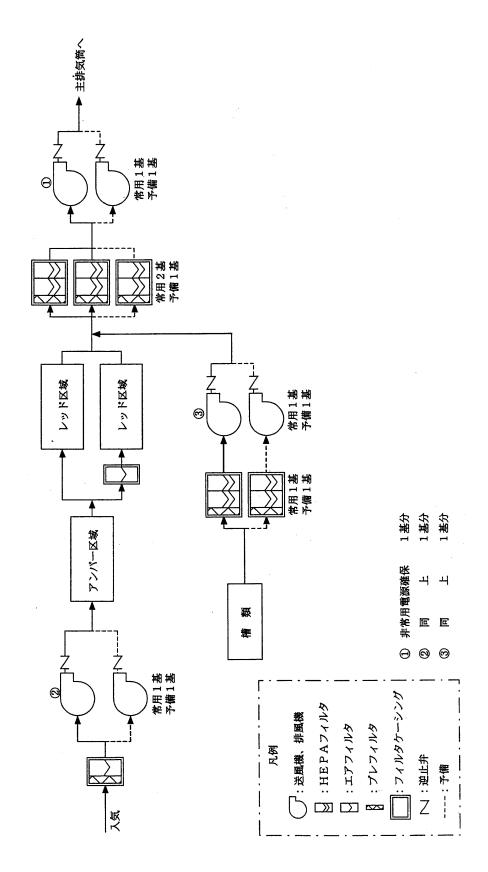


図 9-1 (16) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (廃溶媒貯蔵場(WS) 換気系)

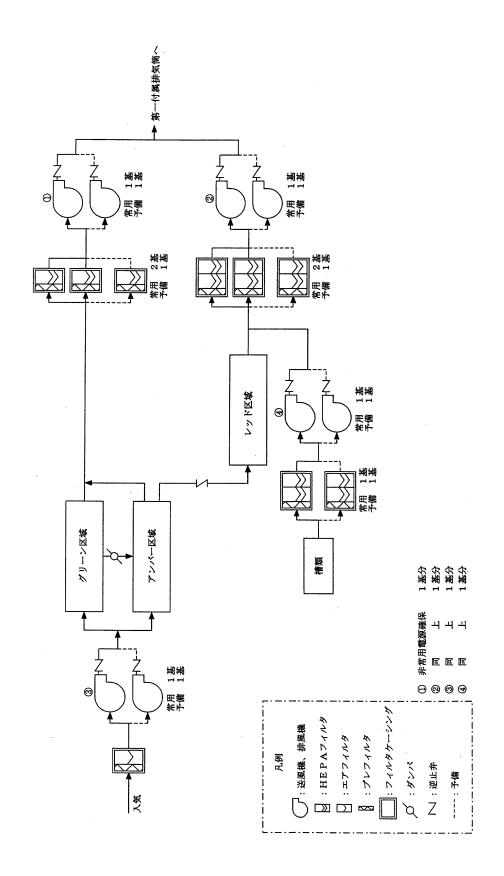


図 9-1 (17) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (廃溶媒処理技術開発施設(ST) 換気系)

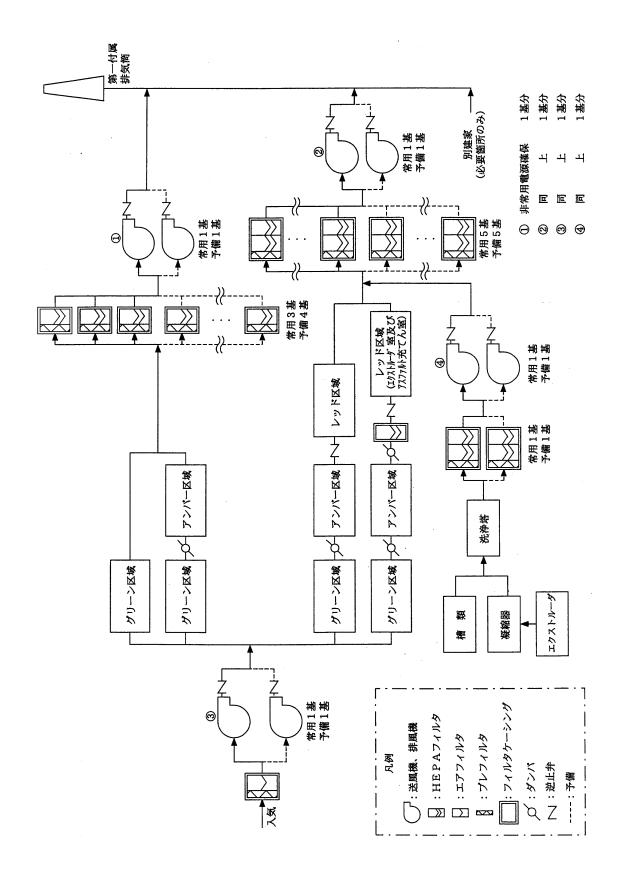


図 9-1 (18) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (アスファルト固化処理施設(ASP) 換気系)

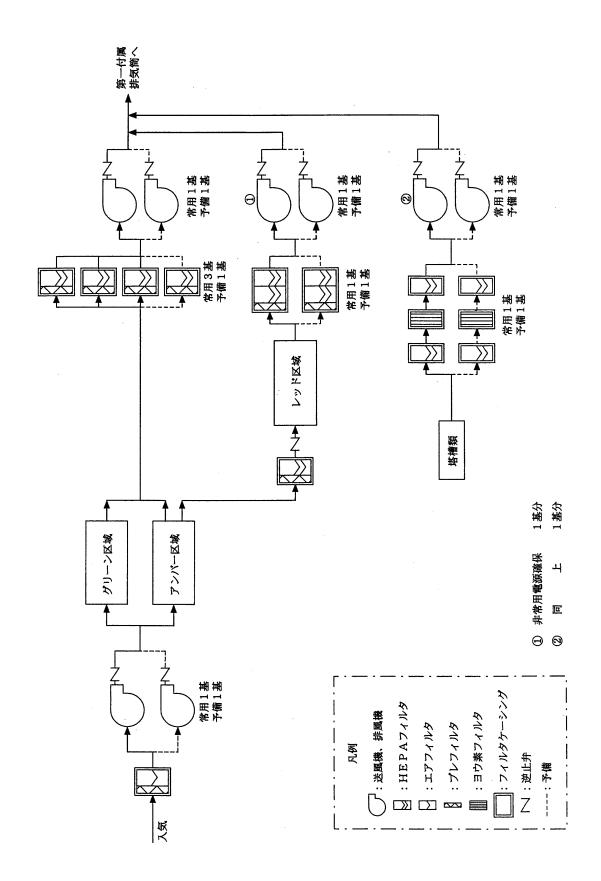


図 9-1 (19) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 換気系)

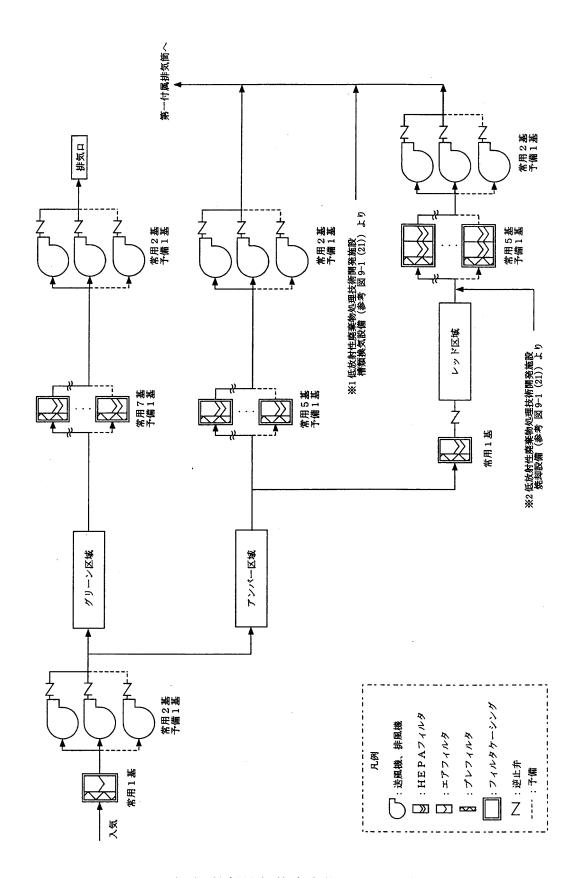


図 9-1 (20) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 建家及びセル換気系)

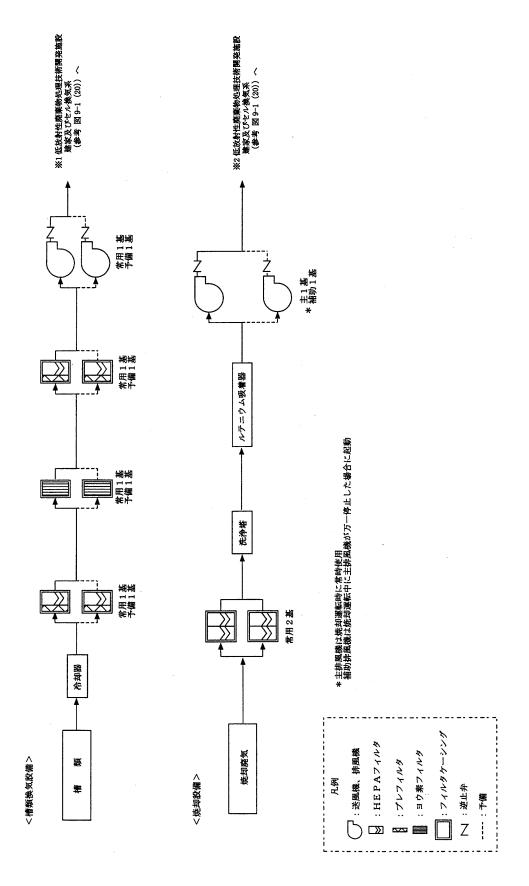


図 9-1 (21) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) 焼却設備及び槽類換気系)

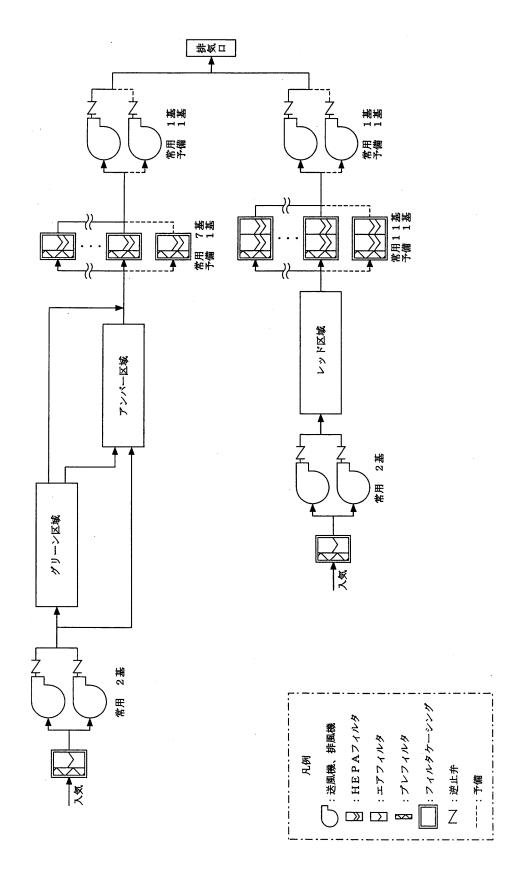


図 9-1 (22) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 換気系)

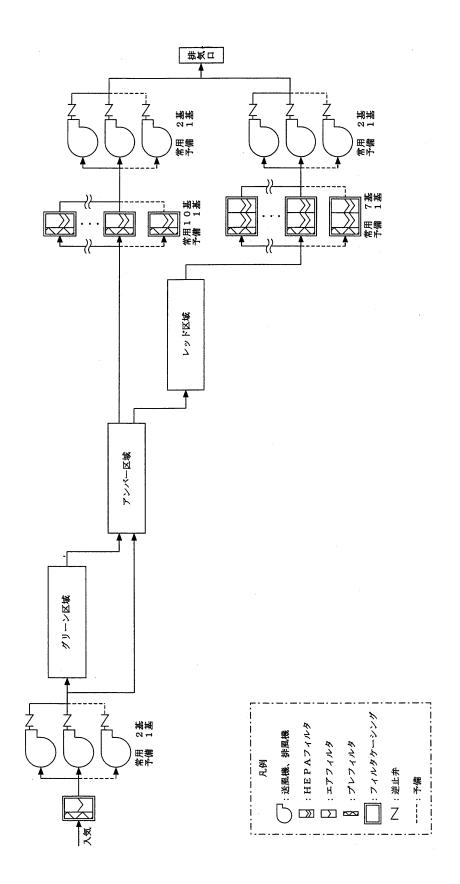


図 9-1 (23) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2) 換気系)

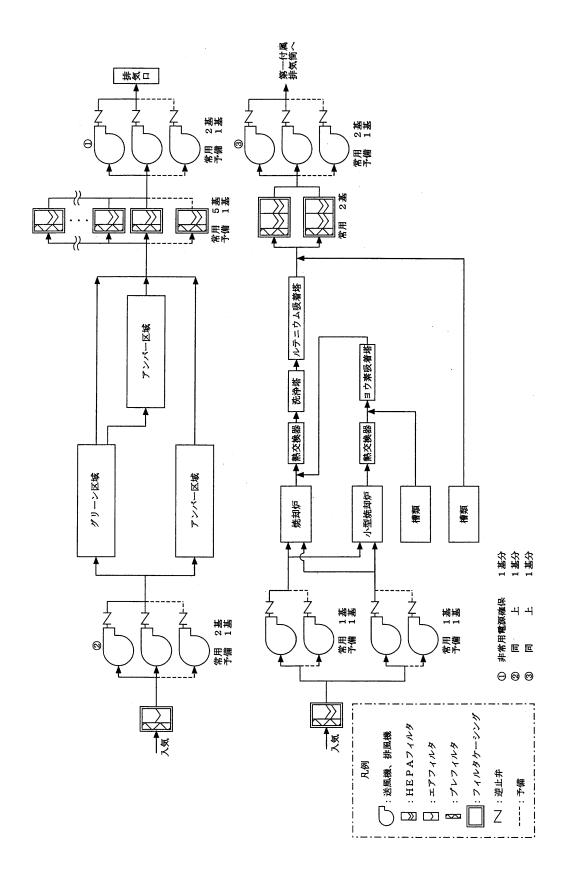


図 9-1 (24) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (焼却施設(IF) 換気系)

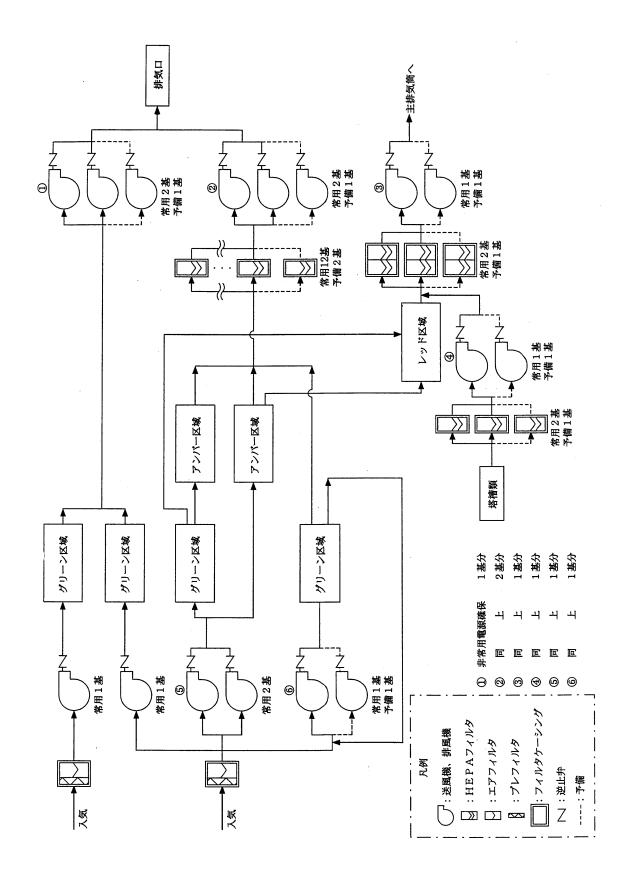


図 9-1 (25) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (分析所(CB) 換気系)

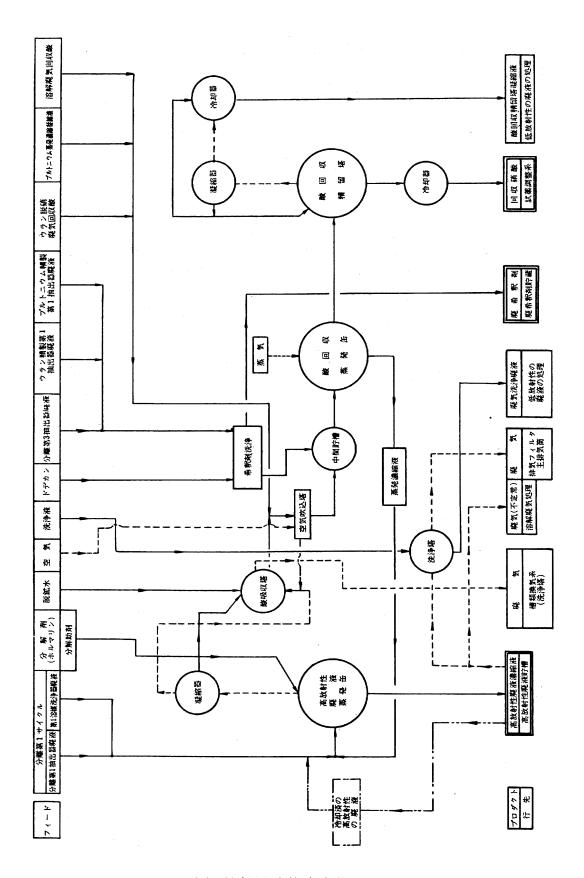


図 9-2 (1) 放射性液体廃棄物の処理フロー

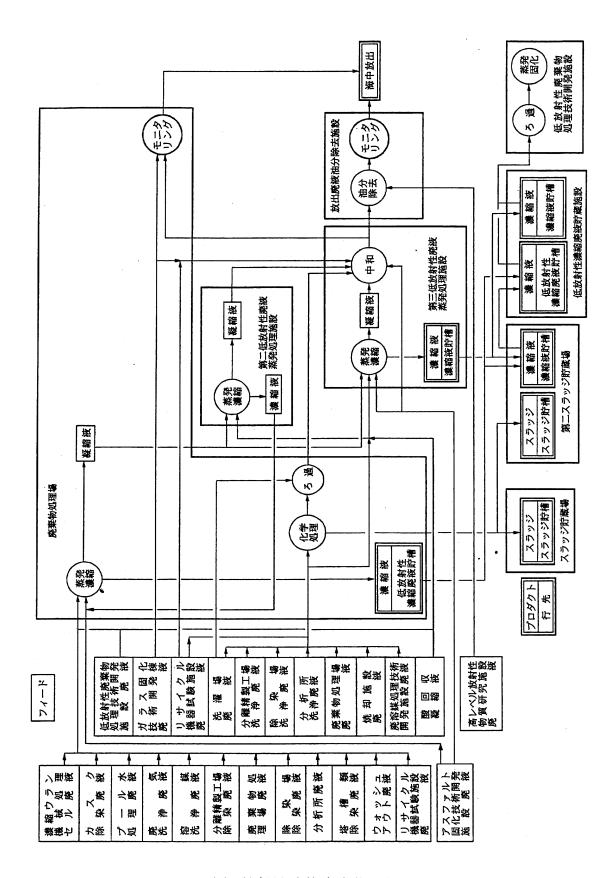


図 9-2 (2) 放射性液体廃棄物の処理フロー

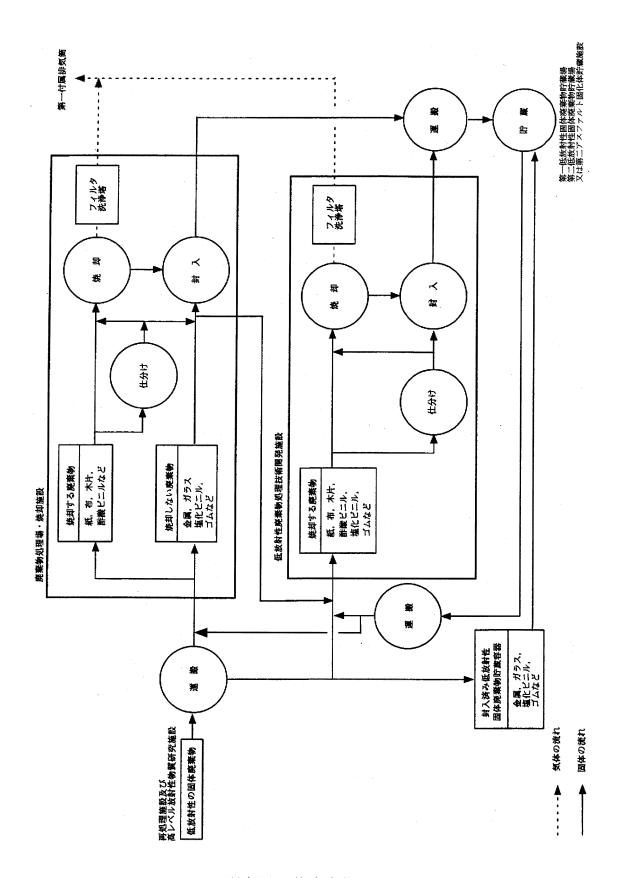


図 9-3 放射性固体廃棄物の処理フロー

十. 廃止措置の工程

再処理施設の廃止措置は、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可 以降、この廃止措置計画に基づき実施する。再処理施設の廃止措置工程を表 10-1 に示す。

先行して使用を取りやめる主要 4 施設である分離精製工場(MP), ウラン脱硝施設(DN), プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)及びクリプトン回収技術開発施設(Kr)における工程洗浄の詳細な方法, 時期については, 平成 29 年度末までに定め, 平成 31 年度以降に廃止措置(工程洗浄, 系統除染等)に着手する。

今後も継続して放射性廃棄物を取り扱う施設では、廃棄物処理を着実に進め、廃棄物の処理フロー等を考慮した上で、所期の目的を完了した施設から順に廃止に移行する。そのため、廃止措置(系統除染)着手の範囲を原則として、高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)、ガラス固化技術開発施設(TVF)、高放射性廃液貯蔵場(HAW)等の高線量の放射性廃棄物を取り扱う施設から低線量の放射性廃棄物を取り扱う施設へと推移していく計画とする。

なお,再処理施設から発生する放射性廃棄物を廃棄体化する高線量系固体 廃棄物廃棄体化施設(HWTF-2)と低線量系固体廃棄物廃棄体化施設(TWTF)を今 後必要な時期に建設し廃棄体化処理を行う。

最終的に管理区域を有する約 30 施設の廃止措置(管理区域解除)が全て完 了するためには,約 70 年の期間が必要となる見通しである。

廃止措置工程における進捗状況等の評価について、廃止措置計画の実施工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定することを再処理施設保安規定に定める。廃止措置の工程の管理及び進捗状況に係る定期的な評価に係る具体的な方法、基準、体制、評価において工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認められたときに行う対応等については、業務計画書に定める。また、業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れなど、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、廃止措置計画の変更に係る必要な措置を行うことを再処理施設保安規定に定める。

展集物及组 条集物的概律 法统并物質 / 编集的的编目 【图4/40 / 系统的设置 【图4/40 / 系统的设置 图4/40 / 系统的设置 本資料は進捗等に応じて適宜見直す 系統除棄 機路解体 建物除降 常理医域解除 ▼ 建整整体 建密路線 S. ALERS ID 表10-1 廃止措置工程表 (遊宣、農業物を受入れ・処理) 整業本に状められる原本の独立に 高か着の在業が必要ないだが。 会か着の在業が必要ないだが。 会をの問題しを指すれて無業本に 複数の複数報差をいの表述した。 (遊覧、施業物を受入れ・貯蔵) (適宜、廃棄物を受入れ・貯蔵) (遊覧、廃棄物を受入れ・貯蔵) 低放射性施强剂理,结构的理 (ATELE_CIP) (AT 高放射性固体廃棄物貯蔵 (2HASWS) アスファルト固化体等貯蔵 (AS1,AS2) 低線量系固体廃棄物廃棄体化施設整備·処理 (TWTF) 低放射性廃棄物処理技術開発施設整備·処理 (LWTF) 高線量系固体廃棄物廃棄体化施設整備·処理 (HWTF-2) スラッジ・廃溶媒貯蔵 (LW,LW2) 雑固体廃棄物貯蔵 (1LASWS,2LASWS) プルトニウム転換技術開発施設(PCDF) 高放射性固体廃棄物貯蔵施設整備 (HASWS·HWTF-1) プルトニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PCDFの貯蔵ホール) クリプトン回収技術開発施設(Kr) アクティブトレンチ(20施設) 分離精製工場(MP) ウラン脱硝施設(DN) ガラス固化処理運転 (TVF) ウラン製品 (UO32UO3.3UO3) 高放射性廃液貯蔵 (HAW) 使用済然料 (MPのプール) 第一付属排気簡 第二付属排気筒 分析所 (CB) 聚染場 (DS) 主排気筒 処分場の立地・整備 対象施設等 貯藏 処理 高放射性 低放射性 角レベル 放射性廃棄物の 処理・貯蔵 使用済燃料・ 核燃料物質の 保管・貯蔵 主要施設の廃止 廃業体化施設 の整備 リスク低減の 取組 その他の 施設の利用

十一. 施設定期検査を受けるべき時期

廃止措置計画認可後,初回の施設定期検査については,認可後速やかに申請し,受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については,技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定める。

- 十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期
 - 1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置

使用済燃料をせん断装置に装荷できない措置を二つ以上講じ、それぞれに 施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行うことを既に再処 理施設保安規定に定めている。

2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すため、工程洗浄を実施 する。

せん断工程のクリーンアップ作業で収集したせん断粉末の処理及び工程内 に残存する核燃料物質を回収することを目的に、一部の工程を作動させ、洗 浄を行う。回収したウラン及びプルトニウム溶液については粉末化する。

工程洗浄は、既に行った「緊急用電源の給電系統の整備」、「全動力電源喪失時の冷却・水素掃気に係る安全対策」に加え、「緊急安全対策設備への被水対策」等の安全対策を行った上で実施する。また、運転を長期停止していたことを配慮し、休止していた設備の点検及び使用する機器の作動確認、整備を実施した後に工程洗浄を開始する。

工程洗浄は平成31年度から平成32年度に実施する計画であり、詳細な方法、時期については平成29年度末までに定める。

十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

1 高放射性廃液

1.1 処理を行う方法

高放射性廃液は,高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽からガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の受入槽に受け入れ,必要に応じて組成調整や濃縮を行ったのち溶融炉へ送りガラス原料とともに溶融し,ガラス固化体容器に注入し固化する。注入後,蓋を溶接し保管する。

処理においては,事業指定申請書に記載している安全対策に加え,今後, 再処理維持基準規則を踏まえ,必要な安全対策を行う。

1.2 処理を行う時期

ガラス固化技術開発施設(TVF)における高放射性廃液のガラス固化処理 は平成28年1月に再開しており、今後、処理期間の短縮のため、運転体制 を現在の4班3交替から5班3交替にするための要員補強及び固化セル内 で実施する大型機器等の解体作業を4班3交替で行うための要員補強を行 い、平成40年度末までの終了を目指す。

2 廃溶媒

2.1 処理を行う方法

廃溶媒は、廃棄物処理場(AAF)の廃溶媒・廃希釈剤貯槽及び廃希釈剤貯槽、スラッジ貯蔵場(LW)及び廃溶媒貯蔵場(WS)の廃溶媒貯槽から廃溶媒処理技術開発施設(ST)の受入貯槽へ受け入れ、第1抽出槽、第2抽出槽及び第3抽出槽でTBPとドデカンに分離し、TBPはプラスチック固化体としたのちアスファルト固化体貯蔵施設(AS1)又は第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)へ送り貯蔵する。固化方法としては、エポキシ樹脂、硬化剤及び添加剤と混合して固化体とする。ドデカンは焼却施設(IF)へ送り小型焼却炉で焼却する。処理に伴い発生するリン酸廃液は、低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)にてセメント固化処理する。

処理においては,事業指定申請書に記載している安全対策に加え,今後, 再処理維持基準規則を踏まえ,必要な安全対策を行う。

2.2 処理を行う時期

廃溶媒の処理は低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性濃縮廃液等の処理を開始した後に行うことから、処理を行う時期については平成34年度を目途に定め、廃止措置計画の変更認可を受ける。

3 低放射性濃縮廃液等

3.1 処理を行う方法

低放射性濃縮廃液及びリン酸廃液を低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)から低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に受け入れ、沈殿剤を用いたろ過処理、吸着処理、硝酸根分解処理、蒸発濃縮処理及びセメント固化処理を行う。具体的な処理を行う方法については平成32年度を目途に定める。

3.2 処理を行う時期

低放射性濃縮廃液等の処理は低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備・セメント固化設備の設置後に行うことから,処理を行う時期については平成34年度を目途に定める。

添付書類

- 一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明 らかにする資料
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 四 廃止措置中の過失,機械又は装置の故障,浸水,地震,火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類,程度,影響等に関する説明書
- 五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書
- 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 九 品質保証計画に関する説明書
- 十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書
- 十一 特定廃液の固形化その他の処理の工程に関する説明書

添付書類 一

既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料

現在、再処理設備本体には回収可能核燃料物質が残存している。

今後,平成31年度から平成32年度に工程洗浄を実施し,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すことから,工程洗浄が終了した後,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする。

添付書類 二

廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業 区域図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置対象施設を図 2-1-1 に示す。

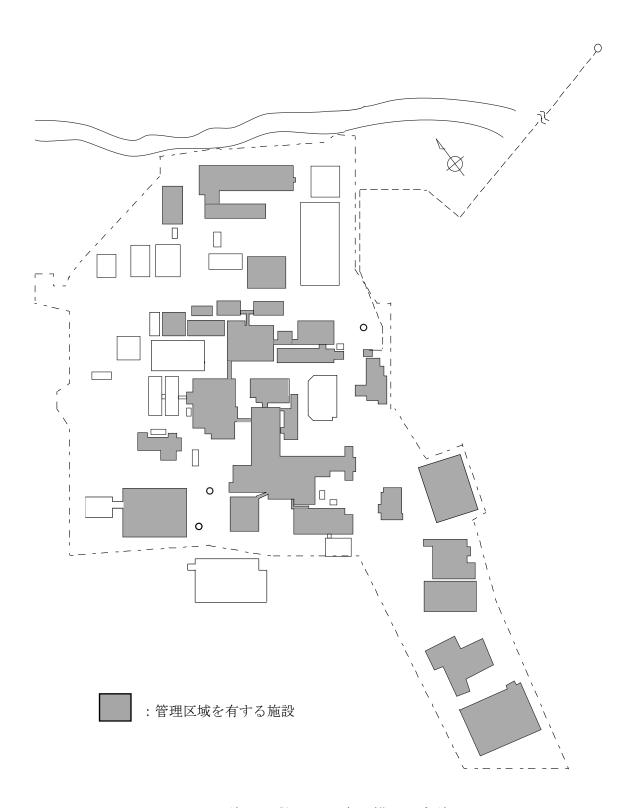


図 2-1-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置図

添付書類 三

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

1 放射線管理

一般公衆に対する安全確保及び放射線業務従事者の放射線被ばく低減対策等を図るため,区域管理,施設内及び施設外の放射線モニタリング,被ばく管理,出入管理及び搬出物品管理等の放射線管理は,これまでと同様に,原子炉等規制法等の関係法令を遵守し,管理目標値等を定めた再処理施設保安規定に基づいて実施する。

また,「四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に記載のとおり,過去のトラブル等の経験を十分踏まえた上で,放射性物質の施設内外への漏えい防止及び拡散防止対策,被ばく低減対策を講じる。

なお,放射線管理は,廃止措置対象施設の管理区域解除までの期間において実施し,その期間中,放射線管理に必要な設備・機器等を維持管理することとする。

1.1 作業環境の放射線管理

主要4施設の解体準備期間においては、再処理の運転時から継続して安全確保上必要な機能を維持管理しつつ、主に工程洗浄、系統除染及び施設の汚染状況調査を実施することを計画しており、管理区域において解体作業は行わない。これらの作業は、これまでの維持管理において実施してきた同種作業であり、再処理施設の供用期間中と同様に再処理施設保安規定に基づき放射線管理を適切に行う。

主要 4 施設の機器解体期間以降も同様の管理を行うこととするが、特別な管理を必要とする場合には、廃止措置計画に反映し廃止措置計画の変更認可を受ける。

(1) 線量率

管理区域内の線量率は,放射線業務従事者が頻繁に立ち入る場所について,定期的に線量率を測定し,異常のないことを確認する。

放射性廃棄物の移動又は特別な作業がある場合、その都度線量率を測定し、安全確保のために必要な措置を講じる。

(2) 表面汚染

放射線業務従事者が頻繁に立ち入る場所の管理区域内の床、機器等の放射性物質の表面密度は、定期的に定点をスミヤ法によって測定し、異常のないことを確認する。また、表面汚染の発生するおそれのある作業等を行う場合は、必要に応じて直接法を併用して汚染の管理を行う。

(3) 空気汚染

管理区域内の空気中の放射性物質の濃度は、ダストモニタ等によって作業中連続して監視する。また、空気汚染の発生するおそれのある作業等を

行う場合は、必要に応じて汚染拡大防止囲いを設置するとともに、可搬型 ダストモニタを適宜配置し、作業環境の空気中放射性物質の濃度を連続監 視する。

1.2 被ばく管理

作業を実施するに当たっては、事前に詳細な作業分析を行い、効率的な作業手順、放射線防護方法(防護具の使用等)、モニタリング方法等を決定し、放射線業務従事者の被ばくの低減を図る。

特殊放射線作業における個人の外部被ばくによる実効線量は,個人線量計等で測定する。内部被ばく線量は,必要に応じてホールボディカウンタ等により測定する。また,作業に当たっては放射線業務従事者の線量限度を超えないように管理する。

1.3 放射線業務従事者の出入り及び搬出物品の管理

(1) 出入管理

放射線業務従事者に対しては,作業開始前に当該作業について指示及び 教育訓練を行い,管理区域内遵守事項を徹底させ作業の安全を図る。

管理区域に立ち入るときは、個人線量計及び防護衣等の作業上必要な防護具を着用して作業を行う。また、管理区域から退出するときは、ハンドフットクロスモニタ等によって身体表面及び衣服の汚染検査を行い、放射線業務従事者の被ばく防護、管理区域外への汚染の拡大防止を図る。汚染が検出された場合は、汚染除去等必要な措置を行う。

(2) 搬出物品管理

管理区域から物品を搬出するときは、放射性物質の表面密度を測定し、 再処理施設保安規定に定める基準を超えた物品を持ち出さないよう管理する。

1.4 一時的な管理区域の設定及び解除

(1) 一時的な管理区域の設定

管理区域以外の区域における空気中放射性物質濃度又は放射性物質の表面密度等が法令に定める値を超えるか、又は超えるおそれがある場合は、汚染拡大防止に必要な措置を講じた上で、対象区域を再処理施設保安規定に基づき一時的な管理区域として設定する。設定した一時的な管理区域は、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する等の措置を講じる。

(2) 一時的な管理区域の解除

(1)で設定した一時的な管理区域の空気中放射性物質濃度又は放射性物質の表面密度等が法令で定める値以下であることを確認した場合は、解体状況等を考慮してその設定を解除する。

1.5 周辺環境の放射線管理

排気モニタにて排気中の放射性物質の濃度を監視し,万一,放射性物質の 放出を伴う異常が発生した場合には,敷地周辺の放射線測定,環境試料の採 取・測定等を行う。

2 被ばく評価

主要4施設での解体準備期間における放射線業務従事者及び公衆被ばく評価は、以下のとおりである。なお、主要4施設の機器解体期間以降の被ばく評価については、解体準備期間に実施する施設の汚染状況の調査結果を踏まえた機器解体の工法及び手順に基づく被ばく評価を実施し、廃止措置計画を変更する。また、主要4施設以外の施設における廃止措置による被ばく評価についても、

また,主要4施設以外の施設における廃止措置による被ばく評価についても, 各施設の所期の目的を完了した時点で被ばく評価を実施し,廃止措置計画を変 更する。

2.1 放射線業務従事者の被ばく

主要 4 施設での解体準備期間においては, 再処理の運転時から継続して安全確保上必要な機能を維持管理しつつ, 主に工程洗浄, 系統除染及び施設の汚染状況調査を実施することを計画しており, 原則として管理区域において解体作業は行わない。これらの作業は, これまでの維持管理において実施してきた同種作業であり, 再処理施設の供用期間中と同様に再処理施設保安規定に基づき放射線管理を適切に行い, 被ばく低減を図る。

2.2 公衆の被ばく

主要 4 施設での解体準備期間においては,工程洗浄及び系統除染を実施するが再処理運転中よりも放射性物質の取扱い量が少ないこと,原則として管理区域における解体作業は実施せず,汚染された機器の切断に伴う粉じんの舞い上がりはないことから,放射性気体廃棄物の放射能量の増加はない。また,工程洗浄及び系統除染に伴い発生する放射性液体廃棄物は,ガラス固化処理等に伴い発生する放射性液体廃棄物とともに,放射能濃度に応じて適切な処理を行い,放射性液体廃棄物の放出量が再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。

一方,解体準備に伴い発生する放射性固体廃棄物は,放射性廃棄物の廃棄 施設に搬出し,既存の放射性廃棄物の貯蔵施設で再処理施設の供用期間中と 同様に貯蔵容量以下で保管する。以上のことから,再処理事業指定申請書に 記載している公衆被ばくの評価値に影響はない。

添付書類 四

廃止措置中の過失,機械又は装置の故障,浸水,地震,火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類,程度,影響等に関する説明書

1. 基本方針

再処理施設の廃止措置期間中において,過失,機械又は装置の故障,浸水,地震,火災等があった場合に発生すると想定される事故(重大事故等,大規模損壊に係るものを含む。)に対して,設備,体制も含めて事故時対応が適切に実施され,できる限り事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制できることを確認する。

1.1 重大事故等に対して

- (1) 再処理施設においては、重大事故等に対処するために必要な以下の措置を講ずる。
 - ① 重大事故等の発生を防止するための措置
 - ② 当該重大事故等の拡大を防止するための措置
 - ③ 事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するための措置
- (2) 再処理施設において,重大事故等に対処する措置の有効性評価の目的は,以下のとおりである。
 - ① 重大事故等の発生を防止するために講ずる措置の妥当性の確認
 - ② 当該重大事故等の拡大を防止するために講ずる措置の妥当性の確認
 - ③ 事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために講ずる 措置の妥当性の確認
- (3) 重大事故等に対処する措置の有効性は、事業指定基準規則及びその解釈に基づき判断する。

1.2 大規模損壊に対して

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模損壊が発生した場合における体制の整備に関し、以下の項目に関する手順書を整備するとともに、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。

- (1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- (2) 大規模損壊発生時における放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関すること。

2. 事故の選定

想定される事故(重大事故等,大規模損壊に至るものを含む。)は,廃止措置の段階によって異なることから,各段階で取り扱う放射性物質の核種,濃度,状態に応じて選定するものとする。

高放射性廃液の貯蔵,ガラス固化処理,低放射性廃棄物の処理等を継続する工程については,事業指定申請書等で定めた事故対策を継続するとともに,再処理維持基準規則を踏まえた事故対策の検討を進めることとし,平成29年度末までに想定される事故の選定を実施する。

想定される事故の選定については、再処理施設の事業指定申請書に記載している事故及び再処理規則において定義されている重大事故から、発生し得る事故を抽出する。その際には、地震、津波等の想定事象に耐えられない設備の機能喪失を考慮するものとする。

また、建家・構築物、機器が損壊に至る大規模損壊の発生要因としては、 故意による大型航空機の衝突以外に大規模な自然災害が考えられることから、想定を超える自然災害が発生し得る自然事象の選定を行う。なお、大規模な損壊によりアクセス性及び作業環境が著しく低下することを考慮するものとする。

なお,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄において想定する事故については,平成29年度末までに定める工程洗浄の方法を踏まえて平成30年度末までに選定するものとし,系統除染及び機器解体の工程で想定する事故についても,その方法を定めた時点で選定する。

3. 事故の程度, 影響等

高放射性廃液の貯蔵,ガラス固化処理,低放射性廃棄物の処理工程等で想定される事故への対策の有効性評価及び影響評価の詳細については,事故シナリオを策定した上で,平成30年度末までに実施する。再処理施設では,福島第一原子力発電所における事故を踏まえた緊急安全対策及び安全性に関する総合的評価等を実施してきている。これらを踏まえた事故影響等の概略,優先して実施すべき工程については以下のとおり。

なお,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程で想定する事故,系統除染及び機器解体の工程で想定する事故への対策の有効性評価及び影響評価については,別途,事故選定及びシナリオ策定を行なった上で実施する。

3.1 過失

(1) 事故影響等の概略

性能維持施設は,運転員の誤操作を防止するため,配置,区画,識別表示,施錠等の措置を講じているものの,高放射性廃液等のリスクの高い放

射性物質を保有する施設において、運転員の誤操作により崩壊熱除去機能 及び水素掃気機能が停止する可能性があるが、警報等による検知後、運転 員が手動で崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を維持することができる。

(2) 優先して実施すべき工程

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する施設において,過 失に係る安全対策を平成30年度末までに整理する。

3.2機械又は装置の故障

(1) 事故影響等の概略

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する施設において,重要度の高い施設の動的機器の多くが多重化されているものの,一部(冷却系統の動的部分等)で多重化がなされておらず,単一故障により安全機能が失われる可能性があるが,単一故障による安全上重要な施設の同時損傷を考慮した場合でも,崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機*1,可搬型空気圧縮機*3及び可搬型給水設備*1を配備している。

(2)優先して実施すべき工程

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する施設において,重要度の高い施設の動的機器のうち,一部多重化がなされていない設備について,対策の基本計画を取りまとめたうえで,平成30年1月頃までに設計の仕様を決定する。

3.3 浸水(津波)

(1) 事故影響等の概略

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する建家の開口部には、暫定津波シミュレーションでの高放射性廃液貯蔵場(HAW)の浸水深さである T.P.+12.8mを超える高さである T.P.+14.4mまで浸水防止扉を設置*1している。一方、高放射性廃液貯蔵場(HAW)に非常用電源を供給する第二中間開閉所及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟に非常用電源を供給するガラス固化技術開発施設(TVF)管理棟については、T.P.+約8~11mまでの浸水防止対策を実施*1しているものの、これを超える津波が襲来した場合に電源供給機能を維持できない可能性がある。このため、可搬型発電機を津波襲来のおそれのない高台(T.P.+約18m)に配備しており、分離精製工場(MP)、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)、高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF) 開発棟の緊急電源接続盤を経

由して、崩壊熱除去及び水素掃気機能を有する設備に給電できる対策^{*1} としている。また、可搬型発電機から緊急電源接続盤までの給電ケーブルについては、既に敷設しているものの、不測の事態に備え予備ケーブルも配備している。さらに、非常用発電機用燃料貯蔵設備については、津波襲来のおそれのない高台に設置^{*1} しており、漂流物等により敷地内のアクセス性が低下した場合に備え、漂流物撤去用の重機も配備^{*2} している。

(2)優先して実施すべき工程

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する建家については、現在実施している津波に対する影響評価結果を踏まえて、平成30年1月頃までに対策の基本計画を取りまとめる。

3.4 地震

(1) 事故影響等の概略

耐震重要施設の耐震性について、高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する機器・配管系、それを内包するセル、建家は、これまで実施した暫定基準地震動に基づく評価から十分な安全裕度を有しており^{※4}、安全機能を確保できる見通しである。

一方,高放射性廃液貯蔵場(HAW)に非常用電源を供給する第二中間開閉所,ガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟に非常用電源を供給するガラス固化技術開発施設(TVF)管理棟並びに蒸気及び水を供給する既存の設備については,基準地震動に対して基礎杭も含め耐震性が不足する見通しであるが,耐震補強対策をしなくても安全機能を確保できるよう可搬型給水設備^{*1},可搬型蒸気供給設備及び可搬型発電機^{*1}を配備している。

(2)優先して実施すべき工程

高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の周辺の地盤については、基準地震動により液状化が発生し、トレンチ等に影響を及ぼすおそれがあり、地盤改良等の対策を検討する必要がある。第二付属排気筒については、脚部を補強することで耐震 S クラスとしての耐震性を確保できる見通しである。主排気筒については、上位波及の観点から耐震補強が必要となる見込みである。これら耐震補強の仕様を平成30年3月頃までに検討する。

3.5 竜巻

(1) 事故影響等の概略

竜巻飛来物対策として,大きな影響を及ぼすおそれのある飛来物候補に

対し、移設や固縛等の対策を行うことにより、高放射性廃液等のリスクの 高い放射性物質を保有する機器・配管系、それを内包するセルは、竜巻に よる損傷を防止できる見通しである。

また、屋上に設置している冷却設備については、設計飛来物により損傷する可能性があるが、竜巻防護対策(防護ネット等の設置)を施し、飛来物からの損傷を防ぐ場合、重量の増加により建家の耐震性が確保できない可能性があることから、可搬型給水設備を配備^{※1}しており、高放射性廃液を取り扱う高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の一次冷却系に給水^{※3}することにより、崩壊熱除去機能を回復できる対策としている。さらに、貯槽内への直接注水、高放射性廃液のセル内漏えいを考慮したセル内への注水^{※3}ができる対策としている。

(2)優先して実施すべき工程

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する施設において,重要度の高い施設のうち,外壁付近に設置した一部の機器については,設計飛来物による外壁の破損及び窓の貫通に伴い,損傷する可能性があることから,竜巻飛来物衝突解析を踏まえて,平成29年10月頃までに建家開口部の飛来物防護設計の仕様を検討する。

3.6 火災等

(1) 事故影響等の概略

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する施設において,重要度の高い施設の多くが多重化されているものの,同一区画内に狭い距離間隔で配置されている機器等があり、火災・溢水(没水や被水)の影響により多重化された設備の安全機能が同時に失われる可能性があるが、崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を維持できるよう可搬型発電機^{※1}、可搬型空気圧縮機^{※3}及び可搬型給水設備^{※1}を配備している。

(2)優先して実施すべき工程

高放射性廃液等のリスクの高い放射性物質を保有する施設において,重要度の高い施設のうち,同一区画内の狭い距離間隔で多重化・配置されている設備については,火災・溢水(没水や被水)の影響により安全機能が同時に失われる可能性があることから,対策の基本計画を策定し,平成30年1月頃までに設計の仕様を決定する。

4. 設計,設備配備等のスケジュール

再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の検討を進め、平成29年度末ま

での設計内容を踏まえて対策の可否を判断するとともに、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の実施範囲及び実施内容を定める。その内容を踏まえて詳細設計を進め、安全対策の詳細内容については、遅くとも平成31年度末までに定める。その際、再処理維持基準規則により難い特別な事情があり、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策を実施できない場合については、必要に応じて可搬型設備等の代替策により安全機能の維持や回復を検討するとともに、その事情を明確にする。

当該スケジュールを表 4-1-1 に示す。ただし、スケジュールについては進 捗等に応じて適宜見直すものである。

5. 影響評価のスケジュール

事業指定基準規則等を踏まえて、高放射性廃液の貯蔵、ガラス固化処理、低放射性廃棄物の処理工程等で想定される事故選定及び影響評価を平成 30 年度末までに実施する。当該スケジュールを表 4-1-2 に示す。

なお,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程で想定する事故,系統除染及び機器解体の工程で想定する事故への対策の有効性評価及び影響評価については,別途,事故選定及びシナリオ策定を行なった上で実施する。

6. 引用

- ※1 平成23年福島第一・第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の 緊急安全対策に係る実施状況報告について 独立行政法人日本原子力研究開発機構 平成23年5月31日
- ※2 原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏ま えた再処理施設における措置の実施状況報告書 独立行政法人日本原子力研究開発機構 平成 23 年 6 月 22 日
- ※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた東海再 処理施設の安全性に関する総合的評価の結果について 独立行政法人日本原子力研究開発機構 平成 24 年 4 月
- ※4 東海再処理施設の高放射性廃液の貯蔵リスク低減計画及び高放射性廃液 のガラス固化処理に要する期間の短縮計画 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 平成 28 年 11 月

表4-1-1 設計、設備配備等のスケジュール

| | 节 | | 計 | 平成29年度 | | 11年20年 | 计计计计 | Ħ |
|----------|-------------------------|------------|---------------------------------|---------------------------------------|----------------|--|----------|-------------------------------|
| | П Ж | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | - | 女十 | 九三 |
| 炉 | ・ 予備ケーブルの配備 (unw) | | | | 7.重用鼠份 | | | |
| | | | 動力分電聯~負荷側 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 予備ケーブルの配備 | | | | □ ○ 設置 ○ 運用 | 運用開始 | | |
| | (TVF) | 仕様·対策検討 | YMAN . | 動力分電盤~負荷側 | 訓練等 | | | |
| | 1. 电影型影器 化苯苯 | | 設備仕様等の決定 | | 一部運用開始 | | | |
| • | りが全み第0人が入し | | | 配備数の拡充及び分散配備 | | | | |
| | T≑u≑ | | → 対策の基本計画取りまとめ | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | | 20 | で年度に行う詳細設 |
| | - EXE | 詳細設計 1 火災対 | 火災対策、溢水対策(配管耐震評価)、 | 『価〕、安重の2重化及び系統分離、制御室の居住性等 | 、制御室の居住性等 | | uliuz_ | 計工に反映 |
| | 地震対策 | | 配備の基本計画取りまとめ | | 配備場所及び補強対策の決定 | | 20 | 次年度に行う事故対 |
| | (事故対処設備) | | 事故対処設備の配備検討 | 処設備の配備検討/配備場所の地盤安定性評価等 | | | <u> </u> | □設備の設計に反映 |
| 丢 | 建家 神震評価 | 補強の | 機器配管類評価用 横強の要否決定 地震動(床応答)の作成 | | | | <u> </u> | 必要に応じて次年度に 行う補強設計に反映 |
| 脈丸 | | | · 建多 | 建家等の耐震評価 | | | | |
| 2 紙 | 機器配管類 | | <u> </u> | #強対 床応答 | 補強対策の決定 ✓ ✓ | | , A. | 必要に応じて次年度に |
| | の画演評価 | | 機器配管 | ▼ 機器配管類の耐震評価 | | | <u> </u> | 1つ補強設計に及映 |
| 津波 | 建家の | | | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | / 対策の基本計画取りまとめ | Q 83 | | |
| 衣册 | 影響評価 | | 建家(| 建家の影響評価 | | | | |
| (| | | ── | 回とりまとめ | | | | |
| | | | 建家屋外/屋上スラブ | 建家屋外/屋上スラブへの竜巻飛来物衝突解析 | | | | 大田 一分・本田 がままな |
| 49# | その他自然災害対策(竜巻) | (| | ▽ 対策仕様の検討 | | | N IIII | ペイダイングネグ 計している まつまましん 野に 万野 |
| | | | 建家開口部 | 建家開口部の飛来物防護設計 | | | | |
| 1 | ト記を踏まえた詳細設計 | | | | | 新特益勝 縣 | | |
| ŧ | ころ は 日 りっこう・ロー いかにしろ に | | | | • | T 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 | | 1 |
| | | | | | メケジュー. | いについては進捗等 | このじて適 | スケジュールについては進捗等に応じて適宜見直すものである。 |

表4-1-2 影響評価のスケジュール

| Ę Į | | 平成29年度 |)年度 | | 计记录 | 井 |
|--------------------|-------|--------------|--------------------|---------------|-------|--------------------------|
| 祖日 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 干冰の牛虎 | 富力 |
| 想定事象の選定 | | | | | | |
| | | 想定事象の選定 | の選定 | | | |
| 想定事故のシナリオ作成 | | | | | | 想定している事故のシ ナリオを整理 |
| | | | 事故のシナリオ作成 | | | |
| 事故対策の選定 | | 配備の基本計画取りまとめ | | 配備場所及び補強対策の決定 | | 事故のシナリオ、規模 等を踏まえて必要な設 |
| | | - | 事故対策の選定 | - | | 備数や仕様を決定 |
| 事故対策の有効性評価 | | | | | | 選定する事故対策が 有効であるか確認 |
| | | | 有効性評価 | : 計 (田) | | |
| 居住性及び事故対策等に対って多数語が | | | | | | 居住性や事故対策等 を実施するうえでの影 |
| 三二甲一八ろう・ヘ | | | 居住性及び事故対策等に対する影響評価 | 等に対する影響評価 | | 響について確認 |
| | | | | | | |

なお、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す段階,系統除染及び機器解体の段階で想定する事故については,その方法を定めた時点で改めて選定するものとする。 スケジュールについては進捗等に応じて適宜見直すものである。

添付書類 五

使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に 関する説明書 再処理施設においては、化学形態、物理形態の異なるウラン、プルトニウム や核分裂生成物の放射性物質が、機器内表面に付着し、再処理施設各工程に分 散して存在しており、放射性物質の取り扱いによって汚染が考えられる区域は、 管理区域に設定し管理している。特に放射能濃度が高い放射性物質を内包する 設備、機器等が設置されているレッド区域等は、比較的放射能レベルが高い汚 染がある。

今後,適切な解体工法・手順及び一般公衆等の被ばく線量評価に資するため, 再処理施設の特徴を考慮して残存する放射性物質の核種組成,放射能量及び施 設内分布を機器解体に着手するまでに評価する。

なお,使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布は,廃止措置を進める各 段階において,汚染状況の調査等を実施して評価精度の向上を図っていく。

添付書類 六

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に 関する説明書 再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。廃止措置期間中に性能を維持すべき施設の維持管理を表 6-1-1 に示す。詳細な設備及び維持すべき期間については平成 29 年度末までに定める。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (1/147)

| 維持すべき期間 | | 分離精製工場の管 | 理区域解除まで | | | | 三章》 三菱然田 出 | 毎五谷家 卒の 裏日 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ | う その 6 「 足 *// | | | 系統除染が完了す | るまで |
|---------|---|--|-----------------|--|---------------------|--------------------------|---------------------------|--|--------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 要求される機能 | | 77 277 | • 閉じ込めの機能 | | | | 计日子 医骨头田虫 | • 使用符為科切斯威加 | 双寺 | | | ・問いコネの機能 | • 闭し込めが機能 |
| 点 検 項 目 | (1) シャッタ扉(211-6, 7)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック機能を確認する。 | (2) トラップ 扉(211-2)とトラップ 扉(211-8, 9)の | インターロック機能を確認する。 | (3) トラップ扉(211-8, 9)とシャッタ扉(211-6, 7), トラップ扉(211-2) のインターロック機能を確認する。 | 濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器に供給さ | れるプール水の流量が 170m³/h 以上及び冷 | 却水の流量が 200m³/h 以上であることを確認 | 42. | 予備貯蔵プールの熱交換器に供給される | プール水の流量が 170m³/h 以上及び冷却水 | の流量が 200m³/h 以上であることを確認する。 | 台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)の | インターロック機能を確認する。 |
| 設備名称等 | | (7) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | | | | か 野蔵プール熱交換器 す の | | | | | | | 4 |
| 設值 | | | | | 分離精製工場 (MP) | | | | | | | ガラス固化技術開発施 | 設(TVF) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (2/147)

| 設備名称等 | 1 秋等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------------|-----------|--------------------------|----------------|-----------------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | これ(な)アトス 44 6万 | |
| | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・久火寺による垻衙の氏に | 公 解 非 制 工 相 分 缀 |
| 分離精製工場 (MP) | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | 別山・間にはその縁色 | 万略有数十多り百里以本の存金の |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | ・形し込みの後形・海(一) | 用ろ麦弄茶おご |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | · 文 | |
| | | するとともに,建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 日本出兴省大品井中 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・問いるその統約 | 高放射性廃液貯蔵 |
| 可及为1年年仅5月晚多/11/11/11/11 | 建家及びセル換気系 | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | ・五つ公のの後間は | 場の管理区域解除 |
| (IIAW) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | · 承 | でま |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに,建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (3/147)

| | また 維持すべき期間 | | | ф Э | | | | | | | | | | 型 里娥 6 岩斗之 | | ラ光を世 | | | |
|---|------------|----------------------|------------------------|-----------------------|---|------------------------|-----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---|-----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
| _ | 要求される機能 | | | 7日 イ ユ イ(34)>>>・コ | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 列山、間にはその縁色 | | • 家 | | | | | | . 目 | ・ 五 し 次 め し 次 数 5 次 5 次 5 次 5 次 5 次 5 次 5 次 5 次 5 次 | • 家 风 | | | |
| | 点 検 項 目 | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、 | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、 | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 |
| | 設備名称等 | | | | | 建家及びセル換気系 | | | | | | | | | 建家及びセル換気系 | | | | |
| | 設備 | | | | | 廃棄物処理場(AAF) | | | | | | | | | 分析所 (CB) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (4/147)

| 設備名称等 | 1 秋等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|-----------|--------------------------|--|----------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・間にはその統約 | 第二低放射性廃液 |
| 另一场及为1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4 | 建家及びセル換気系 | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | ・ 五 し 込め り 後 貼・ 本 一 任 | 蒸発処理施設の管 |
| (F) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 承 次 | 理区域解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、 | | |
| | | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 2. 2. 2. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・間にはその統約 | 第三低放射性廃液 |
| 形二场及为1年的绞绕用 品在第7.2 | 建家及びセル換気系 | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | ・ 五 し 込め り 板 貼・ 本 一 作 | 蒸発処理施設の管 |
| (7) (7) (7) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | * | 理区域解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに,建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (5/147)

| 設備名称等 | 5称等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|--------------------------|-----------------|-------------------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 4 日 東 京 京 上 京 京 上 市 市 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・問い、スター協会 | 放出廃液油分除去 |
| 以山流依在万京古地政(2)(2) | 建家換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | ・五つ公のの後間は | 施設の管理区域解 |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | • 文 | 察まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | に然なってもほの | |
| | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | • 火火寺により損場の | 网络节四样出分数 |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | 初出、間にはその素色 | 第6条列 関後の E 国际技術のよ |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | _ | 用乙刻群形といれる |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | • 文 | |
| | | するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (6/147)

| 設備名 | 設備名称等 | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------|-----------|--------------------------|---------------|-----------------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 第一 と に … 沈 昭 幕 苗 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | . 問心江光の機能 | 第二スラッジ貯蔵 |
| 形 (1 mo) | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | ・五つ公のの後間は、本一年 | 場の管理区域解除 |
| (LWZ) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | · 尽 | でま |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | · 問いいみを総合 | 0 作 界 兒 兒 八 只 兄 |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 建家換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | ・百つ公の公政語・審・価 | ンノン発品を受ける。 |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | · 文 | 日本の多年がより |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (7/147)

| | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す ・ 排気系統に漏れ等がなく健全であること。 建家換気系 ま常電源時の送・排風機の起動順序を確認す ・ 閉じ込めの機能 焼却施設の管理区 建家換気系 るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・ 換 気 域解除まで 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ままた、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・ 換 気 域解除まで | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す を表及びセル換気系 るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま 作、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 推風機故障時の予備機への自動切替を確認 するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま 非風機故障時の予備機への自動切替を確認 するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま |
|----|---|---|
| 設備 | 炼劫施設(IF) | 第二高放射性固体廃棄 物貯蔵施設 (2HASWS) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (8/147)

| 設備名称等 | 3称等 | 点 檢 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|-----------|--------------------------|------------------|----------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| レンレンシー田が出出 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | . 開心は水の機能 | アスファルト固化 |
| スノノノア 回口が出来 (ven) | 建家及びセル換気系 | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | ・利し公文の後間 | 処理施設の管理区 |
| 加成文(ASF) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | · 读 | 域解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| レンレンに、上田分末別 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | . 開心は水の機能 | アスファルト固化 |
| - イノノノ 回 T D 予 K T M T M T M T M T M T M T M T M T M T | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | ・ 予 C 公文の独語・ 本 一 | 体貯蔵施設の管理 |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | · 文 | 区域解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (9/147)

| 設備名称等 | 1 秋等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|-----------|--------------------------|--------------|----------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | に気がなっている。 | |
| 医诊样的 曲柱涂围 改佐 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・次次寺による垻衙の氏に | 廃溶媒処理技術開 |
| 用布莱洛油技术用的品品。 (5.1) | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | 別正. 問心はその核色 | 発施設の管理区域 |
| (21) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | _ | 解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | · 文 | |
| | | するとともに,建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 石井田東鈴塚浜田井井 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・問いるその統約 | 低放射濃縮廃液貯 |
| 心及的使相连权对规则 | 建家及びセル換気系 | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | ・五つ公のの被形を一番を | 蔵施設の管理区域 |
| 京文(LWSF) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 文 英 | 解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに,建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (10/147)

| 維持すべき期間 | 高放射性固体廃棄 物貯蔵庫の管理区 | 城解除まで | | で パ パ り り り り り り り り り り り り り り り り り | 第一/ イノアルト 田 7 米 野 耕 井 売 の | 回行や対例を受りる | 日年乙ダ群ダおく | |
|---------|--|------------------------|----------------------|--|---------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
| 要求される機能 | . \ | · 凤 | | | ・閉じ込めの機能 | · 凝 须 | | |
| 点檢項目 | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 するとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、 | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 |
| 設備名称等 | セル換気系 | | | | 外世界。不然为此由 | 年冬久() ドア牧丸ボ | | |
| 設備 | 高放射性固体廃棄物貯 | 蔵庫(HASWS) | | | 第二アスファルト固化 | 体貯蔵施設 (AS2) | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (11/147)

| 維持すべき期間 | | | | ガラス固化技術開 | 発施設の管理区域 | 解除まで | | | |
|---------|----------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|--|-----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
| 要求される機能 | | | | 開いてもの数分 |) | · 文 | | | |
| 点検項目 | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、 | また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 |
| 設備名称等 | | | | 11.7日七十名目 24.4 | ルノへ回じなM 囲 発 個 は家及びセル換気系 == /********************************** | EX (IVF) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (12/147)

| | 5 秋等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------------|-----------|--------------------------|--|----------|
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、ま | | |
| | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| プレーセン計権対策 | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・開ごはみの縁釣 | プルトニウム転換 |
| ノアトーン 4 財象技術 間繁体語(PCPE) | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | ・ 五 し 込め り 後 貼・ 本 一 任 | 技術開発施設の管 |
| 用光旭政 (rcnr) | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | 承 次 | 理区域解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、 | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| | | 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | | |
| | | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | | |
| | | た、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |
| 田光井四つ、『パニュ | | 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認す | ・間にはその統約 | クリプトン回収技 |
| ンソントノ回収技が囲みなが用を対している。 | 建家及びセル換気系 | るとともに, 建家内の負圧バランスが保たれ, ま | ・ 五 し 込め り 板 貼・ 本 一 作 | 術開発施設の管理 |
| 光周改 (NY) | | た,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | * | 区域解除まで |
| | | 排風機故障時の予備機への自動切替を確認 | | |
| | | するとともに,建家内の負圧バランスが保たれ, | | |
| | | また,排気系統に漏れ等がなく健全であること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (13/147)

| 設備名称等 | 1称等 | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------------------|-------|---|---|----------------------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 空気圧縮機 | 吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge) であること。 | 計測制御系統施設 | 高放射性廃液貯蔵 場の管理区域解除 まで |
| ユーティリティ施設 (UC) | 空気圧縮機 | 吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であること。 | ・火災等による損傷の 防止・計測制御系統施設 | 供給先の建家の管理区域解除まで |
| 焼却施設(IF) | 空気圧縮機 | 空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge)であること。 | 計測制御系統施設 | 焼却施設の管理区 域解除まで |
| 第二高放射性固体廃棄 物貯蔵施設 (2HASWS) | 空気圧縮機 | 空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。 | 計測制御系統施設 | 第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の 管理区域解除まで |
| 第二アスファルト固化 体貯蔵施設 (AS2) | 空気圧縮機 | 空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge)であること。 | ·計測制御系統施設 | 第二アスファルト 固化体貯蔵施設の 管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (14/147)

| 設備名称等 | 秋等 | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|-------|---|------------|----------|
| ガラス国化技統開 | | か与日籍幾の容量(早出日土) 必得方信方 | ・火災等による損傷の | ガラス固化技術開 |
| ン / < 国 L I X M H 光 M 計 M M M M M M M M M M M M M M M M M | 空気圧縮機 | エメ/工作級で4年(正円/エノ) 2. 政に 同じ (0.40-0.60.4m-C) なな Z と [| 防止 | 発施設の管理区域 |
| 汉(175) | | (0.40~0.00 MFaGauge) にあるした。 | · 計測制御系統施設 | 解除まで |
| プリート・世格井谷 | | 先月 压缩蒸火水电 (凡田凡士) 浏览中语书 | ・火災等による損傷の | プルトニウム転換 |
| ノルドーン4 転象技術 間繁装売 (PCPE) | 空気圧縮機 | 元 X/工桶 像 V / 女 里 (丘 山 / 广 /) / / / 政 左 恒 / 1 (0 50 - 0 50 MD / C) | 防止 | 技術開発施設の管 |
| 用光旭政 (FUDF) | | (0.30° - 0.00 MFaGauge) にあるした。 | · 計測制御系統施設 | 理区域解除まで |
| 41710/11年代間 | | 长厅厅翁落乡校里/中日厅士/ 3.354 中开子 | | クリプトン回収技 |
| ンフトトノロ状状が用 | 空気圧縮機 | 立 X/工稲 像 V / 女 里 (丘 山 圧 /) が 取 た 値 V / (0 E 0 - 0 00 MD。Carrae) がな Z > 'c | · 計測制御系統施設 | 術開発施設の管理 |
| 光旭成(NI) | | (U.SU ~ U.SO MFaGauge) になかるした。 | | 区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (15/147)

| 設備名称等 | 5 称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|---------------|------------|------------------------------|---------------|--------------------|
| | プルトニウ | プルトニウム溶液蒸発 | 液面制御装置の機能を確認。 | •核燃料物質の臨界防 | |
| | 中 | | | 긕 | 系統除染が完了す |
| 万酷相聚上扬(ML) | 冷水設備 | 284P101 | ポンプの容量(約 80 m³/h)に対応した締切圧 | ・その他 | るまで |
| | 用ポンプ | 284P102 | カ(0.74 MPaGauge)以上であること。 | (冷却機能) | |
| | | 010101 | ポンプの容量(約 170 m³/h)に対応した締切圧 | | |
| | | 000F10 | カ(736 kPaGauge)以上であること。 | | |
| ※++ | 浄水 殼 備 | 1101 | ポンプの容量(約 170 m³/h)に対応した締切圧 | ・火災等による損傷の | 全ての建家の管理 |
| 貝內甲 | 用ポンプ | 080F11 | カ(727 kPaGauge)以上であること。 | 防止 | 区域解除まで |
| | | ה ה | ポンプの容量(約 170 m³/h)に対応した締切圧 | | |
| | | 21.4csc | カ(736 kPaGauge)以上であること。 | | |
| コード・コート、格部 | # 1 # 领 | 583P141, | | · // | な辞俗的がからて上 |
| A B (31) | | 583P142, | ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。 | (冷生] | と ここ スポップコックル アルボル |
| (00) | ~~~~ | 583P143 | | (17 4 4 1 2) | ٠ ١ |
| | 冷却水設 | 272P8160 | | | |
| 高放射性廃液貯蔵場 | 備プロセ | 272P8161 | ポンプの容量(約 200 m³/h)に対応した締切圧 | ・その他 | 系統除染が完了す |
| (HAW) | メ用ポン | 272P8162 | カ(0.50 MPaGauge)以上であること。 | (冷却機能) | るまん |
| | ~ | 272P8163 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (16/147)

| 要求される機能 維持すべき期間 | | ・その他 糸統除染が完了す | (冷却機能) るまで | | 条統除染が完了する。 | カレンのの数形 るまで | ガラス固化技術開発 | 保管廃棄施設 施設の管理区域解 | でま送 | ・その他 ・その他 | |
|-----------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----|---------------------------|--|
| 点 検 項 目 | ポンプの容量(約 3.5 m³/h)に対応した締切圧 | カ(0.22 MPaGauge)以上であること。 | ポンプの容量(約 15 m³/h)に対応した締切圧 | 力(0.34 MPaGauge)以上であること。 | 蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し, ボイ | テ本体から著しい漏えいがないこと。 | CO CO 103 3/L DI L 4 k k k k | | | 冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上で | |
| | ポンプの容量 | 力(0.22 MPa | ポンプの容量 | 力(0.34 MPa | 蒸気压力(1. | ラ本体から著 | 井 全国 自3% | 排入 | Ů | 冷却塔出口の | |
| | 272P901 | 272P911 | 272P921 | 272P931 | | | | | | G83H10 | |
| 1称等 | | 冷水設備 | 用ポンプ | | 装后把佣 | 永太 政備 | | 保管ピット | | 4 | |
| 設備名称等 | | 高放射性廃液貯蔵場 | (HAW) | | 十十 油土 然 田 沃 | 十大連転音 年 重 | | 本外田光井八田でいた | | j文 (1VF) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (17/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | ※目が井//田/ドボ | r | 局限の画組列製革のより | ン 送 | | | | | | | ンシントノロ火技が周囲祭技術の大学を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | (別別の)(別別の)(別別の)(別別の)(別別の)(別別の)(別別の)(別別の)(別別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)(別の)<li< th=""><th>世界の</th></li<> | 世界の |
|---------|------------|---|--------------------|----------------|----------|------------|------------|-------------|----------------------|------------------|--------|------------|---------|--------|------------|---|---|---------------------|
| 要求される機能 | ・地震による損傷の防 | 긕 | ・津波による損傷の防 | 긕 | ・閉じ込めの機能 | · 遮 蔽 | ・地震による損傷の防 | 긕 | ・津波による損傷の防 | 긕 | · 厳 | ・地震による損傷の防 | 긕 | • 廃棄施設 | ・地震による損傷の防 | 丰 | ・閉じ込めの機能 | ・ |
| 点検項目 | | | | | | | | | 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える | 有害なき裂,剝離などがないこと。 | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | まに 7 田 7 田 7 田 8 年 | ン / 今回にtXMJ用光A | | | | | ガラス固化技術管理棟 神安・神祭神 | 用头· 年 | | | 第二付属排気筒 | | | クリプトン回収技術開発 | 施設 (Kr) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (18/147)

| 設備名称等 | 2 秋等 | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|--------------------------------------|--|----------------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | | | ・地震による損傷の防止・津波による損傷の防止・閉じ込めの機能・遊蔽 | 高放射性廃液貯蔵 場の管理区域解除 まで |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 建家・構築物 | 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂,剝離などがないこと。 | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |
| ウラン貯蔵所 (U03) | | | ・地震による損傷の防止・速 蔽 | ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで |
| 第二ウラン貯蔵所(2003) | | | ・地震による損傷の防止・速 蔽 | 第二ウラン貯蔵所の 管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (19/147)

| 設備名称等 | 点 検 項 目 要 | 要求される機能 ・地震による損傷の防 | 維持すべき期間 |
|--------|---|---|---------------------------------|
| | 当 ・ | 意 蔽 | 第三ウラン貯蔵所の 管理区域解除まで |
| 建家·構築物 | ・地景 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える 有害なき裂, 剝離などがないこと。 ・閉 ・開 | ・地震による損傷の防止・津波による損傷の防止・・閉じ込めの機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | プルトニウム転換技 術開発施設の管理区 域解除まで |
| | - 中 - 中 - 日 - 日 - 日 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 | ・地震による損傷の防止・・閉じ込めの機能・・遮 蔽 | 除染場の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (20/147)

| 設備名 | 設備名称等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|--------|--|-------------|--|
| | | | ・地震による損傷の防 | |
| | | | 丰 | |
| // whi = +E | | | ・津波による損傷の防 | 分離精製工場の管 |
| 刀幣有数十%(Mr) | | | 刊 | 理区域解除まで |
| | | | ・閉じ込めの機能 | |
| | | | ・ 膨 横 | |
| | | | ・地震による損傷の防 | |
| (a) 1111+/ | | 中小口で、単名である。「中小口で、一般で、一人を | 긕 | 分析所の管理区域 |
| 774171 (UB) | 建家・構築物 | 乗え及し、再来物の飯店・11年に「労響の中人の 七手ささを 単 癖なごぶざい、) . | ・閉じ込めの機能 | 解除まで |
| | | 1 吉なひ投,料離なとがない、この | ・ 臓 酸 | |
| ユーティリティ施設 | | | ・地震による損傷の防 | |
| (nc) | | | 刊 | 供給先の建家の管 |
| ※ 北市 | | | ・地震による損傷の防 | 理区域解除まで |
| 河 内 | | | 刊 | |
| | | | ・地震による損傷の防 | 非 <i>与二</i> の砷宏の符 |
| 主排気筒 | | | 刊 | 学べんの一番の一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを |
| | | | • 廃棄施設 | 角づ製産系の「 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (21/147)

| 設備名称等 | 秋等 | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------------|---------------------------------------|----------------------|--|----------------------------------|
| 高放射性固体廃棄物貯 蔵庫 (HASWS) | | | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遊蔽 | 高放射性固体廃棄 物貯蔵庫の管理区 域解除まで |
| 第二高放射性固体廃棄 物貯蔵施設(2HASWS) | 并 种种 | 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | 第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の 管理区域解除まで |
| アスファルト固化処理 施設(ASP) | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 有害なき裂,剝離などがないこと。 | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) | | | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | アスファルト固化体 貯蔵施設の管理区域 解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (22/147)

| 設備名称等 | 称等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|--------|----------------------|---|---------------------|
| 第二アスファルト固化 | | | ・地震による損傷の防止 | 第二アスファルト固 |
| 体貯蔵施設(AS2) | | | ・閉じ込めの機能・遮 蔽 | 化体貯蔵施設の管理 区域解除まで |
| 第一年始計卅田休政華 | | | ・地震による損傷の防 | 第一低放射性固体 |
| お なががは回を選来 | | | 긕 | 廃棄物貯蔵場の管 |
| | 中处,带笼罩 | 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える | ·膨機 | 理区域解除まで |
| × 第一年始钟州田休陔華 | 所述,是 | 有害なき裂,剝離などがないこと。 | ・地震による損傷の防 | 第二低放射性固体 |
| 光一克次刘王百子用来——据据——据据————————————————————————————— | | | 긕 | 廃棄物貯蔵場の管 |
| ヤンド」)時、物 (ムトカンMン) | | | ・速 蔽 | 理区域解除まで |
| | | | ・地震による損傷の防 | |
| | | | 긕 | 廃棄物処理場の管 |
| 用来勿ሾ茁物(wir) | | | ・閉じ込めの機能 | 理区域解除まで |
| | | | ・速一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一遊一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方 | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (23/147)

| 設備名称等 | 称等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------------|--|----------------------|--|---------------------------------|
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) | | | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遊蔽 | 第二低放射性廃液 蒸発処理施設の管 理区域解除まで |
| 第三低放射性廃液蒸発 処理施設 (Z) | 接接,班 | 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | 第三低放射性廃液 蒸発処理施設の管 理区域解除まで |
| x 放出廃液油分除去施設 (C) | 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 | 有害なき裂,剝離などがないこと。 | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | 放出廃液油分除去 施設の管理区域解 除まで |
| 廃溶媒処理技術開発施 設(ST) | | | ・地震による損傷の防止・閉じ込めの機能・遮蔽 | 廃溶媒処理技術開発 施設の管理区域解 除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (24/147)

| 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------------|-----|----------------------|--|-----------------------------|
| 低放射性濃縮廃液貯蔵 施設 (LWSF) | | | ・地震による損傷の防止止・閉じ込めの機能 | 低放射性濃縮廃液貯 蔵施設の管理区域 |
| | | | • | 解除まで |
| | | | ・地震による損傷の防 | |
| 表於在門排出(mc) | | | 긕 | 廃溶媒貯蔵場の管理 |
| | | | ・閉じ込めの機能 | 区域解除まで |
| 世界, 地世 | . Б | 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える | ·膨酸 | |
| | 9 | 有害なき裂,剝離などがないこと。 | ・地震による損傷の防 | |
| (加)甲輪語の言いて | | | 븨 | スラッジ貯蔵場の管 |
| ヘノツン対政場(LM) | | | ・閉じ込めの機能 | 理区域解除まで |
| | | | ·膨酸 | |
| | | | ・地震による損傷の防 | 甲華名が、ボケー類 |
| 第二スラッジ貯蔵場 | | | 긕 | モーインツン 対関 例 の 英 野 口 井 館 以 中 |
| (LW2) | | | ・閉じ込めの機能 | の首拍区域群形形し |
| | | | • 遮 蔽 | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (25/147)

| 設備を | 設備名称等 | 点 檢 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|--------|--|---|--|
| | | | ・地震による損傷の防 | |
| 本土 北三二 (15) | | | 긕 | 焼却施設の管理区域 |
| 光勾/MQ(IF) | | | ・閉じ込めの機能 | 解除まで |
| | | | ・ 遊・ 遊・ 遊・ 遊・ 遊・ 遊・ 適・ 適< | |
| | | | ・地震による損傷の防 | 非与 上 () |
| 第一付属排気筒 | | | 끡 | が 対 を が が が が が が が が が が が が が |
| | | | ・廃棄施設 | 祖ろ岐ヸボボい |
| | | 年次 278 華銘を 2 森舎・末舎 7 影響 タ F シ S | ・地震による損傷の防 | |
| | 建家·構築物 | 年多次の「中米の2)及形「エ胎」の中でした。 七世なみを一旦解やこぶない。 | 븨 | 供給先の建家の管 |
| 十月用1月1 | | 有害/よさ殺,判暦572 // // / / C.。 | ・津波による損傷の防 | 理区域解除まで |
| | | | 븨 | |
| | | | ・地震による損傷の防 | |
| が出出目出土一様 | | | 븨 | 供給先の建家の管 |
| 第一十三角角对 | | | ・津波による損傷の防 | 理区域解除まで |
| | | | 긔 | |
| 井・トレクル | | | ・地震による損傷の防 | 全ての建家の管理 |
| が小して用 | | | 上 | 区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (26/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | 大寮洋土田 少年 | | 田乙製罪済まら | | | | | | |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|---------------------------------------|---|--|---------|-------------------------------|-------|-------|------|-------|------|
| 要求される機能 | | | | | | | 五分 男 早 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | - 年仮による頂笏の例 | 4 | | | | | | |
| 点檢項目 | | | | | | (1) 浸水的止罪等に有害な場,損傷及い変形 株 シュュュ・・・・・ | 等がなV/C。 O 当サF-E回ビナ係より。。、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (2) (文小)の工事の小台・オペッキンで有事で 権・ 新野・沙石・ジュッシュ・ソー | | (3) (女小)の工事と用句でも、4多(1用句 こうの・) | ŷ | | | | |
| | MP-9 | MP-10 | MP-11 | MP-14 | MP-15 | MP-16 | MP-7 | MP-2 | MP-17 | MP-18 | MP-19 | MP-23 | MP-1 | MP-22 | MP-3 |
| 設備名称等 | | | | | | | | 浸水防止扉 | | | | | | | |
| 設備名 | | | | | | | | 分離精製工場 (MP) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (27/147)

| 設備名 | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|-------|-------|--|-------------|----------------|
| | | MP-8 | (1) ハッチ扉に有害な傷, 損傷及び変形等が | | |
| | | | ないこと。 | | |
| | | | (2) ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷,損傷 | | |
| | ハッチ扉 | 00 | 及び劣化等のないこと, 固定ボルトの欠 | | |
| | | MF-32 | 損、落下がないこと。 | | |
| | | | (3) 開閉に要する吊り具 (フック, アイボル | | |
| | | | ト等)が健全であること。 | | 日日 日本学り |
| 分離精製工場 (MP) | | MP-12 | | • 律彼による損傷の別 | 分離精製工場の電量で基盤を表 |
| | | MP-13 | (1) 目にたって生みを 日内ロッドボザがよい | 4 | 知ろ刻群をよい |
| | | MP-6 | (1) 加工 依 に 自 吉 4) 場) 1 関 | | |
| | 17 日 | MP-30 | 7.175。 日子古り町不時の1.1477年 | | |
| | 闭止似 | MP-4 | (2) 81数の84年間のコートンンを(1学) 第一分が新せないとい 田伊井 からを | | |
| | | MP-5 | 酷, 名七寺のない, こと, 回左かどらの 古 遊下のないし | | |
| | | MP-20 | 1月, 14 「ソノ・4、「こ。 | | |
| | | MP-24 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (28/147)

| 維持すべき期間 | | | | | 万離相聚上海07年期7年 | 年乙製品がおい | | | |
|---------|------------------------|-------|----------------------|----------------------|--------------|--------------------------|--------------|--------------------------|----------------------|
| 要求される機能 | | | | | 仮による損害の例 | 4 | | | |
| 点 検 項 目 | (1) 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がな | かいい | (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝 | 離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠 | 損,落下のないこと。 | (1) 浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷, | 損傷,変形等がないこと。 | (2) 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固 | 定ボルト等) に欠損,落下等がないこと。 |
| | MP-25 | MP-26 | MP-27 | MP-28 | MP-29 | | MP-21 | MP-31 | |
| 設備名称等 | | | 閉止板 | | | その他, 延 | 長ダクト等 | の浸水防止 | 設備 |
| 設備 | | | | | 分離精製工場 (MP) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (29/147)

| 維持すべき期間 | | | | 计计算工程 | 高 灰光 往 第 後 打 展 甘 分 祭 苗 ワ 丼 め 野 野 | 多り百年内支軒をよる | Н | | | |
|---------|------------------------|---------|------------------------|---------------|----------------------------------|------------|------------------------|------------|------------------------|----------|
| 要求される機能 | | | | | ・津波による損傷の防 | 긕 | | | | |
| 点檢項目 | (1) 浸水防止扉等に有害な傷,損傷及び変形 | 等がないこと。 | (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な | 傷、変形、劣化がないこと。 | (3) 浸水防止扉を開閉させ,容易に開閉できる | ~ ~ | (1) 盾に有害な傷,損傷及び変形等がないこ | ئد | (2) 支柱に有害な傷,損傷及び変形等がない | عْن ا |
| | | HAW-1 | HAW-2 | HAW-3 | HAW-5 | | | 11 4 117 4 | ПАW-4 | |
| 5称等 | | | | 佞小奶正康 | | | | 閉止板 (盾 | 式角落し) | |
| 設備名称等 | | | | | 高放射性廃液貯蔵場 | (HAW) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (30/147)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (31/147)

| 維持すべき期間 | ガラス固化技術開発施設の管理区域 解除まで |
|---------|--|
| 要求される機能 | ・津波による損傷の防止 |
| 点檢項目 | (1) 浸水防止扉等に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷,変形,劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ,容易に開閉できること。 |
| | 開発模 1 (電動) 開発模 2 開発模 3 開発模 4 (電動) 開発模 4 (電動) 開発模 7 開発模 7 暗理模 1 6 倍重模 3 (電動) 倍理模 3 倍理模 3 倍性模 5 倍性模 5 倍性模 5 倍性模 5 倍性模 5 倍性模 5 倍量点 6 倍量 |
| 1 称等 | 浸水防止扉 |
| 設備名称等 | ガラス固化技術開発施設(TVF) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (32/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | エルト 田 つ 井 彩 田 | ムノヘ回化な心囲を発展を表れる。 | 出角取り声角可多像容量が | 年がよっ | |
|---------|------------------------|--------|-------------------------|------|------|------------------------|------------------|------------------------|--------|--|
| 要求される機能 | | | | | | | ・津波による損傷の防 | 븨 | | |
| 点検項目 | (1) 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がな | 。そこい | (2) 閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこ | ىد | | (1) 盾に有害な傷,損傷及び変形等がないこ | ئد | (2) 支柱に有害な傷,損傷及び変形等がない | 2) | (1) 浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷, 損傷,変形等がないこと。(2) 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固 定ボルト等)に欠損,落下等がないこと。 |
| | 開発棟9 | 開発棟 16 | 開発棟 17 | 管理棟2 | 管理棟7 | 開発棟 11 | 開発棟 12 | 開発棟 13 | 開発棟 14 | 開発棟5 開発棟8 開発棟15 管理棟4 管理棟6 |
| 1 秋等 | | | 閉止板 | | | | 閉止板 (盾 | 式角落し) | | その他,延 長ダクト等 の浸水防止 設備 |
| 設備名称等 | | | | | | | ガラス固化技術開発施 | 影(TVF) | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (33/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | | 分析所の管理区域 | 解除まで | | | | | | | | |
|---------|------------------------|---------|------------------------|---------------|--------------------------|--------|------------------------|-------|--------------------------|---------------------|------------|--------------------------|--------------|------------------------|------|----------------------|----------------------|------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | | ・津波による損傷の防 | 긕 | | | | | | | | |
| 点 検 項 目 | (1) 浸水防止扉等に有害な傷,損傷及び変形 | 等がないこと。 | (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な | 傷、変形、劣化がないこと。 | (3) 浸水防止扉を開開させ, 容易に開閉できる | ٦ N | (1) ハッチ扉に有害な傷,損傷及び変形等が | ないこと。 | (2) ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷, 損傷 | 及び劣化等のないこと, 固定ボルトの欠 | 損、落下がないこと。 | (3) 開閉に要する吊り具 (フック, アイボル | ト等)が健全であること。 | (1) 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がな | 유지시 | (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝 | 離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠 | 損,落下のないこと。 |
| | CB-1 | CB-5 | | CB-2 | CB-4 | | | | | CB-3 | | | | | CB-6 | CB-7 | CB-8 | |
| 設備名称等 | | | 自己出 | (気小)的 正) | | | | | | ハッチ扉 | | | | | | 閉止板 | | |
| 設備 | | | | | | | | | (ロン)り用リナノン | 771/1 (CB) | | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (34/147)

| 設備名称等 点検項目 要求さぎ | 中開-扉1 (1) 扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がない | 中開-扉2 こと。 | 浸水防止扉 中開-扉3 (2) 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷,変形, | 中開-扉4 劣化がないこと。 | 中開-扉5 (3) 扉を開閉させ, 容易に開閉できること。 | 中期-壁1 | 中開-壁2 ・津波による | 中開-壁3 (1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がな | 中開-壁4 いこと。 | 閉止板 中開-窓1 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝 | 中開-窓2 離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠 | 中開-窓3 損, 落下のないこと。 | 中開-窓4 | |
|---------------------------------|---------------------------------|-----------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------|-------|--------------------|-------------------------------|------------|--------------------------------|--------------------------|-------------------------|-------|--|
| 要求される機能 | | | | | | | ・津波による損傷の防 | | | | | | | |
| 維持すべき期間 | | | | | | | 供給先の建家の管 | 理区域解除まで | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (35/147)

| 維持すべき期間 | 供給先の建家の管理区域解除まで |
|---------|---|
| 要求される機能 | ・津波による損傷の防止 |
| 点檢項目 | 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠損,落下のないこと。 |
| | 日日 2 日日 2 日日 4 日日 4 日日 4 日日 4 日日 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4 |
| 設備名称等 | 别 上 核 |
| 設備 | 中間開閉所 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (36/147)

| 維持すべき期間 | 供給先の建家の管理区域解除まで |
|---------|--|
| 要求される機能 | ・津波による損傷の防止 |
| 点檢項目 | 問止板に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠損,落下のないこと。 |
| | 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 |
| 設備名称等 | 閉止板 |
| 設備名 | 中間開閉所 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (37/147)

| 維持すべき期間 | 供給先の建家の管理区域解除まで | |
|---------|--|--|
| 要求される機能 | ・津波による損傷の防止 | |
| 点檢項目 | (1) 扉等に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。(2) 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷,変形,劣化がないこと。(3) 扉を開閉させ,容易に開閉できること。 | 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠損,落下のないこと。 |
| | 当 | |
| 設備名称等 | 浸水防止扉 | 閉止板 |
| 設備 | 第二中間開閉所 | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (38/147)

| 維持すべき期間 | 供給先建家の管理区域解除まで |
|---------|--|
| 要求される機能 | ・津波による損傷の防止 |
| 点検項目 | 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠損,落下のないこと。 |
| | |
| 設備名称等 | 盟 |
| | 第二中間開閉所 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (39/147)

| 設備名 | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|-------------|---------------------------------------|---|------------------------------------|-----------------|
| 第二中間開閉所 | 器 止 核 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | (1) 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。(2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠損,落下のないこと。 | ・津波による損傷の 防止 | 供給先の建家の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (40/147)

| 維持すべき期間 | び 供給先の建家の管理区域解除まで |
|---------|--|
| 要求される機能 | ・津波による損傷の防止 |
| 点検項目 | 閉止板に有害な傷,損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離,劣化等のないこと,固定ボルトの欠損,落下のないこと。 |
| | # # # # # # # # # # # # # # # # # # # |
| 設備名称等 | 閉止板 |
| 設備 | 第二中間開閉所 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (41/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 分離精製工場の管 | 理区域解除まで | | | | | | | |
|---------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|---|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|-------|
| 要求される機能 | | | | | | | | 1年4年 安安 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | • 风豹滁胃埋加取 | | | | | | | |
| 点 検 項 目 | | | | | | | 文明 4 作 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | , 影及 民數十七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | · 1月八月 冬 元 谀 · 敬 却 化 更 · 勤 卦 ଚ | | | | | | | |
| | γ -1 | γ -2 | γ -3 | γ -4 | <i>γ</i> –5 | <i>γ</i> –6 | $\lambda - \gamma$ | γ -8 | 6- k | $\gamma - 10$ | $\gamma - 11$ | $\gamma - 12$ | γ -13 | $\gamma - 14$ | γ -15 | γ -16 |
| 設備名称等 | | | | | | | | ガンマ線エリ | アモニタ | | | | | | | |
| | | | | | | | | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (42/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 分離精製工場の管 | 理区域解除まで | | | | | | | |
|---------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|--|--|----------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|
| 要求される機能 | | | | | | | | 小一十分。 1000年,1000年 | • 从约啉"自生地政 | | | | | | | |
| 点 検 項 目 | | | | | | | 文明 4 作 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | - 影及民襲 | · 相小相反形映 · 數却作制計齡 | | | | | | | |
| | γ -17 | γ -18 | γ -19 | γ -20 | γ -21 | y -22 | γ –23 | γ -24 | γ -25 | γ -26 | y -27 | γ –28 | γ –29 | γ –30 | γ -31 | γ –32 |
| 設備名称等 | | | | | | | | ガンマ線エリ | アモニタ | | | | | | | |
| | | | | | | | | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (43/147)

| 維持すべき期間 | | | | | 大塚 神 一世 の 数 | 万略有数上添り。田田で持御吟まん | 年の支票をより | | | | | 除染場の管理区域 解除まで | 社が開催の出生へ | ガヴラの音描う製 | が、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------------------|------------------|--------------|-----------------|-------------------|------------|-------|------------------|----------|----------|--|
| 要求される機能 | | | | | | | | "好田"的 | ,从为冰片生地时 | | | | | | |
| 点 検 項 目 | | | | | | | 文组 4 m 4 d 程 | , 数反形架 计示字 中学 縣 | 111八相反 引领 數据作制計 聯 | ナスート歩いてきのく | | | | | |
| | γ –33 | γ –34 | γ –35 | γ –36 | y -37 | γ –38 | γ –39 | γ -40 | γ -41 | γ -42 | y -46 | γ –43 | γ -1 | y -2 | γ –3 |
| 設備名称等 | | | | | エングー | ムノ・刺ーン | グートへ | | | | | ガンマ線エリ アモニタ | こうできる。 | ンノ・刺ーン | グートへ |
| | | | | | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | 除染場 (DS) | | 分析所 (CB) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (44/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------|--------|---------------------|--|-------------------|---------------------------------------|
| | | γ -4 | | | |
| | | γ -2 | | | 世 と 報 田 込 井 と |
| (12) | ガンマ線エリ | y –6 | | | ガリアの百年の多額やよん |
| 77 17 (CD) | アモニタ | <i>λ</i> – <i>λ</i> | | | がある。 |
| | | γ -8 | | | |
| | | γ –9 | | | |
| | | y -1 | 文田 4 元 七 元 | | |
| | | y -2 | • 慰灭野 | . 七6年7年2年2年1年1年1月 | |
| | | y -3 | · 1月小月及 1小湖, 數 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | , 双约厥胃 生地取 | |
| | | y -4 | 一書・井刈一十男」がよるの人 | | 医 |
| 廃棄物処理場 | ガンマ線エリ | γ -5 | | | 第末参覧 はあらば まりがん かんかん まり はっぱん かんかん かんしん |
| (AAF) | アモニタ | y –6 | | | 月の後年終の |
| | | <i>λ</i> – <i>λ</i> | | | |
| | | γ -8 | | | |
| | | γ –9 | | | |
| | | $\gamma - 10$ | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (45/147)

| | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|---------------|---------------|---------|---------------------------|--|
| 廃棄物処理場 | ガンマ線エリ | γ -11 | | | 廃棄物処理場の管 |
| (AAF) | アモニタ | $\gamma - 12$ | | | 理区域解除まで |
| 第一年书中区 | | $\gamma - 1$ | | | 第二十二 · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第一句及的 计系统 数级 的 曲格特 | ガンマ線エリ | y -2 | | | 第一场及的 记录负据数 医血栓性 医皮肤 |
| (A) (B) | アモニタ | γ –3 | | | 然光が年過段り声曲で持御路よか |
| (E) | | y -4 | | | 田勺製件茶の一 |
| 第三低放射性廃 | 11 エ郎ケ/、浜 | $\gamma - 1$ | ·感度試験 | | 第三低放射性廃液 |
| 液蒸発処理施設 | ンとをインル・アントでは、 | C | •指示精度試験 | 放射線管理施設 | 蒸発処理施設の管 |
| (Z) | ノナニタ | 7 x | ·警報作動試驗 | | 理区域解除まで |
| | | $\gamma - 1$ | | | 十含くま、地面、土 |
| 放出廃液油分除 | ガンマ線エリ | y -2 | | | 及日角夜亩万家大块的角色的 |
| 去施設 (C) | アモニタ | γ –3 | | | 局界の自由内支票を決めて |
| | | y -4 | | | りんを |
| ウラン貯蔵所 | ガンマ線エリ | y -44 | | | ウラン貯蔵所の管 |
| (003) | アモニタ | y -45 | | | 理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (46/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|------------------|--------------|---------|---------------------------|----------------------|
| 對祖/、54一類 | ニー物インギ | $\gamma - 1$ | | | 第二ウラン貯蔵所 |
| 形 (つ1103) | ンノ、刺ーン | y -2 | | | の管理区域解除ま |
| (2003) | \ | γ –3 | | | ۴ |
| 新祖/\ U 4 1 摄 | 11 一場 二/、汗 | $\gamma - 1$ | | | 第三ウラン貯蔵所 |
| 形 (51103) | ンノス奏十つ | C : | | | の管理区域解除ま |
| (enne) (d | \ \ ! | 7 - K | | | ب |
| 廃溶媒貯蔵場 | ガンマ線エリ | $\gamma - 1$ | | | 廃溶媒貯蔵場の管 |
| (MS) | アモニタ | y -2 | ・感度試験 | | 理区域解除まで |
| | | $\gamma - 1$ | ·指示精度試驗 | 放射線管理施設 | |
| | | y -2 | ・警報作動試験 | | |
| | | γ –3 | | | |
| | 三十零八八千 | y -4 | | | よい、野路を売り |
| ノノケが特別政 | | <i>γ</i> –5 | | | ンノア院価を受りの発用では一番のである。 |
| (DIN) | \ \ \ \ | λ –6 | | | 日本の支柱をよって、日本の支柱を |
| | | $\gamma - 7$ | | | |
| | | γ -8 | | | |
| | | ν –9 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (47/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------|--------|---------------|--|----------------|----------|
| | | $\gamma - 1$ | | | |
| | | γ -2 | | | |
| | | γ –3 | | | |
| | | y -4 | | | 1 |
| 高放射廃液貯蔵 | ガンマ線エリ | λ –5 | | | 高 灰光 |
| 場(HAW) | アモニタ | λ –6 | | | の言項の支罪系に |
| | | 7- v | 文田 4 世 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 | | |
| | | γ -8 | - 別人民教士 古一本 中学 縣 | ,七年6十分自分约1世纪号几 | |
| | | γ -9 | • 拍小有及形数 | • 从外隙 官 生地政 | |
| | | $\gamma - 10$ | 大でえるで紙上一×片 | | |
| | | $\gamma - 1$ | | | |
| | | γ -2 | | | |
| 本土1松引 (11) | ガンマ線エリ | y -3 | | | 焼却施設の管理区 |
| 海内M 取(IL) | アモニタ | y -4 | | | 域解除まで |
| | | λ -5 | | | |
| | | λ –6 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (48/147)

| ···· | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|--------|---------------|-----------------------|------------|-------------------------------------|
| 本土11七二 | ガンマ線エリ | γ -7 | | | 焼却施設の管理区 |
| , ПХ (1Г) | アモニタ | γ -8 | | | 域解除まで |
| | | $\gamma - 1$ | | | |
| | | γ -2 | | | |
| | | y -3 | | | |
| | | y -4 | | | |
| | | γ -5 | 李 计计 中 | | |
| 1 - - - - | | λ -6 | , 慰及武鞅, 古二本 中学縣 | ,比许少的终期依别 | 本によっています。 |
| ノゲアーンと野番井新聞祭書 | ガンマ線エリ | 7- y | · 相小相及武毅 · 數如作動計 聯 | • 灰豹麻官 生施政 | ノアトゴンと野寮井糸間及帯湾の新 |
| 级技术 用光地反(pcne) | アモニタ | γ –8 | | | 対害用施取り間間には、これには、これを表現では、これを表現できません。 |
| JF.) | | γ -9 | | | 毎乙製産系おい |
| | | $\gamma - 10$ | | | |
| | | $\gamma -11$ | | | |
| | | $\gamma - 12$ | | | |
| | | $\gamma - 13$ | | | |
| | | y -14 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (49/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|--------|---------------|--|-------------|--------------------------------|
| プレート・計 | | $\gamma - 15$ | | | プレーセン計画 |
| ノケドーンと転る井余田炎格部 | ガンマ線エリ | $\gamma - 16$ | | | ノアドーンと考家井米田及特別の第一 |
| AIX M IN H H M IX (DCNE) | アモニタ | $\gamma - 17$ | | | |
| Γ) | | γ -18 | | | 年の製件所より |
| | | $\gamma - 1$ | | | |
| | | y -2 | | | 网络甘田田井名田 |
| 廃溶媒処理技術 | ガンマ線エリ | γ –3 | 文明 4 作 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 新命祭吟 五 校 所 更 |
| 開発施設 (ST) | アモニタ | y -4 | • 慰及民類 | . 北部 | 光 角段 ひ 声 年 夕 髪のみよん |
| | | S- γ | ·1月小月及 孙谀·• 數 知 作 引 計 計 歸 | , 双约 厥官 生地取 | 1年347~1 |
| | | <i>λ</i> –6 | | | |
| | | γ -1 | | | |
| <u> </u> | | γ -2 | | | |
| クリントン回火井糸 間 ※ 茶 端 | ガンマ線エリ | γ –3 | | | クソノトノ回収技術国際を開発を開発を |
| 医光局段 | アモニタ | y -4 | | | |
| (1/1) | | γ -5 | | | 7. 多年を1. |
| | | <i>λ</i> –6 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (50/147)

| 要求される機能 維持すべき期間 | | クリプトン回収技 | 術開発施設の管理 | 区域解除まで | | | | 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1 | (刘] | アスファルト固化 | 処理施設の管理区 | 域解除まで | | | |
|-----------------|------|----------|----------|---------------|--------------|--------------|-------------|--|----------------------------|---|---|-------------------|------|------|---------------|
| <u>M</u> | | | | | | | | · 七/4 阜 | • JIX3 | | | | | | |
| 点検項目 | | | | | | | 文祖子市·杜 岩 | - 然及武策 - 七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | · 11日小月冬 弘琬 • 鞍恕(作事) 計略 | スペースは、日、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一 | | | | | |
| | γ -7 | λ -8 | γ –9 | $\gamma - 10$ | γ -11 | $\gamma - 1$ | γ -2 | γ -3 | γ -4 | $\gamma - 5$ | λ –6 | $\gamma - \gamma$ | γ -8 | γ –9 | $\gamma - 10$ |
| 設備名称等 | | 三 | ムノス様十ツ | トーグ | | | | | | ニーラージャ | ンノ・黎十ツ | | | | |
| | | クリプトン回収 | 技術開発施設 | (Kr) | | | | | | 日でなった。 | / ベノア/ア 回 / グス 黎十ツ/// / / / / / / / / / / / / / / / / / | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (51/147)

| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|-------------------------------------|--------------------|---|------------------------|----------|
| | | $\gamma - 12$ | | | |
| | | $\gamma - 13$ | | | |
| | | $\gamma - 14$ | | | |
| H 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | = | $\gamma - 15$ | | | アスファルト固化 |
| / イノア/アト回 ///加田梅沙 (ASD) | ンノス索トンレドレロ | $\gamma - 16$ | | | 処理施設の管理区 |
| 1口Xで共加品X(AOL) | | $\gamma - 17$ | | | 域解除まで |
| | | γ –18 | 交通 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | | |
| | | γ –19 | ,悠久改敬,七十二年中学縣 | · 七/4 自十/4自 公共 4/年 号/7 | |
| | | γ -24 | 1117个有人是 11.00000000000000000000000000000000000 | • 从外隙 音 生地政 | |
| | | $\gamma - 1$ | · 言 字 / 一 上 男 / L 小 3 / L 小 | | |
| | | γ -2 | | | |
| | 二 7 7 7 7 | γ -3 | | | ガラス固化技術開 |
| カノト回化技物間を拡張(また) | ンノス家十つ | y –4 | | | 発施設の管理区域 |
| | ۲۰ ۱ | $\lambda - 5$ | | | 解除まで |
| | | <i>γ</i> –6 | | | |
| | | $\lambda - \gamma$ | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (52/147)

| | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|--|---------------|---|--------------------|--------------------|
| | | γ -8 | | | |
| まって田つ井紙 | 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | γ –9 | | | ガラス固化技術開 |
| カント回化投票 間数始記 (TVE) | ムノマ黎十ツ | $\gamma - 10$ | | | 発施設の管理区域 |
| | \ \ \ \ | $\gamma - 11$ | | | 解除まで |
| | | $\gamma - 12$ | | | |
| | | $\gamma - 1$ | · 田子田 · 田田 · 田子田 · 田子田 · 田田 · 田 | | |
| 第二高放射性固 | ナジレニーニー | y -2 | - 聚皮氏數十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | ,七个 6十%自 经约亚田 拉尔马几 | 第二高放射性固体 |
| 体廃棄物貯蔵施 | ムノス奏十つ | γ –3 | · 1月小月 夕 小級 · 鞍 扣 /左 町 字 計 | • 从约附首埋地取 | 廃棄物貯蔵施設の |
| 款 (2HASWS) | \ \ ! | y -4 | | | 管理区域解除まで |
| | | λ –5 | | | |
| II. | | γ -20 | | | アンコーニー田子 |
| ノインプア国ン・大田野の大田野の大田野の | ガンマ線エリ | γ -21 | | | ノベノアルト回代午野群特別の新田 |
| | アモニタ | y -22 | | | 子》,便为以可供 以持领除书》 |
| (451) | | γ -23 | | | 公野時代の 1 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (53/147)

| 維持すべき期間 | | 第二アスファルト | 固化体貯蔵施設の | 管理区域解除まで | | 低放射性濃縮廃液 | 貯蔵施設の管理区 | 域解除まで |
|---------|--------------|---------------|----------|----------------------|---|--------------|--------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | 元十分自 <i>公</i> 五五十分一元 | · 从为 짜 目 生 加 取 | | | |
| 点 検 項 目 | | | マ田十年 中 | • 慰以可蒙,古一事 用事數 | · 1日 八/ 月 / 5 时、歌···································· | | | |
| | $\gamma - 1$ | γ -2 | γ –3 | y –4 | λ –5 | $\gamma - 1$ | $\gamma - 2$ | γ –3 |
| 設備名称等 | | デンプ 値よ | ンノ・薬ーン | ٧ ١ ٧ | | デンク館トコ | ムノス奏十つ | \ \ \ \ |
| | | 第二アスファル | ト固化体貯蔵施 | 記 (AS2) | | 低放射性濃縮廃 | 液貯蔵施設 | (LWSF) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (54/147)

| 維持すべき期間 | → 上面 中面 中面 中面 中面 中国 | ム南右牧山参う百里で計算の子の | 用刁支群をおい | よっている。 | ノグトーンは野家井海田路帯部の第 | 女が用光を見りませる方面でおりませいおります。 | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
|---------|---|-------------------|---------|----------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 要求される機能 | | | | • 放射線管理施設 | | | |
| 点検項目 | | | • 感度試験 | •指示精度試験験 | ·警報作動試験 | | |
| 秋等 | □ n −1 | n-2 | n –3 | n –1 | 中性子線エリ n-2 | -β n−3 | n –4 |
| 設備名称等 | 大縣 龍 江 语 報 校 | ¥ - } | | 11 1- 1- | | 衆女州 周光 畑 取 $ $ アモニタ $ | (LODI) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (55/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------|--------|-----------|---|----------------|----------|
| | | β 1 | | | |
| | | β 2 | | | |
| | | β 3 | | | |
| 分離精製工場 | ベータ線ダス | β 4 | | | 分離精製工場の管 |
| (MP) | トモニタ | β 5 | | | 理区域解除まで |
| | | β6 | \$\text{\tin}\text{\tetx{\text{\tetx{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\tin\tinte\tancet{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\tinz{\text{\texi}\text{\texi}\text{\texi}\text{\text{\texi}\tinz{\text{\texi}\text{\texi}\tinz{\text{\texi}\text{\texi}\tinz{\texi}\tinz{\texi}\text{\texi}\text{\texi}\text{\texi} | | |
| | | β7 | - 可致幼年代第一 - 古史 - 古丁 | · 北部 经 经 计 经 等 | |
| | | β8 | 1月八月及1八郎 - | ,从为) 炒 目 生,加 区 | |
| 除珍場(DS) | ベータ線ダス | 89 | 冷心低土、 | | 除染場の管理区域 |
| | トモニタ | | | | 解除まで |
| | | β 1 | | | |
| (a) ##4*/> | ベータ線ダス | β 2 | | | 分析所の管理区域 |
| (CD) (CI) | トモニタ | β 3 | | | 解除まで |
| | | β 4 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (56/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------|------------|------------|---------|-----------|---|
| | | β 1 | | | |
| 廃棄物処理場 | ベータ線ダス | β 2 | | | 廃棄物処理場の管 |
| (AAF) | トモニタ | β 3 | | | 理区域解除まで |
| | | β 4 | | | |
| 安日 网络社会员 | アガルカージ | β –1 | | | 放出廃液油分除去 |
| | ト・イダングトルーク | β –2 | | | 施設の管理区域解験 |
| | | | | | ※まで |
| | | β –1 | •計数効率試験 | | |
| | | β –2 | ·指示精度試験 | · 放射線管理施設 | |
| ウラン脱硝施設 | ベータ線ダス | β –3 | ·警報作動試験 | | ウラン脱硝施設の |
| (DN) | トモニタ | β –4 | | | 管理区域解除まで |
| | | β –5 | | | |
| | | β-6 | | | |
| | | β –1 | | | 推出 郑渔 老 击 华 卓 |
| 高放射性廃液貯 | ベータ線ダス | β -2 | | | 同众为'迁宪农'则殿———————————————————————————————————— |
| 蔵場(HAW) | トモニタ | β –3 | | | 8 2 車角可奏群窓中から 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | | β –4 | | | ر 6 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (57/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|---|--------------|---|-------------------|------------------------|
| (四) 福翔岬對 | ベータ線ダス | β -1 | | | 焼却施設の管理区 |
| がない。 を は に に に に に に に に に に に に に | トモニタ | β –2 | | | 域解除まで |
| 医绞样 加 理 柱 绕 | アガ部な一ツ | β –1 | | | 廃溶媒処理技術開 |
| | | 8 – S | | | 発施設の管理区域 |
| 7107 X HBMT710 | | 1 | | | 解除まで |
| | | β –1 | | | |
| | | β –2 | | | ロコニュロス |
| アスファルト固 | ベータ線ダス | β -3 | • 計数劉率武鞅 古二 華 中学 緊 | . 北台 年少台 经车油 七斤三几 | ノベノアグト回たの開発を開発を選択している。 |
| 化処理施設 (ASP) | トモニタ | β-2 | • 拍小相及形ു • 數如作新學 | • 灰约 豫官 年. 地页 | |
| | | 9-8 | 一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | | が開発され |
| | | β –7 | | | |
| | | β –1 | | | |
| サンサンサンド | いた。これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、 | β –2 | | | ガラス固化技術開 |
| カノト回行状型 間及始型(TVE) | | β -3 | | | 発施設の管理区域 |
| 声光過取(IVF) | \ - | β –4 | | | 解除まで |
| | | β –5 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (58/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------------|--|------------|---------------|---------------------|--|
| 第二高放射性固 | カイン | β –1 | | | 第二高放射性固体 |
| 体廃棄物貯蔵施 | くしな家々く | β -2 | | | 廃棄物貯蔵施設の |
| 設(2HASWS) | \ \ ! | β –3 | | | 管理区域解除まで |
| 17 17 19 11 11 | | β –1 | - 1 李子子野栗 | | 世 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| モー/ イノアグラ 日子 子野 井井 | ベータ線ダス | β -2 | - 三 女 名 平 元 歌 | 十七 九十八分 公公 七田 十分 三几 | モーノくノアグト日子・子を見る。 |
| 下面化件以服 | トモニタ | β-3 | • 相小有及形數 | • 灰豹麻官埋爬政 | 回化体対験施設の無額に対する |
| 京文 (ASZ) | | β –4 | • 置字 被作用 即元 数 | | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| 低放射性濃縮廃 | アガ酸ガージ | | | | 低放射性濃縮廃液 |
| 液貯蔵施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | β –1 | | | 貯蔵施設の管理区 |
| (LWSF) | ۲. ۱ | | | | 域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (59/147)

| | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|--------------|------|---|------------------|-----------------|
| | | Pu-1 | | | |
| | | Pu-2 | | | |
| 1 | -1 -1 | Pu-3 | | | 大學 计二十二分 较 |
| 分輪 苗 敤 上 涿(vià) | ノルトープな | Pu-4 | | | ガ離精製工物の質用で基金の形式 |
| (MF) | ダートインダー | Pu-5 | | | 年乙岐暦がおい |
| | | Pu-6 | | | |
| | | Pu-7 | かった。 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | |
| | | Pu-1 | • 计数约单式额计 计计算 电影縣 | ,七十年十分自然之田 北京 引力 | |
| | | Pu-2 | , 相小相及武鞅 , 數 | • 及豹厥官 埋炮政 | |
| (a5) 1111+/ | プルトニウム | Pu-3 | 大学プロで用上 メドー ・ | | 分析所の管理区域 |
| 7741791 (UB) | ダストモニタ | Pu-4 | | | 解除まで |
| | | Pu-5 | | | |
| | | Pu-6 | | | |
| プルトニウム転 | 7 4 - 7 1 2 | Pu-1 | | | プルトニウム転換 |
| 換技術開発施設 | ノルトープと | Pu-2 | | | 技術開発施設の管 |
| (PCDF) | タヘトモーク | Pu-3 | | | 理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (60/147)

| る機能 維持すべき期間 | | | | | | 幸 | ノルトーンと 野家語表記 共衆国 発出 の 世 | | 油つ支件をよっ | | | | | _ |
|-------------|------|------|------|------|------|----------------|-------------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|---|
| 要求される機能 | | | | | | | - 七/ 註/ 给 经 III | - 次为 账 6 年 | | | | | | |
| 点檢項目 | | | | | | 少田十市(4) 下午 (本) | - 打发刻净取额 | - 1日八十月/冬 D-1/例天 - 都女 4日 /七 8十三十 B-5 | · 言· 拉门·罗) P. () P. (| | | | | |
| | Pu-4 | g-nd | Pn-6 | Pu-7 | Pu-8 | Pu-9 | Pu-10 | Pu-11 | Pu-12 | Pu-13 | Pu-14 | Pu-15 | Pu-16 | |
| 設備名称等 | | | | | | | プルトニウム | ダストモニタ | | | | | | - |
| | | | | | | 11 -4 -1 | ノアトーンと野番井新田牧井野 | 家女們 医光角型(PCDE) | (FCDF) | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (61/147)

| | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------|------|--------------------|-----------|---------------------|
| 主排気筒 | 排気モニタ | | ・感度試験 | | |
| 第一付属排気筒 | 排気モニタ | | ·計数効率試験 | | 排気元の建家の管 |
| 第二付属排気筒 | 排気モニタ | | ·指示精度試驗 ·警報作動試驗 | | 理区域解除まで |
| 分析所 (CB) | | 局所排気 | •計数効率試験 | | 分析所の管理区域 解除まで |
| 廃棄物処理場 (AAF) | | 局所排気 | ·相小相及此歌 ·警報作動試驗 | | 廃棄物処理場の管 理区域解除まで |
| 第二低放射性廃 | | | | · 放射線管理施設 | 第二低放射性廃液 |
| 液蒸発処理施設 | | 局所排気 | ·感度試験 | | 蒸発処理施設の管 |
| (E) | 排気モニタ | | ·計数効率試験 | | 理区域解除まで |
| 第三低放射性廃 | | | ·指示精度試驗 | | 第三低放射性廃液 |
| 液蒸発処理施設 | | 局所排気 | ·警報作動試驗 | | 蒸発処理施設の管 |
| (Z) | | | | | 理区域解除まで |
| 含 分果浆 | | | ·計数効率試験 | | 放出廃液油分除去 |
| | | 局所排気 | ·指示精度試驗 | | 施設の管理区域解 |
| 5.加以(C) | | | ・警報作動試験 | | 除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (62/147)

| 能維持すべき期間 | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで | 第二スラッジ貯蔵 場の管理区域解除 まで | x 焼却施設の管理区 域解除まで | 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の発用では解除する |
|-----------|------------------|----------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 要求される機能 | | /∈ -7+ | • 从 秋 | |
| 点 検 項 目 | | •計数効率試験 花二津 中計略 | • 拍小相及配號 • 警報作動試驗 | |
| | 局所排気 | 局所排気 | 局所排気 | 局所排気 |
| 設備名称等 | | + 1 1 | 排えイータ | |
| 111 Table | ウラン脱硝施設 (DN) | 第二スラッジ貯 蔵場 (LW2) | 焼却施設 (IF) | 第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設 (2HASWS) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (63/147)

| ilili | 設備名称等 | | 日路路日 | 東ボングス機能 | 維持上へを期間 |
|---------|---------|------|---------|-------------------------|----------------|
| <u></u> | 人がはつけいさ | | K | メイトによって「水田口 | ME147 C 7911HJ |
| アスファルト固 | | | | | アスファルト固化 |
| 化体貯蔵施設 | | 局所排気 | ·感度試験 | | 体貯蔵施設の管理 |
| (AS1) | 11年11日 | | •計数効率試験 | . 七4 6十9年 公式 2011 七代 号几 | 区域解除まで |
| 第二アスファル | 作べてしぐ | | ·指示精度試験 | • 双豹厥胃 生地政 | 第二アスファルト |
| ト固化体貯蔵施 | | 局所排気 | •警報作動試驗 | | 固化体貯蔵施設の |
| 討 (AS2) | | | | | 管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (64/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|------------|--------|-------------------|---|----------|
| モニタリングス | 1 H.O | ガンマ線線量 | | | |
| アード | 21-1 | 本計 | | | |
| | P1 | | | | |
| | P2 | | रशस्त्र स्मा स्मा | | |
| | P3 | | - "別及司政 | 工作 计不存在 经存出日 七年 号几 | 全ての建家の管理 |
| モニタリングポ | P4 | ガンマ線線量 | · 1777年19年18年 | • 灰的 南田 田田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 区域解除まで |
| χ γ | P5 | 本計 | • 音 按 F 期 記 次 映 | | |
| | P6 | | | | |
| | <i>L</i> d | | | | |
| | P8 | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (65/147)

| | | | | | pp.1.1 | | | | | |
|---------|-------|-------|--------|---------------|--|--|-------|--------|-----------|-------|
| 維持すべき期間 | | | | | 全ての建家の管理 | 区域解除まで | | | | |
| 要求される機能 | | | | | 小生的 4年 | • 从约 짜 旨 埋地政 | | | | |
| 点檢項目 | | | | | · 化制学 略 | 大心とは、大心とは、大心とは、大心とは、大心とは、大心とは、大心とは、大心とは、 | | | | |
| | | はなり、 | ノアノアが名 | 赕 倒 左命 | | ベータ放射線 | 測定器 | 学はサーバボ | ムノマ及的際画学品 | 倒化布 |
| 設備名称等 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 1 | No. 2 | No. 1 | No. 2 | No. 4 |
| | | | | | 排水モニタリン No.5 | グ設備 | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (66/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|------------|---------|----------|--|----------|
| | 移動式発電機 | 1 号機 | •周波数測定 | | |
| | (1000 kVA) | 2 号機 | ・電圧測定 | | |
| | | 1(分離精製工 | | | |
| | | 場, 高放射 | | | |
| | | 性廃液貯蔵 | | | |
| | 接続端子盤 | 場) | · 絶縁抵抗測定 | | |
| 取名压计计引使 | | 2(ガラス固化 | | 14 44 41 | 系統除染が完了す |
| | | 技術開発施 | | • • · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | るまで |
| | | 武力 | | | |
| | | 分離精製工場 | | | |
| | 既名哥话拉结 | 高放射性廃液 | | | |
| | 米心电你按院 | 貯蔵場 | ·絶縁抵抗測定 | | |
| | 组 | ガラス固化技 | | | |
| | | 術開発施設 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (67/147)

| 維持すべき期間 | | ※ 然 祭 染 が 売 ブ するま で | |
|---------|---|--|---------------------------------------|
| 要求される機能 | | • 事故对処 | |
| 点 検 項 目 | ・外 観 ・作動確認 ・外 ・外 観 ・水・制 体 数 ・ | ・外 観・作動確認 | ・外・通信状態の確認 |
| 設備名称等 | 重機 ダ 油圧ショベル タンクローリー(3,530 l) | 水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m³/分 (0.85 MPa)) 水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8m³/分 (0.85 MPa)) 水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m³/分 (0.85 MPa)) 化学消防自動車 (2.8m³/分 (0.85 MPa)) | MCA 携帯型通信機材無線機(1式)簡易無線機トランシーバ |
| | | 緊急時対応設備 | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (68/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 系統除染が完了す | 249 | | | | | | | |
|---------|--------|-----------|--------------|-----------|--------|--------|---|----------|--|-------|----------|-------------------------------|---------|------------------------------|--------|------------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | "4"下7+"丰 | · + 中文 % // // // // // // // // // // // // / | | | | | | | |
| 点檢項目 | | | · 員 数 | ・外 観 | •作動確認 | | | ·員 数 | ·外 観 | •作動試験 | •外 観 | •作動確認 | •外 観 | •作動確認 | •外 観 | •作動確認 |
| | 空気循環装置 | (28 m³/分) | 可搬型入気装 | 置(9 m³/分) | エアロック用 | グリーンハウ | К | | (554 kVA) | | 272P3061 | 272P3062 | 272K463 | 272K464 | 272K63 | 272K64 |
| 設備名称等 | | | 中央制御室空 | 気循環用機材 | (1共) | | | | 可搬型発電機 (554 kVA) | | 予備循環ポン | $7(152 \text{ m}^3/\text{h})$ | 排風機 | $(200 \text{ m}^3/\text{h})$ | ブロワ | $(110 \text{ m}^3/\text{h})$ |
| | | | | | | | | 的女儿士工厅进 | | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (69/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 系統除染が完了す | るまで | | | | | | | |
|---------|------------------|------------------|------------------|---------------|----------|--------------|-------------|-------------|---------|--------|--------|--|-------|--------|--------|-----------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | 14 44 44 11 | · + 快込だ | | | | | | | |
| 点 檢 項 目 | | · 員 数 | •外 観 | ·作動試驗 | | · 員 数 | •外 観 | •作動確認 | | | | Manager Ma | | H 25H | • 外 朝 | • 作手動力推動器 |
| | (6.5 kVA) | 1.08 MPa) | 0.93 MPa) | \$\frac{1}{2} | | を対し、対 | なるし、窓件に、工作を | 非ヘノダ | タンゲステン | 製防護服 | タンゲステン | Hプロン | 鉛エプロン | | G83P32 | |
| 設備名称等 | 可搬型発電機 (6.5 kVA) | 可搬式圧縮機(1.08 MPa) | 可搬式圧縮機(0.93 MPa) | エンジン付きポンプ | (1 m³/分) | 可搬型蒸気供 | 給設備 | (0.98 MPa) | | 高線量対応防 | 護服類 | (1共) | | 一次冷却水循 | 報ポンプ | $(60 \text{ m}^3/\text{h})$ |
| | | | | | | | | 取各時針片郭備 | 米內村內心政備 | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (70/147)

| 維持すべき期間 | | 十 八 八 八 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 十 六 十 | 米樗系米が光」9るまで | | |
|---------|-------------------------------------|--|--------------------------------------|------------------|---|
| 要求される機能 | | | • 事故対処 | | |
| 点 檢 項 目 | ·外 観 ·作動確認 | ・員 数・外 観・作動確認 | ·員 数 ·外 鶴 | | ・員 数・外 観・作動確認 |
| 設備名称等 | 二次冷却水循 環ポンプ G83P12 (195 m³/h) | 可搬型ブロワ (0.2 m³/分) | 可搬式圧縮機 (0.8 MPa) 可搬型発雷機 (3.0 kVA) | 可搬型発電機 (6.5 kVA) | TVF 制御室空 気循環用機材 (1式)給気ユニット (5 m³/分) 空気循環装置 (188.3m³/分) |
| | | | 緊急時対応設備 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (71/147)

| | 設備名称等 | | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------|---------|------------------|--|--|---|
| | | | 242PP ⁺ 10. 2, 242PP ⁺ 11. 2, 242PP ⁺ 12. 2 : | | |
| | | 圧力上限緊急操 | 9.98 kPaGauge 以下 | | |
| | | 作装置[1] | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | ,社会位權回路 | |
| | | | 242PP ⁺ 10. 3, 242PP ⁺ 11. 3, 242PP ⁺ 12. 3: | 4 人士不够口昭 | |
| | | 圧力上限緊急操 | 19.6 kPaGauge 以下 | | |
| 分離結魁工場 | | 作装置[Ⅱ] | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | ※ ない は ない は な な な な な な な な な な な な な な な |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| (TWI) | | 子子 品 全 子 | 243DRO*10:密度制限值1.4 g/cm³以下 | 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | , 6 |
| | 溶解槽溶液受槽 | 密皮制 伸架作 装 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 移燃料物質の臨界的 | |
| | | 迴 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 븨 | |
| | | | $201T0^{4}A^{1}19.3$, $201T0^{4}A^{1}19.4$: | | |
| | 第1ストリップ | 温度上限操作上 | 温度制限值74°C以下 | ・火災等による損傷の | |
| | 調整槽 | 限警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (72/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------|--------------------|------------|---|------------|--------------|
| | | | 201C0 ⁺ A ⁺ 19. 2, 201C0 ⁺ A ⁺ 19. 3: | | |
| | 第1ストリップ | 電導度上限操作 | 2.670 S/m以下 (0.045 mol/&以下) | ・核燃料物質の臨界防 | |
| | 調整槽 | 上限警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 븨 | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 282T0 ⁺ A ⁺ 50. 2, 282T0 ⁺ A ⁺ 50. 3: | | |
| | (0건11000) 답답 사트 티스 | 温度上限操作上 | 温度制限值74°C以下 | ・火災等による損傷の | |
| | (00707) 石序入[八里] | 限警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | |
| 分離精製工場 | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | 系統除染が完了する |
| (MP) | | | 201CIRO-20: | | الله الله |
| | 第2ストリップ | 電導度下限操作 | 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/ℓ以上) | | |
| | 調整槽 | 装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | ・核燃料物質の臨界防 | |
| | | | 201CIRO-21: | 끡 | |
| | 第3ストリップ | 電導度下限操作 | 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/ℓ以上) | | |
| | 調整槽 | ※ 置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (73/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 系統除染が完了する | でま | | | | | | | |
|---------|-------------|----------------------------------|---------------------|------------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|--|--|---|---|-------------------------|------------------------------------|
| 要求される機能 | | | | ・核燃料物質の臨界防 | 扣 | | | | | | | 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | • 安全保護回路 | | | |
| 点 検 項 目 | 201DIRO-13: | 5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/ℓ以上) | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 201CIRO ⁻ 16: | 31.616 S/m 以上 (0.9 mol/ℓ以上) | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 252FIP-11.1, 252FIP-11.2:58 0/h以上 | 253FIP-10.1, 253FIP-10.2:2.32 g/h以上 | 253FIP ⁻ 10. 3, 253FIP ⁻ 10. 4: 295. 6 0/h 以 | 긔 | 255FIP-14. 1, 255FIP-14. 2 : 38. 38 0/h 以 | 긔 | 255FIP-15.5:106.4 0/h以上 | 255FIP-16.1, 255FIP-16.2:452 0/h以上 |
| | | 密度下限操作装 | 具 | | | 電導度下限操作 | 装置 | | | | | 流量低下緊急操 | 作装置 | | | |
| 設備名称等 | | 第1スクラブ調 | 整槽 | | | 第3スクラブ調 | 整槽 | | | | | - | 雅 田 田 | | | |
| | | | | | | | | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (74/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 系統除染が完了する | でま | | | | | | | |
|---------|-------------------------|------------------------------------|--|---|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | • 廿今亿 蕃 回 败 | 人上不暖口后 | | | | | | | |
| 点検項目 | 261FIP-13.1:67.28 0/h以上 | 261FIP ⁻ 13.3:4.6 ℓ/h以上 | 261FIP-15. 1, 261FIP-15. 2: 420. 6 0/h 以 | 끡 | 265FP ⁻ 20.1:15.72 g/h以上 | 265FP-22.3-1:8.53 0/h以上 | 265FP-22.3-2:10.58 g/h以上 | 265FP-22.3-3:11.91 0/h以上 | 254FP-18.2:295.6 g/h以上 | 256FP ⁻ 18.2:333.25 0/h以上 | 256FP-18.4:9.80 g/h以上 | 256FP-18.6:36.6 g/h以上 | 256FP-18.8:8.83 g/h以上 | 262FP ⁻ 14.3:368.25 g/h以上 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | | l | | | | l | 流量低下緊急操 | 作装置 | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | # | Ξ | | | | | | | |
| | | | | | | | | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (75/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|------------|---------------------------|------------------------------------|--------------------|---------------|
| | | | 254FA*18.2:381 0/h 以下 | | |
| | | | 254FA*18.6:380.65 ℓ/h以下 | | |
| | 3 | 溶媒流量上限警 | 256FA*18.13:450.86 1/h以下 | ・核燃料物質の臨界防 | |
| | | 報装置 | 256FA*18.2:451.25 0/h以下 | 끡 | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 計上開業が多く | | 二十 5 四 既 4 据 | 266PP+20.3:19.37 kPaGauge 以下 | | 化杂物的水子 |
| 万酷信拨上》(vin) | | (五) 上 改 深 心 架 化 张 斯 化 光 期 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 张凳茶米4片190米 |
| (IMI) | | 大大三 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 一个人仍端回股 | ر ا |
| | といっている | 当年 上四 既 | 266TRP ⁺ 20.4:123.6°C以下 | • 女士不够口哈 | |
| | ノアドーンと布施製を | 信及 上 改 米 亨 米 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | 交渉光 日 | 大一一 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 苯努丘加熱苯气 | 266TRA*20.1:温度制限值135°C以下 | の対は、ないないは、 | |
| | | 统光日点然终入治中楼站法里 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・次次寺による頃家の民事の民事の民事 | |
| | | 恒文言形效直 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | W. H. | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (76/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|----------------|-------------------|---|--|---------------|
| | | 加熱蒸気凝縮水 | 266αRP+20:5200 cpm以下 | | |
| | | 放射性物質検知 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・閉じ込めの機能 | |
| | プルトニウム溶 | 装置 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | 液蒸発缶 | 公 年 12 四 数 45 注 | 266DA+20.2:8.025 kPaGauge 以下 | 1. ※ ない トッコ 佰の | |
| | | 名及上收置被波耳 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・ 次次寺による損傷の | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | MIL | |
| 日十二 田 末 淑 乙 | | 四日 四甲烷 | 263LP ⁺ 12.2:3.262 kPaGauge 以下 | | 6.独邻的外子 4.4 |
| 万酷信数上》 (MD) | | 发国 二段 深 边 架 化苯甲二二 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 米覧承米がおしょのよう |
| (]MT) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 计人位继回股 | <i>J</i> 4 |
| | 1 | 游式上四段各相 | 263LP ⁺ 12.3:6.379 kPaGauge 以下 | • 女王'不谩口哈 | |
| | ワフン浴後烝免缶 (第1段) | 发国上改然心架 化并聘「II | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 苯双丘加熱苯气 | 263TA ⁺ 11:温度制限値135°C以下 | , 1. 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. | |
| | | 统光田卢紫统大品甲楼站托明 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・久久寺による頃あり居った。 | |
| | | 恒及青节炎直 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | MJ.T. | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (77/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|----------|-----------------|--|-----------------------------|-------------|
| | | 当年 1 四 欧 4 梅 | 263TIRP*12.1:118.6 °C以下 | | |
| | | 值及上资账·吵架 优许邮 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | • 安全保護回路 | |
| 分離精製工場 | ウラン溶液蒸発 | / | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | 系統除染が完了する |
| (MP) | 缶 (第1段) | 1 中 1 田 4 化 1 | 263P0 ⁺ A ⁺ 11.2:200.0 kPaGauge 以下 | ののないより出版の | でま |
| | | 圧力上収発作工 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・久父寺による垻海の民 | |
| | | 以言称衣目 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 9.7 II. | |
| | | | 263URO+30: | | |
| | | ウラン濃縮度記 | ウラン濃縮度制限値1.6 %以下 | | |
| | | 録上限操作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| ウラン脱硝施設 | 世岁111111 | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 核燃料物質の臨界防 | 系統除染が完了する |
| (DN) | | | 263DI0 ⁺ 30, 263DI0 ⁺ 31: | 긕 | ## |
| | | 密度指示上限操 | 密度制限值1.6 g/cm³以下 | | |
| | | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (78/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|-----------|---------------------|--|--|--------------|
| | | | 264DI0*76.1: | | |
| | 次40% 计 | 密度指示上限操 | 密度制限值 1.6 g/cm ³ 以下 | 核燃料物質の臨界防 | |
| | 谷 胜 侬 文 愊 | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 긕 | |
| | | | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 264TP-42. 10, 264TP-43. 10: | | |
| クラン脱硝施設 | | 温度下限緊急操 | 温度制限值100°C以上 | | 系統除染が完了する |
| (DN) | | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | #K |
| | 出班 | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 一个人的新回收 | |
| | E | | $264PP^{+}42. 2. 2, 264PP^{+}43. 2. 2$: | • 女士不够口唇 | |
| | | 圧力上限緊急操 | 50.01 kPaGauge 以下 | | |
| | | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 計上開新級ノ | | 苯癸仁加熱苯气 | 273TIA ⁺ 30.3:温度制限值135°C以下 | 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、 | 玄佐吟 先 |
| 刀 酷 信 救 上 % (MD) | 酸回収蒸発缶 | 统 光 田 加 然 统 太 油 中 专 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・久火寺による頃家の民事の日子 | 米別茶米がお 190 |
| (101) | | 师/文言积衣匠 | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | MJ 11L | A. C. |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (79/147)

| 日日本が、十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 維持9~5期间 | | | | | | | か分が込むして | 米宮茶米がおしゅのまん | Н | | | | | | |
|---|---------------|--|----------------------|------------------|--|---------------------|------------------|---|---------------------|------------------------|-----------------------------|----------------------|------------------|-------------------------|---------------------|------------------|
| 大学というと | 安米される機能 | | ・閉じ込めの機能 | | | | 一个人们举回政 | • 女王'宋谩□哈 | | | | ・閉じ込めの機能 | | は然なでする相信の | ・ 次火寺によるは海グ Ric | 11.0% |
| \ \f | 只 傾 頃 日 | 273PP ⁺ 30.1: 0.074 kPaGauge 以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 271PP ⁺ 20.3:9.98 kPaGauge 以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 271PP ⁺ 20.4:19.97 kPaGauge 以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 271PRW+20.2:0.15 kPaGauge以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 271TA*20.4:温度制限值135°C以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | 44545日 | 田内はフトダ系の最低光明の一番を光明の | · 沙聚二米河 | E力上限緊急操作装置[I] E力上限緊急操作装置[I] | | | | | 压力上昇警報装-置 | | | 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 | | | |
| ラル 仕ま 力 エレゲケ | 設加名 外寺 | 酸回収蒸発缶 急 通 | | | | | | | 高放射性廃液蒸 | 発在 直 点 点 点 | | | | | | |
| | | | | | | | | 計上事業がタン | 万 需 信 叛 上 涿 (vin) | (MF) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (80/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------|--------------|--|-------------------------------------|---------------------|--|
| | | 后七 上阻 据 佐 L | 271PO*A*20.6:200 kPaGauge 以下 | | |
| | | エノエ政策下上「四数数法 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | 火膏糀水目 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 当年上四格佐口 | 271TO*A*20.7:118.7 ℃以下 | は然なでする相角の | |
| | | (后)及 上)及 架 作 上。(日)数 哲 光 睜 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・久火寺による頃海の民・ | |
| | | 以言称衣匣 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 9.J.IL. | |
| 日十二事業を入っ | 地名马克斯 | 北 碑 黎 田 工 纪 李 | 271LA-20.2:1.096 kPaGauge 以上 | | 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4 |
| 万酷信装上》(vm) | 同及为1年宪役条案4 | (校17.1.) 以雪粉粉. | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 长凳茶米4片190米以 |
| (MF) | H H | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | -) Н |
| | | 北 1年 4度 年1 7 日 9 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 271γRA*22: 0.51 mSv/h 以下 | | |
| | | ソ聚上改計技術 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 法电口回数担注 | 271FIW*10.1, 271FIW*10.2:66.6 0/h以下 | ・ 小 ※ 体 ア ト Z 铝 侑 の | |
| | | (小里上升 = | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・久久寺による頃家の民事の民事の民主 | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | Ю.) Ш. | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (81/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | 大人が決定がある。 | 米虎来米はおしゅのより | ن لا | | | | | | |
|--|---------------------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|--------------------|----------------------|------------------|--|-----------------------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | | ・閉じ込めの機能 | | | | | | | 田によって表色 | ・ 活 し込めの後 語 | |
| 点 検 項 目 | 272TRA*12. 1-1, 272TRA*12. 1-2, | 272TRA ⁺ 12. 1-3, 272TRA ⁺ 12. 1-4, | 272TRA*14. 1-1, 272TRA*14. 1-2, | 272TRA*14. 1-3, 272TRA*14. 1-4, | 272TRA*16. 1-1, 272TRA*16. 1-2, | 272TRA*16. 1-3, 272TRA*16. 1-4, | 272TRA*18. 1-1, 272TRA*18. 1-2, | 272TRA ⁺ 18. 1-3, 272TRA ⁺ 18. 1-4: | 68.7 ℃以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 272PA*12. 2, 272PA*14. 2, 272PA*16. 2, | 272PA*18.2:0.54 kPaGauge 以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| 温度上昇警報装 272 電 272 272 272 272 槽内压力上昇警 272 報報 272 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | 计子件 化苯苯甲 | 局 及为 注 免 核 其 | 里 | | | | | | |
| | | | | | | | 甲十二番料料と | が 離 相 聚 上 多(m) | (MF) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (82/147)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (83/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 系統除染が完了する | でま | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|
| 要求される機能 | | | | | | | | 1月17.73.80多数 | | | | | | | | |
| 点 検 項 目 | 272TRA ₊ 31. 3-1, 272TRA ₊ 31. 3-2, | 272TRA ₊ 31. 3-3, 272TRA ₊ 31. 3-4, | 272TRA ₊ 31. 3-5, 272TRA ₊ 32. 3-1, | 272TRA ₊ 32. 3-2, 272TRA ₊ 32. 3-3, | 272TRA ₊ 32. 3-4, 272TRA ₊ 32. 3-5, | 272TRA ₊ 33. 3-1, 272TRA ₊ 33. 3-2, | 272TRA ₊ 33. 3-3, 272TRA ₊ 33. 3-4, | 272TRA ₊ 33. 3-5, 272TRA ₊ 34. 3-1, | 272TRA ₊ 34. 3-2, 272TRA ₊ 34. 3-3, | 272TRA ₊ 34. 3-4, 272TRA ₊ 34. 3-5, | 272TRA ₊ 35. 3-1, 272TRA ₊ 35. 3-2, | 272TRA ₊ 35. 3-3, 272TRA ₊ 35. 3-4, | 272TRA ₊ 35. 3-5, 272TRA ₊ 36. 3-1, | 272TRA ⁺ 36. 3-2, 272TRA ⁺ 36. 3-3, | 272TRA ⁺ 36. 3-4, 272TRA ⁺ 36. 3-5: | 65.4 ℃以下 |
| | | | | | | | | 温度上昇警報装 | 劃 | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | 高放射性廃液貯 | 槽 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 高放射性廃液貯 | 蔵場(HAW) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (84/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------------|---|--|---|----------------------|-----------|
| | | 温度上昇警報装 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 間にはその縁合 | |
| | | 鮰 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | ・ 石 | |
| 一 | 14 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 4 | | 272PA*31. 2, 272PA*32. 2, 272PA*33. 2, | | ななながれるアナス |
| 同 从约 1生年16天月 萨·坦(114m) | | 1 日子田 東田 日本 | 272PA*34. 2, 272PA*35. 2, 272PA*36. 2: | | 长唇来水片 190 |
| 政场(HAW) | ₽ | 個ではカム大学 | 0.529 kPaGauge 以下 | ・閉じ込めの機能 | ٠, ال |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 267LA*10. 2, 267LA*11. 2, 267LA*12. 2, | | |
| | デート・デール・デール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボ | 流行口目鞍扣洪 | 267LA*13, 267LA*14, 267LA*15, 267LA*16: | 大海沙 香 屏 6 界 田 叶 | |
| | ノアトーンマ驳口に指 | (| 0.800 kPaGauge 以下 | ・忽然在釣買り番糸の | |
| 分離精製工場 | 口口只儿借 | <u> </u> | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | = | 系統除染が完了する |
| (MP) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | まで |
| | u = x = u y | 海佐口四蜡佐口 | 267LO ⁺ A ⁺ 65:30 mm 以下 | がある。 | |
| | 7 (967V6E) | (()) () () () () () () () () () () () () | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・ て ひ 7 四 | |
| | (201705) | 以言、积 汝 目 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | (4個 人 v 1) (4人) (4人) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (85/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|---------|---------|--|--|-----------|
| | | | 321PP*12. 1, 321PIP*12: | | 系統除染が完了する |
| 廃棄物処理場 | 低放射性廃液第 | 圧力上限緊急操 | 200 kPaGauge 以下 | ・火災等による損傷の | ## F |
| (AAF) | 1 蒸発缶 | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | 防止 | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 超 土 井 井 山 工 財 | | | 322PP*12. 1, 322PIP*12: | | |
| 第一位及为1年第一次 新校的 电线线 | 低放射性廃液第 | 圧力上限緊急操 | 162 kPaGauge 以下 | ・火災等による損傷の | 系統除染が完了する |
| ⊗ ⊗ № № № № № № № № № № № № № № № № № № | 2 蒸発缶 | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | でま |
| (E) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 超 土 井 井 山 工 報 | | | 326PP*10.3:158.7 kPaGauge 以下 | | |
| 男二位 灰彩 往席 按 對 繁 的 苗 栋 凯 | 低放射性廃液第 | 圧力上限緊急操 | 326PP+10.4:168.6 kPaGauge 以下 | ・火災等による損傷の | 系統除染が完了する |
| 依然光》。祖为 政 | 3 蒸発缶 | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | ال ال |
| (7) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | $282~\gamma~\mathrm{RP^+60}.$ 1, $282~\gamma~\mathrm{RP^+60}.$ 2 : | | |
| 分離精製工場 | 拼广资路子分 | 放射性物質検知 | 3120 cpm 以下 | 問いよの条分 | 系統除染が完了する |
| (MP) | 米と海浦と子 | 装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | - 石(スペンペン) (対) - (対) | ## |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (86/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|---------|----------------------------|--|------------|-------------|
| 日十 十 二串 羊が 拗 ノン | | # # 日 日 日 世 | 246PRW ⁺ 42:1050 kPaGauge 以下 | | 2十二中兴 张公子 2 |
| 万帮有拨十多 | 廃ガス貯槽 | 借り圧ノエチョー | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・閉じ込めの機能 | 长覧を米グガーののより |
| (MIL) | | 被淡直 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | ر. الح |
| | | | $107 \text{dPIA}^- 107.6:-1.031 \sim -0.931 \text{ kPaGauge}$ | | |
| (a) 出出+// | 建家及びセル換 | 在正数担注用 | $107 \text{dPIA}^- 107.7:-1.521 \sim -1.421 \text{ kPaGauge}$ | . 聞いるその機会 | 分析所の管理区域解 |
| 714171 (CD) |) | 月二言 积 次 目 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 127000万円 | 除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 207dPIA-207.7:-1.040 \sim -0.940 kPaGauge | | |
| 分離精製工場 | 建家及びセル換 | 在正数担注用 | $207 \text{dPIA}^{-}207.8:-1.250 \sim -1.150 \text{ kPaGauge}$ | ・聞いるみの縁釣 | 分離精製工場の管理 |
| (MP) | 気米 | 月二言 秋 次 巨 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 12 フススンス対形 | 区域解除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 高放射性固体廃 | | | 532PIA ⁺ 142: −0.280~−0.160 kPaGauge | | 高放射性固体廃棄物 |
| 棄物貯蔵庫 | セル換気系 | 負圧警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・閉じ込めの機能 | 貯蔵庫の管理区域解 |
| (HASWS) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | 除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (87/147)

| 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------------|------------|---|---------------------|--|
| | | 307dPIA ⁻ 307.6:-0.835~-0.735 kPaGauge | | |
| 建家及びセル換 | 在正数却法里 | 307dPIA-307.7:-1.227~-1.127 kPaGauge | 問いはその数金 | 廃棄物処理場の管理 |
| 汽 | 貝工言物表直 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | ・ 石 し 1人 め リノ 後 肥 | 区域解除まで |
| | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 322dPA-322.RI: -0.162∼-0.134 kPaGauge | | |
| 中分元子 5. 在 | | 322dPA-322.A4:-0.064~-0.036 kPaGauge | | 第二低放射性廃液蒸 |
| ・ 本人 ひょう 家 でん しょう 家 | 負圧警報装置 | $322 \text{dPA}^{+}322.5:0.460 \sim 0.520 \text{ kPaGauge}$ | ・閉じ込めの機能 | 発処理施設の管理区 |
| KX. | | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 域解除まで |
| | | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 327dPA-108.1:-0.113~-0.085 kPaGauge | | |
| | | 327dPA-120.1:-0.157~-0.139 kPaGauge | | 第二年七甲甲爾斯斯 |
| 建家及びセル換 | 在正数却法里 | 327dPA-202.1:-0.044~-0.016 kPaGauge | 明にはそん核色 | 男二句 灰乳 住 焼 後 祭 と と と と と と と と と と と と と と と と と と |
| 気系 | 月 江 | 327dPA-301.1: 0.384~ 0.402 kPaGauge | ・ 古 し 込め の 後 語 | 光冷年過段ショ年の神像のまた |
| | | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 必年別と |
| | | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (88/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------------|-------------|--|---|--|
| | | | 332dPA⁻003.2:-0.118~-0.080 kPaGauge | | |
| 第二スラッジ貯 | 建家及びセル換 | 在正数担法职 | 332dPA ⁻ 101.2:−0.069~-0.031 kPaGauge | . 間ではみの縁色 | 第二スラッジ貯蔵場 |
| 蔵場 (LW2) | 気系 | 月 江言 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | ・ 石 し (人) | の管理区域解除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | $333 \mathrm{dPA^-}023.2:-0.167{\sim}-0.129~\mathrm{kPaGauge}$ | | |
| 网络神器 | 事化工2/2年 1/2年 | | $333 \mathrm{dPA^-300.2}$: 0.080 \sim 0.118 kPaGauge | | 医诊 年 咒 革 苗 分 纸 盅 |
| 黑谷祭別要約 (mc) | 角多久シェア家員を | 負圧警報装置 | $333 \mathrm{dPA^-}310.2$: $0.932 \sim 1.030 \mathrm{kPaGauge}$ | ・閉じ込めの機能 | (現場を) (現場を) (記事を) (日本の) (日本の |
| (8%) | KX | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | (人) 英年でも (人) |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 公 人 | | | 350dPA ⁻ 301 : 0.575~ 0.603 kPaGauge | | 放出廃液油分除去施 |
| 及日流食在方案上搭票 (C) | 建家換気系 | 負圧警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・閉じ込めの機能 | 設の管理区域解除ま |
| 万地段 (C) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | E |
| | | | 264dPIA ⁻ 921, 264dPIA ⁻ 923: | | |
| ウラン脱硝施設 | 外型毕花由 | 石厂整担注册 | −1.224~−1.130 kPaGauge | . 問以37 次の機能 | ウラン脱硝施設の管 |
| (DN) | 是外投 | 月二言物表直 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・ A し込めの類形 | 理区域解除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (89/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|---------|------------|--|--|---------------------|
| | | | 272dPA⁻103.3: -0.432~-0.354 kPaGauge | | |
| 高放射性廃液貯 | 建家及びセル換 | 在正数却法要 | 272dPA⁻105.3: -0.226~-0.168 kPaGauge | いまったの数字 | 高放射性廃液貯蔵場 |
| 蔵場(HAW) | 気系 | 月 江 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・ 石 しなめつる 新 田 | の管理区域解除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 342dPA ⁺ 710.2: 0.549~ 0.627 kPaGauge | | |
| 土田七年号74 (エロ) | 安办客价格 | 在正数却法要 | 342dPA-710.2: 0.354~ 0.432 kPaGauge | . 目17.37 米の機能 | 焼却施設の管理区域 |
| 光子が配取 (IL) | | 貝冮膏糀촜틸 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 解除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 537dPA ⁺ 45.2: 0.549~ 0.627 kPaGauge | | アンコード・コ田ウキ |
| ノスノアプト国の本語を開発を表現して、 | 建家及びセル換 | 在正数却法要 | 537dPA ⁺ 47.2: 0.931~ 1.029 kPaGauge | . 目17.37 米の機能 | ノインアケト回行をお押券背や組みが出り |
| [] 本 以) 题 加 以 (V V V V V V V V V V V V V V V V V V | 気糸 | 貝冮膏糀촜틸 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | 引寒過段の声角の髪のなれる髪のなまん |
| (AO1.) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | ノは弦歩 |
| | | | 538dPA ⁺ 07.2 : 1.127∼ 1.225 kPaGauge | | 第二アスファルト固 |
| 第一/ ペノアル 上の大野 群権 | 建家及びセル換 | 石匠散却注册 | $538 dPA^-07.3: 0.491 \sim 0.589 kPaGauge$ | . 目1:17 光 ① 撇 给 | 化体貯蔵施設の管理 |
| | 気系 | 月上 青 刊 衣 直 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 141 (人人人人) 251 (人) | 区域解除まで |
| (404) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (90/147)

| 5機能 維持すべき期間 | 型土田 女 古 子 早 一 排 | | 級問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 今後年終300 | 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | フィングトロ行為 まままの 日本学の 日本学の 日本学の 日本学の 日本学の 日本学の 日本学の 日本 | | ン 低 <u>长</u> | | | 飯門 周段の当年の要年を一点でしまり | Н |
|-------------|-------------------------|-------------|--|--------------|---|--|---|-----------------|-----------|------------------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | 田でいまん | ・ 西 し込めの被問 | | | 間にはよの機能 | (A) | | | 日ではなん | ・ 西 し込めらる語 | |
| 点檢項目 | 533dPA-706, 533dPA-709: | <u> </u> | | | | A07dPA ⁺ 07.2: 0.930~1.030 kPaGauge A07dPA ⁻ 316.2:-22.9~-17.1 PaGauge 警報又は表示のテストスイッチにより,警 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | | | -0.196∼-0.138 kPaGauge | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報、点域又は高灯すること。 |
| | 負圧警報装置 | | | | 負圧警報装置 | | | | 負圧警報装置 | | | |
| 設備名称等 | | 建家及びセル換 | 気糸 | | | 建家及びセル換 | 気糸 | | 建家及びセル換気系 | | | |
| | 日本本 | 另一高灰彩 注固坏核素 | 体無来物財威加 雲 (911/8WS) | EX (ZIIAOWO) | カファット | ノイングで回び、中田、対当の一方では、中田、対当の一方では、中田、対当の一方では、中国、対当の一方では、中国、対当の一方では、中国、対対には、中国、対対には、対対には、対対には、対対には、対対には、対対には、対対には、対対に | | (AOF) | | 廃溶媒処理技術 | 開発施設(ST) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (91/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | ※ 目光 井 ご田 で に だ | カント回化技術運用を対象の発売がある。 | 局段の声組入奥群系派が | ر اد | | | | | | | |
|---------|--|---|---|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|--|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | | おかったい。田 | ・ 対し込めの対策形 | | | | | | | | |
| 点 検 項 目 | $607 dPA^+07.1: 2.581 \sim 2.713 kPaGauge$ | $607 \text{dPA-} 07.2: 0.560 \sim 0.618 \text{ kPaGauge}$ | G07dPA ⁻ 003. 2, G07dPA ⁻ 004. 2, | G07dPA-005. 2, G07dPA-006. 2, | G07dPA-007. 2, G07dPA-101. 2, | G07dPA-102. 2, G07dPA-103. 2, : | -0.275∼-0.217 kPaGauge | G07dPA-018. 2, G07dPA-028. 2, | G07dPA-122. 2, G07dPA-221. 2, | G07dPA-311.2: | -62.8∼-55.0 PaGauge | G07dPA-116.2, G07dPA-211.2: | -72.6∼-64.8 PaGauge | G07dPA-144.2, G07dPA-240.3: | -0.128∼-0.070 kPaGauge | $607 \text{dPA}^{-}240.2:-21.6 \sim -17.8 \text{ PaGauge}$ | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | | | | | | | | 在厅楼却汗围 | 貝圧膏粒彩直 | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | | 建家及びセル換 | 気系 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ガラス固化技術 | 開発施設(TVF) | | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (92/147)

| 維持すべき期間 | | | | は、これでは、日本のでは | ノルトーンセ門殺技術国際報告の表面を指導を発売し | 加州 加州 | 支票である。 | | | |
|---------|---|----------------------------|----------------------------|--|---|--|------------------------|--------------------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | ・間にはその縁銘 | ・ 石 (人)(人)(人)(利) | | | | |
| 点 検 項 目 | $P07dPRCA^{\pm}051-1, P07dPRCA^{\pm}055-1:$ | (上限) −170.0~−130.0 PaGauge | (下限) −410.0~−370.0 PaGauge | $P07dPICA^{\pm}025-1, P07dPICA^{\pm}027-1,$ | $P07dPICA^{\pm}126-1, P07dPICA^{\pm}128-1,$ | $P07dPICA^{\pm}227-1, P07dPICA^{\pm}230-1:$ | (上限) −30.0~0.0 PaGauge | (下限) -78.0~-38.0 PaGauge | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報、点滅又は点灯すること。 |
| | | | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | 建家及びセル換 | 気系 | | | | |
| | | | | 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | ノグトーンと特権共発国教権 | 级技物用光油取 (PCDE) | (FCDF) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (93/147)

| 設備名称等 | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|--|----------|--------------------|
| | K07dPA-002. 2, K07dPA-003A. 2, | | |
| | K07dPA-003B. 2, K07dPA-003C. 2, | | |
| | K07dPA-004. 2, K07dPA-008B. 2, | | |
| | K07dPA-052A. 2, K07dPA-052B. 2, | | イニルに、回向井糸 |
| 在正被担法晤 | K07dPA-102. 2, K07dPA-105. 2, | ・間にはその締約 | ンツノドノ回収投制国際発売の第四の対 |
| X X 国 | K07dPA-150. 2, K07dPA-301: | | 国光島及び中角の多の形式を |
| | −0.078~-0.060 kPaGauge | | ノは返去 |
| | $KO7dPA^{-}207.2:-32.4\sim-26.6$ PaGauge | | |
| | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (94/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-------|--------|---|-----------------------|-------------|
| | | | 107FDT144:72.2 °C以下 | の以下とは任命 | |
| | | 温度警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | ・久火寺による損害の氏に | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 1971 I.C. | |
| | | | 108LW+027:1.673 kPaGauge 以下 | | |
| | 7. 好 | | 108LW*214, 108LW*404: | | 系統除染が完了する |
| 77 19 (CD) | 7 | | 0.832 kPaGauge 以下 | | でま |
| | | 漏洩検知装置 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | | により維持されていること。 | | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 230FDT131. 1, 230FDT131. 2, 230FDT131. 3, | | |
| 日十二番年が投入 | | | 230FDT131. 4, 230FDT131. 5, 230FDT131. 6, | に然体でする世紀の | からがいません |
| 万磨信教士》 (wp) | セル等 | 温度警報装置 | 230FDT333. 1, 230FDT333. 2, 230FDT334. 1, | ・久火寺による頃面の氏は、大火寺によるは、 | 米ಶ茶米がおしゅのよう |
| (MF) | | | 230FDT334.2, 230FDT334.3: | JJ TT | Н |
| | | | 73.6 ℃以下 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (95/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 米施保染が完了する | Ы | | | | | | |
|---------|----------------------|----------------------|------------------|----------------------------|--|-----------------------|----------|----------------------|------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------|---------------|----------------------|-------------------|
| 要求される機能 | | | | ・水災等による指傷の | スペイドの 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 | | | | | | | ・聞いるその複数 | 一方の公文を用 | | |
| 点 検 項 目 | 230FDT1165:72.2 °C以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報、点滅又は点灯すること。 | 252FDT107A, 256FDT109A. 1, | 256FDT109A. 2, 256FDT109B, 261FDT114, | 265FDT015, 276FDT008: | 72.2 ℃以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 204LW+0114:0.250 kPaGauge 以下 | 204LW+0140:0.834 kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 |
| | | | | | 温度警報装置 | | | | | | | 是许珍尔法里 | 個沒很不老直 | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | セル等 | | | | | | | |
| | | | | | | | 1 | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (96/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------|-------|--------|-------------------------------|----------|------------|
| | | | 204LW+001:0.688 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 204LW+002:0.911 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 204LW+003:0.530 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 204LW+005A:0.707 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 204LW+005C:0.926 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 204LW+006:0.541 kPaGauge 以下 | | |
| 計上書業数ノ | | | 204LW+026:0.593 kPaGauge 以下 | | ななながればいてよる |
| 万磨有数十多(MD) | セル等 | 漏洩檢知装置 | 204LW+027:0.363 kPaGauge 以下 | ・閉じ込めの機能 | 米秀家米がおしゅの一 |
| (TMT) | | | 204FW+105D:0.471 kPaGauge 以下 | |) t |
| | | | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | | |
| | | | により維持されていること。 | | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 204LW+008:1.083 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 204LW+015.1:0.577 kPaGauge 以下 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (97/147)

| と 維持すべき期間 | | | | | | | 7十八小が 天公犬 グ | 米覧を米がおし900円が | <i>)</i> 6 | | | | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|--------------------|---------------|----------------------|------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | ・閉じ込めの機能 | | | | | | | |
| 点検項目 | 204LW*015.2:0.888 kPaGauge 以下 | 204LW+023:0.922 kPaGauge 以下 | 204LW+025B: 0.334 kPaGauge 以下 | 204LW+107A: 0.284 kPaGauge 以下 | 204LW*109A.2:0.621 kPaGauge 以下 | 204LW+109B:0.421 kPaGauge 以下 | 204LW+114:0.371 kPaGauge以下 | 204LW+125B:0.513 kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 254LW+17.1:0.432 kPaGauge 以下 | 256LW+17.1:0.451 kPaGauge 以下 | 1-12 0 d 1 050 0 t 0 t m 1000 |
| | | | | | | | | 漏洩検知装置 | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | セア等 | | | | | | | |
| | | | | | | | 日 十二等 筆 数 ノ | 万帮信款 十多(m) | (MIT) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (98/147)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (99/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|---|----------------|---|------------------|--------------|
| | | | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | | |
| 分離精製工場 | | 后本各名并用 | により維持されていること。 | . 目ではその縁色 | 系統除染が完了する |
| (MP) | 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / | 佩伐快冲炎 直 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | - 石(スペン(板)出 | ま で |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 264LW*30.3, 264LW*31.3: | | |
| | | | 0.499 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 264LW ⁺ 32. 3, 264LW ⁺ 33. 3: | | |
| ウラン脱硝施設 | | 后本各名并用 | 0.509 kPaGauge 以下 | . 目ではその縁色 | 系統除染が完了する |
| (DN) | 7 | 備役快热接 直 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | ・ A し 込め の 後 語 | Ht. |
| | | | により維持されていること。 | | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 高放射性廃液貯 | 数 · 11 · 44 | 盘来吗外邮部 | 272LA*001, 272LA*003, 272LA*008: | . 開於33 米の機能 | 系統除染が完了する |
| 蔵場(HAW) | 7 | 佩伐快冲老 直 | 0.627 kPaGauge 以下 | 対し、父父の後に | الله الله |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (100/147)

| 維持すべき期間 | | | | お寄えばいまする | 米虎来米はおしゅのより | :, Н | | | | | | ·) K |
|---------|--|---|---|----------------------------------|-------------------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| 要求される機能 | | | | | ・閉じ込めの機能 | | | | | 一下 ((佐)アトス 岩 角の | ・久火寺にそのは海の氏に | MIL |
| 点 検 項 目 | 272LA ⁺ 002:0.931kPaGauge以下 | 272LA ⁺ 004, 272LA ⁺ 005, 272LA ⁺ 006, | 272LA ⁺ 007, 272LA ⁺ 009, 272LA ⁺ 010, | 272LA*011, 272FA*201, 27FLA*202: | 0.735 kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 532FDT031, 532FDT032: 64.4 °C以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | | | | 漏洩検知装置 | | | | | | 温度警報装置 | |
| 設備名称等 | | | | | セル等 | | | | | | セル等 | |
| | | | | 出 学 地 书 中 早 | 局 |) 関 物 (II A W) | | | | 高放射性固体廃 | 棄物貯蔵庫 | (HASWS) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (101/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------|---------------------------------------|------------|--|---------------------------|-------------------|
| | | | 533LA*001, 533LA*002 : | | |
| | | | 1.029 kPaGauge 以下 | | |
| 第二高放射性固 | | | 533LA*151:0.529 kPaGauge 以下 | | 4 子の子がなみ 4 イート 4 |
| 体廃棄物貯蔵施 | セル等 | 漏洩検知装置 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | 閉じ込めの機能 | 米宮を米が出しずるまる |
| 討 (2HASWS) | | | により維持されていること。 | | Н |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| E C | | | 537FDT051, 537FDT052, 537FDT151, | | |
| ノイノアルト回り、米品種特別 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 当年数担法期 | 537FDT152: 72.0 ℃以下 | ・火災等による損傷の | 系統除染が完了する |
| 15 字页 观 图 页(48.1) | 7 | 恒决 青 拟 汝 匡 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | ₩ F |
| (ASI) | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 第二アスファル | | | 538FDT053, 538FDT054. 1, 538FDT054. 2, | 一 | 2 卡 2 亭 深 敬 刻 孥 逐 |
| ト固化体貯蔵施 | セル等 | 温度警報装置 | 538FDT253: 72.4 ℃以下 | ・大火中によるは一角の一番で | 米宮を米が出しずるまる |
| 款 (AS2) | | | | M. T. | ٠ ١ |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (102/147)

| 能 維持すべき期間 | | | | | | | | | 場の 米熱麻米が光 9 0 +4 | Н | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|-----------------------------|----------------------------|---|--|---|-----------------------------|------------------------------|---|--|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | # / ~ / · · · / · · · · · · · · · · · · · | ・ 火災寺による損場の 平 :- | 90 III | | | | | | | |
| 点 検 項 目 | 538FDT051.1, 538FDT051.2, 538FDT051.3, | 538FDT051.4, 538FDT051.5, 538FDT051.6, | 538FDT051.7, 538FDT051.8, 538FDT051.9, | 538FDT051.10, 538FDT051.11, | 538FDT051.12, 538FDT151.1, | 538FDT151. 2, 538FDT151. 3, 538FDT151. 4, | 538FDT151.5, 538FDT151.6, 538FDT151.7, | 538FDT151.8, 538FDT151.9, | 538FDT151.10, 538FDT151.11, | 538FDT151. 12, 538FDT251. 1, | 538FDT251. 2, 538FDT251. 3, 538FDT251. 4, | 538FDT251.5, 538FDT251.6, 538FDT251.7, | 538FDT251.8, 538FDT251.9, | 538FDT251.10, 538FDT251.11, | 538FDT251.12: 72.0 °C以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報 3 発 報 日 減 夕 け 占 げ す ろ ト ノ |
| | | | | | | | | | 温度警報装置 | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | | セル等 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 第二アスファル | ト固化体貯蔵施 | 討 (AS2) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (103/147)

| 維持すべき期間 | | | | 系統除染が完了する | F F | | | | | | なながが、ません | 米ಶ系米41 19 0 | Н | | |
|---------|----------------------------------|-------------------|----------------------------------|-----------------------------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|-------------------------------|---------------------|------------------|---|-------------------|---|-------------------|
| 要求される機能 | | | | 間にはよの縁む | ・ 石 したくころ 報用 | | | | 一 | ・久久歩にそのは涿り氏で | MJ.T. | | 間にはその縁免 | ・ 内 し込めり返問 | |
| 点検項目 | A08LW+050, A08LW+251, A08LW+352: | 0.514 kPaGauge 以下 | A08LW*051, A08LW*052, A08LW*055, | A08LW+056:1.009 kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 318FDT022, 318FDT023:73.5 ℃以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 308LA ⁺ 11A, 308LA ⁺ 11B, 308LA ⁺ 11C: | 0.156 kPaGauge 以下 | 308LA ⁺ 20. 2, 308LA ⁺ 21. 2: | 0.422 kPaGauge 以下 |
| | 漏洩檢知装置 | | | | | | | | 温度警報装置漏機機的装置 | | | | | | |
| 設備名称等 | セル 等 海湾 | | | | | | | | | | | セル等 | | | |
| | | | T 7 | Ž ‡ | L M H B W | (ASF) | | | | | 1 | 第末 多 | (AAF) | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (104/147)

| 維持すべき期間 | | | | | 系統除染が完了する | ぎま | | | | |
|---------|---|---|-------------------|-------------------------------|-------------------|----------------------------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | 日のいかの本名 | · 古し込める短い。 | | | | |
| 点 検 項 目 | 308LA ⁺ 22.2:0.284 kPaGauge 以下 | 308LA ⁺ 50, 308LA ⁺ 51: | 0.242 kPaGauge 以下 | 308FW+30, 308FW+31, 308FW+32: | 0.530 kPaGauge 以下 | 308FW+33:0.579 kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | | | | 阿斯林氏法国 | /周/女/央At | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | † † | | | | |
| | | | | | 廃棄物処理場 | (AAF) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (105/147)

| 維持すべき期間 | | | 7十八字》, 30十八十八 | 米克森米グイン 9 0 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1 |) 6 | | | | | | みながればいずる | 米克森米4.4.4.1.9.0.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4 | <i>)</i> 6 | | | |
|---------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---|---------------|---------------------|------------------|---|---------------------|------------------|---------------------------|---|--------------------|---------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | ・閉じ込めの機能 | | | | * ・ 火災等による損傷の 防止 等 ・ 閉じ込めの機能 | | | | | | | | |
| 点檢項目 | 322LW+200::0.446 kPaGauge 以下 | 322LW+201::0.068 kPaGauge 以下 | 331LA ⁺ 001:接点短絡で作動 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 327TA ⁺ 120:72.2℃以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 326FW+70:0.960kPaGauge 以下 | 326FW+120:0.558kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | 13 15 15 15 15 15 15 15 | | | | | | | 温度警報装置漏洩檢知装置 | | | | | | | | |
| 設備名称等 | た <i>大</i> 等 漏池 | | | | | | | | | | | セル等 | | | | |
| | | | 第二低放射性廃 | 液蒸発処理施設 | (E) | | | | | | 第三低放射性廃 | 液蒸発処理施設 | (Z) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (106/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------|-------------|--------|--|--------------------------------------|-----------|
| | | | 333FDT020, 333FDT021, 333FDT022, | | |
| | | | 333FDT023: | いるなどでははある。 | |
| | | 温度警報装置 | 72.2 ℃以下 | ・ 欠火寺による損害の た。 | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 97.1E | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 333LA ⁺ 20.4:0.362 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 333LA ⁺ 21.4:0.411 kPaGauge 以下 | | |
| 廃溶媒貯蔵場 | 世 三 4 | | 333LA ⁺ 22.4:0.509 kPaGauge 以下 | | 系統除染が完了する |
| (MS) | 7 | | 333LA ⁺ 23.4:0.411 kPaGauge 以下 | | ₩ F |
| | | | 333FA ⁺ 100a:0.430 kPaGauge 以下 | | |
| | | 漏洩検知装置 | 333FA ⁺ 100b: 0.442 kPaGauge 以下 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | | 333FA ⁺ 126a: 0.489 kPaGauge 以下 | | |
| | | | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | | |
| | | | により維持されていること。 | | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (107/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|--------|--------------------------------|-----------------|---|
| | | | 333FDT031, 333FDT032:72.2 ℃以下 | 一下《佐沙下 7 招信分 | |
| | | 温度警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | ・久次寺による垻海の居市に出る | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 90 IL. | |
| | | | 333LA*031, 333LA*032: | | |
| スラッジ貯蔵場 | | | 1.019 kPaGauge 以下 | | 系統除染が完了する |
| (LW) | ₩ 4 | | 332LW+12:0.479 kPaGauge以下 | | #\f |
| | | 漏洩検知装置 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | | により維持されていること。 | | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 350FW*011:1.519 kPaGauge以下 | | |
| | | | 350FW*115,350FW*116,350FW*117: | | |
| 含乙类紫翅目弁 | | | 0.509 kPaGauge 以下 | | 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 |
| 及日第後在万家一十指指(5) | セル等 | 漏洩検知装置 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | ・閉じ込めの機能 | 长气聚米7.4.7.1.9.0.1.1.1.9.0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 |
| (C) XIII (C) | | | により維持されていること。 | | J 16 |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (108/147)

| 維持すべき期間 | | | | 系統除染が完了する | HK | | | | | | の 系統除染が完了する | HK | | | |
|---------|---|------------------|----------------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------|----------------------|------------------|--|
| 要求される機能 | | | | 子学がたれる問 | • | | | | | | ・火災等による損傷の | 防止 | | | |
| 点檢項目 | S04LA ⁺ 002, S04LA ⁺ 003, S04LA ⁺ 004: | 0.530 kPaGauge以下 | S71LA ⁺ 20. 2 : | 0.397 kPaGauge以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | 328FDT001, 328FDT002, 328FDT003, | 328FDT005, 328FDT006, 328FDT007, | 328FDT021, 328FDT120: | 71.7 ℃以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | |
| | 漏洩檢知装置 | | | | | | | | | 温度警報装置 | | | | | |
| 設備名称等 | ************************************ | | | | | | | | | | 7 | # ↑ | | | |
| | | | 经票件工工 | 新 丰 | (1 mcr) | (LWSF) | | | | | 廃溶媒処理技術 | 開発施設 (ST) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (109/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | インのできるより | 米樗麻米が出しずるより | :) H | | | | | |
|---------|---|---|---|---|-----------------------------------|----------------------------------|---|-----------------------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | ・閉じ込めの機能 | | | | | | |
| 点 検 項 目 | 328LA ⁺ 001, 328LA ⁺ 002, 328LA ⁺ 003, | 328LA ⁺ 004, 328LA ⁺ 005, 328LA ⁺ 006, | 328LA ⁺ 007, 328LW ⁺ 020a, 328LW ⁺ 020b, | $328 \text{LW}^+ 020 \text{c}, 328 \text{LW}^+ 020 \text{d}, 328 \text{LW}^+ 020 \text{e},$ | 328LW*020f, 328LW*021, 328LW*046, | 328LW*051, 328LW*052, 328LW*053, | 328LW*054, 328LW*055, 328LW*057, | 328LW*120a, 328LW*902, 328LW*903: | 0.627 kPaGauge以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | | | | | | 漏洩検知装置 | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | セア等 | | | | | | |
| | | | | | | 界效中中田十余 | 第谷架心堆技術 ==================================== | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (110/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | な発物が決しませ | 米が将来が占してのサイン |) 6 | | | | | | |
|---------|--|---|--|--|--|--|--|--|---|---|---------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | 閉じ込めの機能 | | | | | | | |
| 点検項目 | G04LA ⁺ 001a: 0.328 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 001b:0.345 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 003:0.382 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 004:0.299 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 005:0.309 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 006:0.373 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 007:0.349 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 102:0.505 kPaGauge 以下 | G04LA ⁺ 013, G04LA ⁺ 014, G04LA ⁺ 015, | G04LA ⁺ 016, G04LA ⁺ 026: | 接点短絡で作動 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | 漏洩檢知装置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 設備名称等 | カ グ 神 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ガラン 田 7 井 条 | カノス回ごUJXWi 間路梅診 (TVF) | M 7 C M E B X (1 V I) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (111/147)

| - | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------|-------|--------|-------------------------------------|------------|-------------|
| | | | P07TRA*051-1, P07RA*052-1, | | |
| | | | P07TRA*053-1, P07TRA*054-1, | | |
| | | 田井鞍井江田 | P07TRA*055-1: | ・火災等による損傷の | |
| | | (画及書教 | 74.1 ℃以下 | 防止 | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| プルトニウム転 | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | かれるだがでする |
| 換技術開発施設「 | セル等 | | P11LW*11-4, P11LW*12-4, | | 长覧を来びおしゅのよう |
| (PCDF) | | | P12LW*11-4, P12LW*12-3, P75LW*11-4: | | Н |
| | | | 0.931 kPaGauge 以下 | | |
| | | 漏洩検知装置 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | | により維持されていること。 | | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (112/147)

| 維持すべき期間 | | イン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン | 长点茶米4.17904.1804.1804.1804.1804.1804.1804.1804.18 | ر ال | |
|---------|------------------------------|---|---|---------------------|------------------|
| 要求される機能 | | | 閉じ込めの機能 | | |
| 点検項目 | K75LW+58.3:0.514 kPaGauge 以下 | 検知する設備の健全性が定期的な点検等 | により維持されていること。 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 |
| | | | 漏洩検知装置 | | |
| 設備名称等 | | | セル等 | | |
| | | クリプトン回収 | 技術開発施設 | (Kr) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (113/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|-------|--------|-----------------------------|----------|--------------------|
| | | | (1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の | | |
| | | | 電圧(6.6kV±3.5%)・周波数(50Hz±5%) | | |
| | | | を確立し、給電状態となること。 | | |
| 1) = 1) 1 | | | (2) 商用電源復電後,正常に非常用発電機 | | 田城 分 孙 贵 丑 头 头 去 |
| オーノインノイ | 非常用電源 | 非常用発電機 | 電源から商用電源に移行すること。 | · 保安電源設備 | 天哲元の角条の首角及其の存金を |
| 施政 (00) | | | 非常用発電機の運転による作動状態が | | 乙岐暦弥まい |
| | | | 以下であること。 | | |
| | | | 電圧: 6.6kV±3.5% | | |
| | | | 周波数:50Hz土5% | | |
| | | | (1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の | | |
| | | | 電圧(6.6kV±3.5%)・周波数(50Hz±5%) | | |
| | | | を確立し、給電状態となること。 | | |
| | | | (2) 商用電源復電後,正常に非常用発電機 | | 用战分 化贵分 七 炎 生 |
| 中間開閉所 | 非常用電源 | 非常用発電機 | 電源から商用電源に移行すること。 | · 保安電源設備 | 天哲元の角条の首角及其の対象がある。 |
| | | | 非常用発電機の運転による作動状態が | | 夕東東京 |
| | | | 以下であること。 | | |
| | | | 電圧: 6.6kV±3.5% | | |
| | | | 周波数:50Hz±5% | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (114/147)

| 維持すべき期間 | 供給先の建家の管理区域解除まで | ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで | | | | | | |
|---------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 要求される機能 | • 保安電源設備 | • 保安電源設備 | | | | | | |
| 点檢項目 | (1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の 電圧(6.6kV±3.5%)・周波数(50Hz±5%) を確立し、給電状態となること。 (2) 商用電源復電後,正常に非常用発電機 電源から商用電源に移行すること。 非常用発電機の運転による作動状態が 以下であること。 電圧:6.6kV±3.5% 周波数:50Hz±5% | (1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6kV±3.5%)・周波数(50Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 (2) 商用電源復電後,正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。非常用発電機の運転による作動状態が以下であること。電圧:6.6kV±3.5% | | | | | | |
| | 非常用発電機 | 非常用発電機 | | | | | | |
| 設備名称等 | 非常用電源 | 非常用電源 | | | | | | |
| | 第二中間開閉所 | ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (115/147)

| 設備名称等 | () () () () () () () () () () () () () (| 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------|--|-------------------|---|---|
| | | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | | |
| | | 状態が以下のとおりであること。 | | |
| | | 電圧 100±10V | | |
| 2. 电电池 | 有后部部沿出 | 周波数 50±1.0Hz | . 旧六哥哈凯准 | 分析所の管理区域解 |
| 芥吊 吊 电烁 | | インバータの出力電圧及び周波数が以 | • | 祭まで |
| | | 下のとおりであること。 | | |
| | | 出力電圧:100±2V | | |
| | | 周波数 : 50±1.0Hz | | |
| | | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | | |
| | | 状態が以下のとおりであること。 | | |
| | | 電圧 100±10V | | 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| 超出电影中 | | 周波数 50±1.0Hz | 五十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 第二场 反對 计宽纹线数 医血栓结形 医牙线虫虫 |
| 芥吊用电 燃 | ボア电电ダ汝国 | インバータの出力電圧及び周波数が以 | * | 光冷年高段の古年の本の本の本の本の本の本の |
| | | 下のとおりであること。 | | 女 帯 奈 よ こ |
| | | 出力電圧:100±2V | | |
| | | 周波数 : 50±1.0Hz | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (116/147)

| 能維持すべき期間 | | | 2. 日光十田 5. 年以至 | 第谷祭汽缸技配 国第一款等 公報 的 其 的 数 | 局段の両角内後群を一部を | <i>)</i> К | | | | | | ウラン脱硝施設の管 | 異区域解除まで | | | |
|----------|-------------------|-----------------|----------------|--|---|---------------|-------------|----------------|-------------------|-----------------|------------|--------------|-------------------|-------------|-------------|--|
| 要求される機能 | | | | . 旧坛香酒凯供 | • 沐女电泳政师 | | | | | | | 日子串新品用 | • 沐女电你改佣 | | | |
| 点検項目 | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50±1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以 | 下のとおりであること。 | 出力電圧:100±2V | 周波数 : 50±1.0Hz | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50±1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以 | 下のとおりであること。 | 出力電圧:100±2V | 三字 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | 無停電電源装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | 是第二年 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | 乔 ···································· | | | | | | | 長事 日 彰 士 | 乔吊用 电烁 | | | |
| | | | | 廃溶媒処理技術 | 開発施設 (ST) | | | | | | | ウラン脱硝施設 | (DN) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (117/147)

| 維持すべき期間 | | | | 焼却施設の管理区域 | 解除まで | | | | | | | 高放射性廃液貯蔵場 | の管理区域解除まで | | | |
|---------|-------------------|-----------------|------------|--------------|------------------------|-------------|-------------|----------------|-------------------|-----------------|------------|--|------------------------|-------------|-------------|----------------|
| 要求される機能 | | | | 口大事活品进 | • 沐女电娲政佣 | | | | | | | 口方是否記述 | * 木女 电烁 配 | | | |
| 点 検 項 目 | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50±1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以 | 下のとおりであること。 | 出力電圧:100±5V | 周波数 : 50±1.0Hz | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50±1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以 | 下のとおりであること。 | 出力電圧:100±5V | 周波数 : 50±1.0Hz |
| | | | | 血后骨骨部光理 | 斯尔 电 电 宗 | | | | | | | 年后青春活出 | 非 下 | | | |
| 設備名称等 | | | | 是 田 東 井 | 乔吊 用 电 <i>佩</i> | | | | | | | 是第二年 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | 乔吊 用 电 <i>佩</i> | | | |
| | | | | | | | | | | | | 高放射性廃液貯 | 蔵場(HAW) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (118/147)

| 維持すべき期間 | | | 超少田 女 击 女 耳 人 琳 | 第一 | 来多門要局段の百角区は毎の一下は | 乙製用茶みで | | | | | が 日 1 日 1 十 次 目 2 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 | ムノく回化技術 選紙来売の発展の発展の対象を | 局限の河田内刻群を上げた | Н | | |
|---------|-------------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------------|-------------|---------------|----------------|-------------------|-----------------|---|------------------------|--------------------|------------|---------------|----------------|
| 要求される機能 | | | | 日子童智品用 | • 沐女电你政师 | | | | | | | 口方南部引用 | • (木女 电烁改) 佣 | | | |
| 点検項目 | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50土1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以下 | のとおりであること。 | 出力電圧:100±1.5V | 周波数 : 50土1.0Hz | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50±1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以下 | のとおりであること。 | 出力電圧:100±1.5V | 周波数 : 50土1.0Hz |
| | | | | 年后帝帝治王 | ボア电电你教画 | | | | | | | 机合制带的光理 | 票 | | | |
| 設備名称等 | | | | 思鲁 田 杂斗 | 乔韦历电 级 | | | | | | | 思鲁 田 杂斗 | 乔 市 | | | |
| | | | 田女は井口城 | 另一高 灰岩 注 国 | 平無報到其應過 完(OIIVEME) | 京文 (ZHASWS) | | | | | | ガラス固化技術 | 開発施設 (TVF) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (119/147)

| 維持すべき期間 | 第二アスファルト固 化体貯蔵施設の管理 区域解除まで | プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
|---------|---|---|
| 要求される機能 | • 保安電源設備 | • 保安電源設備 |
| 点 検 項 目 | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10V 周波数 50±1.0Hz インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:105±1.6V 周波数 :50±1.0Hz | (年電切換作動試験時の負荷側への給電 状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10V 周波数 50±1.0Hz インバータの出力電圧及び周波数が以 下のとおりであること。 出力電圧:103±1.5V 周波数 :50±1.0Hz |
| | 無停電電源装置 | 無停電電源装置 |
| 設備名称等 | 非常用電源 | 非常用電源 |
| | 第二アスファル ト固化体貯蔵施 設(AS2) | プルトニウム転 換技術開発施設 (PCDF) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (120/147)

| 維持すべき期間 | 低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解 | が | | | | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | クリノトノ回収技術品には、 | 開発施設の管理区域に続いて | 解釈まで | | |
|---------|---|------------------------------|----------------|-------------------|-----------------|---|---------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|
| 要求される機能 | • 保安電源設備 | | | | | | | ・保安電源設備 | | | |
| 点 検 項 目 | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10V 周波数 50±1.0Hz インバータの出力電圧及び周波数が以 | 下のとおりであること。 出力電圧:105±1.0V | 周波数 : 50±1.0Hz | 停電切換作動試験時の負荷側への給電 | 状態が以下のとおりであること。 | 電圧 100±10V | 周波数 50土1.0Hz | インバータの出力電圧及び周波数が以 | 下のとおりであること。 | 出力電圧:103±3.0V | 周波数 : 50±1.0Hz |
| | 無停電電源装置 | | | | | | | 無停電電源装置 | | | |
| 設備名称等 | 非常用電源 | | | 非常用電源 | | | | | | | |
| | 低放射性濃縮廃液 貯蔵施設(TWSE) | (LWSF) | | | | | グリントノ回校 | 技術開発施設(**) | (Kr) | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (121/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|-----------|---------|--|---|-----------|
| | | | 583PIA-140.3:272 kPaGauge 以上 | | |
| | | 压力下限警報装 | 583PA ⁻ 140.4:284 kPaGauge 以上 | ・その他 | |
| | 冷却水設備 | 鮰 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | (冷却機能) | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| コーティリティ | | | 586PIA-431. 7, 586PIA-432. 7 : | | 供給先の建家の管理 |
| 施設 (UC) | | | 485 kPaGauge 以上 | | 区域解除まで |
| | 压缩加气剂催 | 压力下限警報装 | 586PA-431. 8, 586PA-432. 8: | ・火災等による損傷の | |
| | 江橋上太成城 | 副 | 495 kPaGauge 以上 | 防止 | |
| | | | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 272PA-603.2: | | |
| 高放射性廃液貯 | 圧空貯槽 | 压力下限警報装 | 671.7 kPaGauge 以上 | . " " " " " " " " " " " " " " " " " " " | 高放射性廃液貯蔵場 |
| 蔵場(HAW) | (272V603) | 副 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | • 81 似即冲不形心地取 | の管理区域解除まで |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (122/147)

| 要求される機能 維持すべき期間 | | | | | | | | - ・久父中によるは海27 米別永米が占」。の日本に 平に 上に | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|-------------------------------|----------|-----------|--|----------|---------------------|--|---------|---------|---------|---------|
| 点 検 項 目 | 328TRP ⁺ 10, 328TRP ⁺ 11, 328TRP ⁺ 20, | 328TRP ⁺ 21, 328TRP ⁺ 22, 328TRP ⁺ 23, | 328TRP ⁺ 24, 328TRP ⁺ 25, 328TRP ⁺ 30, | 328TRP ⁺ 31, 328TRP ⁺ 32, 328TRP ⁺ 40, | $328TRP^{+}41, 328TRP^{+}47:$ | 55.3 ℃以下 | | | | 整報マは表示のテストスイッチピトの 整 | はなべるがに、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |
| | | | | | | ı | 当年57名,广阳时 | 值及記獎上政業有時代指 | 沙菜 作液画 | | | | | | |
| 設備名称等 | 槽 | (328V10, | 328V11, | 328V20, | 328V21, | 328V22, | 328V23, | 328V24, | 328V25, | 328V30, | 328V31, | 328V32, | 328V40, | 328V41, | 398VA7) |
| | | | | | | | 医诊样的曲针统 | 第谷殊從塩技術 間繁裝売 (cr) | 用光旭改(21) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (123/147)

| 後能 維持すべき期間 | | 条統除染が完了する | で #4 | | | | | | | 条統除染が完了する | ₩ - | | | | | |
|------------|---------------------------|--------------------|---------------------|------------------|--|--------------|---------------------|------------------|-------------------------|----------------|---------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------------|--|
| 要求される機能 | | 计入口器回路 | •女王'宋謾口路 | | | | | | | 子人口雅回路 | •女王宋琠曰路 | | | | | |
| 点検項目 | G43PP ⁺ 001.7: | -0.040 kPaGauge 以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | P14TP ⁺ 14-1, P14TP ⁺ 14-2, P14TP ⁺ 14-3: | 温度制限值850°C以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | P14FP-14-1, P14FP-14-2: | 0.7 ㎡/h以上 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | $P86H_2P^+43-1$: | 水素濃度制限値6% (容積)以下 | 警報又は表示のテストスイッチにより,警 | |
| | | 圧力上限緊急操 | 作装置 | | 温度上限緊急操作装置 流量下限緊急操作装置 水素濃度上限緊 | | | | | | | | 急操作装置 | | | |
| 設備名称等 | | i A | 白にアンプ | | 培焼還元炉窒素水素混合ガ | | | | | | | | | ス供給系 | | |
| | | ガラス固化技術 | 開発施設 (TVF) | | | | | | | ノケトーンマ野番井糸=紫井岩 | 换技術周光旭政(PCPE) | (FUDF) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (124/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|---|---------|--|------------|-----------|
| | | | P86H ₂ RA ⁺ 0 ⁺ 43-2: | | |
| | 窒素水素混合 | 水素濃度上限警 | 水素濃度制限值6%(容積)以下 | | |
| | ガス供給系 | 報上限操作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | P71TP ⁺ 23-1: | | |
| イアトーンと特権共和国教権制 | | 温度上限緊急操 | 132 ℃以下 | ・火災等による損傷の | 系統除染が完了する |
| 级权附属光焰政 (pcng) | | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | でま |
| (FCDF) | 医拓联双丘 | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | 宪 续杀治日 | | P71PP ⁺ 23-1: | | |
| | | 压力上限緊急操 | 15.10 kPaGauge 以下 | | |
| | | 作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | | |
| | | | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | 342TI0 ⁺ 33.1: | | |
| (五十)4代号7、(1尺) | 五百五百五百五百五百五百五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五 | 温度上限操作装 | 55.5 ℃以下 | ・火災等による損傷の | 系統除染が完了する |
| 近今で (IL) | 先名次文值 | 鮰 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 防止 | でま |
| | | | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (125/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|------------|---------------------------------------|----------------------|-------------------|---------------|
| | | 田平四年 | ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を | | |
| 日十二番年が扱く | 斯木 3 全 3 A | 唇外骨 被形面 医甲酸甲苯甲 | 与え,検出器3基のうち,2基以上の検知 | 女子的一种一种 | 7十八小だまな状み |
| が離付款上多 (MD) | イの色の土氷さぎ | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | で作動すること。 | ・ | 米倉茶米4.17~9のギル |
| (MIL) | /よ政7開 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | 4 | Н |
| | | 至7~一批发为 回 | 報が発報,点滅又は点灯すること。 | | |
| | | | ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を | | |
| プルトニウム転 | が一般の子里な | 臨界警報装置 | 与え,検出器3基のうち,2基以上の検 | · 女蜂兴 香 磨 分 路 围 压 | 公务的代表的工工工 |
| 換技術開発施設 | 人の他の出来は非無 | 臨界警報装置 | 知で作動すること。 | ・ | 长覧を米が占しずのまれ |
| (PCDF) | 这'佣 | 臨界警報装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 | = | Н |
| | | | 報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (126/147)

| 機能 維持すべき期間 | | | | | | | | 7 オールが決めがみ | | <i>)</i> ક | | | | | | | |
|----------------|-------------------------------------|------------------------------------|--|--------------------------|------------------------|-------------|------------|--|--------------------------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--|
| 要求される機能 | | | | | | | | | 計測制御系統施設 | | | | | | | | |
| 点 検 項 目 (計器校正) | 242TR10. 1, 242TR10. 2, 242TR11. 1, | 242TR11. 2, 242TR12. 1, 242TR12. 2 | 242PR10, 242PR11, 242PR12, 242dPR10.1, | 242dPR11. 1, 242dPR12. 1 | 243DRO ⁺ 10 | 252FIC11.3 | 253FIC10.5 | 254FRC18. 1-1, 254FRC18. 1-2, 254FR18. 5 | 255FIC14. 4, 255FIC16. 3, 255FRC125, | 255FRC126, 255FIC1505. 3 255FIC1507. 2, | 255FIC1508. 2, 255FIC1510. 2, | 256FRC18. 1-1, 256FRC18. 1-2, | 256FRC18. 3-1, 256FRC18. 3-2, | 256FRC18. 5, 256FRC18. 7, | 256FR18. 11, 256FR18. 12 | 261FIC13. 4, 261FIC15. 4, 261FRC124, | |
| | 世世 | (血/吳 司 | 77 1-1 | 上ノリョ | 密度計 | | | | | | 法国記 | 小儿里口 | | | | | |
| 設備名称等 | | 477 | 4 中 中 | | 溶解槽溶液受槽 | 溶解槽溶液受槽 田 器 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 計上間帯を扱く | ノ聖信牧士物 (MD) | (TMI) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (127/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目(計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------|------------|---------------|---|---------------------|-----------|
| | | | 262FRC14. 2-1, 262FRC14. 2-2, 262FR14. 4 | | |
| | 祖 田 器 | 流量計 | 265FRC164, 265FIC2207, 265FIC2211, | | |
| | | | 265FIC2209 | | |
| | 第1スクラブ調 | 宓 庄卦 | 901DTR0±13 | | |
| | 整槽 | 拉汉 即 | OI ONITION | | |
| | 第3スクラブ調 | 一里,省 庄寺 [| 21+V4T2100 | | |
| | 整槽 | 电导 及 計 | Z01C1K0-16 | | |
| 分離精製工場 | 第2ストリップ | 是 清 声 | 0010110100 | 事[判][[[]]][[]] 分分法記 | 系統除染が完了する |
| (MP) | 調整槽 | 画 海 | ZOICIKO-ZO | • 計創即将於施設 | でま |
| | 第3ストリップ | 是;其中学[| 10+04TO+00 | | |
| | 調整槽 | 电导及引 | ZULCIKU-ZI | | |
| | ダーヤー しょう | 1等 型 目外 | 266TRP ⁺ 20. 4, 266TRA ⁺ 20. 1, 266TR20. 2, | | |
| | ノルトーンと布斯琳を | (画/文百) | 266TR20.3 | | |
| | 攸杀光山 | 压力計 | 266PR20. 1, 266PRC20. 4, 266PIC20. 2 | | |
| | ドワソタ 離 | 海位型 | 1 1DA1 1 | | |
| | (266V41) | (1叉1上百) | Z00L1N41.1 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (128/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目(計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------------------------|---------------------|-----|--|----------------------------|-------------|
| 田 上 事 半 地 // | 2. | 温度計 | 263TIRP ⁺ 12. 1 | | ななながれている。 |
| が 離 情 聚 上 汤(vin) | フレン帝会然的任人を発出して、独・臣、 | 压力計 | 263PI12. 1 | 計測制御系統施設 | 米樗茶米がおしゅのまる |
| (IML) | H (男1权) | 統量計 | 263FRC104 | | -) H |
| | | | 264TR42. 1, 264TR42. 2. 1, | | |
| | | | 264TR42. 4. 1, 264TR42. 5. 1, 264TR42. 6, | | |
| | | | 264TR42. 7, 264TR42. 8, | | |
| | | | 264TR43. 1, 264TR43. 2. 1, 264TR43. 4. 1, | | |
| 4、1、12 克克克 | | | 264TR43. 5. 1, 264TR43. 6, 264TR43. 7, | | んなの光に立て子と |
| / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | 脱硝塔 | 温度計 | 264TR43.8, | 計測制御系統施設 | 长巻を米グガンダのより |
| (DIN) | | | 264TIRC42. 2. 2, 264TIRC42. 5. 2, | | -) H |
| | | | 264TIRC43. 2. 2, 264TIRC43. 5. 2, | | |
| | | | 264 TRW $^{\pm}42$. 3, 264 TRW $^{\pm}42$. 4. 3, | | |
| | | | 264 TRW $^{\pm}43$. 3, 264 TRW $^{\pm}43$. 4. 3, | | |
| | | | 264TIC42. 4. 2, 264TIC43. 4. 2 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (129/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----|---------|--|--|----------------------------|--------------------|
| | | | 264PR42. 1, 264PR42. 2. 1, 264PR43. 1, | | |
| 品 | 25. | 11111111111111111111111111111111111111 | 264 PR43. 2. 1, 264, dPR42. 1. 1, | | |
| JVL | Ē | H () T (| 264dPR42. 2, 264dPR42. 3. 1, | | |
| | | | 264dPR43. 1. 1, 264dPR43. 2, 264dPR43. 3. 1 | | |
| | | 密度計 | 263DI0 ⁺ 30, 263DI0 ⁺ 31 | | とれるだがかけん |
| | UNH 受槽 | ウラン濃縮度モ | 0.6+0.0116.2.0 | 計測制御系統施設 | 米樗茶米はおしゅのより |
| | | 14 | Z050KO 50 | | ن لا |
| | | 温度計 | 264TIC75. 1, 264TI75. 2 | | |
| 猝 | 解槽 | 压力計 | 264PI75. 1 | | |
| | | 密度計 | 264DR75. 1, 264DI75. 2 | | |
| | 溶解液受槽 | 密度計 | 264DI0*76. 1 | | |
| | | 温度計 | 273TIC30. 1, 273TR30. 2, 273TR30. 3, | | |
| | 酸回収蒸発缶 | | 273TIA*30.3 | | かれるでは、まるのである。 |
| | | 压力計 | 273PR30, 273dPR30. 1 | 計測制御系統施設 | 米別な米はおしゅのよう |
| 咂 | 高放射性廃液中 | 游休寺 | 9591 B13 1 9591 B14 1 | | <i>)</i> 6 |
| 豆 | 間貯槽 | (1文1)上声 | 292LN19. 1, 292LN14. 1 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (130/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | | 系統除染が完了する | الله الله | | | | | | | |
|----------------|-------------------------------|------------------------------|--|------------------------|-------------|---------|-------------|---|--|--------------------------|---|--|------------------------|---|---|------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | • 計画面)图及落格型 | | | | | | | | |
| 点 検 項 目 (計器校正) | 271TR20. 1. 1, 271TR20. 1. 2, | 271TR20. 2. 1, 271TR20. 2. 2 | 271PRC20. 1, 271PRW*20. 2, 271PIC10. 5 | 271LRC20.1 | 271DR20 | 271CR12 | 271 y RA*22 | 272TRA ⁺ 12. 1-1, 272TRA ⁺ 12. 1-2, | 272TRA ⁺ 12.1-3,272TRA ⁺ 12.1-4, | 272TR12. 2, 272TRW*12. 3 | 272TRA ⁺ 14.1-1, 272TRA ⁺ 14.1-2, | 272TRA ⁺ 14.1-3,272TRA ⁺ 14.1-4, | 272TR14.2, 272TRW*14.3 | 272TRA ⁺ 16. 1-1, 272TRA ⁺ 16. 1-2, | 272TRA ⁺ 16. 1-3, 272TRA ⁺ 16. 1-4, | 272TR16.2, 272TRW*16.3 |
| | 7等世 思 | (正/吳司) | 压力計 | 液位計 | 密度計 | 電導度計 | y線計 | | | | | 温度計 | | | | |
| 設備名称等 | | | 年 4% 舉 中,中 7十 年 | 局 以 乳 生 免 後 祭 。 | · 日 日 | | | | | | 计子等子 | 同风约114.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 | = | | | |
| | | | | | | | | 分離精製工場 | (MP) | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (131/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目(計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-----------|---------|--|--|---|
| 計十二事業級ノ | 日本 新州 村 年 | | 272TRA*18. 1-1, 272TRA*18. 1-2, | | 7 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 |
| 万 酷 付 聚 上 汤(we) | | 温度計 | 272TRA ⁺ 18. 1-3, 272TRA ⁺ 18. 1-4, | · 計測制御系統施設 | 长唇を米がおしゅのよう |
| (MIL) | | | 272TR18. 2, 272TRW*18. 3 | | ., H |
| | | | 272TRA*31. 1, 272TRA*31. 2-1, | | |
| | | | 272TRA ⁺ 31. 2-2, 272TRA ⁺ 31. 2-3, | | |
| | | | 272TRA+31. 2-4, 272TRA+31. 3-1, | | |
| | | | 272TRA ⁺ 31. 3-2, 272TRA ⁺ 31. 3-3, | | |
| 高放射性廃液貯 | 高放射性廃液貯 | て 単単 目が | 272TRA+31. 3-4, 272TRA+31. 3-5 | ,当当鱼鱼的农村 | 系統除染が完了する |
| 蔵場 (HAW) | 槽 | (血/久日) | 272TRA ⁺ 32. 1, 272TRA ⁺ 32. 2 ⁻ 1, | • 81 例 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | #\ P |
| | | | 272TRA ⁺ 32. 2-2, 272TRA ⁺ 32. 2-3, | | |
| | | | 272TRA+32. 2-4, 272TRA+32. 3-1, | | |
| | | | 272TRA ⁺ 32. 3-2, 272TRA ⁺ 32. 3-3, | | |
| | | | 272TRA ⁺ 32. 3-4, 272TRA ⁺ 32. 3-5 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (132/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | な谷の光点サレナス | - 大学系来 4.4 月 9 の 一 | <i>J</i> | | | | | | |
|----------------|-------------------------------|---|---|---|--|---|---|---|---|--|---|---|---|---|-----------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | · 計測制御系統施設 | | | | | | | |
| 点 検 項 目 (計器校正) | 272TRA+33. 1, 272TRA+33. 2-1, | 272TRA ⁺ 33. 2-2, 272TRA ⁺ 33. 2-3, | 272TRA ⁺ 33. 2-4, 272TRA ⁺ 33. 3-1, | 272TRA ⁺ 33. 3-2, 272TRA ⁺ 33. 3-3, | 272TRA ⁺ 33. 3-4, 272TRA ⁺ 33. 3-5 | 272TRA ⁺ 34.1, 272TRA ⁺ 34.2-1, | 272TRA ⁺ 34. 2-2, 272TRA ⁺ 34. 2-3, | 272TRA ⁺ 34. 2-4, 272TRA ⁺ 34. 3-1, | 272TRA ⁺ 34. 3-2, 272TRA ⁺ 34. 3-3, | 272TRA ⁺ 34. 3-4, 272TRA ⁺ 34. 3-5 | 272TRA ⁺ 35. 1, 272TRA ⁺ 35. 2-1, | 272TRA ⁺ 35. 2-2, 272TRA ⁺ 35. 2-3, | 272TRA ⁺ 35. 2-4, 272TRA ⁺ 35. 3-1, | 272TRA ⁺ 35. 3-2, 272TRA ⁺ 35. 3-3, | 272TRA+35.3-4,272TRA+35.3-5 |
| | | | | | | | | 温度計 | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | 计子等子 | 同风约114.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 | 具 | | | | | | |
| | | | | | | | 田井省古寺中 | 同次约1年度以到 |)政场(IIAW) | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (133/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|-------------|------|---|--|-------------|
| | | | 272TRA ⁺ 36. 1, 272TRA ⁺ 36. 2-1, | | |
| | | | 272TRA ⁺ 36. 2-2, 272TRA ⁺ 36. 2-3, | | |
| | | 温度計 | 272TRA ⁺ 36. 2-4, 272TRA ⁺ 36. 3-1, | | かるでは、まるなど |
| 局 及别性無核 盯 華相(IIAM) | 局 灰乳 化兔板 电槽 | | 272TRA ⁺ 36. 3-2, 272TRA ⁺ 36. 3-3, | · 計測制御系統施設 | 米倉茶米がおしゅのよう |
| 政场(NAW) | ₽ | | 272TRA ⁺ 36. 3-4, 272TRA ⁺ 36. 3-5 | | Н |
| | | 行影子工 | 272PR31. 1, 272PR32. 1, 272PR33. 1, | | |
| | | 上ノリー | 272PR34. 1, 272PR35. 1, 272PR36. 1, | | |
| | 四 | | 272PR12. 1, 272PR14. 1, 272PR16. 1, | | |
| 分離精製工場 | 同次约11年第1次列 | 压力計 | 272PR18. 1, 272PR12. 3, 272PR14. 3, | 11年12年12年12年12日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日1 | 系統除染が完了する |
| (MP) | ₽ | | 272PR16. 3, 272PR18. 3 | • 計倒型冲光机加取 | でま |
| | 廃ガス貯槽 | 压力計 | 246PRW*42 | | |
| 海中华田郭德 | | 程實料 | 917ECOO DEMPCON | - 計判生物系统特別 | 全ての建家の管理区 |
| 1年十八八二以11 | | /儿里司 | 31 (F322, 330F320 | • 百 例 内 1 中 宋 邓 6 加 政 | 域解除まで |
| 计 | | 福量率 | 907EBC001 | - 計判制例及結構部 | 排気元の建家の管理 |
| 正かべ に は に に に に に に に に に に に に に | | 小里们 | ZUTROUI | • 百 (以) 时 14 天 形 (加) 民 | 区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (134/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|------------|---------|--|------------------------|-----------|
| | | | 107dPI025, 107dPI026, 107dPI027, | | |
| (ロン)と出出すノン | 建家及びセル換 | 1 | 107dPIC144. 2, 107dPIC021, 107dPI145A, | - 計画用角分分析部 | 分析所の管理区域解 |
| 74 M M (CD) | 次 | 1年/プロール | 107dPI145B, 107dPIA ⁻ 107. 6, | • 計例即4种来形成政 | 除まで |
| | | | 107dPIA-107.7 | | |
| | | | 207dPIC0110, 207dPI002, 207dPI003, | | |
| | | | 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, | | |
| | | | 207dPI104, 207dPI0140, 207dPI0143, | | |
| | | | 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, | | |
| | | | 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, | | |
| 分離精製工場 | 建家及びセル換 | 計 | 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, | . 計画用個內盆格勢 | 分離精製工場の管理 |
| (MP) | 河 米 | 18(// | 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, | 7 日(代以777年) 75776778日天 | 区域解除まで |
| | | | 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, | | |
| | | | 207dPI0152, 207dPIC143, 207dPIC156, | | |
| | | | 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, | | |
| | | | 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, | | |
| | | | 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (135/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|---------|------|-------------------------------------|----------------------------|-----------|
| | | | 207dPI019, 207dPI020, 207dPI105D, | | |
| | | | 207dPI107A, 207dPI109A, 207dPI109B, | | |
| | | | 207dPI114, 207dPI016, 207dPI017, | | |
| | | | 207dPI015, 207dPI137, 207dPI131, | | |
| 分離精製工場 | 建家及びセル換 | | 207dPI1165, 207dPI232, 207dPI220, | - 計画的分分法記 | 分離精製工場の管理 |
| (MP) | 気系 | 1二ノゴ | 207dPIC346, 207dPI333, 207dPI334, | • 計測制御米税施政 | 区域解除まで |
| | | | 207dPI335, 207dPI107B, 207dPI110A, | | |
| | | | 207dPI110B, 207dPI110C, 207dPI111, | | |
| | | | 207dPI113A, 207dPI113B, 207dPIC568, | | |
| | | | 207dPIA-207.7, 207dPIA-207.8 | | |
| 高放射性固体廃 | | | ESSABINSO ESSABINS | | 高放射性固体廃棄物 |
| 棄物貯蔵庫 | セル換気系 | 压力計 | 552ar 1050, 552ar 1051, 552ar 1052, | 計測制御系統施設 | 貯蔵庫の管理区域解 |
| (HASWS) | | | 532FLA ⁻ 142 | | 祭まぐ |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (136/147)

| 維持すべき期間 | | | | | 医黄茅 品 田 田 分 妖 田 | | | | | | | スラッジ貯蔵場の管 | 理区域解除まで | 第二低放射性廃液蒸 | 発処理施設の管理区 | 域解除まで |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|---------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--|--------------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | · 計測制御系統施設 | | | | | | 事. 谢生! 给 公林記 | - 可似可伸术就加取 | | • 計測制御系統施設 | |
| 点検項目(計器校正) | 307dPI022, 307dPI023, 307dPI050, | 307dPI020, 307dPI021, 307dPI051, | 307dPI075, 307dPI052, 307dPI010, | 307dPI011, 307dPI012, 307dPI013, | 307dPI014, 307dPI015, 307dPI016, | 307dPI017, 307dPI018, 307dPI019, | 307dPI070, 307dPI071, 307dPI072, | 307dPI073, 307dPI074, 307dPI120, | 307dPI121, 307dPI122, 307dPI123, | 307dPI220, 307dPI320, 307dPIA-307.6, | 307dPIA-307.7 | ספסדתו שספ 1907תו שספ ספסדתו שספ | 30/ario30, 30/ario31, 30/ario32 | og obetaloog ig obetaloog | SZZUF 1SZZ. NI, SZZUF 1SZZ. NZ, | 322ar 1322. K3, 322ar 1322. A4 |
| | | | | | | 压力計 | | | | | | | 1117111 | | 压力計 | |
| 設備名称等 | | | | | 東アバナニ、海田 | ー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | X X X | | | | | 建家及びセル換 | 気系 | 東京イジン 工作 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | XX |
| | | | | | 医 | に We Ave Ave Ave Ave Ave Ave Ave Ave Ave Av | (AAF) | | | | | スラッジ貯蔵場 | (LW) | 第二低放射性廃 | 液蒸発処理施設 | (E) |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (137/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|--------------------|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設(2) | 建家及びセル換 気系 | 压力計 | 327dPI108, 327dPI202 | 計測制御系統施設 | 第三低放射性廃液蒸 発処理施設の管理区 ユナロバトナー |
| (7) と 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 | 東によると立ち申 | | t GNANTALOGG GANTALOGG TANTALOGG | | 製品がお () () () () () () () () () (|
| 寿 成場 (LW2) | 産 多及 いて ル 換 気 系 | 压力計 | 332dPIC101. 1, 332dPI005 | 計測制御系統施設 | カーヘンツン灯廠場 の管理区域解除まで |
| 廃溶媒貯蔵場 | 建家及びセル換 | # F | 333dPI020, 333dPI021, 333dPI022, | • 計測制(細及結構部 | 廃溶媒貯蔵場の管理 |
| (WS) | 気系 | /L/JBI | 333dP1023. 3, 333dP1024 | FI はいい 144 イベルビルス | 区域解除まで |
| 好出废游社公院 | | | | | 放出廃液油分除去施 |
| 及日第1次百万字 井落郡 (C) | 建家換気系 | 压力計 | 350dPI110, 350dPI111 | 計測制御系統施設 | 設の管理区域解除ま |
| | | | | | ド |
| 低放射性濃縮廃 | 第二年37五年 | | S07dPI002, S07dPI003, S07dPI004, | | 低放射性濃縮廃液貯 |
| 液貯蔵施設 | 年冬久のこと家 | 压力計 | S07dPRC002. 1, S07dPRC101. 1, | 計測制御系統施設 | 蔵施設の管理区域解 |
| (LWSF) | X, X | | S07dPRC011.1, S07dPRC117.1 | | 除まで |
| ウラン脱硝施設 | 文 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 660-VIGEN 26 160-VIGEN 26 | ,計判判例勿然抵款 | ウラン脱硝施設の管 |
| (DN) | 是 条换私不 | エノョ | 204uria 921, 204uria 925 | • 61 供师小学 宋邓广旭 6天 | 理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (138/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|------------------------|-----------|-------------------------------------|----------------------------|--|
| | | | 272dPI001, 272dPI002, 272dPI003, | | |
| 田井海井中 | サットジャッサの由 | | 272dPI004, 272dPI005, 272dPI006, | | 日本 日本 名 本 年 年 年 |
| 同从为工无依以一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一 | 角条久のことを | 压力計 | 272dPI007, 272dPI008, 272dPI011, | 計測制御系統施設 | 同众的话纸成则更多分类的国际工艺的 |
|)政场(IIAW) | 长 文 | | 272dPI009, 272dPI010, 272dPI358, | | (7) 単独の大きいの 日本の 大き (1) はいまま (1) はいまま (1) はいまま (1) はいまま (1) はいまま (1) はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま |
| | | | 272dPI322, 272dPI201, 272dPI202 | | |
| 体出体影 (15) | 中分格后交 | ;;; ;; | 342dPI106, 342dPI109, 342dPI302, | . 計測制知多效檢訊 | 焼却施設の管理区域 |
| がたる」が成文(IL) | 建外按 | 用の用 | 342dPI401, 342dPI405 | • 81 例 中小学 不多少的政 | 解除まで |
| アスファルト固 | 第11431五字母 | | 5974DIO11 6974DIO69 6974DI116 | | アスファルト固化体 |
| 化体貯蔵施設 | 前 冬 久 い 7 分 家口 1 人 4 人 | 压力計 | 23/dr 1011, 23/dr 1032, 23/dr 1113, | 計測制御系統施設 | 貯蔵施設の管理区域 |
| (AS1) | 米 | | 53/dF1152, 53/dF1311, 53/dF1416 | | 解除まで |
| | | | 538dPI020, 538dPI021, 538dPI051, | | |
| 第二アスファル | サットジャコが由 | | 538dPI052, 538dPI053, 538dPI054, | | 第二アスファルト固 |
| ト固化体貯蔵施 | 角米久 いこが家 何ぬ | 压力計 | 538dPI151, 538dPI152, 538dPI251, | 計測制御系統施設 | 化体貯蔵施設の管理 |
| 款 (AS2) | K.X | | 538dPI252, 538dPI254, 538dPI050, | | 区域解除まで |
| | | | 538dPI253 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (139/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------|---|-----|---|-------------|-----------------------------------|
| 第二高放射性固 | 世字五7877.4.3.4 | | 533dPI001, 533dPIC102, 533dPI035, | | 第二高放射性固体廃 |
| 体廃棄物貯蔵施 | ー 一 一 一 一 本 本 人 ウ・ト 7 球 一 一 本 タ ウ・ト 7 球 一 一 本 タ ラ・ト 7 球 ー ト タ ー | 压力計 | 533dPI036, 533dPI050, 533dPI002, | · 計測制御系統施設 | 棄物貯蔵施設の管理 |
| 設(2HASWS) | XX | | 533dPI003, 533dPI004, 533dPI151 | | 区域解除まで |
| | | | A07dPI025, A07dPI050, A07dPI051, | | |
| | | | A07dPI052, A07dPI053, A07dPI054, | | |
| アスファルト固 | まった パカリカ | | A07dPI055, A07dPI056, A07dPI057, | | アスファルト固化処 |
| 化处理施設 | 一角を入り、アプタ | 压力計 | A07dPI015. 1, A07dPI114, A07dPI151, | · 計測制御系統施設 | 理施設の管理区域解 |
| (ASP) | XX | | A07dPI152, A07dPI251, A07dPI312, | | 発まで |
| | | | A07dPI316. 1, A07dPI359, A07dPI352, | | |
| | | | A07dPI414 | | |
| | | | 328dPI020, 328dPI051, 328dPI052, | | |
| | | | 328dPI053, 328dPI054, 328dPI055, | | |
| | | | 328dPI057, 328dPI021, 328dPI001, | | 医诊样 品 苗 柱 统 閏 改 |
| 廃溶媒処理技術 | 建家及びセル換 | | 328dPI002, 328dPI003, 328dPI005, | - 計画生)的公弦特別 | 無谷祭 於 母 及 你 用 先 |
| 開発施設 (ST) | 気系 | 工ノル | 328dPI006, 328dPI007. 2, 328dPIC115. 1, | • 引倒即冲光形成取 | 高段り前角の変群を より |
| | | | 328dPIC201. 1, 328dPIC210. 1, | | ن لا |
| | | | 328dPIC120. 1, 328dPIC004. 1, | | |
| | | | 328dPIC007.1 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (140/147)

| 維持すべき期間 | | | | | | | 本田・一田・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・ | カノト回に投作 囲光帯 発売 の 後 単 で 対 の の を が 単 で 丼 飽 を | 局段の中角の数群を出る | ر ا | | | | | | |
|----------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|--|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 要求される機能 | | | | | | | | . 計判性(知及)经据部 | • 百 例 叫中 不形 地区 | | | | | | | |
| 点 検 項 目 (計器校正) | G07dPIRC012. 1, G07dPIRC016. 1, | G07dPIRC018.1, G07dPIRC023.1, | G07dPIRC024. 1, G07dPIRC028. 1, | G07dPIRC101. 1, G07dPIRC102. 1, | G07dPIRC112.1, G07dPIRC116.1, | G07dPIRC122.1, G07dPIRC144.1, | G07dPIRC211.1, G07dPIRC221.1, | G07dPIRC240.1, G07dPIRC311.1, | G07dPIR003.1, G07dPIR004.1, | G07dPIR005.1, G07dPIR006.1, | G07dPIR007.1, G07dPIR010, | G07dPIR011.1, G07dPIR022, | G07dPIR026.1, G07dPIR101.4, | G07dPIR102. 5, G07dPIR103. 1, | G07dPIR110.1, G07dPIR120.1, | G07dPIR140.1, G07dPIR210 |
| 5称等 | セル換 圧力計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設備名称等 | | | | | | | | ガラス固化技術 建家及びセル換 | 開発施設(TVF) 気系 | | | | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (141/147)

| 維持すべき期間 | | | ギニュ 田 7 井 糸 間 ※ | ムノイ固化技術用紙格売の発展を発売の発展で発展を | 局段の百角の多年系法を | Н | | |
|----------------|---|--|--------------------------------------|-----------------------------|---|--|--|--------------------------|
| 要求される機能 | | | | . 計画用图及结形 | • 百一组 中山中 不死 地區 | | | |
| 点 検 項 目 (計器校正) | G07dPI003. 3, G07dPI004. 3, G07dPI005. 3, | G07dPI006. 3, G07dPI007. 3, G07dPI013, | G07dPI014, G07dPI101.3, G07dPI102.4, | G07dPI103. 3, G07dPI110. 2, | G43PICO ⁺ A ⁺ 001. 1, G43PICO ⁺ A ⁺ 001. 2, | G43PI001. 3, G43PI001. 4, G43PI001. 5, | G43PI001. 6, G31PI002. 1, G31PI002. 2, | G31PI002. 3, G31PI002. 4 |
| | | | | | 上/J | | | |
| 設備名称等 | | | | 建家及びセル換 | 気糸 | | | |
| | | | | ガラス固化技術 | 開発施設 (TVF) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (142/147)

| | 設備名称等 | | 点検項目(計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------|--------------------|-----|---|----------------------------|-----------|
| | | | P07dPI002-1, P07dPI051-3, | | |
| | | | P07dPI052-1, P07dPI053-3, | | |
| | | | P07dPI054-1, P07dPI055-1, | | |
| | | | P07dPI101-1, P07dPI230-3, | | |
| プルトニウム転 | 果。43/44他 | | P07dPI314-2, P07dPI322-1, | | プルトニウム転換技 |
| 換技術開発施設 | 乗 次 ひ こ 7 家 何 な | 压力計 | P07dP1423-2, P07dP1424-1, | 計測制御系統施設 | 術開発施設の管理区 |
| (PCDF) | KX. | | P07dP1425-1, P07dP1415-2, | | 域解除まで |
| | | | $P07dPRCA^{\pm}051-1, P07dPRCA^{\pm}055-1,$ | | |
| | | | $P07dPICA^{\pm}025-1, P07dPICA^{\pm}027-1,$ | | |
| | | | $P07dPICA^{\pm}126-1, P07dPICA^{\pm}128-1,$ | | |
| | | | $P07dPICA^{\pm}227-1, P07dPICA^{\pm}230-1$ | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|---------|------|--|----------------------------|--|
| | | | K07dPIC001, K07dPIC002. 1, | | |
| | | | K07dPIC003A. 1, K07dPIC003B. 1, | | |
| | | | K07dPIC003C. 1, K07dPIC004. 1, | | |
| 7 1 1 7 7 7 1 1 1 | | | K07dPI005, K07dPIC007, K07dPI008A, | | カコプトン回口共命 |
| ンソノドノ回火井米田をお売 | 建家及びセル換 | | K07dPIC008B. 1, K07dPI009B, K07dPI012, | . 計画电角分弦标款 | ンソノドノ回収状型国際を登り |
| | 気系 | エノヨー | K07dPI017, K07dPI018, K07dPIC052A. 1, | • 81 似即冲不形成胜政 | 国光 島 民 ツ 声 角 可 多 個 多 ナ |
| (NF) | | | K07dPIC052B. 1, K07dPIC101, | | は、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で |
| | | | K07dPIC102. 1, K07dPI104A, | | |
| | | | K07dPIC105.1, K07dPI150.1, K07dPI201A, | | |
| | | | K07dPI204, K07dPIC207. 1 | | |
| 計上開業数/ | | 流量計 | 251FRC119, 251FRC121 | | 2 千乙十二 |
| 万 帶 相 浆 上 》 (vr) | 溶解施設給液槽 | 液位計 | 251LRO ⁺ 11. 1 | 計測制御系統施設 | 长秀茶米44片190片以 |
| (MIL) | | 密度計 | 251DR11 | | Н |
| プルトニウム転 | | 温度計 | P14TRC14-4, P14TRC14-5, P14TRC14-6 | | 2 半上与浮戏员及2 |
| 換技術開発施設 (PCDF) | 焙焼還元炉 | 流量計 | P14FI14-3, P14FI14-4 | 計測制御系統施設 | - ************************************ |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (144/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------------------|-------------------------|--------|---|----------------------------|---------------------|
| プルトニウム転 換技術開発施設 (PCDF) | 窒素水素混合 <i>ガ</i> ス供給系 | 水素濃度計 | P86H ₂ RA [±] 0 ⁺ 43–2 | 計測制御系統施設 | 系統除染が完了するまで |
| 第一付属排気筒 | | 流量計 | A07FRS001S | 計測制御系統施設 | 排気元の建家の管理 |
| 第二付属排気筒 宣牧計四体 医 | | 流量計 | G07F1RS400 | | 区域解除まで言せいませい |
| 南灰豹汪固沿海藥物的酸 | ハキ | 温度計 | 532TI11, 532TI12, | • 計測制御系統施設 | 同級約11日中産来物野蔵庫の管理区域解 |
| (HASWS) | | | | | 除まで |
| 第二高放射性固 | | | | | 第二高放射性固体廃 |
| 体廃棄物貯蔵施 | 1/4 | 温度計 | 533TR003, 533TR004 | 計測制御系統施設 | 棄物貯蔵施設の管理 |
| 設(2HASWS) | | | | | 区域解除まで |
| 廃棄物処理場 | 低放射性廃液第 | † † | 991DID+19 | • 計測制御豕鉢梅計 | 系統除染が完了する |
| (AAF) | 1 蒸発缶 | エンリョー | 021F1F12 | • 81 供,即小型,不够心心良 | まる |
| 第二低放射性廃 | 低放射性廃液第 | | | | 系統除染が完了する |
| 液蒸発処理施設(E) | 2 蒸発缶 | 压力計 | 322PIP*12 | ・計測制御系統施設 | ₩ - |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (145/147)

| | 設備名称等 | | 点 検 項 目 (計器校正) | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------|------------|-----|---------------------------------------|----------------------------|--|
| | 焼却灰受槽 | 温度計 | 342TI0 ⁺ 33. 1 | | 4 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人 |
| 焼却施設 (IF) | 焼却灰貯槽 | 温度計 | 342TI34. 1 | 計測制御系統施設 | 米倉承米が占しずのより |
| | 焼却炉 | 温度計 | 342TRC31.3, 342TRCW ⁺ 32.1 | | :, Н |
| | 槽 (328V10) | 温度計 | 328TRP*10 | | |
| | 槽 (328V11) | 温度計 | 328TRP*11 | | |
| | 槽 (328V20) | 温度計 | 328TRP ⁺ 20 | | |
| | 槽 (328V21) | 温度計 | 328TRP ⁺ 21 | | |
| | 槽 (328V22) | 温度計 | 328TRP ⁺ 22 | | |
| | 槽 (328V23) | 温度計 | 328TRP+23 | | |
| 廃溶媒処理技術 | 槽 (328V24) | 温度計 | 328TRP ⁺ 24 | - 計画生 角牙 弦抹咒 | 系統除染が完了する |
| 開発施設 (ST) | 槽 (328V25) | 温度計 | 328TRP*25 | • 正似时冲术形成取 | 116 |
| | 槽 (328V30) | 温度計 | 328TRP*30 | | |
| | 槽 (328V31) | 温度計 | 328TRP*31 | | |
| | 槽 (328V32) | 温度計 | 328TRP*32 | | |
| | 槽 (328V40) | 温度計 | $328 TRP^{+}40$ | | |
| | 槽(328V41) | 温度計 | 328TRP*41 | | |
| | 槽 (328V47) | 温度計 | $328TRP^{+}47$ | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (146/147)

| | 設備名称等 | 点 検 項 目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------|---------------------------------------|----------------------------|-----------|---|
| | 燃料カスククレーン | (1)定格荷重を吊って, 吊り上げ, 走行, | | |
| _ | 燃料取出しプールクレーン | 横行動作を行い, 異音, 作動上の不具 | | |
| _ | 燃料貯蔵プールクレーン | 合のないことを確認。 | | |
| | | (2) 巻過防止装置,ブレーキ装置,制御装 | | 田 |
| _ | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 置が正常に作動することを確認。 | • 搬送設備 | 女五在窓本の飯日は サレナスサル |
| | ※ 社を則ノーアクアーノ | (3)ワイヤー,フック等に変形,ねじれ, | | う よ り よ り よ し よ し よ し よ り よ り し り し り し り |
| 分離有聚上場(개四) | | 亀裂のないことを確認。 | | |
| | 1 | 天井クレーンとトラップ扉のインターロ | | |
| | / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | ック機能を確認。 | | |
| _ | | 850 kPaGauge 以上の圧力で発泡液を塗布 | | |
| | 廃ガス貯槽 | し,漏れによる発泡がないことを確認。 | - 間にはその縁的 | 系統除染が完了する |
| | (246V42) | 安全弁の吹き出し圧力が 980 kPaGauge 以 | · 内し込めが形 | かま |
| | | 下であることを確認。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (147/147)

| | 設備名称等 | 点檢項目 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------|
| 海(中) 地區 | | 放出配管系を 0.45 MPaGauge 以上に加圧 | • 这 華 썲 ஸ | 全ての建家の管理区 |
| | | し,圧力降下がないことを確認。 | . 宪来، 居实 | 域解除まで |
| | | 安全弁 (266C3) の吹き出し圧力が 0.249 | | |
| 分離精製工場 | 400年,其本年 | MPaGauge 以下であることを確認。 | ・火災等による損傷の | 系統除染が完了する |
| (MP) | と対象と不合と | 安全弁 (271C10) の吹き出し圧力が 0.249 | 防止 | でま |
| | | MPaGauge 以下であることを確認。 | | |
| 高放射性廃液貯 | 九年工始地 | 空気圧縮機故障時の予備機への自動切替を | ,計劃制御豕然檢討 | 高放射性廃液貯蔵場 |
| 蔵場(HAW) | H XUTHE 核 | 確認。 | • 司人以可以中不形式地政 | の管理区域解除まで |
| | 217 +20 -1 -1 +40 -1 -1 | 空気圧縮機故障時の予備機への自動切替を | ・火災等による損傷の | 供給先の建家の管理 |
| - - | 公內上槽機 | 確認。 | 的止 • 計測制御系統施設 | 区域解除まで |
| インイン イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ | 冷却水供給ポンプ | ポンプ故障時の予備機への自動切替を確 | | |
| JUD BX (OC) | (583P141, 583P142, 583P143) | 景及。 南达。 | ・その他 | 系統除染が完了する |
| | 冷却塔供給ポンプ | ポンプ故障時の予備機への自動切替を確 | (冷却機能) | でま |
| | (583P181, 583 P182, 583P183) | 認。 | | |

添付書類 七

廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

1 廃止措置に要する費用

再処理施設の廃止措置に要する費用見積総額は約7,700億円である。

| | 表 7-1 | 費用見積額 | (単位:億円) |
|--|-------|-------|---------|
|--|-------|-------|---------|

| | 27,17,17,17,17,17 | (|
|---------------|-------------------|---|
| 項目 | 見積額 | |
| 施設解体費 | 約 1,400 | |
| 放射性廃棄物 処理費 | 約 2, 500 | |
| 放射性廃棄物 処分費 | 約 3, 800 | |
| 合 計 | 約 7, 700 | |

なお,上記費用以外に,東海再処理施設の廃止に向けた計画(平成 28 年 11 月 30 日付け報告)に示した当面 10 年間の計画に必要な費用(約 2,170 億円)等が必要となる。

2 資金調達計画

再処理施設の廃止措置に必要な費用は、エネルギー対策特別会計運営費交付金(電源開発促進勘定・電源利用対策運営費交付金)、エネルギー対策特別会計施設整備費補助金(電源開発促進勘定・電源利用対策施設整備費補助金)等により充当する計画である。

添付書類 八

廃止措置の実施体制に関する説明書

1 廃止措置の実施体制

再処理施設の実施体制は、再処理規則第 17 条第 2 項に基づき、再処理施設保安規定において保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項の審査をするための委員会の設置及び審査事項を規定する。また、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を監督させるものとする。

これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に行う。

なお、廃止措置の工程は、原子力機構の施設中長期計画に係る PDCA マネジメントにおいて年度ごとに原子力機構として確認・改善を行うとともに、理事長による半期ごとの事業計画レビューで確認しながら着実に進めていくこととし、必要に応じて適宜、廃止措置の実施体制を見直す。

2 放射線業務に係る経験

再処理施設では、再処理に伴い発生した放射性廃棄物を保有しており、当面の間、高放射性廃液の固化・安定化及び低放射性廃液の処理を着実に実施していく計画である。ガラス固化技術開発施設(TVF)における高放射性廃液の固化・安定化が終了する頃、先行して廃止措置(工程洗浄、系統除染等)に移行した分離精製工場(MP)等の主要4施設は、管理区域における機器の解体撤去に着手する見通しである。

廃止措置に当たり従事者には作業環境に応じた工事管理能力,汚染状況に基づく放射線管理能力及び緊急時に即時に的確に判断し対応できる能力等が求められる。

そのため,再処理施設で培った保守管理,保安管理,放射線管理等に関する 技術の継承を今後も継続していく。

3 技術者の確保

平成29年6月1日現在における再処理施設の技術者数は389名であり、そのうち、核燃料取扱主任者の有資格者は21名,第1種放射線取扱主任者は76名,技術士(原子力・放射線部門)に登録を受けた者は8名である。

今後も,廃止措置を行うために必要な教育及び訓練により技術者を確保する とともに,各種資格取得を奨励し,必要な有資格者を確保していく。

4 技術者に対する教育・訓練

再処理施設の安全確保に必要な技術的能力を維持・向上させるため,再処理 施設保安規定に基づき保安教育に関する計画を立て,それに従って教育を実施 する。

廃止措置に係る業務に従事する技術者に対しては,廃止措置を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う。

添付書類 九

品質保証計画に関する説明書

廃止措置期間中における再処理施設の品質保証計画については、原子炉等規制法第50条第1項に基づく再処理施設保安規定において、再処理規則第8条の4に基づいた理事長をトップマネジメントとする品質保証計画を定めて実施する。

品質保証計画には、再処理規則第8条の5,同規則第8条の6,同規則第8条の7,同規則第8条の8及び同規則第8条の9に基づく品質保証の実施に係る組織、保安活動に係る計画、実施、評価及び改善について定め、再処理施設保安規定及び品質保証計画並びにそれらに基づく下部規程を効率的に運用することにより、保安活動に係る品質マネジメントシステムの改善を継続して実施し、原子力安全の達成・維持・向上を図っていくこととする。

また、品質保証計画は「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」に従うものとし、品質保証計画のもとで、廃止措置期間中に 機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を行 う。

添付書類 十

回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す 工程に関する説明書 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すため,工程洗浄を実施する。工程洗浄は平成31年度から平成32年度に実施する計画であり,詳細な方法,時期については平成29年度末までに定める。また,初回の施設定期検査を受けるべき時期については,廃止措置計画認可後速やかに申請し,受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については,技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定める。

添付書類 十一

特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書

1 高放射性廃液

1.1 処理の方法及び手順

高放射性廃液は、高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽からガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の受入槽に受け入れたのち、分析を行い必要に応じて組成調整及び濃縮器で濃縮を行ったのち、濃縮液槽、濃縮液供給槽をへて溶融炉へ送り、ここでガラス原料とともに溶融する。溶融したガラスは、溶融炉下部からガラス固化体容器に注入し固化する。注入後蓋を溶接し所定の検査を実施したのち保管セル内に保管する。なお、保管セルの除熱は換気により行う。

槽類換気系は溶融炉換気系,貯槽換気系及びそれらの共通予備系並びに工程換気系からなる。溶融炉からの廃気は溶融炉換気系で洗浄,吸着,ろ過を行い,又,濃縮器等からの廃気は貯槽換気系で洗浄,吸着,ろ過を行い,低放射性廃液第一蒸発缶等からの廃気と合流し,工程換気系で吸着,ろ過を行ったのち,第二付属排気筒から排出する。固化セルからの廃気は溶融炉換気系及び貯槽換気系をへたのち,工程換気系をへて第二付属排気筒から排出する。なお,固化セルの除熱はインセルクーラにより行う。本開発棟の固化セル以外のセル廃気等はセル換気系に送りフィルタをへて第二付属排気筒から排出する。

溶融炉からの気相の凝縮液,槽類換気系からの洗浄廃液等は,中放射性廃液 貯槽をへて,中放射性廃液蒸発缶,低放射性廃液第一蒸発缶及び低放射性廃液 第二蒸発缶で処理し濃縮液は受入槽に送り試験用の廃液と混合する。また,凝 縮液は凝縮液槽をへて低放射性廃液第一貯槽,低放射性廃液第二貯槽及び,廃 水貯槽に送り,管理区域の床ドレン,手洗排水等とともに廃棄物処理場(AAF)の 放出廃液貯槽へ送り,必要に応じて第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)建家内 の中和処理設備で中和処理する。

ガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟で発生する高放射性の固体廃棄物は、 廃棄物容器に収納し高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)又は第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設(2HASWS)へ送る。低放射性の固体廃棄物は廃棄物容器に収納し 廃棄物処理場(AAF)に送るか、あるいは第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)又は第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)へ送る。

1.2 処理に係る人員

平成29年度以降は、運転体制を現在の4班3交替から5班3交替にするための要員増及び固化セル内で発生した大型機器等の解体作業を4班3交替での行うための要員増により、現状の年間約80人体制から約100人体制として処理期間短縮を図る。

1.3 設備の管理方法・体制

ガラス固化処理が著しく遅延しないよう,設備の維持管理を図る。特に,故障時の対応が困難である固化セル内の両腕型マニプレータ,クレーン等については,高経年化が予想される昇降部,給電系統等の更新を計画する。

設備の管理体制として,運転体制とは別に,4班3交替の設備保全体制を組織するとともに,メーカーの協力を得て技術力の補強を図る。

1.4 処理の工程・工程管理の方法

運転準備段階も含めて原子力機構の組織として計画管理を徹底し、計画に遅れが生じる可能性が顕在化した場合には原子力機構を挙げて速やかに対処できるようにする。

1.5 施設定期検査を受けるべき時期

初回の施設定期検査を受けるべき時期については、廃止措置計画認可後速やかに申請し、受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については、技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定める。

2 廃溶媒

2.1 処理の方法及び手順

廃溶媒は、廃棄物処理場(AAF)の廃溶媒・廃希釈剤貯槽及び廃希釈剤貯槽, スラッジ貯蔵場(LW)及び廃溶媒貯蔵場(WS)の廃溶媒貯槽から廃溶媒処理技術 開発施設(ST)の受入貯槽に受け入れたのち、洗浄槽で炭酸ナトリウム溶液で洗 浄し、第1抽出槽、第2抽出槽、第3抽出槽でリン酸溶液及び純水によりTBP (リン酸トリブチル)とドデカンに分離する。分離したドデカンはシリカゲル 吸着塔にて精製したのち、焼却施設(IF)へ送り、小型焼却炉で焼却する。

分離した TBP は、TBP 貯槽をへて、100 ℓ のドラムに供給し、さらにこのドラムに TBP と同量のエポキシ樹脂、硬化剤及び添加剤を加え(TBP 含有量 ℓ 0~60 重量パーセント)たのち、混合かく拌することにより、エポキシ固化体とする。

これらのドラム缶は、エポキシ樹脂が固化したのち、蓋をし、2000のドラム缶に納め、さらに2000ドラム缶のふたをしたのち、フレームに4本ずつまとめて納めたのち、アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)及び第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)へ運搬車にて送り貯蔵する。

廃溶媒処理技術開発施設(ST)の槽類からの廃気はフィルタをへて, セル換気系へ送る。

廃溶媒処理技術開発施設(ST)の建家からの廃気(ホワイト区域を除く。)はフィルタをへて、第一付属排気筒より排出する。

洗浄槽からの廃液は、希釈剤洗浄槽にて、廃溶媒処理技術開発施設(ST)で精製したドデカンにより洗浄したのち、廃液中間貯槽をへて、低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の廃液貯槽へ送り、貯蔵する。希釈剤洗浄槽からのドデカンは、焼却施設へ送り、小型焼却炉で焼却する。

受入貯槽及び第3抽出槽からの廃液は、本開発施設で精製したドデカン等で 洗浄したのち、蒸発缶に送る。蒸発缶濃縮液は廃液中間貯槽をへて、低放射性 濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の廃液貯槽へ送り、貯蔵する。

蒸発缶凝縮液及び本開発施設の管理区域の床ドレン,手洗廃水等は,廃棄物処理場の低放射性廃液貯槽へ送る。

廃溶媒処理技術開発施設(ST)で発生するフィルタ等の固体廃棄物は,廃棄物処理場(AAF)へ送るか,あるいは第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)又は第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)へ送る。

2.2 処理に係る人員,設備の管理方法・体制,処理の工程・工程管理の方法 廃溶媒の処理は低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性 濃縮廃液等の処理を開始した後に行うことから,処理に係る人員,設備の管理 方法・体制,処理の工程・工程管理の方法については低放射性廃棄物処理技術 開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備・セメント固化設備の設置後に詳細を平成 34 年度末までに定める。

2.3 施設定期検査を受けるべき時期

初回の施設定期検査を受けるべき時期については、廃止措置計画認可後速やかに申請し、受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については、技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定める。

- 3 低放射性濃縮廃液等
- 3.1 処理の方法及び手順

低放射性濃縮廃液及びリン酸廃液を低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)から低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に受入れ、沈殿剤を用いたろ過処理、吸着処理、硝酸根分解処理、蒸発濃縮処理、セメント固化処理を行う。処理の方法及び手順については低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備・セメント固化設備の設置に関する廃止措置計画の変更において詳細を定める。

3.2 処理に係る人員,設備の管理方法・体制,処理の工程・工程管理の方法, 施設定期検査を受けるべき時期 処理に係る人員,設備の管理方法・体制,処理の工程・工程管理の方法,施設定期検査を受けるべき時期については低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備・セメント固化設備の設置後に詳細を平成34年度末までに定める。